

山梨地方労働審議会
第1回 婦人服製造業家内労働部会

と き：令和6年1月19日
と ころ：山梨労働局1階大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 労働基準部長あいさつ
- 3 部会長選出及び部会長代理の指名
- 4 部会長あいさつ
- 5 議 事
 - (1) 家内労働部会運営規程及び専決事項について
 - (2) 家内労働の現状について
 - (3) 第14次最低工賃改正計画等について
 - (4) 婦人服製造業家内労働実態調査の結果について
 - (5) 山梨県婦人服製造業最低工賃の改正等について
 - (6) その他
- 5 閉 会

山梨地方労働審議会 家内労働部会委員名簿

令和5年11月21日指名

委員 定数 9人	公益を代表する委員 3名	
	家内労働者を代表する委員 3名	
	委託者を代表する委員 3名	
氏 名 職 名 等		
【公益を代表する委員】		
(本)	おちあい けいこ 落合 圭子	中込博法律事務所 弁護士
(臨)	いまい こういち 今井 幸一	山梨県納税貯蓄組合総連合会 専務理事
(臨)	おかまつ めぐみ 岡松 恵	山梨大学大学院総合研究部教育学域 准教授
【家内労働者を代表する委員】		
(本)	こばやし めぐみ 小林 恵	日本労働組合総連合会山梨県連合会 執行委員 山梨県教職員組合女性部長
(臨)	おかもと まさや 岡本 昌也	UAゼンセン山梨県支部 支部長
(臨)	しらくら のりひと 白倉 範人	日本労働組合総連合会山梨県連合会 副事務局長
【委託者を代表する委員】		
(本)	えんどう ひろゆき 遠藤 浩行	株式会社マルアイ 取締役本部長
(臨)	すずき こうじ 鈴木 康児	有限会社鈴木産業 取締役
(臨)	やまぎし まさよし 山岸 正宜	山梨県中小企業団体中央会 専務理事

本審・臨時の順及び50音順

第1回 家内労働部会 配席表 (R6.1.19)

山梨労働局 1階大会議室

今井委員 ○
落合委員 ○
岡松委員 ○

公益委員

小林委員 ○
岡本委員 ○
白倉委員 ○

家内労働者側委員

委託者側委員

○ 遠藤委員
○ 鈴木委員
○ 山岸委員

事務局

○ 井上賃金室長
○ 岡村労働基準部長
○ 平出室長補佐

出入口

**山梨地方労働審議会
関係規定等資料**

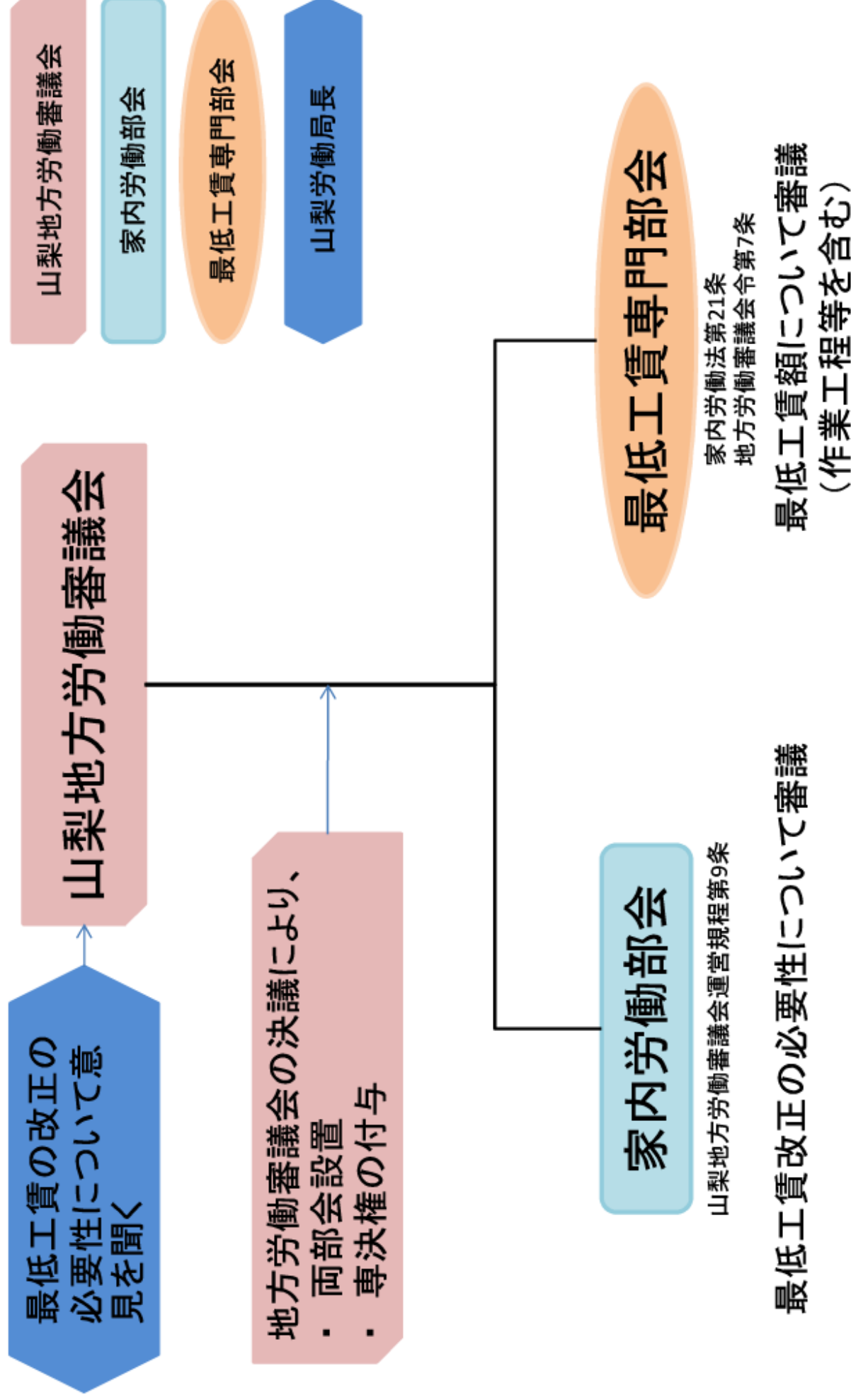
**令和5年度 第1回家内労働部会
(山梨県婦人服製造業最低工賃)**

令和6年1月19日

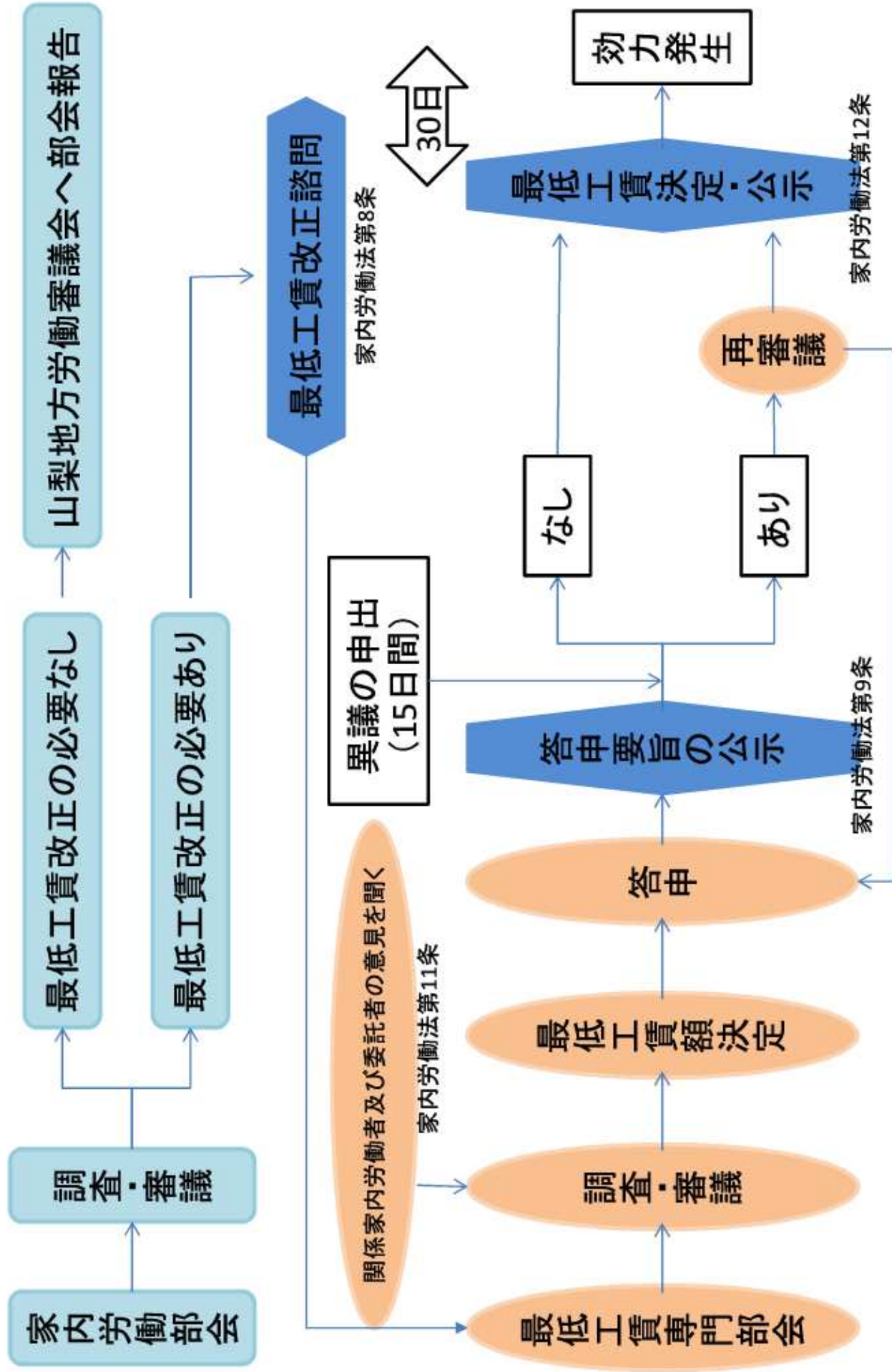
**令和5年度第1回家内労働部会
(山梨県婦人服製造業最低工賃)
関係規程等資料 目次**

1	地方労働審議会(家内労働関係)の仕組み	1
2	最低工賃決定までの流れ	3
3	令和5年度第1回山梨地方労働審議会 家内労働部会及び工賃専門部会に関する決議事項	5
4	地方労働審議会令	7
5	山梨地方労働審議会運営規程	9
6	山梨地方労働審議会家内労働部会運営規程	13
7	家内労働法(抜粋)	15
8	家内労働法施行規則(抜粋)	19

地方労働審議会（家内労働関係）の仕組み



最低工賃決定までの流れ



**令和5年度 第1回山梨地方労働審議会
家内労働部会及び最低工賃専門部会に関する決議事項等
(山梨県婦人服製造業最低工賃に関して)**

- 1 家内労働部会を設置すること。
- 2 家内労働部会において、「改正決定の必要性あり」との結論になり、「改正諮問すべき」となった場合、労働局長から審議会会長への諮問文を発出することにより諮問を行うこととし、審議会の招集に替えること。
- 3 上記2により改正諮問が行われた場合、最低工賃専門部会を設置すること。
- 4 部会長が本審の委員である場合には、部会決議をもって本審議会の議決とみなすこと。(審議会令第6条第8項、運営規程第10条第1項)
- 5 家内労働専門部会及び最低工賃専門部会の委員の選任(会長による指名)

令和5年11月21日

地方労働審議会令

(名称)

第1条 地方労働審議会(以下「審議会」という。)には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第2条 審議会は、委員18名で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員の任命)

第3条 委員は、労働者(家内労働法(昭和45年法律第60号)第2条第2項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使用者(同条第3項に規定する委託者を含む。以下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうち、都道府県労働局長が任命する。

3 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

4 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 会長に事故あるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

- 3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。
- 4 第2項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 5 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 6 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 7 部会長に事故あるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（最低工賃専門部会）

- 第7条 家内労働法第21条第1項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき臨時委員は、会長が指名する。
- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
 - 3 最低工賃専門部会は、その任を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
 - 4 前条第5項から第8項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

（議事）

- 第8条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の2以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 前2項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

（庶務）

- 第9条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

（雑則）

- 第10条 この政令の定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この政令は、平成13年10月1日から施行する。

山梨地方労働審議会運営規程

- 第1条 山梨地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2及び地方労働審議会令(平成13年政令第320号。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が召集する。
- 2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。
 - 3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
 - 4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。
- 第3条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。
- 第4条 会長は、会議の議長となり、議事を総理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料

の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下「部会」という。）及び同令第7条第1項に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会は、必要に応じて次の部会を置くことができる。

一 労働災害防止部会

二 家内労働部会

2 部会及び最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者（家内労働者を含む。）を代表するもの、使用者（委託者を含む。）を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りではない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第11条 臨時委員及び専門委員は、地方労働審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第12条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第12条の2 第9条の規定により設置した部会は、その任務を終了したときは廃止されたものとみなす。

第13条 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは廃止されたものとみなす。

第14条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第15条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、平成13年11月2日から施行する。

- 附 則 この規程は、平成 14 年 3 月 5 日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成 17 年 11 月 7 日から施行する。
- 附 則 この規程は、平成 21 年 11 月 30 日から施行する。
- 附 則 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

山梨地方労働審議会 家内労働部会 運営規程

第1条 山梨地方労働審議会家内労働部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び山梨地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 部会長は、部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、山梨地方労働審議会会長に報告しなければならない。

第3条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成21年12月14日から施行する。

家内労働法（抜粋）

（最低工賃）

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難しいと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

（審議会の意見に関する異議の申出）

第九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

- 2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めなければならない。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日を経過する日までの間は、前条第一項の規定による決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。
- 5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限って猶予し、又は最低工賃額（最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。）について別段の定めをすることができる。
- 6 前条第二項の規定は、第三項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

（最低工賃の改正等）

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等)

第十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

(公示及び発効)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日(公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日(公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その効力を生ずる。

(最低工賃額等)

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金(最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)の規定による最低賃金をいう。以下同じ。)(当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金(労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。))との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位

によって定めるものとする。

(最低工賃の効力)

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

(最低工賃に関する職権等)

第十五条 第八条第一項及び第十条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案であって厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案(厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。)については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低工賃が著しく不相当となったと認めるときは、労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 第八条第二項の規定は、前項の労働政策審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(工賃及び最低工賃に関する規定の効力)

第十六条 第六条又は第十四条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、これらの規定に定める基準による。

(専門部会等)

第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第二十三条 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする。

家内労働法施行規則（抜粋）

（審議会の意見に関する異議の申出）

第五条 法第九条第二項の異議の申出は、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出することによつて行なわなければならない。

2 厚生労働大臣に対する異議の申出は、関係都道府県労働局長を経由してすることができる。

（関係家内労働者及び関係委託者の意見の聴取）

第六条 労働政策審議会又は地方労働審議会（以下「審議会」と総称する。）

は、法第十一条第一項の規定により関係家内労働者及び関係委託者の意見を聴こうとするときは、当該事案の要旨並びに意見を述べようとする関係家内労働者及び関係委託者は一定の期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示しなければならない。

2 審議会は、前項の意見書によるほか、関係家内労働者及び関係委託者のうち適当と認める者から意見をきくものとする。

3 第一項の規定による公示は、労働政策審議会にあつては官報に掲載することにより、地方労働審議会にあつては都道府県労働局の掲示場に掲示することにより行うものとする。

（関係家内労働者又は関係委託者の申出）

第七条 法第十一条第二項の規定による申出は、次の事項を記載した申出書を提出することによつて行なわなければならない。

- 一 申出をする者が代表する家内労働者又は委託者の範囲
- 二 申出の内容
- 三 申出の理由

2 前項の申出書には、申出をする者が同項第一号の範囲の家内労働者又は委託者を代表する者であることを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 第一項の申出書は、当該事案が二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合には厚生労働大臣に、当該事案が一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係るものである場合には当該都道府県労働局長に提出しなければならない。この場合において、厚生労働大臣に提出する申出書は、関係都道府県労働局長を経由して提出することができる。

（最低工賃に関する決定の公示）

第八条 法第十二条第一項の規定による公示は、官報に掲載することによつて行なうものとする。

山梨地方労働審議会
審議資料

令和5年度第1回家内労働部会
(山梨県婦人服製造業最低工賃)

令和6年1月19日

令和5年度第1回家内労働部会（山梨県婦人服製造業最低工賃）

1	家内労働の現状	1
2	委託者・家内労働従事者数の推移（山梨県・全国）	9
3	繊維工業の委託者数・家内労働従事者数の推移（山梨県）	10
4	第14次最低工賃新設・改正計画	11
5	山梨県婦人服製造業最低工賃一覧表	13
6	山梨県婦人服製造業最低工賃の推移	17
7	全国の婦人服・ニット関係の最低工賃改正発効日一覧	19
8	他都県の近似最低工賃の状況	21
9	令和5年度婦人服製造業家内労働実態調査結果の概要	47
10	令和5年度婦人服製造業家内労働実態調査結果（委託者）	51
11	令和5年度婦人服製造業家内労働実態調査結果（家内労働者）	55
12	（参考）作業工程別時間換算額の平均一覧表	60
13	山梨県地域別及び特定（産業別）最低賃金額の推移	61
14	給与等の年別変化	62
15	男女別所定内給与額の推移	63
16	山梨県最低賃金と一般賃金水準との比較	64
17	山梨の賃金・労働時間及び雇用の動き（令和5年10月分速報）	65
18	山梨県鉱工業指数（令和5年10月分）	83
19	甲府市消費者物価指数（2023年11月分）	109
20	山梨中央銀行調査月報（2024年1月版）	123

家内労働の現状

厚生労働省では、委託状況届等を基に各都道府県労働局が把握した家内労働者数等家内労働の概況について毎年10月時点の状況を取りまとめ、家内労働対策の基礎資料としています。

令和4年度の調査結果から、家内労働の現状をみると次のようになります。

1 家内労働従事者（第1表）

令和4年10月1日現在、家内労働に従事する者の総数は98,339人で、その内訳をみると、製造業者や販売業者から委託を受け、主として自宅で物品の製造、加工等に従事している家内労働者は95,108人、また、家内労働者の同居の親族であって、家内労働者とともに仕事に従事している補助者は3,231人となっています。

2 家内労働者

(1) 推移（第1表）

家内労働法が制定された昭和45年度以降の家内労働者数の推移をみると、昭和48年度の1,844,400人がピークでしたが、令和4年度は95,108人となっています。

(2) 男女別（第1表）

家内労働者数を男女別にみると、男性が11,141人であるのに対し、女性は83,967人と全体の88.3%を占めています。

(3) 類型別（第1表）

家内労働者数を類型別にみると、家庭の主婦などが従事する内職的家内労働者が89,278人で全体の93.9%と大部分を占め、世帯主が本業として従事する専門的家内労働者は4,308人（4.5%）、農業や漁業の従事者等が本業の合間に従事する副業的家内労働者は1,522人（1.6%）となっています。

(4) 業種別（第2表）

家内労働者数を業種別でみると、貴金属製造、がん具花火製造などの「その他（雑貨等）」を除くと、衣服の縫製、ニットの編立てなどの「繊維工業」が21,554人（22.7%）と最も多く、次いでコネクタ－差しなどの「電気機械器具製造業」が12,564人（13.2%）となっています。

(5) 都道府県別（第3表）

家内労働者数を都道府県別にみると、東京都が8,596人と最も多く、次いで愛知県が7,141人、大阪府が6,433人となっています。

(6) 危険有害業務に従事する家内労働従事者数（第4表）

危険有害業務に従事する家内労働従事者数は、8,285人で、家内労働従事者数に占める割合は8.7%となっています。

業務の種類別にみると、動力ミシンやニット編み機など「動力により駆動される機械を使用する作業」が、6,308人と最も多く、危険有害業務に従事する家内労働従事者全体の76.1%を占めています。

3 委託者

(1) 委託者数（第5表）

令和4年10月1日現在の委託者数は、7,017で、その内訳をみると、製造又は販売業者が6,593、製造又は販売業者から製造、加工等を請負い、これを家内労働者に委託する請負業者が424となっています。

(2) 業種別（第5表）

委託者数を業種別でみると、「その他（雑貨等）」を除くと、「繊維工業」が2,404(34.3%)と最も多く、次いで「電気機械器具製造業」が783(11.2%)となっています。

(3) 1委託者当たりの平均家内労働者数（第5表）

1委託者当たりの平均家内労働者数は13.6人で、業種別にみると、「ゴム製品製造業」が23.4人と最も多く、「その他（雑貨等）」を除くと、次いで「紙・紙加工品製造業」が16.2人となっているのに対し、「繊維工業」は9.0人と最も少なくなっています。

4 代理人

(1) 代理人数（第5表）

委託者は、多数の遠隔地の家内労働者に仕事を委託する場合に、自らが直接家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払い等を行うことが距離的、時間的に難しいことから、これらの業務を行わせるため、家内労働者との間に代理人を置いていることがあります。その数は令和4年10月1日現在351人となっています。

(2) 業種別（第5表）

代理人数を業種別にみると、「その他（雑貨等）」を除くと、「繊維工業」が68人(19.4%)と最も多く、次いで「電気機械器具製造業」が46人(13.1%)、「紙・紙加工品製造業」が25人(7.1%)となっています。

第1表 家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数及び委託者数の推移

区分	昭和45年	48年	50年	55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	21年	22年	27年	令和2年	3年	4年
家内労働従事者数 (対前年比率)	人	2,017,100	1,725,700	1,415,500	1,223,200	951,800	576,701	347,084	216,625	151,950	141,131	114,655	108,539	100,462	98,339
		(0.2%)	(△ 5.9%)	(△ 1.9%)	(△ 3.2%)	(△ 6.0%)	(△ 12.3%)	(△ 9.2%)	(△ 4.4%)	(△ 15.3%)	(△ 7.1%)	(△ 2.1%)	(0.2%)	(△ 7.4%)	(△ 2.1%)
家内労働者数 (対前年比率)	人	1,811,200	1,563,700	1,313,900	1,149,000	903,400	549,585	331,831	207,142	145,151	136,289	111,038	105,301	97,122	95,108
		(0.2%)	(△ 5.5%)	(△ 2.1%)	(△ 3.2%)	(△ 5.7%)	(△ 12.3%)	(△ 9.1%)	(△ 4.2%)	(△ 15.5%)	(△ 6.1%)	(△ 1.8%)	(0.2%)	(△ 7.8%)	(△ 2.1%)
性別	男性	139,500	136,600	125,200	101,900	78,100	36,443	23,888	18,758	14,274	13,191	11,840	11,220	11,146	11,141
		[7.7%]	[7.4%]	[8.0%]	[7.8%]	[6.8%]	[6.6%]	[7.2%]	[9.1%]	[9.8%]	[9.7%]	[10.7%]	[10.7%]	[11.5%]	[11.7%]
性別	女性	1,671,700	1,707,800	1,438,500	1,212,000	1,070,900	513,142	307,943	188,384	130,877	123,098	99,198	94,081	85,976	83,967
		[92.3%]	[92.6%]	[92.0%]	[92.2%]	[93.2%]	[93.4%]	[92.8%]	[90.9%]	[90.2%]	[90.3%]	[89.3%]	[89.3%]	[88.5%]	[88.3%]
類型別	専業	171,000	171,000	134,800	101,400	76,200	31,848	16,914	10,813	7,348	5,900	5,343	4,905	4,512	4,308
		[9.4%]	[9.3%]	[8.6%]	[7.7%]	[6.6%]	[5.8%]	[5.1%]	[5.2%]	[5.1%]	[4.3%]	[4.8%]	[4.7%]	[4.6%]	[4.5%]
類型別	内職	1,597,200	1,633,600	1,393,800	1,189,500	1,058,500	512,900	311,835	193,778	136,541	129,577	104,929	99,244	91,508	89,278
		[88.2%]	[88.6%]	[89.1%]	[90.5%]	[92.1%]	[93.3%]	[94.0%]	[93.6%]	[94.1%]	[95.1%]	[94.5%]	[94.2%]	[94.2%]	[93.9%]
副業	43,000	39,800	35,100	23,000	14,300	9,400	4,837	3,082	2,551	1,262	812	766	1,152	1,102	1,522
	[2.4%]	[2.2%]	[2.2%]	[1.8%]	[1.2%]	[1.0%]	[0.9%]	[0.9%]	[1.2%]	[0.9%]	[0.6%]	[0.7%]	[1.1%]	[1.1%]	[1.6%]
補助者数	205,900	196,800	162,000	101,600	74,200	48,400	27,116	15,253	9,483	6,799	4,842	3,617	3,238	3,340	3,231
委託者数	113,100	110,900	106,100	90,100	80,600	59,800	38,538	24,116	15,010	10,982	10,447	7,760	7,500	7,139	7,017

注1：「家内労働従事者数」は、「家内労働者数」と「補助者数」の合計をいう。

注2：[]は、性及び類型別の構成比である。

注3：昭和45年から平成2年までの数値は下2桁で四捨五入してあるため、内訳の数値を積み上げた数値は、合計の数値と一致しない場合がある。

第2表 業種別家内労働者数及び主な家内労働業務

業種	令和3年		令和4年		対前年比減少率		主な家内労働業務
	人	%	人	%	%	%	
総数	97,122	100%	95,108	100%	△ 2.1		
食料品製造業	1,934	2.0%	1,743	1.8%	△ 9.9		貝の加工、昆布巻き、食品の袋詰め・シール貼り
繊維工業	22,895	23.6%	21,554	22.7%	△ 5.9		衣服の縫製、ニット編立て、燃糸製造、絹糸等による織布、ミシン縫製、裁縫、布団の綿入れ、タオルのヘム加工
木材・木製品、家具・装備品製造業	964	1.0%	1,051	1.1%	9.0		塗箸加工、仏壇加工、桜皮の張付け・加工、額縁製造、ブラインド組立
紙・紙加工品製造業	6,489	6.7%	6,195	6.5%	△ 4.5		紙箱の組立、封筒糊付け、紙袋の張り・ひも付け、ショッピング袋の口芯入れ・ひも付け、ティッシュペーパーの詰合せ
印刷・同関連及び出版業	2,413	2.5%	2,776	2.9%	15.0		製本、ワープロ入力、文字校正、チラシ袋詰め、加除式追録の編集
ゴム製品製造業	6,155	6.3%	6,034	6.3%	△ 2.0		ゴム製履物の部品貼合せ、ゴム製品のバリ取り
皮革製品製造業	1,910	2.0%	1,788	1.9%	△ 6.4		革靴の製甲・底付け、革手袋の火のし、鞆の糊付け加工
窯業・土石製品製造業	634	0.7%	737	0.8%	16.2		陶磁器の生地製造・上絵付け・焼成・転写貼り・鑄込み
金属製品製造業	3,307	3.4%	3,158	3.3%	△ 4.5		洋食器研磨、作業工具研磨、刃物研磨、金属プレス加工、鍵部品加工、鋸の目立て
電子部品・デバイス製造業	4,201	4.3%	4,159	4.4%	△ 1.0		電子部品の組立・検査
電気機械器具製造業	12,024	12.4%	12,564	13.2%	4.5		コネクター差し、チューブ通し、キャップ通し、シールド線の端未加工、コンデンサーの検査、コイル巻き、ワイヤーハーネス組立
情報通信機械器具製造業	639	0.7%	563	0.6%	△ 11.9		携帯電話部品の組立・検査・包装、ケーブル端未加工、カーナビ組立
機械器具等製造業	5,374	5.5%	5,311	5.6%	△ 1.2		自動車部品組立、航空機部品組立
その他（雑貨等）	28,183	29.0%	27,475	28.9%	△ 2.5		貴金属製造、がん具花火製造、眼鏡枠加工・研磨・組立、釣針の糸結び・仕掛け、毛筆・画筆の穂首づくり、事務用品製造

第3表 都道府県別家内労働従事者数、家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数

都道府県	家内労働			委託者数	代理人数
	従事者数	家内労働者数	補助者数		
全	人	人	人		人
国	98,339	95,108	3,231	7,017	351
北海道	816	804	12	85	0
青森県	806	797	9	68	0
岩手県	1,046	1,040	6	98	2
宮城県	989	981	8	105	8
秋田県	1,349	1,307	42	132	0
山形県	1,742	1,717	25	177	5
福島県	1,831	1,809	22	156	0
茨城県	1,966	1,912	54	148	61
栃木県	1,067	1,045	22	108	1
群馬県	3,562	3,305	257	205	7
埼玉県	4,698	4,613	85	357	23
千葉県	1,784	1,763	21	135	1
東京都	8,868	8,596	272	802	0
神奈川県	1,635	1,609	26	101	3
新潟県	2,334	2,247	87	176	5
富山県	1,238	1,162	76	113	27
石川県	1,711	1,629	82	149	0
福井県	1,681	1,631	50	159	18
山梨県	1,549	1,527	22	170	0
長野県	2,950	2,869	81	215	0
岐阜県	1,985	1,756	229	146	1
静岡県	6,473	6,273	200	282	56
愛知県	7,456	7,141	315	336	4
三重県	2,784	2,655	129	133	0
滋賀県	2,887	2,850	37	147	3
京都府	2,830	2,703	127	196	3
大阪府	6,641	6,433	208	394	45
兵庫県	3,131	2,881	250	171	3
奈良県	1,778	1,743	35	151	3
和歌山県	501	484	17	33	0
鳥取県	934	919	15	96	0
島根県	756	712	44	92	3
岡山県	2,780	2,674	106	141	0
広島県	1,998	1,952	46	114	41
山口県	1,335	1,320	15	96	0
徳島県	562	553	9	43	23
香川県	1,191	1,153	38	102	3
愛媛県	2,262	2,236	26	168	0
高知県	593	581	12	40	1
福岡県	1683	1624	59	110	0
佐賀県	775	764	11	87	0
長崎県	202	202	0	31	0
熊本県	900	896	4	87	0
大分県	347	343	4	26	1
宮崎県	950	920	30	65	0
鹿児島県	729	723	6	49	0
沖縄県	254	254	0	22	0

第4表 危険有害業務の種類、性別及び類型別危険有害業務に従事する家内労働従事者数

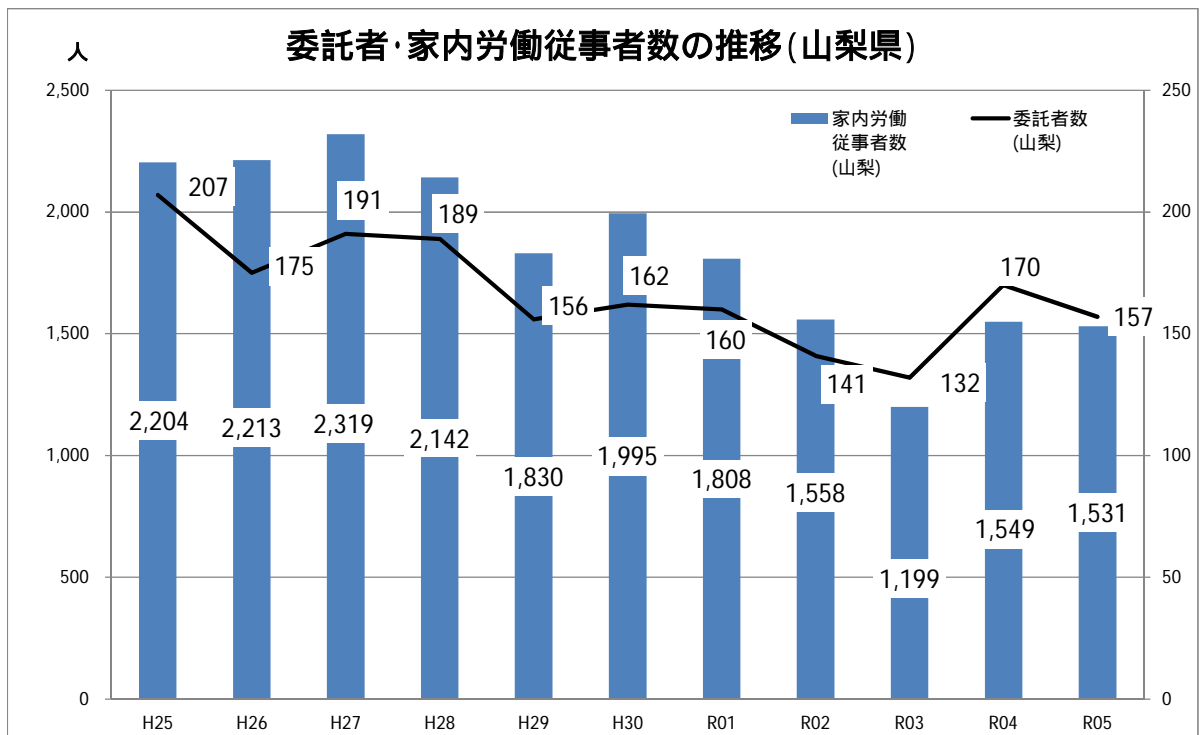
危険有害業務の種類	危険有害業務に従事する家内労働従事者数						
	総数	性別		類型別			
		男	女	専業	内職	副業	
総数	人 8285 (523) 100.0%	人 1771 (155) 21.4%	人 6514 (368) 78.6%	人 1214 (98) 14.7%	人 6969 (419) 84.1%	人 102 (6) 1.2%	
①プレス機、型付け機、型打ち機、シャワー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用する作業	320 (35) 3.9%	187 (13) 10.6%	133 (22) 2.0%	147 (19) 12.1%	171 (16) 2.5%	2 (0) 2.0%	
②有機溶剤または有機溶剤含有物を使用する作業 (例：有機溶剤を取り扱う人形の製造、有機溶剤を使用して金属を脱脂・洗浄する作業)	683 (46) 8.2%	310 (5) 17.5%	373 (41) 5.7%	193 (20) 15.9%	484 (26) 6.9%	6 (0) 5.9%	
③鉛又は鉛化合物を使用する作業 (例：鉛を取り扱う電気機械・車両用配線作業)	244 (1) 2.9%	45 (0) 2.5%	199 (1) 3.1%	19 (0) 1.6%	220 (0) 3.2%	5 (1) 4.9%	
④土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する作業 (例：い草加工、ガラス製造、炭素製品製造)	322 (57) 3.9%	239 (16) 13.5%	83 (41) 1.3%	227 (22) 18.7%	90 (35) 1.3%	5 (0) 4.9%	
⑤動力により駆動される機械を使用する作業 (例：ニット編み機、レース編み機、動力ミシン等を取り扱う作業)	6308 (301) 76.1%	929 (66) 52.5%	5379 (235) 82.6%	669 (37) 55.1%	5554 (259) 79.7%	85 (5) 83.3%	
⑥木工機械を使用する作業 (例：家具製造、人形製造)	10 (1) 0.1%	6 (1) 0.3%	4 (0) 0.1%	7 (1) 0.6%	3 (0) 0.04%	0 (0) 0.0%	
⑦火薬類を使用する作業 (例：花火製造)	427 (82) 5.2%	98 (51) 5.5%	329 (31) 5.1%	0 (0) 0.0%	427 (82) 6.1%	0 (0) 0.0%	
上記①から⑦までの作業を除く危険有害作業	61 (11) 0.7%	33 (4) 1.9%	28 (7) 0.4%	39 (9) 3.2%	22 (2) 0.3%	0 (0) 0.0%	

注1：2種類以上の危険有害業務に従事する者はそれぞれの作業毎に1人として計上した。
但し、総数は実人数であるため、危険有害業務の内訳を積み上げた数値は、総数と一致しない場合がある。

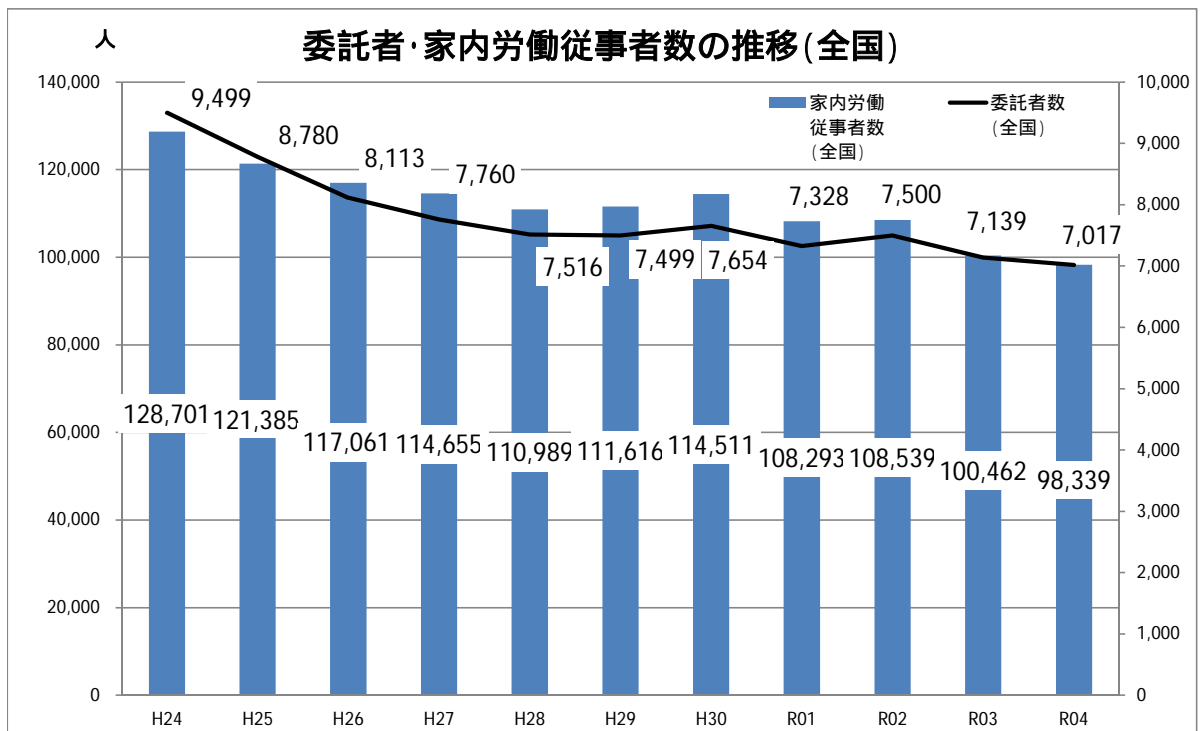
注2：()は、補助者数(内数)である。

第5表 業種別委託者数、代理人数及び1委託者当たりの平均家内労働者数

業種	委託者数			代理人数	1委託者当たりの 平均家内労働者数
	総数	製造・販 売業者	請負業者		
総数	7,017 100.0%	6,593 100.0%	424 100.0%	351 100.0%	13.6
食料品製造業	128 1.8%	127 1.9%	1 0.2%	2 0.6%	13.6
繊維工業	2,404 34.3%	2,228 33.8%	176 41.5%	68 19.4%	9.0
木材・木製品、家具・装備品製造業	72 1.0%	68 1.0%	4 0.9%	1 0.3%	14.6
紙・紙加工品製造業	383 5.5%	378 5.7%	5 1.2%	25 7.1%	16.2
印刷・同関連及び出版業	178 2.5%	168 2.5%	10 2.4%	3 0.9%	15.6
ゴム製品製造業	258 3.7%	236 3.6%	22 5.2%	12 3.4%	23.4
皮革製品製造業	190 2.7%	187 2.8%	3 0.7%	15 4.3%	9.4
窯業・土石製品製造業	75 1.1%	73 1.1%	2 0.5%	0 0.0%	9.8
金属製品製造業	308 4.4%	299 4.5%	9 2.1%	0 0.0%	10.3
電子部品・デバイス製造業	381 5.4%	362 5.5%	19 4.5%	2 0.6%	10.9
電気機械器具製造業	783 11.2%	718 10.9%	65 15.3%	46 13.1%	16.0
情報通信機械器具製造業	50 0.7%	44 0.7%	6 1.4%	11 3.1%	11.3
機械器具等製造業	441 6.3%	412 6.2%	29 6.8%	10 2.8%	12.0
その他（雑貨等）	1,366 19.5%	1,293 19.6%	73 17.2%	156 44.4%	20.1



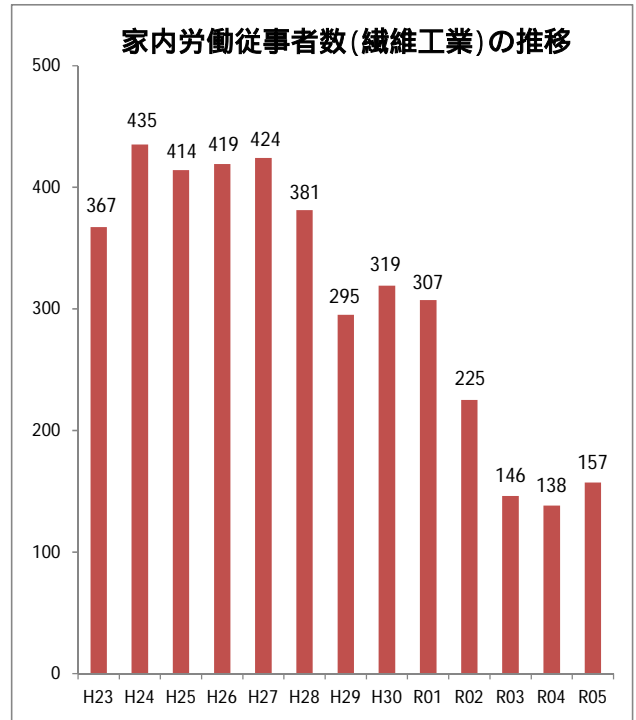
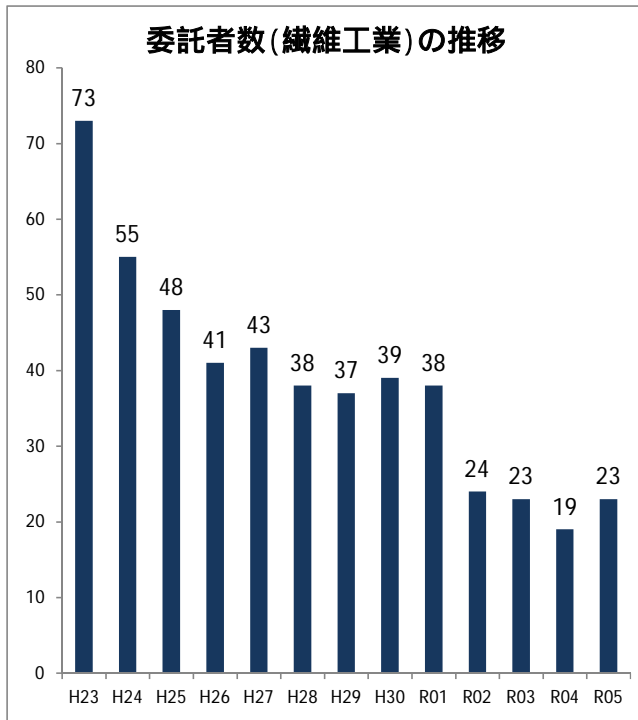
[全業種]	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
委託者数 (山梨)	207	175	191	189	156	162	160	141	132	170	157
家内労働従事者数 (山梨)	2,204	2,213	2,319	2,142	1,830	1,995	1,808	1,558	1,199	1,549	1,531



[全業種]	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
委託者数 (全国)	9,499	8,780	8,113	7,760	7,516	7,499	7,654	7,328	7,500	7,139	7,017
家内労働従事者数 (全国)	128,701	121,385	117,061	114,655	110,989	111,616	114,511	108,293	108,539	100,462	98,339

資料出所：家内労働概況調査

繊維工業の委託者数・家内労働従事者数の推移(山梨県)



【繊維工業】	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
委託者数	73	55	48	41	43	38	37	39	38	24	23	19	23
家内労働従事者数	367	435	414	419	424	381	295	319	307	225	146	138	157

【資料出所:家内労働概況調査】

繊維工業 製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、 網・網・レース・繊維粗製品製造業、外衣・シャツ製造業(和式を除く)、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、その他の繊維製品製造業

第14次最低工賃新設・改正計画

2022年4月から2025年3月

山梨労働局

計画年度	最低工賃件名	前回改正年月日	制定年月日
2022年度	(改正) 電気機械器具製造業最低工賃	R5.4.22	S59.1.7
2023年度	(改正) 婦人服製造業最低工賃	R3.5.5	H 2.4.5
2024年度	(改正) 貴金属製品製造業最低工賃	R4.3.23	S48.2.27

第 14 次最低工賃新設・改正計画方針

1 計画期間

2022 年度から 2024 年度までの 3 年間

2 改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃の改正については、実効性の確保を図るため、3 年を周期とする計画に従い、見直しを行うこと。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。

(2) 改正諮問の見送り

実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った上で、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃についての改正諮問の見送りを行うこと。

3 新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

(1) 関係団体から新設の要請がなされているもの

(2) 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの

(3) 他地域との関連性が強いもの

4 廃止について

適用家内労働者が 100 人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2 つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合も含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

山梨県婦人服製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

山梨県内で、婦人服製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に婦人服製造業に係る業務を委託する委託者

3 最低工賃額

下表のとおり

品目	工程	規格		金額
ワンピース	そで口あきみせまつり			1着(両そで)につき 13円
	千鳥掛け	千鳥の間隔が6ミリメートル以上のもの		5センチメートルにつき 10円
	星入れ			10センチメートルにつき 14円
上衣	ボタン付け	根巻きなし2つ穴のボタンを付けるもの		1個につき 8円
		根巻きあり4つ穴のボタンを付けるもの		1個につき 10円
コート	かぎホック付け			1組につき 15円
スカート	スナップ付け			1組につき 15円
スラックス	糸ループ付け	糸ループの長さが3センチメートルのもの (作り付け)		1か所につき 9円
ブラウス		糸ループの長さが5センチメートルのもの (作り付け)		1か所につき 10円
	×印しつけ止め			1か所につき 10円
	肩パット付け			1着(両肩)につき 35円
婦人用M	オーバーロックミシンによる縫製	長そで 肩・そで及びわき		1着につき 85円
丸首無地セーター	リンクミシンによる取付け	衿(ハイネックに限る)	12ゲージ	1着につき 74円
	手ががり	衿(ハイネックに限る)		1着につき 36円

備考1 金額欄中表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりに換算した額とし、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。

2 品目欄中のワンピース、上衣、コート、スカート、スラックス及びブラウスについては、手作業によるまとめの業務に限るものとする。

4 効力発生の日

令和3年5月5日

山梨県婦人服製造業最低工賃用語

工 程	解 説
あきみせそで(開きみせ袖) 	ジャケットの袖の部分が、実際には開かないのに、開くように見えるデザインの物。あきみせ袖には、ボタンホール(見せかけ)のあるセツパ付きのタイプとセツパの無い物がある。また、あきみせ袖の中にも、よりリアルに開きを見せるため、袖口が(約2cmくらい)開いているタイプや、開きが全くないタイプ、また開いた部分が額縁仕立てになっているデザインがある。
あきみせまつり	「ジャケット」の「袖口」部分の実際は開かない装飾的なボタンがついているところのまつり縫い。
千鳥掛け 	糸を斜めに交差させるかがり方。ほつれるのを防ぐために布の端に用いる。
星入れ 	目立たせないように星のような小さな針目で縫い止めすること。方法はごく小針の返し縫いである。使うところによって、裏側からする方法と表側からする方法がある。星止めはミシステッチの代わりにファスナーをつけたり、見返しなどの浮きを押さえたいときに用いる。
根巻きボタン付け 	ボタンを付ける際に、根巻きをすること。実際に掛けるボタンにする。
飾りボタン付け 	飾りボタンとは、袖口やWのスーツの、実際に掛けないボタンで、根巻きをしないもの。
カギホック付け	洋服の合わせ目などをひっかけて止める、かぎ型の止め金。フック。
スナップ付け 	シャツなどの前やそで口などを合わせて止めるのに使う円形の小さな金具。突起を穴に入れて止める。
糸ループ付け	鎖編みをした糸を布地と裏地につけ、ずれないようにするもの。
×印しつけ止め	ジャケットのパンツやスカートのスリットにするしつけ。
肩パット付け	ジャケットなどの肩に入れるパット付け。

山梨県婦人服製造業最低工賃用語

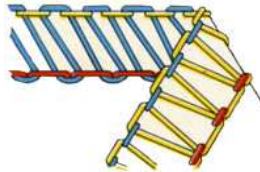
ニット編み関係

オーバーロックミシンによる縫製

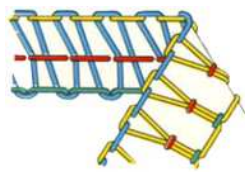
ロックミシンは、布の端がほつれないように始末するために使用するものです。
縫製部分が伸び縮みすることから、伸縮性のあるニット素材のパーツの縫い合わせにも使用されます。

【オーバーロックミシンの縫い目の例】

1本針



2本針



オーバーロックミシンの例



リンクングミシンによる取付け

リンクングとは、ニットの本体と付属編みパーツの両方の編地のループとループを、同時にリンクングミシンの針に通して編み込み、目をつなぎ合わせることで、

伸縮性があり、縫代がいらないので、すっきりとした仕上がりになります。
非常に細かい作業で、熟練した技が必要です。

リンクングミシンの例

【ダイヤルリンクング】



【フラットリンクング】(やすみ)



ゲージについて

ゲージとは編機の針の密度を表す単位で、1インチ(2.54cm)間の針が何本あるかを表しています。

例えば12ゲージであれば、1インチの間に12本の針があることを示しています。

山梨県婦人服製造業最低工賃の推移

山梨労働局

品目	改定状況 工 程	4年度 (5.5.5)	7年度 (8.5.4)	10年度 (11.5.6)	13年度 (14.5.4)	16年度	20年度 (21.5.1)	23年度 (24.4.21)	26年度	29年度 (30.5.4)	R2年度 (3.5.5)
		工賃(上段) 改定率(下段)	工賃(上段) 改定率(下段)	工賃(上段) 改定率(下段)	工賃(上段) 改定率(下段)	見送り	工賃(上段) 改定率(下段)	工賃(上段) 改定率(下段)	見送り	工賃(上段) 改定率(下段)	工賃(上段) 改定率(下段)
ワンピース 上 衣 コ ー ト ス カ ー ト ス ラ ッ ク ス ブ ラ ウ ス	そで口あきみせまつり (1着につき)	7円	8円	9円	9円	-	9円	11円	-	12円	13円
		16.7%	14.3%	12.5%	0.0%		0.0%	22.2%		9.1%	8.3%
	千鳥掛け(間隔6mm以上) (5cmにつき)	6円	7円	7円	7円	-	7円	8円	-	9円	10円
		20.0%	16.7%	0.0%	0.0%		0.0%	14.3%		12.5%	11.1%
	星入れ (10cmにつき)	7円	9円	10円	10円	-	10円	12円	-	13円	14円
		40.0%	28.6%	11.1%	0.0%		0.0%	20.0%		8.3%	7.7%
	ボタン付け (根巻きなし2つ穴ボタン) (1個につき)	4円	5円	5円	5円	-	6円	6円	-	7円	8円
		33.3%	25.0%	0.0%	0.0%		20.0%	0.0%		16.7%	14.3%
	ボタン付け (根巻きあり4つ穴ボタン) (1個につき)									9円	10円
										-	11.1%
	かぎホック付け (1組につき)	8円	9円	10円	11円	-	11円	13円	-	14円	15円
		14.3%	12.5%	11.1%	10.0%		0.0%	18.2%		7.7%	7.1%
スナップ付け (1組につき)	8円	9円	10円	11円	-	11円	13円	-	14円	15円	
	14.3%	12.5%	11.1%	10.0%		0.0%	18.2%		7.7%	7.1%	
糸ループ付け(3cm) (1か所につき)	5円	5円	6円	6円	-	6円	7円	-			
	25.0%	0.0%	20.0%	0.0%		0.0%	16.7%				
糸ループ付け(3cm作り付け) (1か所につき)									8円	9円	
									-	12.5%	
糸ループ付け(5cm) (1か所)	6円	7円	7円	7円	-	7円	8円	-			
	20.0%	16.7%	0.0%	0.0%		0.0%	14.3%				
糸ループ付け(5cm作り付け) (1か所につき)									9円	10円	
									-	11.1%	
×印しつけ止め (1か所につき)	4円	5円	5円	5円	-	5円	6円	-	7円	10円	
	33.3%	25.0%	0.0%	0.0%		0.0%	20.0%		16.7%	42.9%	
肩パット付け (1組につき)	20円	22円	24円	24円	-	30円	30円	-	33円	35円	
	11.1%	10.0%	9.1%	0.0%		25.0%	0.0%		10.0%	6.1%	

品目	改定状況 工 程	8年度 (9.5.2)	11年度 (12.5.4)	14年度	17年度	20年度 (21.5.1)	23年度 (24.4.21)	26年度	29年度 (30.5.4)	R2年度 (3.5.5)
		工賃(上段) 改定率(下段)	工賃(上段) 改定率(下段)	見送り	見送り	工賃(上段) 改定率(下段)	工賃(上段) 改定率(下段)	見送り	工賃(上段) 改定率(下段)	工賃(上段) 改定率(下段)
婦人用M丸 首無地セー ター	オーバーロックミシンによる縫製長そで、 肩・そで及びわき (1着につき)	65円	66円	-	-	77円	77円	-	80円	85円
			1.5%			16.7%	0.0%		3.9%	6.3%
	リンキングミシンによる取付け 衿(ハイネックに限る)(12ゲージ) (1着につき)	58円	60円	-	-	70円	70円	-	70円	74円
		3.4%			16.7%	0.0%		0.0%	5.7%	
手かがり 衿(ハイネックに限る) (1着につき)	26円	29円	-	-	34円	34円	-	34円	36円	
		11.5%			17.2%	0.0%		0.0%	5.9%	

□ は、前回改定額を示す

全国の婦人服・ニット関係の最低工賃改正発効日一覧

都道府県名	最低工賃件名	発効年月日
青 森	男子・婦人既製服製造業	R4.4.1
岩 手	婦人・男子既製洋服製造業	R4.6.1
宮 城	男子服・婦人服製造業	H29.5.4
秋 田	男子服・婦人服・子供服製造業	R3.4.2
山 形	男子・婦人既製服製造業	H30.4.6
福 島	横編ニット製造業	R4.5.1
	外衣・シャツ製造業	R3.5.1
茨 城	婦人・子供既製服製造業	H17.4.1
栃 木	衣服製造業	R4.4.21
群 馬	横編ニット製造業	H16.4.30
	婦人服製造業	H18.5.6
埼 玉	縫製業	R5.5.5
千 葉	婦人既製洋服製造業	H21.5.27
東 京	婦人既製洋服製造業	H21.4.1
新 潟	男子・婦人既製洋服製造業	H12.4.6
	横編ニット製造業	H12.4.15
富 山	ニット製造業	R4.3.3廃止
福 井	衣服製造業	R4.4.22
山 梨	婦人服製造業	R3.5.5
長 野	外衣・シャツ製造業	H14.3.31
岐 阜	婦人服製造業	H7.3.31
鳥 取	男子服・婦人服製造業	H27.5.21
島 根	外衣・シャツ製造業	H15.6.25
広 島	既製服縫製業	R5.8.12
福 岡	婦人服製造業	H27.4.17
佐 賀	婦人既製服製造業	R4.4.24
長 崎	婦人既製洋服製造業	H13.4.1
熊 本	縫製業	H16.4.25
大 分	衣服製造業	H13.9.6
宮 崎	婦人既製洋服製造業	R4.4.17廃止
沖 縄	縫製業	R5.4.28

発効年月日欄の赤字は第13次最低工賃新設・改正計画(R元年度～R3年度)または第14次最低工賃新設・改正計画(R4年度～R6年度)期間中に、改正または廃止決定を行ったもの

他都県の近似最低工賃の状況
1 そで口あきみせまつり

都道府県	品目	工程	規格	金額	発効日
山梨	ワンピース 上衣 コート スカート スラックス ブラウス	そで口あきみせまつり		1着(両そで) につき 13 円	R3.5.5

参考(男子既製洋服)

鳥取	背広上着	そであきまつり		1枚につき 15 円	H27.5.21
----	------	---------	--	------------	----------

他都県の近似最低工賃の状況 2 千鳥掛け

都道府県	品目	工程	規格	金額	発効日
山梨	ワンピース 上衣 コート スカート スラックス ブラウス	千鳥掛け	千鳥の間隔が6ミリメートル以上のもの	5センチメートルにつき 10 円	R3.5.5
青森	ブレザー	身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 13 円	R4.4.1
岩手	ワンピース又はブラウス	千鳥がけ	長さが3cm間に6個以上	1か所につき 10 円	R4.6.1
	スカート又はスラックス			11 円	
	ジャケット又はコート				
宮城	ワンピース	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 13 円	H29.5.4
	コート			1か所につき 16 円	
	ブレザー			1か所につき 11 円	
	スカート				
秋田	ワンピース 上衣 スカート ズボン ブラウス	千鳥まつり	針目が4cm間隔に5針以上	枚4cmにつき 11 円	R3.4.2
山形	ブレザー	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 13 円	H30.4.6
	コート			1か所につき 12 円	
茨城	ワンピース 上衣(ブラウスを除く)	身返し端千鳥がけ		3センチメートルにつき 11 円	H17.4.1
	スカート	千鳥掛け		5センチメートルにつき 11 円	
栃木	婦人・子供既製洋服	見返し端千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上	1か所につき 16 円	H21.4.8
群馬	婦人服	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に4針以上	1か所につき 13 円	H18.5.6
埼玉	縫製	身返し端千鳥掛け	千鳥の間隔が6ミリメートル以下のもの	1か所につき 17 円	R5.5.5
千葉	上衣 ワンピース コート スカート スラックス	身返し端まつり(千鳥)	針目3センチメートル間隔に5針以上	3センチメートルにつき 9 円	H21.5.27
東京	ワンピース ジャケット コート スカート パンツ(スラックス)	身返し端まつり(千鳥)	針目3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 13 円	H21.4.1

他都県の近似最低工賃の状況 2 千鳥掛け

都道府県	品目	工程	規格	金額	発効日
新潟	ワンピース ジャケット ブラウス コート スカート スラックス	身返し端千鳥がけ	千鳥の間隔が6mmのもの	1か所につき 16 円	H12.4.6
長野	婦人既製洋服	千鳥がけ	針目が3センチメートルの間に4針以上のもの	1か所につき 14 円	H14.3.31
岐阜	上衣(ブラウスを除く)	身返し千鳥掛け		1枚につき 11 円	H7.3.31
鳥取	ワンピース スカート ブラウス	千鳥掛け	針目3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 10 円	H27.5.21
広島	婦人既製洋服	身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 6 円	R5.8.12
福岡	ワンピース 上衣 コート	見返し千鳥掛け		1か所につき 13 円	H27.4.17
佐賀	婦人既製服	見返し端まつり(千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	1か所につき 10 円	R4.4.24
長崎	上衣 ブラウス	身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上のもの	1か所につき 10 円 1か所につき 7 円	H13.4.1
熊本	ワンピース ブレザー コート	身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所(3センチメートル)につき 10 円	H16.4.25
宮崎	ワンピース ブレザー コート スカート スラックス	身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチ間隔に5針以上	1か所につき 7 円 50 銭	R4.4.17 廃止

他都県の近似最低工賃の状況

3 星入れ

都道府県	品目	工程	規格	金額	発効日
山梨	ワンピース 上衣 コート スカート スラックス ブラウス	星入れ		10センチメートルにつき 14 円	R3.5.5
青森	ブレザー	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 22 円	R4.4.1
岩手	ワンピース又はブラウス ジャケット又はコート	星入れ	長さが3cm間に3針以上	10cmにつき 16 円	R4.6.1
宮城	ブレザー	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 34 円	H29.5.4
秋田	ワンピース 上衣 スカート ズボン ブラウス	星入れ	針目が7cm間隔に10針以上	1枚12cmにつき 16 円	R3.4.2
山形	ブレザー	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 20 円	H30.4.6
	コート			10センチメートルにつき 19 円	
栃木	婦人・子供既製洋服	見返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき 17 円	R4.4.21
群馬	婦人服	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 14 円	H18.5.6
埼玉	縫製	身返し星入れ	針目の間隔が10ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 16 円	R5.5.5
千葉	上衣 ワンピース コート スカート スラックス	身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 12 円	H21.5.27
東京	ワンピース ジャケット コート スカート パンツ(スラックス)	身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 15 円	H21.4.1
新潟	ワンピース ジャケット ブラウス コート スカート スラックス	見返し星入れ	針目の間隔が10mmのもの	10cmにつき 19 円	H12.4.6

他都県の近似最低工賃の状況 3 星入れ

都道府県	品目	工程	規格	金額	発効日
長野	婦人既製洋服	見返し星入れ		1枚につき 50 円	H14.3.31
佐賀	婦人既製服	身返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき 9 円	R4.4.24
長崎	上衣	身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上のもの	10センチメートルにつき 11 円	H13.4.1
宮崎	ワンピース ブレザー コート スカート スラックス	身返し星入れ	針目が3センチ間隔に3針以上	10センチにつき 7 円 50 銭	R4.4.17 廃止

他都県の近似最低工賃の状況

4 ボタン付け

都道府県	品目	工程	規格	金額	発効日
山梨	ワンピース 上衣 コート スカート スラックス ブラウス	ボタン付け	根巻きなし、2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 8 円	R3.5.5
			根巻きあり、4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 10 円	
青森	ワンピース	ボタン付け	飾りボタン付け	1個につき 10 円	R4.4.1
	スラックス				
	ワンピース	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき	
	ブレザー				
	コート				
	スラックス				
	スカート				
10 円					
岩手	ワンピース又はブラウス	ボタン付け	根巻きなし	1個につき 8 円	R4.6.1
	ジャケット又はコート			11 円	
	スカート又はスラックス			7 円	
	ワンピース又はブラウス	ボタン付け	根巻きあり	10 円	
	ジャケット又はコート			12 円	
	スカート又はスラックス			9 円	
宮城	ワンピース	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻き4回以上	10 円	H29.5.4
	スカート				
	ブレザー				
	コート				
	スラックス	ボタン付け	20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻き4回以上	1個につき	
	ブレザー				
	コート				
	スカート				
	スラックス				
13 円					
12 円					
11 円					
13 円					
秋田	ワンピース 上衣 スカート ズボン ブラウス	ボタン付け	根巻きなし	1個につき 8 円	R3.4.2
			根巻き付き	1個につき 14 円	

他都県の近似最低工賃の状況

4 ボタン付け

都道府県	品目	工程	規格	金額	発効日
山形	ワンピース	ボタン付け	根巻きなし、カボタンなし、2つ穴	1個につき 10 円	H30.4.6
	ブレザー			1個につき 11 円	
	コート			1個につき 10 円	
	スカート			1個につき 9 円	
	スラックス			1個につき 9 円	
	ワンピース	ボタン付け	根巻きあり、カボタンなし、4つ穴	1個につき 11 円	
	ブレザー			1個につき 11 円	
	コート			1個につき 12 円	
	スカート			1個につき 11 円	
	スラックス			1個につき 11 円	
福島	上衣 スカート スラックス コート ワンピース ブラウス	ボタン付け、2つ穴のボタンを付けるもの		1個につき 10 円	R3.5.1
茨城	ワンピース 上衣(ブラウスを除く)	飾りボタンを付けるもの		1個につき 10 円	H17.4.1
	スカート				
	ワンピース 上衣(ブラウスを除く)	ボタン付け、根巻をするもの、カボタンをつけないもの		1個につき 11 円	
	スカート			12 円	
ズボン	ボタン付け(根巻をするもの)		1個につき 12 円		
栃木	婦人・子供既製洋服	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻き3回以上	1個につき 14 円	H21.4.8
			20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻き3回以上	1個につき 16 円	
群馬	婦人服	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき、根巻き4回以上	1個につき 9 円	H18.5.6
埼玉	縫製	ボタン付け(根巻きボタン付けを除く)	2つ穴又は4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 12 円	R5.5.5
		根巻きボタン付け(2本糸2回通して根巻き3回以上のもの)	2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 15 円	
			4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 16 円	
千葉	上衣 ワンピース コート スカート スラックス	ボタン付け	根巻きなし、カボタンなし	1個につき 6 円	H21.5.27
			根巻きあり、カボタンなし	1個につき 9 円	

他都県の近似最低工賃の状況

4 ボタン付け

都道府県	品目	工程	規格	金額	発効日
東京	ワンピース ジャケット コート スカート パンツ(スラックス)	ボタン付け	18ミリメートル以下、2 つ穴、糸足つき根巻2～ 3回	8 円	H21.4.1
			18ミリメートル以下、2 つ穴、糸足つき根巻4 回以上	10 円	
			18ミリメートル以下、4 つ穴、糸足つき根巻2～ 3回	9 円	
			18ミリメートル以下、4 つ穴、糸足つき根巻4 回以上	11 円	
			2つ穴、カボタンあり	14 円	
新潟	ワンピース ジャケット ブラウス コート スカート スラックス	根巻ボタン付け以 外のボタン付け (裏穴ボタン又は2 つ穴ボタンを使用 するものに限る。) 根巻ボタン付け (裏穴ボタン又は2 つ穴ボタンを使用 するもので、かつ、 カボタン付きのもの を除く。)	針目の間隔が4mm以上 5mm以下のもの	1個につき 9 円	H12.4.6
				10 円	
福井	スカート スラックス	ボタン付け	根巻き以外のもの 根巻きに限る	1個につき 11 円 14 円	R4.4.22
長野	婦人既製洋服	ボタン付け	18ミリメートル以下のも のであって糸足つきで 根巻が3回以上のもの	1個につき 13 円	H14.3.31
岐阜	ワンピース	飾りボタン付け		1個につき	H7.3.31
	上衣(ブラウスを除く)				
	スカート				
	上衣(ブラウスを除く)				
鳥取	ワンピース	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ 穴、根巻4回以上	1個につき	H27.5.21
	スカート ブラウス				
広島	婦人既製洋服	ボタン付け	糸足つき、根巻4回以 上	1個につき 8 円	R5.8.12
福岡	ワンピース 上衣 コート	飾りボタン付け		1個につき	H27.4.17
	スカート スラックス				
	ワンピース 上衣 コート	根巻ボタン付け カボタンをつけない もの		1個につき	10 円
	スカート スラックス				

他都県の近似最低工賃の状況
4 ボタン付け

都道府県	品目	工程	規格	金額	発効日
佐賀	婦人既製服	ボタン付け	飾りボタン	1個につき 6 円	R4.4.24
			根巻きボタン (カボタンなし)	8 円	
長崎	上衣	ボタン付け	飾りボタン	8 円	H13.4.1
	ブラウス		根巻きボタン (カボタンなし)	10 円	
	スカート スラックス		飾りボタン	8 円	
			根巻きボタン (カボタンなし)	8 円	
熊本	ワンピース ブレザー コート	ボタン付け	2つ穴、糸足つき根巻 4回以上	8 円	H16.4.25
			4つ穴、糸足つき根巻 4回以上	10 円	
大分	婦人服スカート 上衣 ワンピース	ボタン付け	13ミリメートル以上の 型(4つ穴)、糸足つき 根巻3回以上	1個につき 8 円	H13.9.6
宮崎	ワンピース ブレザー コート スカート スラックス	ボタン付け	18ミリ以下、2つ穴、 糸足つき根巻4回以 上	1個につき 6 円 10 銭	R4.4.17 廃止
			20ミリ以上、4つ穴、 糸足つき根巻4回以 上	1個につき 7 円 50 銭	
沖縄	ワンピース(ノースリーブ、 裏地・襟無し)	ボタン付け		設定廃止	R5.4.13
	ブラウス・シャツ				
	スカート(裏地無し)				
	スラックス(裏地無し)				

他都県の近似最低工賃の状況

5 かぎホック付け

都道府県	品目	工程	規格	金額	発効日
山梨	ワンピース 上衣 コート スカート スラックス ブラウス	かぎホック付け		1組につき 15 円	R3.5.5
青森	ワンピース	鍵ホック付け	ウエスト用以外、小、 2つ穴	1組につき 22 円	R4.4.1
	スカート		ウエスト用、前かん	1組につき 20 円	
	スラックス				
岩手	ワンピース又はブラウス	かぎホック付け	前かん、大きさ共通	1組につき 21 円	R4.6.1
	ジャケット又はコート				
	スカート又はスラックス				
	スカート又はスラックス				
宮城	ワンピース	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2 つ穴	1組につき 22 円	H29.5.4
	スカート	かぎホック付け	ウエスト用、前かん		
	スラックス				
秋田	ワンピース 上衣 スカート ズボン ブラウス	かぎホック付け	花芯	1組につき 23 円	R3.4.2
山形	ワンピース	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2 つ穴	1組につき 20 円	H30.4.6
	スカート	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 22 円	
	スラックス			1組につき 23 円	
福島	上衣 スカート スラックス コート ワンピース ブラウス	かぎホック付け		1組につき 21 円	R3.5.1
茨城	ワンピース 上衣(ブラウスを除く)	かぎホック付け		1組につき 20 円	H17.4.1
	スカート	ウエスト用カギホッ ク付け		1組につき 29 円	
	ズボン				
栃木	婦人・子供既製洋服	かぎホック付け	ウエスト用	1組につき 32 円	H21.4.8
			ウエスト用以外、小、2 つ穴	1組につき 23 円	
群馬	婦人服	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 25 円	H18.5.6
			ウエスト用以外、小、 2つ穴	1組につき 18 円	

他都県の近似最低工賃の状況

5 かぎホック付け

都道府県	品目	工程	規格	金額	発効日
埼玉	縫製	かぎホック付け	ウエスト用かぎホックを付けるもの	1組につき 27 円	R5.5.5
			ウエスト用以外のかぎホックを付けるもの	1組につき 24 円	
千葉	上衣 ワンピース コート スカート スラックス	かぎホック付け	ウエスト用	1組につき 21 円	H21.5.27
			ウエスト用以外	1組につき 16 円	
東京	ワンピース ジャケット コート スカート パンツ(スラックス)	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 22 円	H21.4.1
			ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 19 円	
新潟	ワンピース ジャケット ブラウス コート スカート スラックス	ウエスト用かぎホック付け	針目の間隔が4mm以上5mm以下のもの	1組につき 20 円	H12.4.6
		ウエスト用以外かぎホック付け		1組につき 20 円	
福井	スカート スラックス	鍵ホック付け		1組につき 34 円	R4.4.22
長野	婦人既製洋服	かぎホック付け		1組につき 28 円	H14.3.31
岐阜	ワンピース スカート	かぎホック付け		1組につき 10 円	H7.3.31
鳥取	ワンピース スカート	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 20 円	H27.5.21
			ウエスト用、前かん	1組につき 21 円	
広島	婦人既製洋服	かぎホック付け	ウエスト用	1組につき 18 円	R5.8.12
福岡	ワンピース 上衣 コート	かぎホック付け		1組につき 17 円	H27.4.17
	スカート スラックス				
佐賀	婦人既製服	鍵ホック付け	ウエスト用前かん	1組につき 20 円	R4.4.24
			ウエスト用以外	1組につき 14 円	
長崎	スカート スラックス	かぎホック付け	ウエスト用前かん	1組につき 20 円	H13.4.1
熊本	スカート スラックス	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 23 円	H16.4.25

他都県の近似最低工賃の状況
5 かぎホック付け

都道府県	品目	工程	規格	金額	発効日
宮崎	ワンピース ブレザー コート スカート スラックス	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 18 円 10 銭	R4.4.17 廃止
			ウエスト用以外、小、2 つ穴	1組につき 15 円	
沖縄	ワンピース(ノースリーブ、 裏地・襟無し)	かぎホック付け		設定廃止	R5.4.13
	ブラウス・シャツ				
	スカート(裏地無し)				
	スラックス(裏地無し)				

他都県の近似最低工賃の状況 6 スナップ付け

都道府県	品目	工程	規格	金額	発効日
山梨	ワンピース 上衣 コート スカート スラックス ブラウス	スナップ付け		1組につき 15 円	R3.5.5
青森	ワンピース	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 17 円	R4.4.1
	コート				
	スラックス				
	スカート			1組につき 22 円	
岩手	ワンピース又はブラウス	スナップ付け	スナップの大きさ共通	1組につき 23 円	R4.6.1
	ジャケット又はコート				
	スカート又はスラックス				
宮城	ワンピース	スナップ付け	1センチメートル以上型	1組につき 16 円	H29.5.4
	スカート				
	スラックス				
	ワンピース	スナップ付け	1センチメートル未満型	1組につき 17 円	
	スカート				
	スラックス			1組につき 18 円	
コート	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 16 円		
秋田	ワンピース 上衣 スカート ズボン ブラウス	スナップ付け	花芯	1組につき 27 円	R3.4.2
山形	ワンピース	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 19 円	H30.4.6
	コート				
	スカート				
	スラックス				
福島	上衣 スカート スラックス コート ワンピース ブラウス	スナップ付け		1組につき 21 円	R3.5.1
茨城	ワンピース 上衣(ブラウスを除く)	スナップ付け		1組につき 19 円	H17.4.1
	スカート				
	ズボン			1組につき 18 円	

他都県の近似最低工賃の状況 6 スナップ付け

都道府県	品目	工程	規格	金額	発効日
栃木	婦人・子供既製洋服	スナップ付け	1cm型	1組につき 23 円	H21.4.8
群馬	婦人服	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 18 円	H18.5.6
埼玉	縫製	スナップ付け	2本糸で2度掛けを行うもの	1組につき 24 円	R5.5.5
千葉	上衣 ワンピース コート スカート スラックス	スナップ付け		1組につき 12 円	H21.5.27
東京	ワンピース ジャケット コート スカート パンツ(スラックス)	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 17 円	H21.4.1
新潟	ワンピース ジャケット ブラウス コート スカート スラックス	スナップ付け	針目の間隔が4mm以上5mm以下のもの	1組につき 20 円	H12.4.6
福井	スカート スラックス	スナップ付け		1組につき 26 円	R4.4.22
長野	婦人既製洋服	スナップ付け		1組につき 26 円	H14.3.31
岐阜	ワンピース スカート	スナップ付け		1組につき 10 円	H7.3.31
鳥取	ワンピース スカート	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 18 円	H27.5.21
島根	ブラウス スラックス スカート	スナップ付け		1組につき 16 円	H15.6.25
広島	婦人既製洋服	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 18 円	R5.8.12
福岡	ワンピース 上衣 コート スカート スラックス	スナップ付け		1組につき 15 円	H27.4.17
佐賀	婦人既製服	スナップ付け	1cm型	1組につき 13 円	R4.4.24
長崎	ブラウス スカート スラックス	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 13 円 1組につき 15 円	H13.4.1

他都県の近似最低工賃の状況
6 スナップ付け

都道府県	品目	工程	規格	金額	発効日
熊本	ワンピース ブレザー コート	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 15 円	H16.4.25
	スカート スラックス			1組につき 14 円	
大分	婦人用既製スカート 上衣 ワンピース	スナップ付け	5ミリメートル以上の型 のもの	1組につき 15 円	H13.9.6
宮崎	ワンピース ブレザー コート スカート スラックス	スナップ付け	1センチ型	1組につき 15 円	R4.4.17 廃止
沖縄	ワンピース(ノースリーブ、 裏地・襟無し)	スナップ付け		設定廃止	R5.4.13
	ブラウス・シャツ				
	スカート(裏地無し)				
	スラックス(裏地無し)				

他都県の近似最低工賃の状況 7 糸ループ

都道府県	品目	工程	規格	金額	発効日
山梨	ワンピース 上衣 コート スカート スラックス ブラウス	糸ループ付け	糸ループの長さが3センチメートルのもの(作り付け)	1か所につき 9 円	R3.5.5
			糸ループの長さが5センチメートルのもの(作り付け)	1か所につき 10 円	
青森	ワンピース	鎖糸ループ付け		1か所につき 13 円	R4.4.1
	ブレザー			1か所につき 22 円	
	コート			1か所につき 17 円	
	スカート			1か所につき 14 円	
岩手	ワンピース又はブラウス	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ共通	1か所につき 6 円	R4.6.1
	ジャケット又はコート				
	スカート又はスラックス				
宮城	ワンピース	鎖糸ループ付け		1か所につき 14 円	H29.5.4
	スカート				
秋田	ワンピース 上衣 スカート ズボン ブラウス	糸ループ付け	3cm以上4cm以下	1か所につき 10 円	R3.4.2
山形	ワンピース	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき 12 円	H30.4.6
	コート				
	スカート			1か所につき 9 円	
	スラックス				
福島	上衣 スカート スラックス コート ワンピース ブラウス	糸ループ付け (本鎖のもの)		3センチメートルにつき 18 円	R3.5.1
茨城	ワンピース 上衣(ブラウスを除く)	糸ループ付け (糸ループの長さが2センチメートル以上のもの)		1か所につき 11 円	H17.4.1
	スカート				
栃木	婦人・子供既製洋服	鎖糸ループ付け	鎖糸ループ長さ2cm以上	1か所につき 14 円	H21.4.8
群馬	婦人服	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき 12 円	H18.5.6
埼玉	縫製	すそかき止め	糸ループの長さが3センチメートル以下のもの	1か所につき 12 円	R5.5.5
		ベルト用糸ループ付	糸ループの長さが5センチメートル以下のもの	1か所につき 18 円	

他都県の近似最低工賃の状況 7 糸ループ

都道府県	品目	工程	規格	金額	発効日
千葉	上衣 ワンピース コート スカート スラックス	鎖糸ループ付け	鎖糸ループ作りを含む	1か所につき 9円	H21.5.27
			鎖糸ループを含まない	1か所につき 3円	
東京	ワンピース ジャケット コート スカート パンツ(スラックス)	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ3センチメートル	1か所につき 8円	H21.4.1
			糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき 12円	
新潟	ワンピース ジャケット ブラウス コート スカート スラックス	すそ糸ループ付け	糸ループの長さが3cmのもの	1か所につき 11円	H12.4.6
		ベルト用糸ループ付け	糸ループの長さが5cmのもの		
		バックル付け	糸ループの長さが5cmのもの		
福井	スカート スラックス	糸ループ付け	手編みに限る	1枚につき 25円	R4.4.22
長野	婦人既製洋服	糸ループ付け	糸ループの長さが3センチメートル以上のもの	1か所につき 13円	H14.3.31
岐阜	ワンピース	糸ループ付け		1か所につき 7円	H7.3.31
	スカート			1か所につき 6円	
鳥取	ワンピース	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル(ベルト通しループを除く)	1か所につき 10円	H27.5.21
	スカート			1か所につき 7円	
広島	婦人既製洋服	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき 8円	R5.8.12
福岡	ワンピース 上衣 コート	糸ループ付け		1か所につき 13円	H27.4.1
	スカート スラックス				
佐賀	婦人既製服	鎖糸ループ付け	糸ループ作り付け	1か所につき 9円	R4.4.24
長崎	上衣	鎖糸ループ付け	糸ループ作り付け	1か所につき 9円	H13.4.1
	スカート スラックス				
熊本	ワンピース ブレザー コート	鎖糸ループ付け	糸ループ作り付け 長さ5センチメートル	1か所につき 10円	H16.4.25
	ワンピース ブレザー コート				

他都県の近似最低工賃の状況 7 糸ループ

都道府県	品目	工程	規格	金額	発効日
大分	婦人用既製スカート 上衣 ワンピース	鎖糸ループ作り付け	糸ループの長さ3センチ メートル以上のもの	1か所につき 7 円	H13.9.6
宮崎	ワンピース ブレザー コート スカート スラックス	鎖糸セツパ付け	糸ループの長さ1センチ	1か所につき 2 円 30 銭	R4.4.17 廃止
沖縄	ワンピース(ノースリーブ、 裏地・襟無し) ブラウス・シャツ スカート(裏地無し) スラックス(裏地無し)	糸ループ付け		設定廃止	R5.4.13

他都県の近似最低工賃の状況
8 × 印しつけ止め

都道府県	品目	工程	規格	金額	発効日
山梨	ワンピース 上衣 コート スカート スラックス ブラウス	× 印しつけ止め		1か所につき 10 円	R3.5.5
青森	ワンピース	プリーツしつけ	× 印しつけ止め	1か所につき 10 円	R4.4.1
	スカート				
	ブレザー コート	ベント止め			
岩手	ワンピース又はブラウス	ベント止め	× 印しつけ止め	1か所につき 8 円	R4.6.1
	ジャケット又はコート				
	スカート又はスラックス				
	ワンピース又はブラウス	プリーツしつけ			
	ジャケット又はコート				
	スカート又はスラックス				
宮城	ワンピース	プリーツしつけ	× 印しつけ止め	9 円	H29.5.4
	コート			8 円	
	スカート			10 円	
	ブレザー	ベント止め		9 円	
	コート				
	スカート				
秋田	ワンピース 上衣 スカート ズボン ブラウス	× 印しつけ	3cm以上4cm以下	1か所につき 8 円	R3.4.2
山形	ワンピース	プリーツしつけ	× 印しつけ止め	1か所につき 8 円	H30.4.6
	スカート				
	スラックス			1か所につき 9 円	
	コート	ベント止め		1か所につき 9 円	
	ブレザー				
	スカート				
	スラックス			1か所につき 10 円	
コート					

他都県の近似最低工賃の状況
8 ×印しつけ止め

都道府県	品目	工程	規格	金額	発効日
福島	上衣 スカート スラックス	ベント止め (×印に限る)		1か所につき 7 円	R3.5.1
	コート ワンピース ブラウス	プリーツ止め (×印に限る)			
茨城	ワンピース 上衣(ブラウスを除く)	×印しつけ		1か所につき 9 円	H17.4.1
	スカート				
栃木	婦人・子供既製洋服	×印しつけ止め		1か所につき 11 円	H21.4.8
群馬	婦人服	ベント止め プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 9 円	H18.5.6
埼玉	縫製	ベント×印しつけ		1か所につき 11 円	R5.5.5
		プリーツ×印しつけ		1か所につき 10 円	
千葉	上衣 ワンピース コート スカート スラックス	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 10 円	H21.5.27
		プリーツしつけ		1か所につき 13 円	
東京	ワンピース ジャケット コート スカート パンツ(スラックス)	ベント止め又はプ リーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 9 円	H21.4.1
新潟	ワンピース ジャケット ブラウス コート スカート スラックス	ベント×印しつ け	取り外し可能なもの	1か所につき 10 円	H12.4.6
		プリーツ×印し つけ		1か所につき 10 円	
福井	スカート スラックス	×印しつけ止め		1か所につき 7 円	R4.4.22
鳥取	ワンピース スカート	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 5 円	H27.5.21
広島	婦人既製洋服	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 5 円	R5.8.12
		プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 5 円	
佐賀	婦人既製服	ベント止め プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 6 円	R4.4.24
長崎	スカート スラックス	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 6 円	H14.4.1
		プリーツしつけ		1か所につき 6 円	
熊本	スカート スラックス	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 6 円	H16.4.25
		プリーツしつけ		1か所につき 6 円	

他都県の近似最低工賃の状況
8 × 印しつけ止め

都道府県	品目	工程	規格	金額	発効日
宮崎	ワンピース ブレザー コート スカート スラックス	ベント止め		1か所につき 3 円 10 銭	R4.4.17 廃止
		プリーツしつけ		1か所につき 3 円 10 銭	

他都県の近似最低工賃の状況
9 肩パット付け

都道府県	品目	工程	規格	金額	発効日
山梨	ワンピース 上衣 コート スカート スラックス ブラウス	肩パット付け		1着(両肩) につき 35 円	R3.5.5
青森	ワンピース ブレザー コート	肩パット付け		1組につき 39 円	R4.4.1
岩手	ワンピース又はブラウス ジャケット又はコート	肩パット付け	3か所以上、ループ止め	1組につき 31 円	R4.6.1
宮城	ワンピース ブレザー コート	肩パット付け		1組につき 36 円 1組につき 35 円 1組につき 33 円	H29.5.4
秋田	ワンピース 上衣 スカート ズボン ブラウス	肩パット付け		1組につき 27 円	R3.4.2
山形	ワンピース コート ブレザー	肩パット付け		1組につき 33 円 1組につき 34 円	H30.4.6
福島	ワンピース ブラウス	パット付け		1組につき 45 円	R3.5.1
茨城	ワンピース 上衣(ブラウスを除く)	肩パット付け 3か所以上、ループ 止めするもの	上衣につけるもの ワンピースにつけるもの	1組につき 42 円 1組につき 32 円	H17.4.1
栃木	婦人・子供既製洋服	肩パット付け	2個1組	1組につき 34 円	H21.4.8
群馬	婦人服	肩パット付け		1組につき 34 円	H18.5.6
埼玉	縫製	肩パット付け	ワンピース用の肩パット を付けるもの	1着分 につき 36 円	R5.5.5
千葉	上衣 ワンピース コート スカート スラックス	肩パット付け		1組につき 23 円	H21.5.27
東京	ワンピース ジャケット コート スカート パンツ(スラックス)	肩パット付け	内パット 外パット	1組(1着分) につき 42 円 1組(1着分) につき 40 円	H21.4.1

他都県の近似最低工賃の状況

9 肩パット付け

都道府県	品目	工程	規格	金額	発効日
新潟	ワンピース ジャケット ブラウス コート スカート スラックス	肩パット付け	糸ループの長さが5cmのもの	1枚につき 38 円	H12.4.6
長野	婦人既製洋服	パット付け		1枚(2か所)につき 58 円	H14.3.31
鳥取	ワンピース	肩パット付け	部分止め	1組につき 25 円	H27.5.1
広島	婦人既製洋服	肩パット付け	部分止め	1着につき 30 円	R5.8.12
福岡	ワンピース 上衣 コート	肩パット付け		1枚分につき 32 円	H27.4.17
佐賀	婦人既製服	肩パット付け	部分止め	1組につき 24 円	R4.4.24
			肩線止め	1組につき 10 円	
長崎	上衣 ブラウス	肩パット付け	部分止め	1組につき 21 円	H13.4.1
			肩線止め	1組につき 11 円	
				1組につき 13 円	
熊本	ワンピース ブレザー コート	肩パット付け		1組につき 33 円	H16.4.25
宮崎	ワンピース ブレザー コート スカート スラックス	つけそでくるみ半月型パット付け(セツパ付けのものを除く。)		1組につき 29 円 90 銭	R4.4.17 廃止
沖縄	ワンピース(ノースリーブ、裏地・襟無し) ブラウス・シャツ	肩パット付け		設定廃止	R5.4.13

他府県の近似最低工賃の状況
10 オーバーロックミシンによる縫製

都道府県	品目	工程	規格							金額	発効日
			そで長さ	そで種類	編み方	糸の種類	2.54センチメートル 相当の針の 本数	サイズ	作業部位		
山梨	婦人用M丸首無地セーター	オーバーロックミシンによる縫製	長そで、肩・そで及びわき							1着につき 85 円	R3.5.5
福島	婦人用丸首無地ブルオーバー		半そで	普通	平編み	メリヤス系 (そ毛系)	7	M	肩、そで、 わき及び そで口(襟 を除く)		1枚につき 80 円
			長そで								1枚につき 92 円
	婦人用丸首無地カー ディガン		半そで								1枚につき 102 円
			長そで								1枚につき 114 円
群馬	婦人服用セーター		長そで 半そで	平編又は 柄物(柄 合わせの 必要のな いもの)	毛系、アク リル系又 は混紡系		M	肩、そで 下、わき 及びそで 付け		73 円 65 円	H16.4.30
新潟	紳士・婦人用丸首無 地セーター 紳士・婦人用丸首無 地カーディガン 紳士・婦人用丸首柄 物セーター 紳士・婦人用丸首柄 物カーディガン		半そで				M	肩、そで、 そで口及 びわき		1枚につき 80 円	H12.4.15

他府県の近似最低工賃の状況
11 リンキングマシンによる取付け

都道府県	品目	工程 (業務)	規格					金額	発効日
			そで長さ	そで種類	編み方	系の種類	2.54センチメートル 当たりの針の本数		
山梨	婦人用M丸首無地セーター	リンキングマシンによる取付け	袴(ハイネックに限る)、12ゲージ					1着につき 74 円	R3.5.5
群馬	婦人服用丸首又はVネックセーター	(リンキングマシンによるかがり(ダブル襟のものに限る))	平編	毛系、アクリル系又は混紡系	7	M	襟	65 円	
					12			76 円	
新潟	紳士・婦人用丸首無地セーター	(リンキングマシンによるかがり)			7又は8	M	襟	1枚につき 67 円	
					12又は14			1枚につき 76 円	
	紳士・婦人用丸首無地カーディガン				7又は8		襟及び前立て	1枚につき 163 円	
					12又は14			1枚につき 188 円	
	紳士・婦人用丸首柄物セーター				7又は8		襟	1枚につき 68 円	
					12又は14			1枚につき 77 円	
紳士・婦人用丸首柄物カーディガン				7又は8		襟及び前立て	1枚につき 165 円		
				12又は14			1枚につき 189 円		

参考

福島	婦人用丸首無地ブルオーバー	(リンキングマシンによるかがり)	普通	メリヤス系(そ毛系)	7	M	襟、肩、そで及びわき	1枚につき 245 円
								1枚につき 271 円
								1枚につき 387 円
								1枚につき 429 円
								R4.5.1

他府県の近似最低工賃の状況 12 手かがり

都道府県	品目	工程	規格					金額	発効日
			そで種類	編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数	サイズ		
山梨	婦人用M丸首無地セーター	手かがり	衿(ハイネックに限る)					1着につき 36 円	R3.5.5
群馬	婦人服用丸首又はVネックセーター	3センチメートルのダブル襟のものに限る		平編	毛糸、アクリル糸又は混紡糸	7 12	M	襟 24 円 26 円	H16.4.30

参考

福島	婦人用丸首無地ブルオーバー 婦人用丸首無地カーディガン	手かがり(糸始末を含む)				7		襟、そで及びすそ 1枚につき 145 円	R4.5.1
----	--------------------------------	--------------	--	--	--	---	--	-------------------------	--------

令和5年度婦人服製造業家内労働実態調査結果の概要

1 実態調査の概要

毎年実施している家内労働概況調査の結果及び前回(令和2年度)実施した家内労働実態調査の結果を基に、繊維製品製造業(山梨県最低工賃適用業種を含む。)の委託を行っている可能性がある事業者及び過去に婦人服関係の委託を行ったことのある事業者(事業廃止や委託を行っていないことが明らかなものを除く)を対象にして、「婦人服製造業家内労働実態調査票(委託者用)」による通信調査を実施した。

家内労働者については、委託者から提出された調査票に添付された「家内労働者名簿」を基に、婦人服関係、ニット製品関係等の内職を行っていることが判明した家内労働者を対象にして、「婦人服製造業家内労働実態調査票(家内労働者用)」による通信調査を実施した。

2 調査結果の概要

(1) 委託者への調査

ア 調査対象時期

令和5年7月

イ 調査実施時期

令和5年8月～9月

ウ 調査方法

「婦人服製造業家内労働実態調査票(委託者用)」による通信調査

エ 調査対象数及び回答数等

調査数	回答数					調査不能 未回答
	(回答率)	委託あり	委託なし	過去にあり	休業 廃業	
62	50 (80.6%)	22	19	8	1	12

委託あり	うち工賃適用業種		
	うち婦人服	うちニット	
22	10	4	6

家内労働者 数	うち		
	工賃適用業種	うち婦人服	うちニット
88	29	13	16

(2) 家内労働者への調査

ア 調査対象時期

令和5年7月

イ 調査実施時期

令和5年9月～令和5年10月

ウ 調査方法

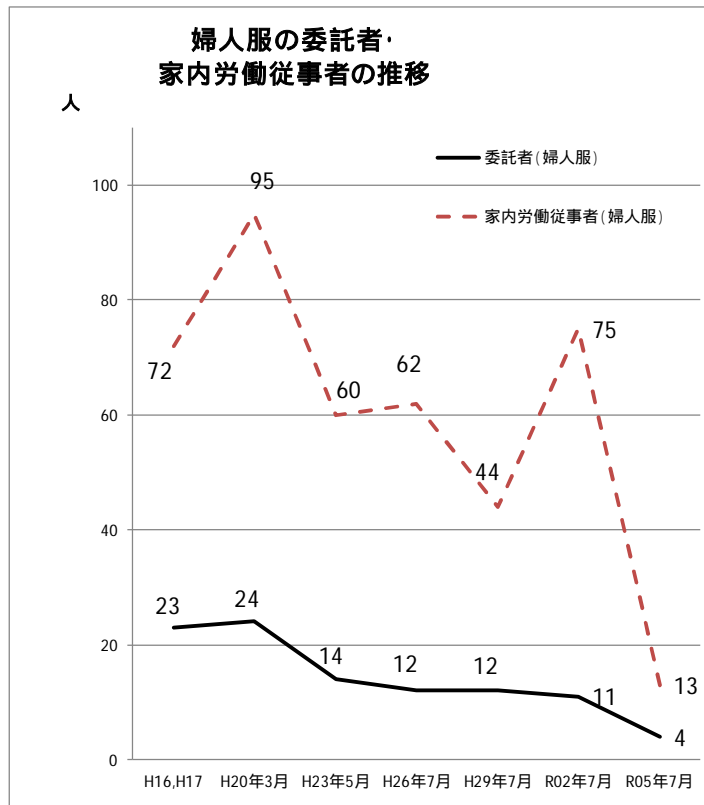
「婦人服製造業家内労働実態調査票（家内労働者用）」による通信調査

エ 調査対象数及び回答数等

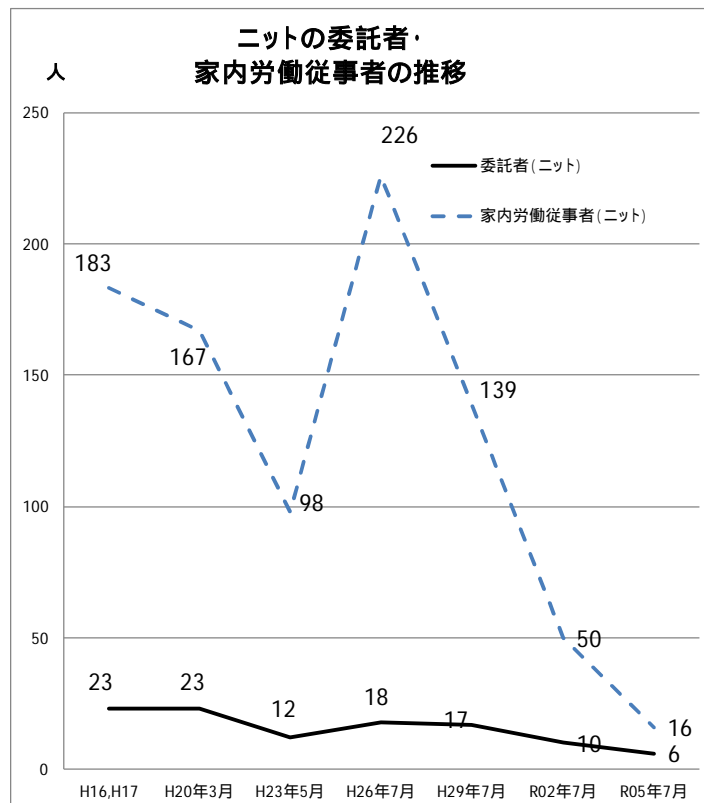
調査数					
		回答数			
		婦人服縫製		ニット製造	
		調査数	回答数	調査数	回答数
62	41	10	8	8	6

委託者から「家内労働者名簿」（連絡先）の提供を受けることができた家内労働者を調査対象としているため、2(1)の家内労働者数と一致しない。

3 委託者数及び家内労働者数の推移



	H16,H17	H20年3月	H23年5月	H26年7月	H29年7月	R02年7月	R05年7月
委託者(婦人服)	23	24	14	12	12	11	4
家内労働従事者(婦人服)	72	95	60	62	44	75	13



	H16,H17	H20年3月	H23年5月	H26年7月	H29年7月	R02年7月	R05年7月
委託者(ニット)	23	23	12	18	17	10	6
家内労働従事者(ニット)	183	167	98	226	139	50	16

令和5年度 婦人服製造業家内労働実態調査結果(委託者)

1 家内労働従事者数

(1) 令和5年度調査

性別	男	女	不明	計
婦人服縫製 (割合)	0 (0.0%)	13 (100.0%)	0 (0.0%)	13 (100.0%)
ニット製造 (割合)	1 (6.3%)	15 (93.8%)	0 (0.0%)	16 (100.0%)
合計 (割合)	1 (3.4%)	28 (96.6%)	0 (0.0%)	29 (100.0%)

(2) 経年変化

	H23年	H26年	H29年	R2年	R5年
婦人服縫製	60	62	44	75	13
ニット製造	98	226	139	50	16
合計	158	288	183	125	29

(3) 家内労働従事者の状況の推移

		専門的	内職的	副業的	合計
婦人服縫製	令和5年	0	12	1	13
	令和2年	8	66	1	75
ニット製造	令和5年	2	14	0	16
	令和2年	3	45	2	50
計	令和5年	2	26	1	29
	令和2年	11	111	3	125

(注) 令和2年と令和5年に調査票の提出のあった事業所の家内労働者数を集計したもの

専門的: 家内労働が世帯の本業であり、一人または家族と一緒に仕事をし、その収入で生計を立てている場合

内職的: 主たる生計維持者以外の家族(例えば主婦など)で、世帯の本業とは別に、家計の補助などのため、家事の合間に家内労働を行う場合

副業的: ほかに本業を持ちながら、本業の合間に、一人または家族と一緒に家内労働を行う場合

2 委託者数の推移

	H23年	H26年	H29年	R2年	R5年
婦人服縫製	14	12	12	11	4
ニット製造	12	18	17	10	6
合計	26	30	29	21	10

3 家内労働従事者数別委託者数

	家内労働者数				
	1~4	5~9	10~19	20~	合計
婦人服縫製 (割合)	3 (75.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (100.0%)
ニット製造 (割合)	6 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	6 (100.0%)
合計 (割合)	9 (90.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10 (100.0%)

4 家内労働の委託理由(複数回答あり。回答委託者数による割合。)

		業務変動への対応	手作業であるから	コスト安	求人難	多品種少量	高い技能	その他	回答数	未回答数
婦人服縫製 (割合)	令和5年度	1 (10.0%)	4 (40.0%)	0 (0.0%)	1 (10.0%)	3 (30.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)	10 (100.0%)	0
	令和2年度	5 (45.5%)	10 (90.9%)	2 (18.2%)	1 (9.1%)	4 (36.4%)	5 (45.5%)	0 (0.0%)	11 (100.0%)	0
ニット製造 (割合)	令和5年度	2 (15.4%)	3 (23.1%)	0 (0.0%)	2 (15.4%)	2 (15.4%)	4 (30.8%)	0 (0.0%)	13 (100.0%)	0
	令和2年度	7 (70.0%)	6 (60.0%)	4 (40.0%)	1 (10.0%)	5 (50.0%)	4 (40.0%)	0 (0.0%)	10 (100.0%)	0
合計 (割合)	令和5年度	3 (30.0%)	7 (70.0%)	0 (0.0%)	3 (30.0%)	5 (50.0%)	5 (50.0%)	0 (0.0%)	10 (100.0%)	0
	令和2年度	12 (57.1%)	16 (76.2%)	6 (28.6%)	2 (9.5%)	9 (42.9%)	9 (42.9%)	0 (0.0%)	21 (100.0%)	0

5 委託量の変化

(1) 変化の推移

	調査年度	増加した	減少した	増減なし	回答数	未回答
婦人服縫製 (割合)	令和5年	0 (0.0%)	2 (50.0%)	2 (50.0%)	4 (100.0%)	0
	令和2年	0 (0.0%)	9 (81.8%)	2 (18.2%)	11 (100.0%)	0
ニット製造 (割合)	令和5年	2 33.3%	2 33.3%	2 33.3%	6 (100.0%)	0
	令和2年	0 (0.0%)	10 (100.0%)	0 (0.0%)	10 (100.0%)	0
合計 (割合)	令和5年	2 (20.0%)	4 (40.0%)	4 (40.0%)	10 (100.0%)	0
	令和2年	0 (0.0%)	19 (90.5%)	2 (9.5%)	21 (100.0%)	0

令和2年は平成29年からの変化。令和5年は令和2年からの変化。

(2) 増減率

	減少				変化なし	増加		回答数	未回答
	20%未満	20-40未満	40-60未満	60%以上		20%未満	20%以上		
婦人服縫製 (割合)	0 (0.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4	0
ニット製造 (割合)	0 (0.0%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (33.3%)	0 (0.0%)	1 (16.7%)	6	1
合計 (割合)	0 (0.0%)	4 (40.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (40.0%)	0 (0.0%)	1 (10.0%)	10	1

6 委託量の見通し(今後の見込み)

	調査年度	増加	減少	増減なし	回答数	未回答
婦人服縫製 (割合)	令和5年	0 (0.0%)	1 (25.0%)	3 (75.0%)	4 (100.0%)	0
	令和2年	0 (0.0%)	8 (72.7%)	3 (27.3%)	11 (100.0%)	0
ニット製造 (割合)	令和5年	0 (0.0%)	1 (20.0%)	4 (80.0%)	5 (100.0%)	1
	令和2年	0 (0.0%)	8 (80.0%)	2 (20.0%)	10 (100.0%)	0
合計 (割合)	令和5年	0 (0.0%)	2 (22.2%)	7 (77.8%)	9 (100.0%)	1
	令和2年	0 (0.0%)	16 (76.2%)	5 (23.8%)	21 (100.0%)	0

7 工賃の決定方法(複数回答あり。回答委託者数による割合。)

	パート賃金	世間相場	要望	時間当たり作業量	最低賃金	最低工賃	価格利益	その他
5年調査 (割合)	1 (10.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)	2 (20.0%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)	2 (20.0%)	0 (0.0%)
2年調査 (割合)	3 (10.3%)	12 (41.4%)	7 (24.1%)	2 (6.9%)	5 (17.2%)	1 (3.4%)	7 (24.1%)	3 (10.3%)

8 機械装置等の貸与(複数回答あり。)

	貸与無し	貸与有り		
		オーバーロックミシン	リンクングミシン	その他
5年調査	3	2	3	3
2年調査	11	3	7	1

9 委託製品の受渡し(運搬方法)及び工賃への反映

	全て委託者	全て家内労働者			その時々契約による			未回答
		割増有り	割増無し	契約による	割増有り	割増無し	契約による	
5年調査	9	0	0	0	0	0	0	1
2年調査	19	0	0	0	0	1	1	0

10 不良品発生の有無(複数回答あり。)

	無し	不良品発生有り				未回答
		0～5%未満	5%以上10%未満	10%以上20%未満	20%以上	
5年調査	0	9	2	1	1	1
2年調査	3	13	3	2	0	0

11 月間工賃支払額

	2万未満	2-3万	3-4万	4-5万	5-6万	6-7万	7-8万	8-9万	9-10万	10万以上
5年調査	3	6	2	0	1	4	0	1	1	4
(割合)	(13.6%)	(27.3%)	(9.1%)	(0.0%)	(4.5%)	(18.2%)	(0.0%)	(4.5%)	(4.5%)	(18.2%)
2年調査	27	18	18	12	14	7	2	6	5	3
(割合)	(24.1%)	(16.1%)	(16.1%)	(10.7%)	(12.5%)	(6.3%)	(1.8%)	(5.4%)	(4.5%)	(2.7%)

12 最低工賃設定業務に係る委託単価等の状況

(1) 婦人服縫製

工程	家内労働従事者数(人)	山梨県最低工賃(円)	事業所の支払工賃(円)			2年調査平均(円)	増減率
			最低	最高	加重平均		
そで口あきみせまつり	1	13	20	20	20.0	12.3	62.6%
千鳥掛け	2	10	10	20	15.0	8.3	80.7%
星入れ	2	14	20	40	30.0	12.5	140.0%
ボタン付け(2つ穴根巻なし)	4	8	9	10	9.7	10.5	-7.6%
ボタン付け(4つ穴根巻あり)	8	10	10	15	12.5		
かぎホック付け	4	15	15	30	21.7	25.4	-14.6%
スナップ付け	4	15	15	40	25.0	23.8	5.0%
糸ループ付け(3cm)	4	9	10	20	13.3	11.5	15.7%
糸ループ付け(5cm)	6	10	10	15	12.5	13.5	-7.4%
×印しつけ止め	4	10	10	20	13.3	9.5	40.0%
肩パット付け	1	35	50	50	50.0	40.0	-

複数工程の委託を受けている家内労働者があり、また、家内労働者数を未回答のものもあったことから、合計は家内労働者数と一致しない。

(2) ニット製造

工程	家内労働従事者数(人)	最低工賃(円)	事業所の支払工賃(円)			R2年調査平均(円)	増減率
			最低	最高	加重平均		
オーバーロックミシンによる縫製	12	85	100	200	143.3	105.0	36.5%
リンクミシンによる取付け	6	74	65	130	103.8	87.5	18.6%
手ががり	1	36	45	45	45.0	41.3	9.0%

複数工程の委託を受けている家内労働者があり、また、家内労働者数を未回答のものもあったことから、合計は家内労働者数と一致しない。

13 工賃設定外の委託状況

	工程	家内労働従事者数(人)	事業所の支払工賃		備考
			単位	金額(円)	
ニット	蒸気アイロンによる仕上げ	2	1枚	130～180円	
	ボタンホール穴あけ、ボタン付け	2	1か所	28円	

14 最低工賃の必要性(複数回答、未回答あり。)

	不要				必要			ないよりあった方がよい			回答数
	強制は 必要ない	実態と 合っていない	その他	小計	工賃確保	最低工賃 を基準	小計	契約の 目安	その他	小計	
5年調査 (割合)	0 (0.0%)	2 (20.0%)	0 (0.0%)	2 (20.0%)	3 (30.0%)	3 (30.0%)	6 (60.0%)	3 (30.0%)	0 (0.0%)	3 (30.0%)	10
2年調査 (割合)	3 (14.3%)	5 (23.8%)	0 (0.0%)	8 (38.1%)	3 (14.3%)	4 (19.0%)	7 (33.3%)	5 (23.8%)	1 (4.8%)	6 (28.6%)	21

15 工賃等に係る意見・要望

(1) 婦人服縫製

意見・要望事項
・少量多品種なので、平均作業量はわからない。 ・工賃は、委託者と労働者の話し合いで決めればよいと思う。 ・家内労働者が高齢のため、インボイスをやってもらうことが困難だったので、内職はすべて出さないことにした。

(2) ニット製造

意見・要望事項
・現在は生産数量の減産により、当社は最初のサンプル作成時に家内労働者に単価指示をもらい、本生産時に指示された単価で支払うようにしています。 ・基準となる最低工賃では、今はだれも仕事をしていただけない。かといって基準時給のような悪法はいらない。継続するために自社努力の範囲で工賃を決定したほうが良い。

令和5年度 婦人服製造業家内労働実態調査結果（家内労働者用）

事業所数	調査依頼人数	回答数	工賃適用業種			回収率	未回答
			業種	婦人服	ニット		
9	62	41	14	8	6	(66.1%)	21

（注）事業所数は、委託者への調査で家内労働者名簿の提出があった事業所のことを示す。

また、調査票に回答した委託者で、家内労働者の連絡先を回答していない委託者があるため、委託者の調査結果の回答数とは合わない。

回答数には、既に家内労働を辞めた旨の連絡があったものを含んでいる。

1 性別

男	女	回答数
1	13	14
(7.1%)	(92.9%)	(100.0%)

2 年齢

40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	回答数	未回答
0	0	0	3	8	2	13	1
(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(23.1%)	(61.5%)	(15.4%)	(100.0%)	

3 家内労働の態様

専業的	内職的	副業的	回答数	未回答
5	5	0	10	4
(50.0%)	(50.0%)	(0.0%)	(100.0%)	

4 経験年数

1年未満	1年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上	回答数	未回答
0	0	1	1	9	11	3
(0.0%)	(0.0%)	(9.1%)	(9.1%)	(81.8%)	(100.0%)	

5 作業工程（複数回答）

品目：ワンピース、上衣、コート、スカート、スラックス、ブラウス

そで口あきみ せまつり	千鳥掛け	星入れ	ボタン付け （2つ穴）	ボタン付け （4つ穴）	カギホック付け	スナップ付け	糸ループ付け （3cm）
1	2	1	3	3	3	3	1
(12.5%)	(25.0%)	(12.5%)	(37.5%)	(37.5%)	(37.5%)	(37.5%)	(12.5%)

その他の内訳

系ループ付け (5cm)	×印しつけとめ	肩パット付け	その他	上着丸縫い	回答数
1	1	2	1	1	8
(12.5%)	(12.5%)	(25.0%)	(12.5%)	(12.5%)	(100.0%)

「丸縫い」とは、全ての工程を一人の家内労働者が仕上げることをいう。

品目：婦人服M丸首無地セーター

その他の内訳

オーパロックミシンによる縫製	リンクミシンによる縫製	手かがり	その他	肩はぎ、袖下縫い、脇縫い、袖付け	総編み	ネーム付け	回答数
3	2	0	3	1	1	1	6
(50.0%)	(33.3%)	(0.0%)	(50.0%)	(16.7%)	(16.7%)	(16.7%)	(100.0%)

「肩はぎ」の「はぎ」とは、布同士を縫い合わせることをいう。

「総針編み」という編み機全ての針を使う編み方

6 不良品について

不良品が出た場合の取り決めの有無

あり	なし	回答数	未回答
1	9	10	4
(10.0%)	(90.0%)	(100.0%)	

不良品が出た場合の対応

特に問題とされない	やり直しをする	工賃から減額される	弁償する	その他	回答数	未回答
4	6	0	0	0	10	4
(40.0%)	(60.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(100.0%)	

7 仕事量の変化（3年前との比較）

増加	減少	変化なし	回答数	未回答
1	9	2	12	2
(8.3%)	(75.0%)	(16.7%)	(100.0%)	

減少した理由

委託される量が減少した	4
自分の都合でたくさんの仕事をする事ができなくなった	3
その他	2

その他の内容

コロナで減少	2
入院があったりしたため	1
体調のため	1

8 工賃単価の変動（3年前との比較）（複数回答あり）

高くなった	安くなった	変わらない	回答数	未回答
2	2	9	13	2
(15.4%)	(15.4%)	(69.2%)	(100.0%)	

9 7月の家内労働日数

なし	～5日	6～10日	11～15日	16～20日	21日以上	回答数	未回答
0	0	2	2	5	1	10	4
(0.0%)	(0.0%)	(20.0%)	(20.0%)	(50.0%)	(10.0%)	(100.0%)	

10 7月の1日当たりの家内労働時間数

なし	1時間以上 2時間未満	2時間以上 5時間未満	5時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上	回答数	未回答
0	0	2	2	1	2	7	7
(0.0%)	(0.0%)	(28.6%)	(28.6%)	(14.3%)	(28.6%)	(100.0%)	

11 7月の工賃収入額

1万円未満	1万円以上 2万円未満	2万円以上 5万円未満	5万円以上 7万円未満	7万円以上 10万円未満	10万円以上	回答数	未回答
0	1	4	0	1	4	10	4
(0.0%)	(10.0%)	(40.0%)	(0.0%)	(10.0%)	(40.0%)	(100.0%)	

12 令和4年度中の家内労働での工賃収入額

10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上 50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上	回答数	未回答
0	1	3	2	0	4	10	4
(0.0%)	(10.0%)	(30.0%)	(20.0%)	(0.0%)	(40.0%)	(100.0%)	

13 委託製品の受け渡し

委託者が家内労働者 宅まで集配	未回答
10	4

14 内職している理由（動機）について（複数回答）

生計維持のため	3	(25.0%)
家計補助のため	4	(33.3%)
自分の自由になる金銭を得るため	5	(41.7%)
技能、経験を活かすため	2	(16.7%)
余暇時間を活用するため	2	(16.7%)
健康保持のため	3	(25.0%)
生きがいのため	2	(16.7%)
独立（起業）のため	0	(0.0%)
その他	0	(0.0%)
回答数	12	(100.0%)

15 内職を選んだ理由（複数回答）

外に出て働きたいが適当な就職口がないため	1	(8.3%)
体力的に外の勤めに出られないため	1	(8.3%)
家事、育児、介護等のため外に出られないため	2	(16.7%)
都合の良い時間に働けるため	4	(33.3%)
趣味や特技を生かせるため	2	(16.7%)
独立（起業）のため	0	(0.0%)
友人や知人がやっているため	0	(0.0%)
特に理由はない	2	(16.7%)
その他	0	(0.0%)
回答数	12	(100.0%)

16 最低工賃について（複数回答、未回答あり。）

最低工賃の必要性

必要			不要			
工賃確保	その他	小計	強制は 必要ない	実態と 合っていない	その他	小計
6	0	6	1	2	0	3
(46.2%)	(0.0%)	(46.2%)	(7.7%)	(15.4%)	(0.0%)	(23.1%)
ないよりあった方がよい			回答数	未回答		
契約の目安	その他	小計				
4	0	4	13	2		
(30.8%)	(0.0%)	(30.8%)				

改正の必要性

改正すべき			改正する必要はない			回答数	未回答
工賃確保	その他	小計	最低工賃を超える工賃が支払われている	その他	小計		
7	0	7	3	0	3	10	4
(70.0%)	(0.0%)	(70.0%)	(30.0%)	(0.0%)	(30.0%)		

17 家内労働等に関する意見等

家内労働の内容等について

自分の都合に合わせてもらっているので、やりやすいと思っている。

(最低)工賃について

70歳を過ぎ、単価については、私自身がサンプルを作り、決めて、請求している。

料金票を先に作ってほしい。

会社が勝手に決めないで、仕事をする人の身になってほしい。

(参考) 作業工程別時間換算額の平均一覧表

令和5年度家内労働実態調査

婦人服

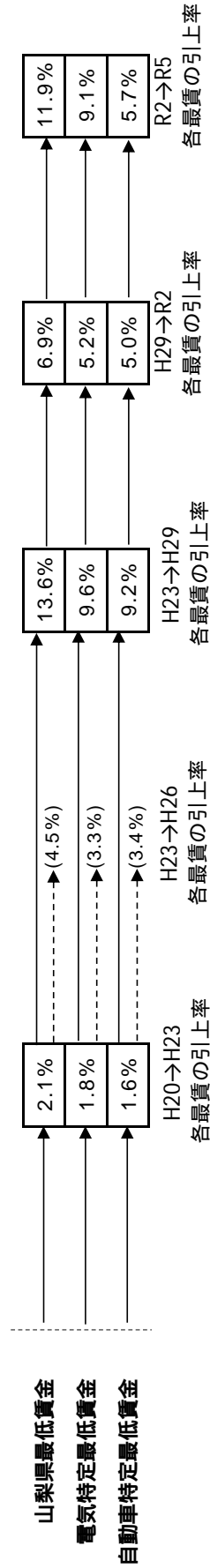
工程	規格	山梨県 最低工賃	平均(円)	
			単価	時間 換算額
そで口あきみせまつり	1着(両そで)につき	13円	20	270
千鳥掛け	千鳥の間隔が6ミリメートル以上のもの 5センチメートルにつき	10円	10	120
星入れ	10センチメートルにつき	14円	20	220
ボタン付け	根巻きなし2つ穴のボタンを付けるもの 1個につき	8円	10	700
	根巻きあり4つ穴のボタンを付けるもの 1個につき	10円	12.5	450
かぎホック付け	1組につき	15円	20	645
スナップ付け	1組につき	15円	20	720
糸ループ付け	糸ループの長さが3センチメートルのもの(作り付け) 1か所につき	9円	10	500
	糸ループの長さが5センチメートルのもの(作り付け) 1か所につき	10円	12.5	300
×印しつけ止め	1か所につき	10円	10	1000
肩パット付け	1着(両肩)につき	35円	50	300

ニット

工程	規格	山梨県 最低工賃	平均(円)	
			単価	時間 換算額
オーバーロックミシンによる縫製	長そで 肩・そで及びわき 1着につき	85円	526.7	633
リンキングミシンによる取付け	衿(ハイネックに限る) 12ゲージ 1着につき	74円	120	365
手かがり	衿(ハイネックに限る) 1着につき	36円	回答なし	

山梨県地域別及び特定（産業別）最低賃金額等の推移

件名	項目	山梨県										R2 R5 引上率																											
		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	B - A	(B - A) ÷ A (%)																				
		婦人服 工賃改定 決定年度										婦人服 工賃改定 決定年度			婦人服 工賃改定 決定年度																								
山梨県最低賃金 (新設：昭和47年)	金額	676	677	689	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866	898	938																						
	引上額	11	1	12	1	5	11	15	16	22	25	26	27	1	28	32	40	100																					
	引上率	1.65	0.15	1.77	0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34	3.70	4.45	11.9%																					
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（新設：昭和63年）	金額	779	782	789	793	798	806	819	834	851	869	890	913	914	934	959	997																						
	引上額	9	3	7	4	5	8	13	15	17	18	21	23	1	20	25	38	83																					
	引上率	1.17	0.39	0.90	0.51	0.63	1.00	1.61	1.83	2.04	2.04	2.12	2.42	2.58	0.11	2.19	2.68	3.96	9.1%																				
自動車・同附属品製造業（新設：平成元年）	金額	788	791	798	801	806	815	828	843	857	875	896	918	919	938	961	971																						
	引上額	10	3	7	3	5	9	13	15	14	18	21	22	1	19	23	10	52																					
	引上率	1.29	0.38	0.88	0.38	0.62	1.12	1.60	1.81	2.10	2.10	2.40	2.46	0.11	2.07	2.45	1.04	5.7%																					



給与等の年別変化

山梨県（事業所規模5人以上）〔第1表〕

年	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	出勤日数	現金給与総額	対前年比	きまって支給する給与	所定内給与
平成28年	145.7	135.6	10.1	19.2	287,147	1.2	238,841	221,714
平成29年	145.1	134.3	10.8	18.9	289,581	0.8	242,513	224,247
平成30年	144.0	132.8	11.2	18.6	298,219	2.9	244,746	225,773
令和元年	142.5	131.7	10.8	18.4	294,344	-1.3	245,386	228,040
令和2年	136.2	127.5	8.7	18.0	293,049	-0.4	243,020	226,341
令和3年	140.3	129.4	10.9	18.3	296,027	1.3	248,073	229,990
令和4年	139.0	127.6	11.4	18.1	297,317	0.2	246,143	227,865

山梨県（事業所規模30人以上）〔第2表〕

年	総実労働時間 (時間)	所定内労働時間 (時間)	所定外労働時間 (時間)	出勤日数 (日)	現金給与総額 (円)	対前年比 (%)	きまって支給する給与 (円)	所定内給与 (円)
平成28年	149.5	137.6	11.9	19.2	327,638	1.1	266,476	244,427
平成29年	151.0	138.2	12.8	19.2	330,408	0.8	269,778	245,643
平成30年	149.5	136.3	13.2	18.9	343,550	3.8	273,433	247,568
令和元年	146.0	133.4	12.6	18.4	330,353	-4.0	265,395	241,997
令和2年	141.6	131.0	10.6	18.0	327,178	-1.0	265,392	243,847
令和3年	144.4	132.7	11.7	18.3	333,746	2.2	272,527	249,522
令和4年	143.4	130.3	13.1	18.2	341,276	2.0	273,239	247,301

全国（事業所規模5人以上）〔第3表〕

年	総実労働時間 (時間)	所定内労働時間 (時間)	所定外労働時間 (時間)	出勤日数 (日)	現金給与総額 (円)	対前年比 (%)	きまって支給する給与 (円)	所定内給与 (円)
平成28年	143.7	132.9	10.8	18.6	317,862	0.6	261,183	241,519
平成29年	143.3	132.4	10.9	18.5	319,453	0.5	262,407	242,646
平成30年	142.2	131.4	10.8	18.4	323,547	1.3	264,570	244,670
令和元年	139.1	128.5	10.6	18.0	322,552	-0.3	264,180	244,432
令和2年	135.1	125.9	9.2	17.7	318,405	-1.3	262,325	244,968
令和3年	136.1	126.4	9.7	17.7	319,461	0.3	263,739	245,709
令和4年	136.1	126.0	10.1	17.6	325,817	2.0	267,461	248,529

全国（事業所規模30人以上）〔第4表〕

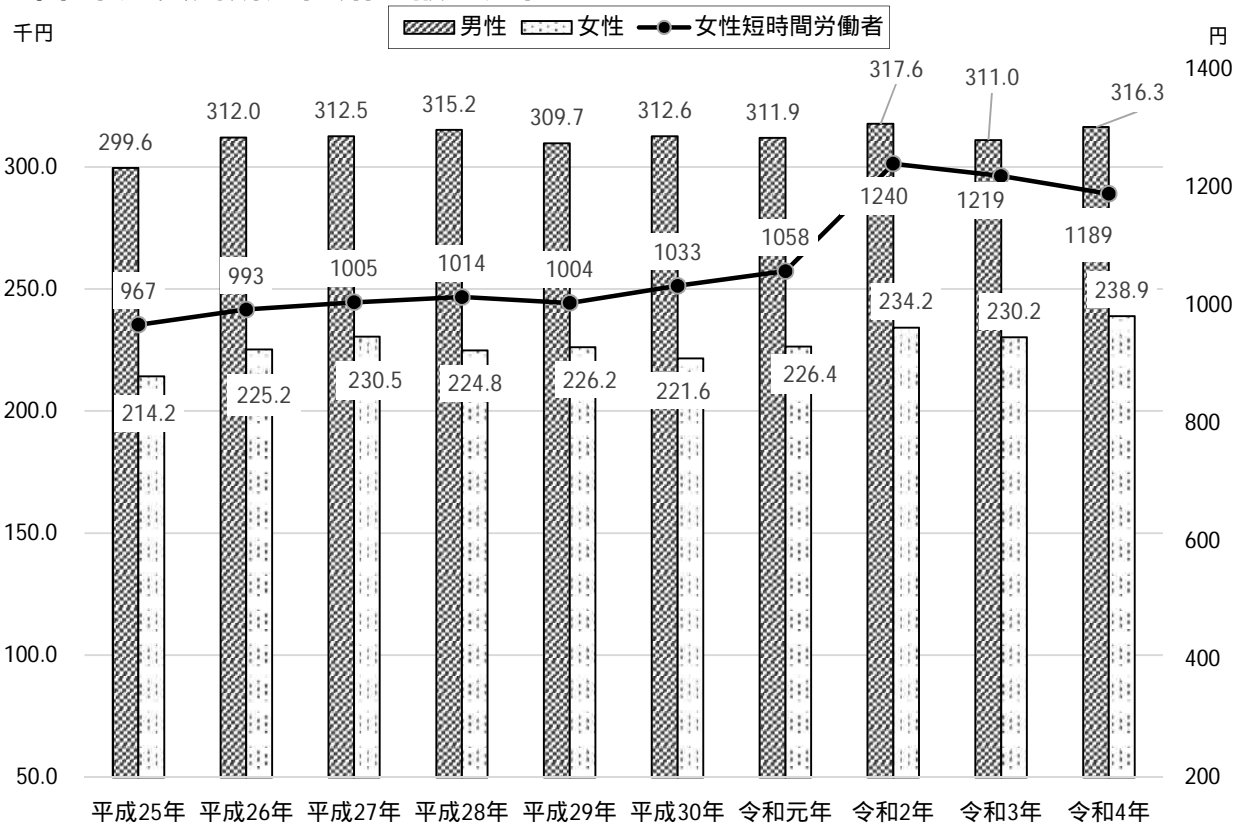
年	総実労働時間 (時間)	所定内労働時間 (時間)	所定外労働時間 (時間)	出勤日数 (日)	現金給与総額 (円)	対前年比 (%)	きまって支給する給与 (円)	所定内給与 (円)
平成28年	148.5	135.8	12.7	18.8	365,804	1.1	292,593	267,210
平成29年	148.4	135.7	12.7	18.7	367,951	0.6	294,010	268,736
平成30年	147.4	134.9	12.5	18.6	372,162	1.1	295,944	270,694
令和元年	144.5	132.0	12.4	18.2	371,408	-0.2	296,064	270,847
令和2年	140.4	129.6	10.8	17.9	365,100	-1.7	293,056	271,025
令和3年	142.4	130.8	11.6	18.0	368,493	0.9	296,652	273,186
令和4年	143.2	131.0	12.2	17.9	379,732	3.0	303,496	278,687

資料出所：毎月勤労統計調査

男女別所定内給与額の推移(産業計、企業規模計、山梨県)

区分 年	男女計		男性		女性		女性短時間労働者		男女比 (男性を100)
	所定内給与額 (千円)	上昇率 (%)	所定内給与額 (千円)	上昇率 (%)	所定内給与額 (千円)	上昇率 (%)	時間額 (円)	上昇率 (%)	
平成25年	272.8	0.3	299.6	-0.8	214.2	0.2	967	1.8	71.5
平成26年	283.8	4.0	312.0	4.1	225.2	5.1	993	2.7	72.2
平成27年	284.2	0.1	312.5	0.2	230.5	2.4	1005	1.2	73.8
平成28年	283.5	-0.2	315.2	0.9	224.8	-2.5	1014	0.9	71.3
平成29年	279.9	-1.3	309.7	-1.7	226.2	0.6	1004	-1.0	73.0
平成30年	281.1	0.4	312.6	0.9	221.6	-2.0	1033	2.9	70.9
令和元年	282.3	0.4	311.9	-0.2	226.4	2.2	1058	2.4	72.6
令和2年	287.4	1.8	317.6	1.8	234.2	3.4	1240	17.2	73.7
令和3年	281.5	-2.1	311.0	-2.1	230.2	-1.7	1219	-1.7	74.0
令和4年	287.7	2.2	316.3	1.7	238.9	3.8	1189	-2.5	75.5

山梨県男女別所定内給与額の変化



資料出所:賃金構造基本統計調査

山梨県最低賃金と一般賃金水準との比較

年	最低賃金額		きまって支給する給与(月額) (最賃の占める比率)	高卒初任給		パートタイム労働者			きまって支給する給与(月額)	最賃引上率(%)	きまって支給する給与と引上率%	高卒初任給引上率(%)		春闘平均賃上率(%)
	時間額(円)	時間額(円)		男性 (最賃の占める比率)	女性 (最賃の占める比率)	きまって支給する給与(月額)	総実労働時間数	時間額賃金 (最賃の占める比率)				男性	女性	
平成25年	706 (112,960)	706 (112,960)	243,159 [46.5%]	160,600 [70.3%]	145,800 [77.5%]	99,395	100.8	986 [71.6%]	1.58	0.1	1.77	-10.06	1.64	
平成26年	721 (115,360)	721 (115,360)	242,682 [47.5%]	166,100 [69.5%]	162,400 [71.0%]	98,032	97.3	1,008 [71.6%]	2.12	-0.2	3.42	11.39	1.99	
平成27年	737 (117,920)	737 (117,920)	240,337 [49.1%]	163,900 [71.9%]	153,600 [76.8%]	99,556	98.1	1,015 [72.6%]	2.22	-1.0	-1.32	-5.42	2.02	
平成28年	759 (121,440)	759 (121,440)	240,506 [50.5%]	164,900 [73.6%]	154,200 [78.8%]	100,552	99.8	1,008 [75.3%]	2.99	0.1	0.61	0.39	1.79	
平成29年	784 (125,440)	784 (125,440)	246,938 [50.8%]	162,200 [77.3%]	158,100 [79.3%]	98,355	94.9	1,036 [75.6%]	3.29	2.7	-1.64	2.53	1.95	
平成30年	810 (129,600)	810 (129,600)	247,583 [52.3%]	168,000 [77.1%]	163,800 [79.1%]	101,876	95.1	1,071 [75.6%]	3.32	0.3	3.58	3.61	2.44	
令和元年	837 (133,920)	837 (133,920)	249,428 [53.7%]	170,200 [78.7%]	166,400 [80.5%]	105,096	93.6	1,123 [74.5%]	3.33	0.7	1.31	1.59	-	
令和2年	838 (134,080)	838 (134,080)	242,101 [55.4%]	174,600 [76.8%]	179,600 [74.7%]	101,953	85.6	1,191 [70.4%]	0.12	-2.9	2.59	7.93	-	
令和3年	866 (138,560)	866 (138,560)	250,158 [55.4%]	177,500 [78.1%]	162,100 [85.5%]	99,582	87.7	1,135 [76.3%]	3.34	3.3	1.66	-9.74	-	
令和4年	898 (143,680)	898 (143,680)	244,772 [58.7%]	169,300 [84.9%]	167,700 [85.7%]	96,494	88.4	1,092 [82.3%]	3.70	-2.2	-4.62	3.45	-	
令和5年	938 (150,080)	938 (150,080)	251,657 [59.6%]			99,571	81.7	1,219 [76.9%]	4.45	2.8			-	
備考	()内は、時間額×160H		毎勤統計調査(規模5人以上、6月分)	賃金構造基本統計調査(規模10人以上)		毎勤統計調査(規模5人以上、6月分)				毎勤統計調査(規模5人以上、6月分)		賃金構造基本統計調査	山梨県 労政雇用課	

(注) 「パートタイム労働者の時間額賃金」=「パートタイム労働者のきまって支給する給与(月額)」÷「パートタイム労働者の所定内労働時間」
「高卒初任給」:令和元年までは初任給額及び採用人数を調査、「所定内給与額より通勤手当を除いたもので、調査年の初任給額として確定したもの」を初任給額、等の調査項目が廃止され、一般労働者のうち新規卒業者に該当する者の所定内給与額(通勤手当を含む)を集計。
「春闘平均賃上率」の調査は令和元年以後実施されていない。

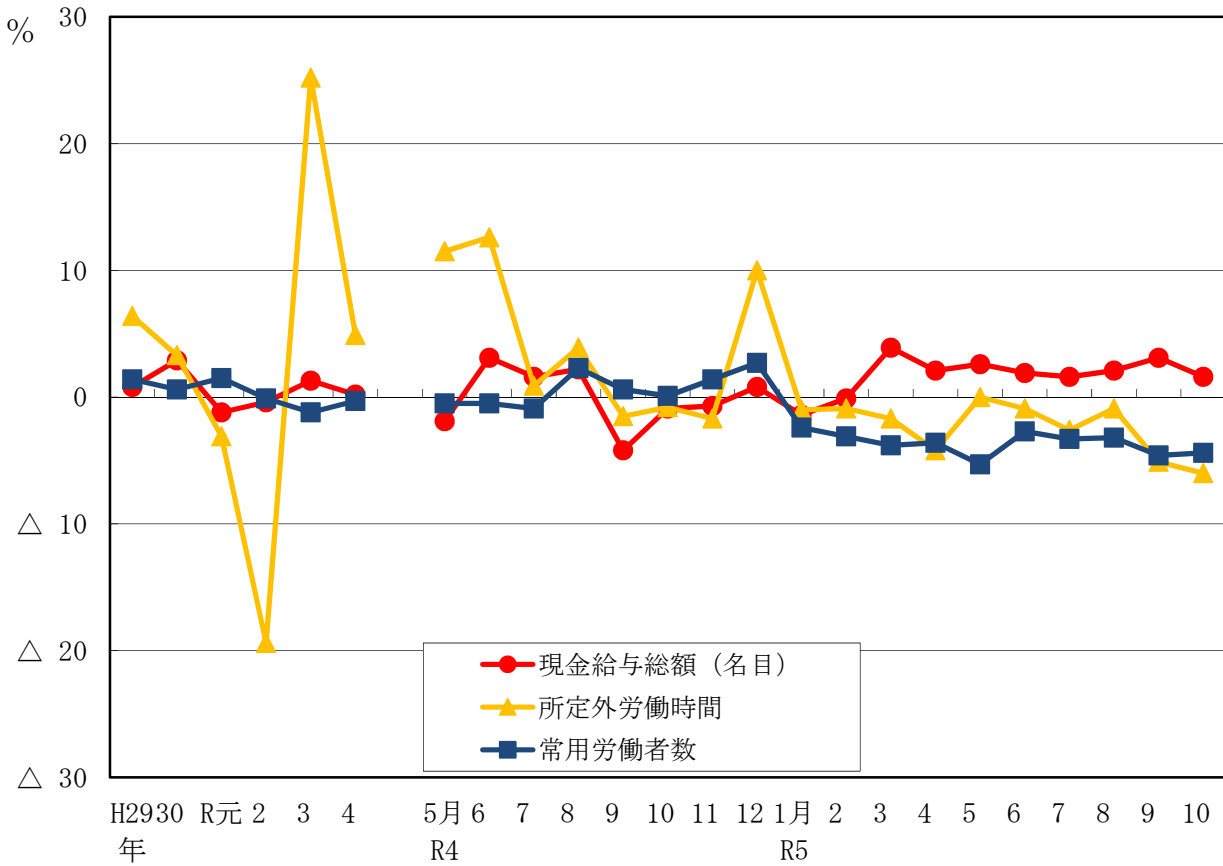


山梨の賃金・労働時間及び雇用の動き

（毎月勤労統計調査地方調査結果）

令和5年10月分（速報）

現金給与総額等の前年比及び前年同月比の推移
（規模5人以上・調査産業計）



県民生活部 統計調査課

1. 結果概要 ～賃金・労働時間・雇用の動き～	1
2. 統計表 ～賃金・労働時間・雇用の動きの詳細～	5
3. 毎月勤労統計調査地方調査の説明	14
4. 利用上の注意 ～指数、増減率、産業分類～	15

(注意)

- ①特に断りのない限り、本書に掲載する調査結果は、「調査産業計、事業所規模5人以上、性・就業形態計」のものである。
- ②本書に掲載する調査結果は、本県における数値である。
- ③本書に掲載する「前年比（又は前年差）」とは、前の年の同じ月（又は時期）と比べた場合の数値である。
- ④統計表中の符号は、次のとおり用いられている。
「△」…マイナス 「x」…秘匿 「-」…該当数値なし
- ⑤速報値は、確報で改訂される場合がある。

1. 結果概要 ～賃金・労働時間・雇用の動き～

1. 当月の概況（事業所規模5人以上）

前年同月比でみて、

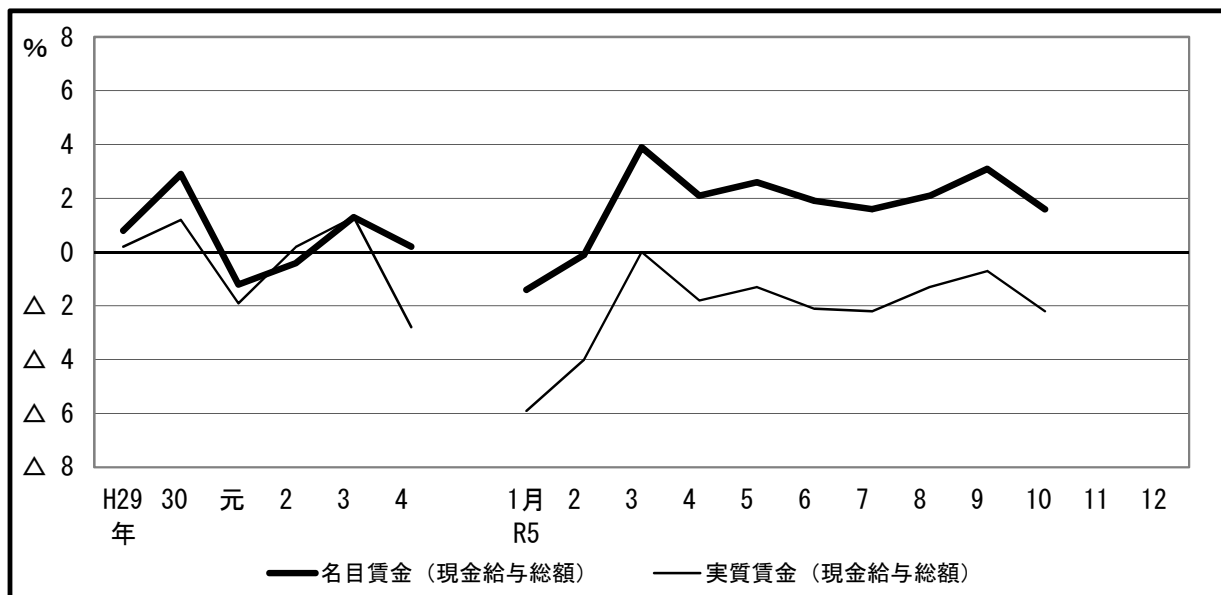
- ★ 現金給与総額は 1.6 %の増加 8 か月連続の増加
- ★ 所定外労働時間は 6.0 %の減少 5 か月連続の減少
- ★ 常用労働者は 4.4 %の減少 10 か月連続の減少

(令和2年平均=100)

		実数		指数		増減率（前年同月比）	
		山梨県	全国	山梨県	全国	山梨県	全国
現金給与		円	円			%	%
	現金給与総額	257,080	279,232	87.7	87.7	1.6	1.5
	きまって支給する給与	254,959	271,955	104.9	103.7	3.5	1.2
	所定内給与	235,704	252,593	104.1	103.1	3.7	1.3
	超過労働給与	19,255	19,362	-	-	0.7	△ 0.7
	特別に支払われた給与	2,121	7,277	-	-	△ 68.1	13.7
労働時間		時間	時間			%	%
	総実労働時間	139.3	138.3	102.3	102.4	△ 0.2	0.8
	所定内労働時間	128.3	128.0	100.6	101.7	0.3	1.0
	所定外労働時間	11.0	10.3	126.4	112.0	△ 6.0	△ 1.8
	所定外労働時間（製造業）	14.1	14.0	97.2	117.6	△ 21.2	△ 6.1
常用雇用		人	千人			%	%
	常用労働者	278,930	52,654	94.0	104.6	△ 4.4	1.9
	一般労働者	186,363	35,542	94.7	102.6	△ 4.0	1.1
	パートタイム労働者	92,567	17,112	88.0	109.2	△ 5.0	3.7

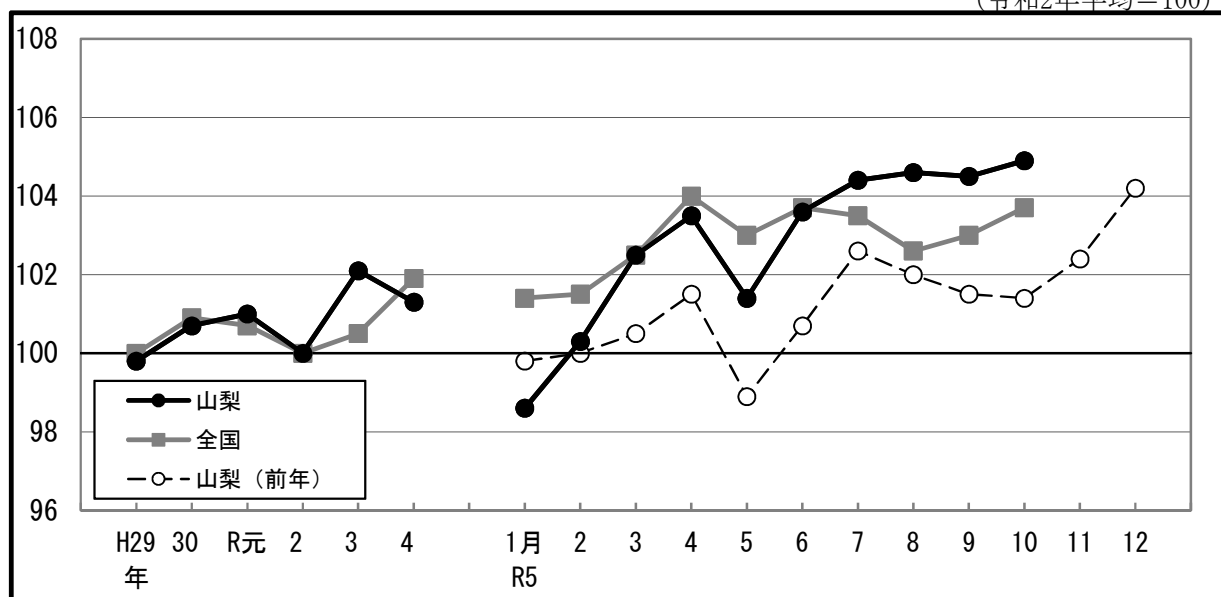
2. 賃金の動き（事業所規模5人以上）

名目賃金及び実質賃金（現金給与総額）の前年比・前年同月比の推移



きまって支給する給与の指数の推移

(令和2年平均=100)



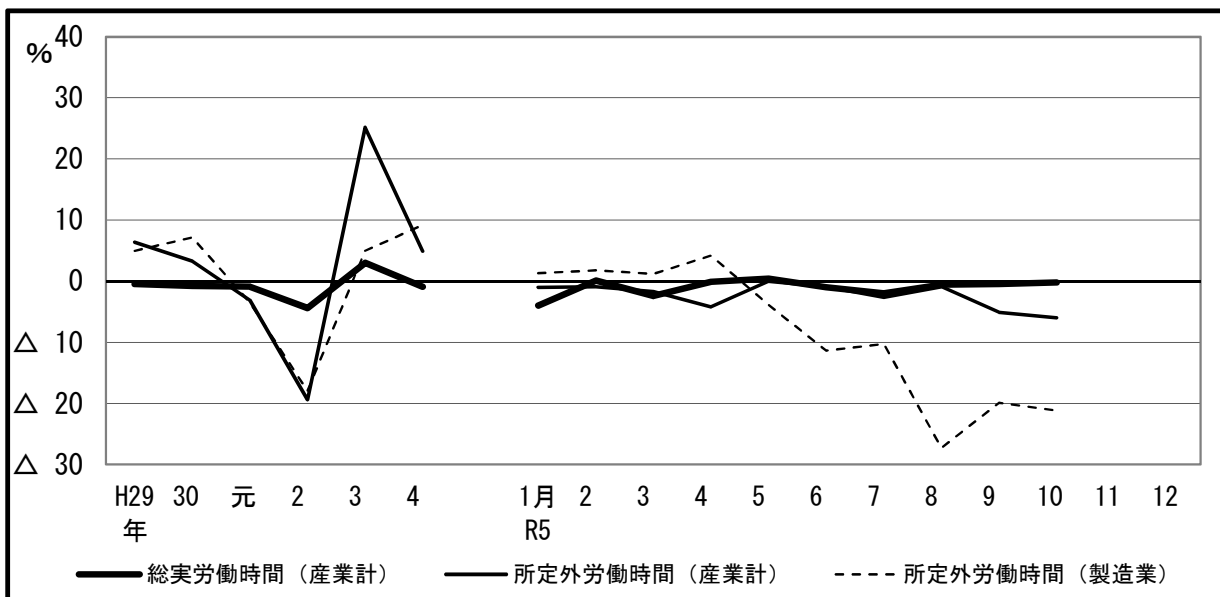
令和5年10月における労働者一人当たりの現金給与総額は、257,080円で、前年の同じ月と比べて1.6%の増加となった。これは、特別に支払われた給与は2,121円で68.1%減少したものの、きまって支給する給与が254,959円で3.5%増加したためである。

なお、きまって支給する給与のうち、所定内給与は235,704円で3.7%増加し、超過労働給与は19,255円で0.7%増加した。

物価の変動による影響を除いた実質賃金指数の現金給与総額は、2.2%の減少となった(P9 事業所規模5人以上参照)。

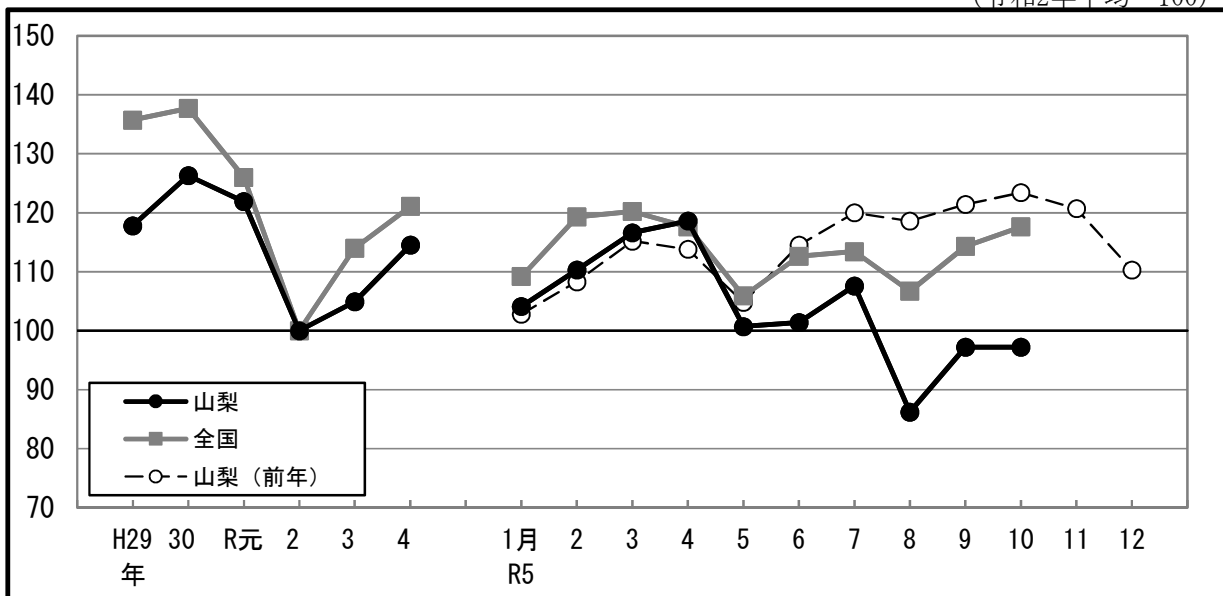
3. 労働時間の動き（事業所規模5人以上）

総実労働時間及び所定外労働時間の前年比・前年同月比の推移



所定外労働時間（製造業）の指数の推移

(令和2年平均=100)

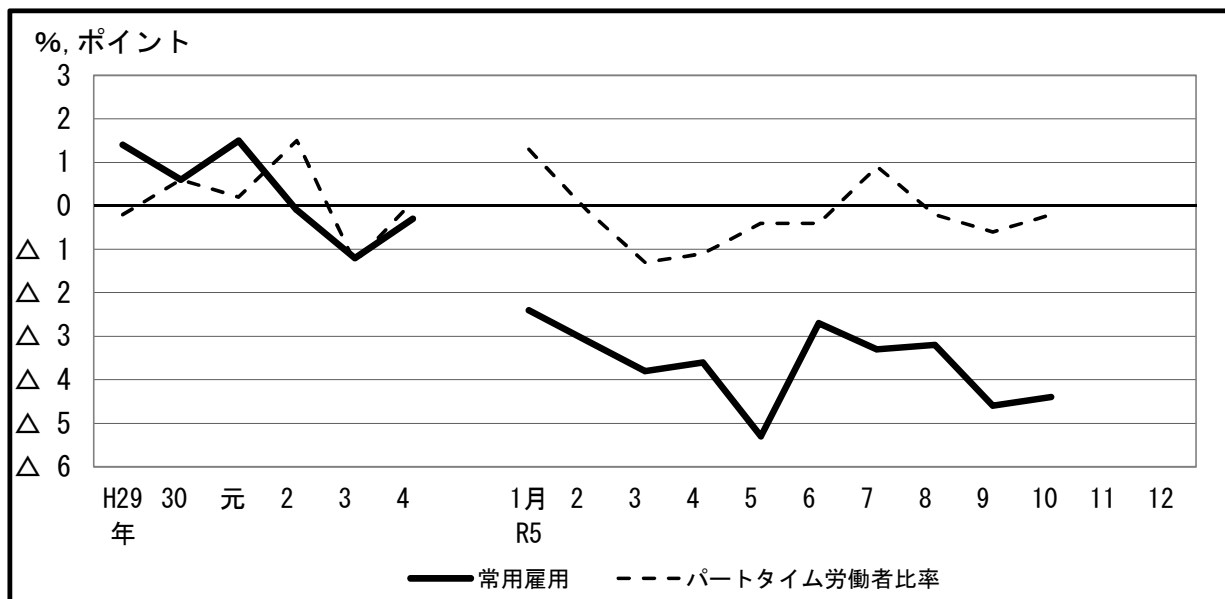


令和5年10月における労働者一人当たりの総実労働時間は、139.3時間で、前年の同じ月と比べて0.2%の減少となった。これは、所定内労働時間は128.3時間で0.3%増加したものの、所定外労働時間が11.0時間で6.0%減少したためである。

景気動向との連動性が高いとされる、製造業における労働者一人当たりの所定外労働時間は、14.1時間で、21.2%の減少となった。

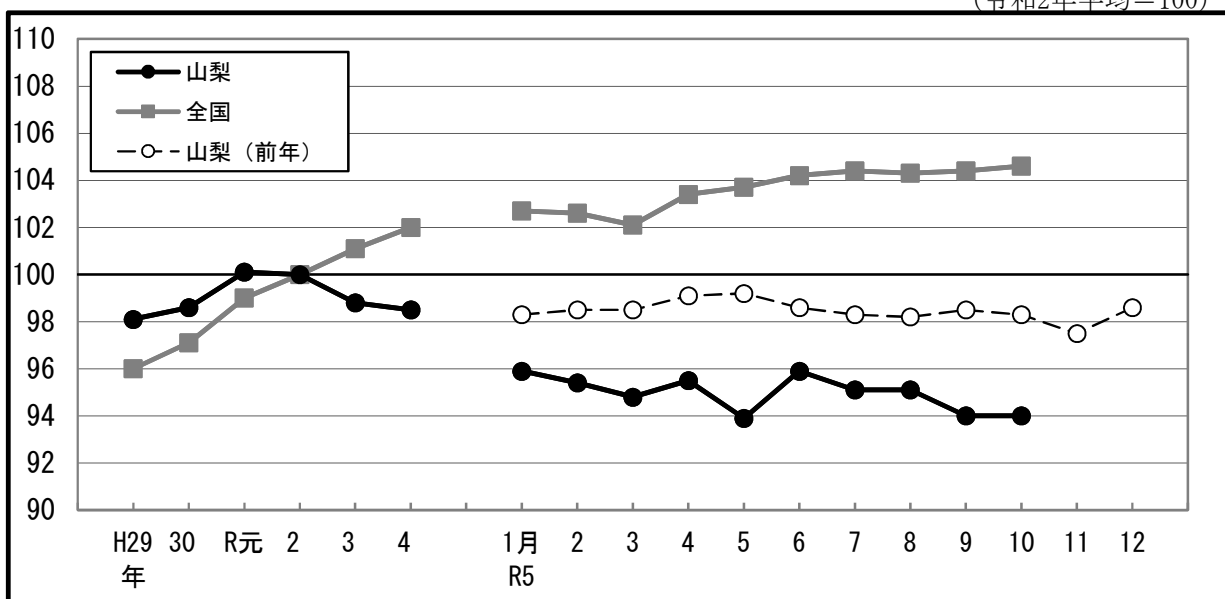
4. 雇用の動き（事業所規模5人以上）

常用労働者及びパートタイム労働者比率の前年比（差）・前年同月比（差）の推移



常用労働者の指数の推移

(令和2年平均=100)



令和5年10月末日における常用労働者は、278,930人で、前年の同じ時期と比べて4.4%の減少となった。これは、一般労働者が186,363人で4.0%、パートタイム労働者が92,567人で5.0%それぞれ減少したためである。

常用労働者全体に占めるパートタイム労働者の比率は、33.2%となり、0.2ポイント下落した（P7 事業所規模5人以上参照。）

2. 統計表 ～賃金・労働時間・雇用の動きの詳細～

1. 月間現金給与額

(事業所規模5人以上)

産 業	現金給与総額		きまって支給する				特別に支払われた給与	
	前年比		給与		所定内			
	円	%	円	%	円	%		
T L 調査産業計	257,080	1.6	254,959	3.5	235,704	3.7	19,255	2,121
D 建設業	349,933	3.6	349,439	4.0	316,426	8.5	33,013	494
E 製造業	300,962	△ 4.8	299,438	2.5	272,180	3.3	27,258	1,524
F 電気・ガス・熱供給・水道業	574,351	10.9	574,154	10.8	495,188	8.3	78,966	197
G 情報通信業	335,621	△ 16.8	327,729	2.2	309,190	3.5	18,539	7,892
H 運輸業、郵便業	365,593	18.4	365,593	18.9	318,145	21.3	47,448	0
I 卸売業、小売業	190,106	5.0	188,572	4.7	179,248	5.2	9,324	1,534
J 金融業、保険業	373,125	18.6	347,289	10.5	324,750	11.3	22,539	25,836
K 不動産業、物品賃貸業	300,665	27.1	295,273	25.8	274,404	29.5	20,869	5,392
L 学術研究、専門・技術サービス業	329,290	△ 2.3	329,290	△ 1.7	307,409	△ 0.6	21,881	0
M 宿泊業、飲食サービス業	132,677	2.3	132,177	2.1	121,776	△ 1.7	10,401	500
N 生活関連サービス業、娯楽業	130,494	△ 24.7	129,728	△ 24.9	122,171	△ 27.2	7,557	766
O 教育、学習支援業	319,902	△ 0.9	316,860	△ 1.2	311,211	△ 1.6	5,649	3,042
P 医療、福祉	277,951	4.3	275,680	3.9	252,963	4.2	22,717	2,271
Q 複合サービス事業	298,269	6.6	292,169	4.4	285,743	4.3	6,426	6,100
R サービス業(他に分類されないもの)	205,026	△ 4.6	204,298	△ 4.6	191,322	△ 4.0	12,976	728
T L 調査産業計	334,519	0.8	332,035	3.2	304,441	3.3	27,594	2,484
E 製造業	333,008	△ 7.3	331,219	0.4	300,068	1.3	31,151	1,789
I 卸売業、小売業	313,635	6.7	313,511	7.4	294,477	8.4	19,034	124
P 医療、福祉	335,676	8.3	333,273	8.0	302,704	8.2	30,569	2,403
T L 調査産業計	99,905	4.7	98,521	3.7	96,192	4.3	2,329	1,384
E 製造業	127,438	13.6	127,348	14.3	121,166	13.9	6,182	90
I 卸売業、小売業	95,015	0.8	92,396	△ 2.0	90,546	△ 2.5	1,850	2,619
P 医療、福祉	131,400	6.2	129,464	4.9	126,681	5.8	2,783	1,936

(事業所規模30人以上)

産 業	現金給与総額		きまって支給する				特別に支払われた給与	
	前年比		給与		所定内			
	円	%	円	%	円	%		
T L 調査産業計	282,631	△ 1.5	281,764	2.2	256,973	3.5	24,791	867
D 建設業	408,293	16.5	408,293	17.9	362,643	53.0	45,650	0
E 製造業	316,531	△ 6.4	316,348	2.2	287,434	3.9	28,914	183
F 電気・ガス・熱供給・水道業	574,351	0.3	574,154	0.3	495,188	△ 0.3	78,966	197
G 情報通信業	345,419	△ 26.8	345,115	△ 1.0	330,005	△ 0.5	15,110	304
H 運輸業、郵便業	347,637	3.6	347,637	4.2	289,979	4.2	57,658	0
I 卸売業、小売業	163,783	0.1	163,783	0.2	153,149	△ 1.5	10,634	0
J 金融業、保険業	322,961	0.8	322,924	0.8	306,532	5.9	16,392	37
K 不動産業、物品賃貸業	x	x	x	x	x	x	x	x
L 学術研究、専門・技術サービス業	258,363	△ 16.4	258,363	△ 15.5	246,991	△ 12.5	11,372	0
M 宿泊業、飲食サービス業	167,091	5.7	166,765	6.1	153,223	5.6	13,542	326
N 生活関連サービス業、娯楽業	155,919	6.4	155,822	6.4	145,477	7.2	10,345	97
O 教育、学習支援業	352,990	2.6	347,310	2.0	337,964	0.9	9,346	5,680
P 医療、福祉	320,403	3.0	318,648	3.0	284,219	2.9	34,429	1,755
Q 複合サービス事業	313,231	△ 0.5	312,526	△ 0.6	302,753	△ 0.1	9,773	705
R サービス業(他に分類されないもの)	198,850	△ 2.5	198,502	△ 2.5	183,556	△ 0.8	14,946	348
T L 調査産業計	347,542	△ 2.2	346,417	1.8	313,174	3.2	33,243	1,125
E 製造業	345,284	△ 7.3	345,081	1.6	312,168	3.3	32,913	203
I 卸売業、小売業	324,605	2.3	324,605	2.4	292,024	△ 0.8	32,581	0
P 医療、福祉	354,665	5.2	352,662	5.1	311,774	4.8	40,888	2,003
T L 調査産業計	110,213	4.9	110,031	5.3	107,689	7.0	2,342	182
E 製造業	134,862	12.5	134,808	13.4	131,157	14.8	3,651	54
I 卸売業、小売業	98,255	6.6	98,255	6.5	96,563	6.3	1,692	0
P 医療、福祉	149,063	1.4	148,547	1.8	146,423	2.7	2,124	516

2. 月間労働時間及び出勤日数

(事業所規模5人以上)

産 業	総実労働時間				所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
	前年比		前年比		前年比		前年差			
	時間	%	時間	%	時間	%	日	日		
T L 調査産業計	139.3	△ 0.2	128.3	0.3	11.0	△ 6.0	18.2	0.0		
D 建設業	170.7	△ 0.5	151.7	△ 2.7	19.0	21.0	20.1	△ 1.5		
E 製造業	158.9	0.8	144.8	3.6	14.1	△ 21.2	19.2	0.2		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	162.5	8.8	146.0	6.3	16.5	38.7	19.5	0.8		
G 情報通信業	154.1	△ 3.4	144.1	△ 0.5	10.0	△ 32.4	19.2	0.2		
H 運輸業、郵便業	213.4	17.8	169.9	8.9	43.5	72.6	22.2	1.3		
I 卸売業、小売業	116.1	△ 9.5	111.0	△ 8.5	5.1	△ 25.0	17.4	△ 0.7		
J 金融業、保険業	142.2	4.6	131.6	3.0	10.6	29.3	19.0	0.9		
K 不動産業、物品賃貸業	173.7	12.1	159.4	13.0	14.3	2.8	20.8	1.7		
L 学術研究、専門・技術サービス業	153.1	2.6	137.5	△ 1.3	15.6	60.9	18.9	0.3		
M 宿泊業、飲食サービス業	106.2	6.3	99.0	3.7	7.2	63.7	16.0	0.4		
N 生活関連サービス業、娯楽業	93.4	△ 20.8	89.3	△ 11.6	4.1	△ 75.6	13.7	△ 2.1		
O 教育、学習支援業	146.4	△ 0.6	135.7	2.9	10.7	△ 30.9	19.0	0.6		
P 医療、福祉	137.2	△ 0.2	130.0	△ 0.3	7.2	2.8	18.4	0.4		
Q 複合サービス事業	146.7	2.6	139.9	4.4	6.8	△ 25.2	18.6	0.7		
R サービス業（他に分類されないもの）	134.1	△ 2.7	125.2	△ 3.4	8.9	9.9	17.9	△ 0.4		
T L 調査産業計	170.0	1.5	154.2	2.2	15.8	△ 5.4	20.2	0.3		
E 製造業	167.3	△ 1.5	151.4	1.4	15.9	△ 22.9	19.5	△ 0.1		
I 卸売業、小売業	174.8	△ 1.7	164.7	0.6	10.1	△ 27.4	21.0	△ 0.3		
P 医療、福祉	157.0	2.5	147.4	2.0	9.6	10.3	19.3	0.4		
T L 調査産業計	77.3	△ 7.4	75.9	△ 7.1	1.4	△ 17.7	14.3	△ 0.4		
E 製造業	112.8	13.8	108.6	15.4	4.2	△ 15.9	17.1	1.1		
I 卸売業、小売業	70.8	△ 21.7	69.6	△ 21.7	1.2	△ 14.3	14.7	△ 0.9		
P 医療、福祉	86.7	2.2	85.6	2.7	1.1	△ 26.6	16.0	1.1		

(事業所規模30人以上)

産 業	総実労働時間				所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
	前年比		前年比		前年比		前年差			
	時間	%	時間	%	時間	%	日	日		
T L 調査産業計	145.2	△ 0.3	132.7	0.8	12.5	△ 10.1	18.6	0.2		
D 建設業	171.8	△ 10.8	150.6	△ 7.5	21.2	△ 29.1	19.3	△ 1.9		
E 製造業	160.3	0.1	144.8	3.6	15.5	△ 24.0	19.0	0.2		
F 電気・ガス・熱供給・水道業	162.5	5.1	146.0	4.0	16.5	15.3	19.5	0.9		
G 情報通信業	153.9	△ 1.3	145.1	1.1	8.8	△ 29.6	19.4	0.4		
H 運輸業、郵便業	210.3	16.6	171.4	14.4	38.9	27.1	22.0	1.6		
I 卸売業、小売業	98.3	△ 16.0	93.0	△ 16.7	5.3	0.0	17.5	0.0		
J 金融業、保険業	138.9	5.1	133.6	8.5	5.3	△ 41.0	18.9	1.1		
K 不動産業、物品賃貸業	x	x	x	x	x	x	x	x		
L 学術研究、専門・技術サービス業	139.1	△ 3.8	133.1	△ 1.6	6.0	△ 36.7	18.2	△ 0.1		
M 宿泊業、飲食サービス業	130.1	4.4	119.3	3.6	10.8	14.9	17.8	0.3		
N 生活関連サービス業、娯楽業	114.9	1.1	108.1	2.2	6.8	△ 12.8	17.0	△ 0.3		
O 教育、学習支援業	147.4	5.3	134.7	4.4	12.7	16.5	18.7	0.7		
P 医療、福祉	146.8	1.7	136.7	0.7	10.1	16.1	18.7	0.4		
Q 複合サービス事業	144.5	△ 3.4	137.8	△ 1.9	6.7	△ 27.2	18.5	△ 0.5		
R サービス業（他に分類されないもの）	137.1	0.8	127.6	1.6	9.5	△ 9.5	18.2	0.0		
T L 調査産業計	168.7	0.9	152.2	2.2	16.5	△ 9.3	19.7	0.2		
E 製造業	167.4	△ 1.2	149.9	2.3	17.5	△ 23.5	19.3	0.1		
I 卸売業、小売業	182.0	5.2	166.7	4.1	15.3	17.8	20.5	0.7		
P 医療、福祉	158.1	2.5	146.2	1.1	11.9	21.4	19.1	0.2		
T L 調査産業計	82.7	△ 5.9	80.9	△ 5.4	1.8	△ 25.0	15.7	0.1		
E 製造業	115.6	14.7	112.5	16.7	3.1	△ 27.9	17.3	1.2		
I 卸売業、小売業	64.2	△ 29.3	63.0	△ 29.4	1.2	△ 29.4	16.4	△ 0.1		
P 医療、福祉	90.7	10.3	89.5	10.9	1.2	△ 20.0	16.6	2.5		

3. 常用雇用及び労働異動率

(事業所規模5人以上)

産 業	常用労働者		一般労働者 人	パート タイム 労働者 人	パートタイム 労働者比率		入職率 %	離職率 %	
	人	%			%	ポイント			
									前年比
T L 調査産業計	278,930	△ 4.4	186,363	92,567	33.2	△ 0.2	1.77	1.39	
D 建設業	13,328	7.8	12,565	763	5.7	2.5	0.45	1.05	
E 製造業	59,309	△ 1.0	50,037	9,272	15.6	△ 1.5	0.70	1.19	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1,399	△ 17.0	1,349	50	3.6	2.0	1.37	0.65	
G 情報通信業	3,346	4.0	3,213	133	4.0	0.1	3.14	0.15	
H 運輸業、郵便業	12,226	△ 20.1	12,013	213	1.7	△ 7.2	0.00	1.27	
I 卸売業、小売業	46,255	△ 4.9	20,002	26,253	56.8	△ 0.2	1.96	0.88	
J 金融業、保険業	6,105	1.5	5,508	597	9.8	△ 9.3	1.63	1.41	
K 不動産業、物品賃貸業	2,838	22.8	2,453	385	13.6	△ 28.9	9.24	3.47	
L 学術研究、専門・技術サービス業	5,133	△ 3.9	4,062	1,071	20.9	6.2	3.39	3.90	
M 宿泊業、飲食サービス業	29,616	△ 13.3	10,484	19,132	64.6	△ 5.7	3.40	1.54	
N 生活関連サービス業、娯楽業	15,018	△ 11.8	4,963	10,055	67.0	9.0	6.07	5.03	
O 教育、学習支援業	18,669	△ 11.9	14,192	4,477	24.0	4.6	1.28	0.83	
P 医療、福祉	46,945	0.1	33,668	13,277	28.3	4.9	1.00	0.86	
Q 複合サービス事業	3,883	0.7	3,338	545	14.0	△ 12.4	0.49	0.85	
R サービス業(他に分類されないもの)	14,860	9.1	8,516	6,344	42.7	8.4	1.97	1.75	
T L 調査産業計	一般労働者		186,363	△ 4.0	-	-	-	0.87	1.14
E 製造業	一般労働者		50,037	0.8	-	-	-	0.58	1.18
I 卸売業、小売業	一般労働者		20,002	△ 4.5	-	-	-	0.70	0.81
P 医療、福祉	一般労働者		33,668	△ 6.3	-	-	-	0.98	0.91
T L 調査産業計	パートタイム労働者		92,567	△ 5.0	-	-	-	3.62	1.88
E 製造業	パートタイム労働者		9,272	△ 9.5	-	-	-	1.34	1.23
I 卸売業、小売業	パートタイム労働者		26,253	△ 5.2	-	-	-	2.94	0.93
P 医療、福祉	パートタイム労働者		13,277	21.0	-	-	-	1.03	0.75

(事業所規模30人以上)

産 業	常用労働者		一般労働者 人	パート タイム 労働者 人	パートタイム 労働者比率		入職率 %	離職率 %	
	人	%			%	ポイント			
									前年比
T L 調査産業計	146,132	△ 5.3	105,931	40,201	27.5	0.2	1.55	1.45	
D 建設業	4,816	7.7	4,662	154	3.2	△ 2.9	1.25	2.88	
E 製造業	44,107	△ 3.5	38,061	6,046	13.7	0.1	0.86	1.09	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1,399	21.3	1,349	50	3.6	1.3	1.37	0.65	
G 情報通信業	2,206	5.0	2,143	63	2.9	△ 1.0	0.45	0.23	
H 運輸業、郵便業	4,903	△ 38.5	4,833	70	1.4	△ 6.1	0.00	0.93	
I 卸売業、小売業	17,253	△ 12.0	4,957	12,296	71.3	3.2	2.21	2.08	
J 金融業、保険業	2,778	△ 2.4	2,181	597	21.5	△ 1.7	3.58	3.11	
K 不動産業、物品賃貸業	x	x	x	x	x	x	x	x	
L 学術研究、専門・技術サービス業	1,510	3.6	1,057	453	30.0	14.2	7.57	2.71	
M 宿泊業、飲食サービス業	12,616	9.9	5,796	6,820	54.1	△ 16.7	2.98	1.54	
N 生活関連サービス業、娯楽業	5,030	△ 0.7	2,129	2,901	57.7	3.7	1.00	0.78	
O 教育、学習支援業	10,045	△ 22.4	7,857	2,188	21.8	0.7	2.40	0.78	
P 医療、福祉	28,041	△ 0.6	23,367	4,674	16.7	3.2	0.79	1.23	
Q 複合サービス事業	1,814	2.6	1,456	358	19.7	△ 3.2	1.04	1.81	
R サービス業(他に分類されないもの)	8,989	1.0	5,514	3,475	38.7	8.6	3.26	2.90	
T L 調査産業計	一般労働者		105,931	△ 5.6	-	-	-	1.07	1.40
E 製造業	一般労働者		38,061	△ 3.6	-	-	-	0.67	1.01
I 卸売業、小売業	一般労働者		4,957	△ 20.7	-	-	-	1.81	3.22
P 医療、福祉	一般労働者		23,367	△ 4.3	-	-	-	0.86	1.30
T L 調査産業計	パートタイム労働者		40,201	△ 4.4	-	-	-	2.84	1.58
E 製造業	パートタイム労働者		6,046	△ 3.0	-	-	-	2.06	1.63
I 卸売業、小売業	パートタイム労働者		12,296	△ 7.9	-	-	-	2.37	1.61
P 医療、福祉	パートタイム労働者		4,674	22.5	-	-	-	0.45	0.87

7. 常用雇用指数

(事業所規模5人以上) (令和2年平均=100)

	常用労働者		製造業	
	調査産業計		前年比	
		前年比		前年比
平成28年	96.7	0.7	105.0	△ 1.6
29年	98.1	1.4	103.0	△ 1.9
30年	98.6	0.6	100.7	△ 2.2
令和元年	100.1	1.5	103.5	2.8
2年	100.0	△ 0.1	100.0	△ 3.4
3年	98.8	△ 1.2	93.6	△ 6.3
4年	98.5	△ 0.3	94.8	1.3
令和3年 10月	98.2	△ 2.2	93.8	△ 3.3
11月	96.2	△ 4.6	88.2	△ 8.9
12月	96.0	△ 4.8	87.9	△ 9.3
令和4年 1月	98.3	△ 3.7	95.4	△ 4.7
2月	98.5	△ 2.1	95.1	△ 0.6
3月	98.5	△ 1.7	95.9	0.1
4月	99.1	△ 1.4	95.9	△ 1.1
5月	99.2	△ 0.5	95.7	1.2
6月	98.6	△ 0.5	95.7	1.2
7月	98.3	△ 0.9	94.3	△ 0.8
8月	98.2	2.3	93.9	7.8
9月	98.5	0.6	93.8	0.0
10月	98.3	0.1	93.7	△ 0.1
11月	97.5	1.4	94.2	6.8
12月	98.6	2.7	94.0	6.9
令和5年 1月	95.9	△ 2.4	91.3	△ 4.3
2月	95.4	△ 3.1	91.5	△ 3.8
3月	94.8	△ 3.8	92.4	△ 3.6
4月	95.5	△ 3.6	92.3	△ 3.8
5月	93.9	△ 5.3	88.7	△ 7.3
6月	95.9	△ 2.7	93.5	△ 2.3
7月	95.1	△ 3.3	93.7	△ 0.6
8月	95.1	△ 3.2	94.4	0.5
9月	94.0	△ 4.6	93.6	△ 0.2
10月	94.0	△ 4.4	92.8	△ 1.0

(事業所規模30人以上) (令和2年平均=100)

	常用労働者		製造業	
	調査産業計		前年比	
		前年比		前年比
平成28年	104.1	△ 0.4	104.3	△ 2.7
29年	104.3	0.2	103.1	△ 1.2
30年	102.5	△ 1.7	99.5	△ 3.5
令和元年	101.7	△ 0.8	102.2	2.7
2年	100.0	△ 1.6	100.0	△ 2.1
3年	97.5	△ 2.5	88.5	△ 11.4
4年	98.9	1.4	91.2	3.1
令和3年 10月	97.6	△ 1.9	88.7	△ 10.1
11月	95.4	△ 4.3	81.7	△ 17.2
12月	95.2	△ 4.3	81.5	△ 17.3
令和4年 1月	98.8	△ 2.1	91.0	△ 6.5
2月	98.6	0.1	90.7	△ 0.5
3月	98.1	0.1	90.7	△ 0.8
4月	99.3	0.2	91.6	△ 1.6
5月	99.4	1.5	91.6	1.8
6月	99.7	1.6	91.6	1.9
7月	99.5	1.1	91.4	1.8
8月	99.4	5.9	91.2	14.3
9月	98.8	1.4	91.1	3.4
10月	98.6	1.0	91.1	2.7
11月	97.2	1.9	91.2	11.6
12月	99.1	4.1	91.0	11.7
令和5年 1月	95.7	△ 3.1	87.9	△ 3.4
2月	95.6	△ 3.0	87.9	△ 3.1
3月	95.2	△ 3.0	89.6	△ 1.2
4月	95.9	△ 3.4	89.6	△ 2.2
5月	94.3	△ 5.1	84.8	△ 7.4
6月	96.3	△ 3.4	90.3	△ 1.4
7月	95.8	△ 3.7	89.3	△ 2.3
8月	95.9	△ 3.5	89.5	△ 1.9
9月	93.8	△ 5.1	88.1	△ 3.3
10月	93.4	△ 5.3	87.9	△ 3.5

【参考資料】

毎月勤労統計における共通事業所による前年同月比の参考提供について

- (注意1) 共通事業所とは、「前年同月分」及び「当月分」ともに集計対象となった調査対象事業所のことである。平成30年から部分入替え方式の導入に伴い、常に一部の調査事業所が前年も調査対象となっていることから共通事業所に限定した集計が可能となった。
- (注意2) 共通事業所集計では、同一事業所の平均賃金などの変化をみるためのものであり、労働者数の変化の影響を除くため、前年同月も当月の労働者数をもとに月々の平均賃金などを計算している。
- (注意3) 共通事業所のみを用いて集計を行っているため、本系列（すべての調査対象事業所のデータを用いて作成した集計）に比べ、サンプルサイズが小さくなることに留意が必要である。

賃金 (事業所規模5人以上)

	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与	
	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業
令和3年 11月	△ 4.3	△ 9.0	1.3	2.0	1.6	2.8
12月	8.0	25.8	1.8	1.8	1.8	1.6
令和4年 1月	3.7	7.9	0.9	1.6	1.3	1.8
2月	1.8	1.6	2.3	1.4	2.3	2.3
3月	0.8	2.0	1.9	0.9	1.2	0.4
4月	3.0	0.9	3.8	1.5	2.4	0.2
5月	△ 1.1	1.1	0.8	1.9	0.3	0.6
6月	5.9	8.3	△ 1.4	1.0	△ 1.7	△ 0.1
7月	7.9	12.1	3.9	9.0	3.9	9.4
8月	4.3	△ 0.8	4.8	3.3	4.8	2.9
9月	1.5	△ 1.1	1.7	0.6	1.2	0.1
10月	0.5	0.2	1.5	0.9	1.1	0.6
11月	4.1	8.5	1.8	1.4	1.8	1.7
12月	4.6	0.5	1.8	1.5	1.4	1.9
令和5年 1月	2.3	3.5	1.2	△ 0.2	1.1	0.8
2月	1.6	0.1	1.4	0.2	1.7	2.0
3月	1.1	0.0	1.5	△ 1.5	1.5	△ 0.7
4月	2.4	1.6	2.2	1.6	2.5	2.2
5月	1.3	△ 8.1	1.9	△ 0.6	2.1	0.5
6月	11.0	10.2	2.6	0.2	2.2	2.1
7月	2.9	△ 8.7	△ 0.9	△ 1.6	△ 0.3	0.0
8月	△ 2.0	△ 0.3	△ 1.0	△ 0.5	△ 0.9	2.0
9月	1.0	0.9	1.7	0.9	2.3	2.1
10月	△ 2.3	△ 14.6	1.4	0.4	1.9	1.5

(事業所規模30人以上)

	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与	
	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業
令和3年 11月	△ 8.2	△ 10.6	2.0	1.4	2.0	2.4
12月	14.4	27.0	1.3	0.9	0.3	0.6
令和4年 1月	4.5	6.6	1.6	1.8	1.8	2.3
2月	0.6	1.4	1.7	1.3	1.7	2.5
3月	1.7	2.2	1.5	1.1	1.3	0.9
4月	1.8	1.6	1.8	1.8	1.0	0.1
5月	△ 0.7	0.6	1.9	1.7	1.5	0.2
6月	2.6	8.9	△ 1.1	1.1	△ 1.3	0.0
7月	6.5	11.8	3.8	10.6	4.1	11.4
8月	3.0	0.0	3.2	1.6	3.0	1.8
9月	2.5	△ 0.6	2.3	1.0	1.8	0.1
10月	0.2	0.4	1.5	0.7	1.2	0.5
11月	3.3	9.9	1.2	1.1	1.5	1.9
12月	1.7	△ 1.0	1.0	0.6	1.1	1.6
令和5年 1月	4.5	5.0	2.4	0.4	2.4	1.5
2月	1.2	△ 0.2	1.2	0.1	1.9	1.9
3月	0.8	1.7	1.3	0.0	1.4	0.8
4月	2.3	2.3	2.1	2.3	2.5	2.8
5月	△ 0.5	△ 8.6	1.8	△ 0.3	1.9	0.7
6月	8.2	12.8	2.3	0.8	1.5	2.9
7月	△ 3.9	△ 9.5	△ 0.6	△ 2.5	0.5	△ 0.6
8月	0.2	△ 0.2	1.1	△ 0.5	1.7	3.2
9月	1.1	0.9	1.5	0.9	2.5	2.7
10月	△ 4.8	△ 16.9	1.2	0.8	2.0	2.7

労働時間 (事業所規模5人以上)

	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間	
	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業
令和3年 11月	0.9	0.6	0.1	△ 0.5	11.0	11.5
12月	△ 0.2	△ 1.1	△ 0.6	△ 1.1	5.3	△ 1.4
令和4年 1月	1.4	1.3	1.1	1.0	5.9	3.5
2月	△ 0.1	1.3	△ 0.2	1.0	1.9	4.0
3月	△ 2.1	△ 0.7	△ 2.6	△ 0.7	3.3	△ 0.6
4月	0.5	△ 2.3	△ 0.5	△ 3.4	13.0	10.0
5月	0.7	△ 0.7	0.1	△ 2.0	8.0	10.1
6月	△ 0.5	0.1	△ 0.5	△ 0.3	0.0	4.1
7月	0.8	△ 1.2	0.6	△ 1.3	2.9	0.0
8月	3.9	3.4	3.8	3.6	5.1	2.1
9月	0.9	△ 0.5	△ 0.1	△ 1.7	12.6	12.6
10月	△ 1.4	△ 2.4	△ 2.0	△ 2.7	5.2	0.0
11月	△ 0.6	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.2	△ 1.6	△ 5.2
12月	△ 1.0	△ 2.4	△ 1.2	△ 1.9	0.9	△ 7.9
令和5年 1月	△ 0.9	△ 2.9	△ 1.0	△ 1.7	0.0	△ 12.6
2月	0.7	△ 0.4	1.1	1.4	△ 3.8	△ 15.1
3月	△ 1.1	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.3	△ 2.6	△ 7.4
4月	0.7	△ 0.1	1.0	0.5	△ 2.6	△ 4.7
5月	2.2	0.2	2.5	1.8	△ 1.0	△ 13.4
6月	0.5	△ 3.2	0.5	△ 1.4	0.0	△ 18.6
7月	△ 2.5	△ 2.9	△ 2.3	△ 0.6	△ 4.8	△ 21.5
8月	△ 3.7	△ 5.0	△ 2.9	△ 1.3	△ 13.9	△ 32.9
9月	△ 1.3	△ 1.8	△ 0.5	△ 0.1	△ 10.8	△ 15.8
10月	△ 1.6	△ 1.4	△ 0.7	0.9	△ 12.6	△ 19.5

(事業所規模30人以上)

	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間	
	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業	調査産業計	製造業
令和3年 11月	2.5	2.0	1.7	1.0	11.8	11.0
12月	1.3	0.6	0.8	0.7	7.8	△ 0.6
令和4年 1月	1.0	0.7	0.6	0.5	5.6	2.4
2月	△ 0.7	0.0	△ 1.0	0.1	1.8	△ 0.5
3月	0.2	△ 1.5	0.2	△ 1.1	0.0	△ 4.0
4月	△ 1.7	△ 2.4	△ 2.5	△ 3.8	7.9	9.9
5月	0.5	△ 0.6	△ 0.2	△ 1.9	7.9	8.4
6月	1.8	0.5	1.8	0.0	1.7	4.2
7月	0.1	△ 1.6	△ 0.1	△ 1.7	2.6	△ 0.6
8月	3.1	3.1	2.8	3.3	5.9	2.3
9月	2.0	1.3	0.7	△ 0.9	17.6	21.2
10月	△ 0.7	△ 2.7	△ 1.5	△ 3.5	7.4	2.5
11月	△ 1.5	△ 1.5	△ 1.3	△ 1.1	△ 2.9	△ 4.3
12月	△ 1.7	△ 3.4	△ 1.5	△ 2.6	△ 3.4	△ 9.8
令和5年 1月	△ 1.3	△ 2.6	△ 1.3	△ 1.6	△ 1.6	△ 10.1
2月	1.3	0.2	2.1	2.2	△ 6.4	△ 14.4
3月	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.1	△ 3.0	△ 4.7
4月	0.6	0.4	1.0	0.9	△ 3.6	△ 3.2
5月	1.5	0.1	1.8	1.5	△ 2.5	△ 11.0
6月	0.3	△ 3.1	△ 0.6	△ 1.0	9.2	△ 19.6
7月	△ 2.9	△ 4.0	△ 2.0	△ 1.8	△ 12.1	△ 21.2
8月	△ 2.8	△ 5.2	△ 1.4	△ 1.3	△ 16.3	△ 34.8
9月	△ 2.5	△ 2.9	△ 1.6	△ 1.3	△ 12.3	△ 15.6
10月	△ 1.9	△ 2.3	△ 0.7	0.0	△ 13.7	△ 20.1

3. 毎月勤労統計調査地方調査の説明

根拠	統計法（基幹統計）	
目的	山梨県における { ①賃金 ②労働時間 ③雇用 } の動きを毎月明らかにすること。	
調査対象	日本標準産業分類に定める16大産業に属し、常用労働者を常時5人以上雇用する事業所の中から抽出された県内約550事業所。	
主要調査 事項の 定義	現金給与総額	賃金、給料、手当、賞与その他名称を問わず、労働の対価として労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費等を差し引く以前の総額。
	きまって支給する給与	労働契約・団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、超過労働給与も含む。
	所定内給与	きまって支給する給与のうち、超過労働給与を除いた給与のことである。
	超過労働給与	所定の労働時間を超える労働、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
	特別に支払われた給与	夏季・年末賞与、労働協約の改訂等に伴う定期昇給やベースアップ等の差額追給、3か月を超える期間で算定される給与、あらかじめ労働契約や規則等に定められていない一時的又は突発的理由に基づいて労働者に現実に支払われた給与並びにあらかじめ労働契約や規則等に定められていてもその支給が稀な給与及び支給事由の発生が不確定な給与等のことである。
	総実労働時間	調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。
	所定内労働時間	事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の休憩時間を除いた実労働時間数のことである。
	所定外労働時間	早出、残業、休日出勤等における実労働時間数のことである。
	出勤日数	調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給でも事業所に出勤しない日は出勤日にはならないが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日とする。
	常用労働者	① 期間を定めずに雇われている者 ② 1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者のことである。
一般労働者	「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」でない者のことである。	
パートタイム労働者	常用労働者のうち、 ① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者 ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者のいずれかに該当する者のことである。	
結果の算定	この調査による結果の数値は、調査対象事業所からの報告をもとにして本県の規模5人以上の調査産業に属するすべての事業所に対応するよう復元された数値である。	
名目と実質	実質賃金指数は、物価変動による影響を除去するため、名目賃金指数を甲府市消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算出している。消費者物価指数は、令和4年1月分結果から令和2年基準を使用している。	
抽出替え	この調査は、標本調査であることから、絶えず変動する事業所の母集団の実態を正しく把握するため、標本（調査対象事業所）の入れ替えを以下の通り行っている。 事業所規模30人以上の事業所は、経済センサス基礎調査によって把握できる最新の事業所全数名簿を母集団として、毎年1月分調査時に調査対象事業所の一部を入れ替えて調査を実施している。18か月交替のローテーションを組んで実施している。1月分及び7月分調査において、指定調査区の3グループのうち1グループについて交替している。	

4. 利用上の注意 ～指数、増減率、産業分類～

<p>指数及び 指数の 改訂</p>	<p>令和4年1月分確報結果から、指数は、令和2年平均を100とする令和2年基準とする。これに伴い、令和4年1月分以降と比較できるように、令和3年12月分までの指数を、令和2年平均が100となるように改訂した。令和3年12月分までの増減率は、一部を除き、改訂前の指数で計算しているため、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。 また、調査結果のうち、特別に支払われた給与及び超過労働給与については、指数を作成していない。 なお、調査時点の賃金、労働時間及び常用労働者等の実数値については、原則として改訂を行わないこととしている。</p>																																																																								
<p>増減率 の算出</p>	<p>対前年同月比等の増減率は、原則として指数により算出している。従って、指数の改訂が行われた場合、増減率も改訂されることがある。また、指数を元に算出していることから、公表している増減率は実数値から算出した増減率と必ずしも一致しないので、時系列比較をする際には注意を要する。 なお、調査結果のうち、特別に支払われた給与及び超過労働給与については指数を作成していないため、実数値（ギャップ修正があった場合は指数に合わせて修正した数値）を利用して増減率を算出している。</p>																																																																								
<p>基準時 の変更</p>	<p>指数の基準時は、原則として西暦年の末尾が0又は5の付く年としており、概ね5年ごとに基準時の更新を行っている。基準時の更新においては、作成している指数は全期間にわたって改訂を行うこととしているが、増減率については、実質賃金指数を除き、改訂は行わない。</p>																																																																								
<p>ギャップ 修正</p>	<p>平成30年から、調査事業所のうち30人以上の抽出方法は、従来2～3年に一度行う総入れ替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入れ替え方式に変更された。平成30年1月分調査の部分入れ替え方式導入以降は、「平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成28年度上半期審議分）」において示された新旧データ接続における「望ましい方法」に従い、賃金及び労働時間指数については、従来行ってきた指数の遡及改訂（ギャップ修正）は行わない。常用雇用指数については、従来どおり、経済センサスなどの全数調査により真の常用労働者数が得られた際に、全国調査、地方調査ともにこれを労働者数推計のベンチマークとすることに伴うギャップ修正を実施した。</p> <p>平成29年までは、調査対象事業所が変わった場合、調査結果に時系列的な断層が生じるおそれがあることから、概ね3年ごとに行う事業所規模30人以上の調査対象事業所の入れ替え（抽出替え）に併せ、調査結果を時系列的利用に供する目的で算出する指数についてはギャップ修正を実施しており、最近では令和2年1月分調査における抽出替えに併せてギャップ修正を実施した。 このギャップ修正により指数を改定した遡及期間は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="635 969 1177 1070"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>遡及期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現金給与指数</td> <td>平成26年2月～令和3年12月</td> </tr> <tr> <td>労働時間指数</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 入職率、離職率及びパートタイム労働者比率については、抽出替えに伴うギャップ修正を行っていない。 (※) 令和2年1月分調査におけるギャップ修正においては、指数の改訂に伴い増減率についても改訂を行った。増減率を改定した遡及期間は、指数を改定した遡及期間と同じである。</p>	項目	遡及期間	現金給与指数	平成26年2月～令和3年12月	労働時間指数	〃																																																																		
項目	遡及期間																																																																								
現金給与指数	平成26年2月～令和3年12月																																																																								
労働時間指数	〃																																																																								
<p>調査結果 の公表 及び 産業分類 の改訂</p>	<p>毎月勤労統計調査地方調査においては、平成22年1月分結果から、平成19年11月に改定された日本標準産業分類（以下、「新産業分類」という。）に基づいて結果の公表を行うこととしている。 このことにより、当調査の表章産業は下表のとおり変更される。 従前の産業分類（以下、「旧産業分類」という。）に基づいて表章している平成21年以前の結果との接続については、平成18年事業所・企業統計調査から把握される常用労働者数の新・旧間の変動を基準として、その変動が3%以内に収まる対応（下表の「旧産業との接続」が◎、○、△、▲である対応）を単純に接続させることとしている。</p> <table border="1" data-bbox="371 1373 1439 1865"> <thead> <tr> <th>新産業分類（H22. 1～）</th> <th>旧産業との接続</th> <th>公表状況</th> <th>旧産業分類（～H21. 12）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>T L 調査産業計</td> <td>○</td> <td>公表</td> <td>T L 調査産業計</td> </tr> <tr> <td>C 鉱業、採石業、砂利採取業</td> <td>◎</td> <td>非公表</td> <td>D 鉱業</td> </tr> <tr> <td>D 建設業</td> <td>◎</td> <td>公表</td> <td>E 建設業</td> </tr> <tr> <td>E 製造業</td> <td>◎</td> <td>公表</td> <td>F 製造業</td> </tr> <tr> <td>F 電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td>◎</td> <td>公表</td> <td>G 電気・ガス・熱供給・水道業</td> </tr> <tr> <td>G 情報通信業</td> <td>▲</td> <td>公表</td> <td>H 情報通信業</td> </tr> <tr> <td>H 運輸業、郵便業</td> <td>▲</td> <td>公表</td> <td>I 運輸業</td> </tr> <tr> <td>I 卸売業、小売業</td> <td>▲</td> <td>公表</td> <td>J 卸売・小売業</td> </tr> <tr> <td>J 金融業、保険業</td> <td>◎</td> <td>公表</td> <td>K 金融・保険業</td> </tr> <tr> <td>K 不動産業、物品賃貸業</td> <td>×</td> <td>公表</td> <td>L 不動産業</td> </tr> <tr> <td>L 学術研究、専門・技術サービス業</td> <td>×</td> <td>公表</td> <td>Q サービス業（他に分類されないもの）</td> </tr> <tr> <td>M 宿泊業、飲食サービス業</td> <td>×</td> <td>公表</td> <td>M 飲食店、宿泊業</td> </tr> <tr> <td>N 生活関連サービス業、娯楽業</td> <td>×</td> <td>公表</td> <td>Q サービス業（他に分類されないもの）</td> </tr> <tr> <td>O 教育、学習支援業</td> <td>▲</td> <td>公表</td> <td>O 教育、学習支援業</td> </tr> <tr> <td>P 医療、福祉</td> <td>○</td> <td>公表</td> <td>N 医療、福祉</td> </tr> <tr> <td>Q 複合サービス事業</td> <td>▲</td> <td>公表</td> <td>P 複合サービス事業</td> </tr> <tr> <td>R サービス業（他に分類されないもの）</td> <td>×</td> <td>公表</td> <td>Q サービス業（他に分類されないもの）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 「旧産業との接続」については、全国調査に準じて設定している。記号の見方は、以下のとおりである。 ◎：新旧で完全に接続 ○：常用労働者の変動が0.1%以内の対応 △：常用労働者の変動が1.0%以内の対応 ▲：常用労働者の変動が3.0%以内の対応 ×：その他の対応</p> <p>(※) 「鉱業、採石業、砂利採取業」における調査結果については、当該産業に属する事業所数が少ないため公表しないが、調査産業計には含まれている。</p>	新産業分類（H22. 1～）	旧産業との接続	公表状況	旧産業分類（～H21. 12）	T L 調査産業計	○	公表	T L 調査産業計	C 鉱業、採石業、砂利採取業	◎	非公表	D 鉱業	D 建設業	◎	公表	E 建設業	E 製造業	◎	公表	F 製造業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	◎	公表	G 電気・ガス・熱供給・水道業	G 情報通信業	▲	公表	H 情報通信業	H 運輸業、郵便業	▲	公表	I 運輸業	I 卸売業、小売業	▲	公表	J 卸売・小売業	J 金融業、保険業	◎	公表	K 金融・保険業	K 不動産業、物品賃貸業	×	公表	L 不動産業	L 学術研究、専門・技術サービス業	×	公表	Q サービス業（他に分類されないもの）	M 宿泊業、飲食サービス業	×	公表	M 飲食店、宿泊業	N 生活関連サービス業、娯楽業	×	公表	Q サービス業（他に分類されないもの）	O 教育、学習支援業	▲	公表	O 教育、学習支援業	P 医療、福祉	○	公表	N 医療、福祉	Q 複合サービス事業	▲	公表	P 複合サービス事業	R サービス業（他に分類されないもの）	×	公表	Q サービス業（他に分類されないもの）
新産業分類（H22. 1～）	旧産業との接続	公表状況	旧産業分類（～H21. 12）																																																																						
T L 調査産業計	○	公表	T L 調査産業計																																																																						
C 鉱業、採石業、砂利採取業	◎	非公表	D 鉱業																																																																						
D 建設業	◎	公表	E 建設業																																																																						
E 製造業	◎	公表	F 製造業																																																																						
F 電気・ガス・熱供給・水道業	◎	公表	G 電気・ガス・熱供給・水道業																																																																						
G 情報通信業	▲	公表	H 情報通信業																																																																						
H 運輸業、郵便業	▲	公表	I 運輸業																																																																						
I 卸売業、小売業	▲	公表	J 卸売・小売業																																																																						
J 金融業、保険業	◎	公表	K 金融・保険業																																																																						
K 不動産業、物品賃貸業	×	公表	L 不動産業																																																																						
L 学術研究、専門・技術サービス業	×	公表	Q サービス業（他に分類されないもの）																																																																						
M 宿泊業、飲食サービス業	×	公表	M 飲食店、宿泊業																																																																						
N 生活関連サービス業、娯楽業	×	公表	Q サービス業（他に分類されないもの）																																																																						
O 教育、学習支援業	▲	公表	O 教育、学習支援業																																																																						
P 医療、福祉	○	公表	N 医療、福祉																																																																						
Q 複合サービス事業	▲	公表	P 複合サービス事業																																																																						
R サービス業（他に分類されないもの）	×	公表	Q サービス業（他に分類されないもの）																																																																						



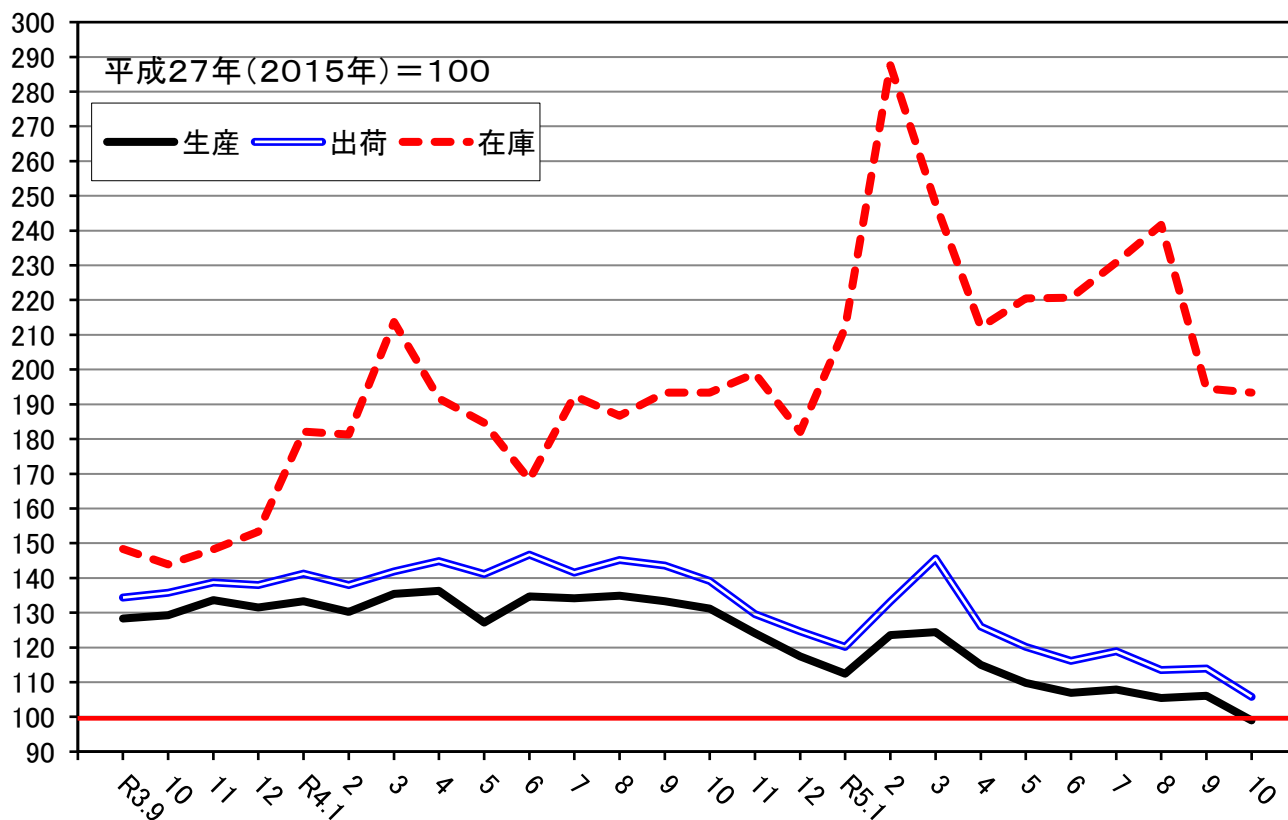
山 梨 県 鉱 工 業 指 数

令和5年（2023年）10月分

平成27年（2015年）基準

～生産が前月比△6.7%の低下、出荷が△7.1%の低下、在庫が△0.6%の低下～

生産・出荷・在庫の推移(季節調整済指数)



山梨県 県民生活部 統計調査課

< 問い合わせ先 >

調査第二担当

電話：055-223-1345

FAX：055-223-1347

E-Mail：toukei@pref.yamanashi.lg.jp

HP：https://www.pref.yamanashi.jp/toukei_2/index.html

目 次

1 当月の概況	1
(1) 生産の動向	2
(2) 出荷の動向	6
(3) 在庫の動向	8
2 特殊分類の推移	9
3 全国との比較	10
○ 統計表	
生産指数(業種分類)	12
出荷指数(業種分類)	14
在庫指数(業種分類)	16
生産指数(特殊分類)	18
出荷指数(特殊分類)	19
在庫指数(特殊分類)	20
〈参考〉 四半期データの推移	21
○ 利用にあたって	22

1. 当月の概況

平成27年(2015年) = 100

区 分		季節調整済 指 数	前 月 比 (%)	原 指 数	前年同月比 (%)
鋳 工 業	生 産	99.0	△ 6.7	101.4	△ 23.3
	出 荷	105.8	△ 7.1	109.0	△ 22.8
	在 庫	193.4	△ 0.6	201.7	0.0

※季節調整済指数とは、原指数から景気の動向とは関係ない季節的変動要素を調整した指数。

※前月比は、季節調整済指数を使用し、前年同月比は、原指数を使用して計算している。

生 産・・・99.0で前月比△6.7%の低下、前年同月比△23.3%の低下

前月比は2か月ぶりの低下、前年同月比は12か月連続の低下

出 荷・・・105.8で前月比△7.1%の低下、前年同月比△22.8%の低下

前月比は2か月ぶりの低下、前年同月比は7か月連続の低下

在 庫・・・193.4で前月比△0.6%の低下、前年同月比0.0%の横ばい

前月比は2か月連続の低下、前年同月比は同水準

○全国の鋳工業指数

令和2年(2020年) = 100

区 分		季節調整済 指 数	前 月 比 (%)	原 指 数	前年同月比 (%)
鋳 工 業	生 産	104.9	1.3	106.6	1.1
	出 荷	103.8	0.4	105.7	1.1
	在 庫	104.2	0.6	103.9	1.0

※経済産業省：鋳工業指数（生産・出荷・在庫指数）確報

(1) 生産の動向

生産指数は99.0で前月比△6.7%の低下、前年同月比△23.3%の低下

業種別にみると、情報通信機械工業、電子部品・デバイス工業、プラスチック製品工業等の5業種が上昇し、食料品工業、電気機械工業、生産用機械工業等の11業種が低下した。(秘匿を除く)

○上昇した主な業種

業 種	前 月 比 (%)	寄 与 度 (%ポイント)	細 分 類 業 種
情 報 通 信 機 械 工 業	12.7	0.59	印刷装置製造業 電子計算機製造業
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス 工 業	6.0	0.47	半導体素子製造業 複合部品製造業
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 工 業	1.6	0.03	プラスチック継手製造業

○低下した主な業種

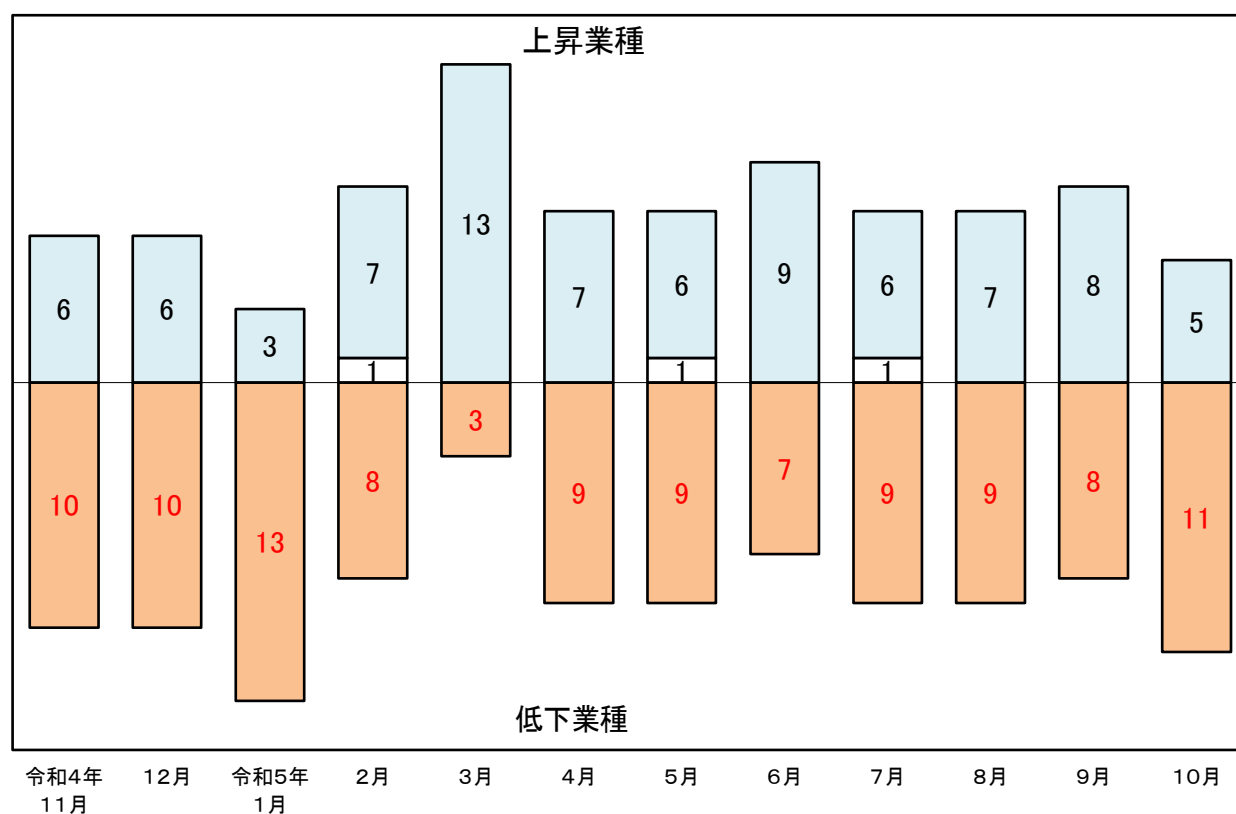
業 種	前 月 比 (%)	寄 与 度 (%ポイント)	細 分 類 業 種
食 料 品 工 業	△ 14.2	△ 2.99	ビスケット類製造業 パン製造業
電 気 機 械 工 業	△ 14.8	△ 1.79	その他の電子応用装置製造業 発電器・電動機製造業
生 産 用 機 械 工 業	△ 3.1	△ 0.84	ロボット製造業 真空装置・真空機器製造業

◎対前月比の動向(生産)

業種	令和4年		令和5年									
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
鉄鋼業	△ 13.5	10.7	△ 9.3	0.0	2.0	△ 8.2	4.7	△ 3.4	4.4	5.2	△ 7.4	1.9
非鉄金属工業	△ 0.3	1.8	△ 11.6	3.5	2.4	0.9	0.6	4.5	△ 2.6	△ 5.7	1.7	△ 0.3
金属製品工業	△ 16.5	3.5	△ 3.2	△ 1.8	2.5	24.3	△ 17.0	△ 2.6	11.0	△ 7.3	△ 2.7	△ 1.6
汎用機械工業	0.9	△ 8.4	△ 0.3	△ 6.2	10.5	9.3	△ 9.2	4.3	△ 3.9	△ 0.4	△ 4.4	△ 0.4
業務用機械工業	11.3	△ 17.7	△ 7.6	29.5	23.7	△ 31.9	13.7	5.6	△ 7.8	5.9	19.7	△ 17.1
生産用機械工業	△ 7.7	△ 2.2	△ 8.9	11.2	7.9	△ 9.2	△ 10.0	0.5	△ 2.7	△ 4.7	0.5	△ 3.1
電子部品・デバイス工業	△ 3.3	△ 5.7	△ 35.4	105.5	9.7	△ 45.3	0.0	5.5	△ 6.2	3.1	12.8	6.0
電気機械工業	△ 12.5	△ 6.6	△ 7.8	△ 3.4	△ 9.4	△ 6.3	△ 22.8	14.0	5.7	0.9	△ 11.6	△ 14.8
情報通信機械工業	△ 0.6	3.0	△ 11.0	△ 7.9	9.2	△ 7.7	36.5	△ 13.0	△ 1.1	△ 13.8	△ 0.5	12.7
輸送機械工業	△ 5.2	△ 2.8	△ 2.0	△ 15.2	3.3	7.6	△ 5.7	7.5	△ 11.6	25.8	9.4	△ 21.1
窯業・土石製品工業	△ 6.1	2.4	△ 4.9	7.2	△ 14.7	8.7	△ 1.4	△ 5.5	△ 6.6	△ 3.7	8.3	△ 8.7
プラスチック製品工業	1.3	△ 4.1	△ 1.0	8.6	3.0	2.2	△ 7.4	3.4	0.0	△ 6.5	△ 7.6	1.6
紙・紙加工品工業	3.3	△ 7.2	5.7	△ 0.9	0.8	△ 0.8	△ 15.6	27.8	0.1	△ 4.6	0.8	△ 8.6
繊維工業	11.0	△ 20.6	△ 14.5	△ 4.9	16.9	△ 0.7	△ 1.5	△ 7.9	4.1	△ 0.5	△ 2.7	△ 6.3
食料品工業	1.4	△ 6.6	20.7	△ 4.4	△ 8.2	0.9	3.4	△ 3.9	△ 4.5	1.8	3.0	△ 14.2
その他製品工業	△ 14.0	0.1	17.1	14.6	4.4	△ 27.1	16.3	△ 8.6	4.9	3.4	△ 7.8	0.8
前月比上昇の業種数	6	6	3	7	13	7	6	9	6	7	8	5
前月比低下の業種数	10	10	13	8	3	9	9	7	9	9	8	11
前月比横ばいの業種数				1			1		1			

○上昇業種数・低下業種数の状況

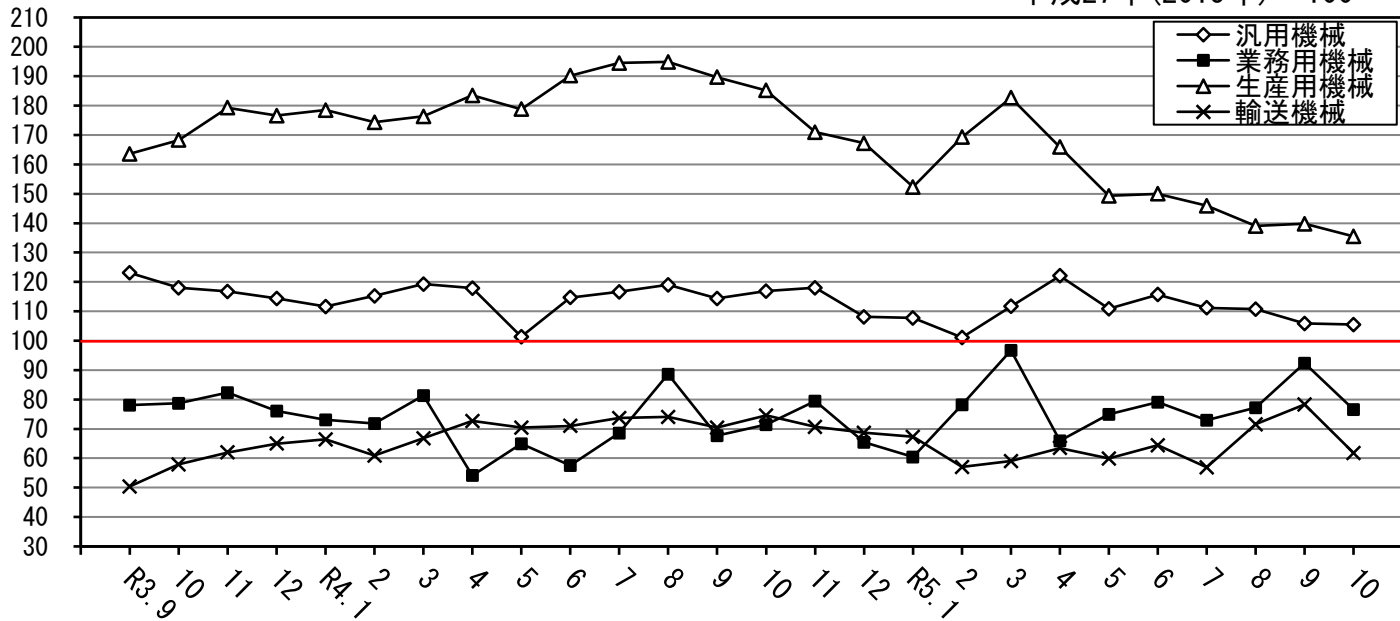
□横ばい □前月比上昇 □前月比低下



◎主要産業の生産動向（季節調整済指数）

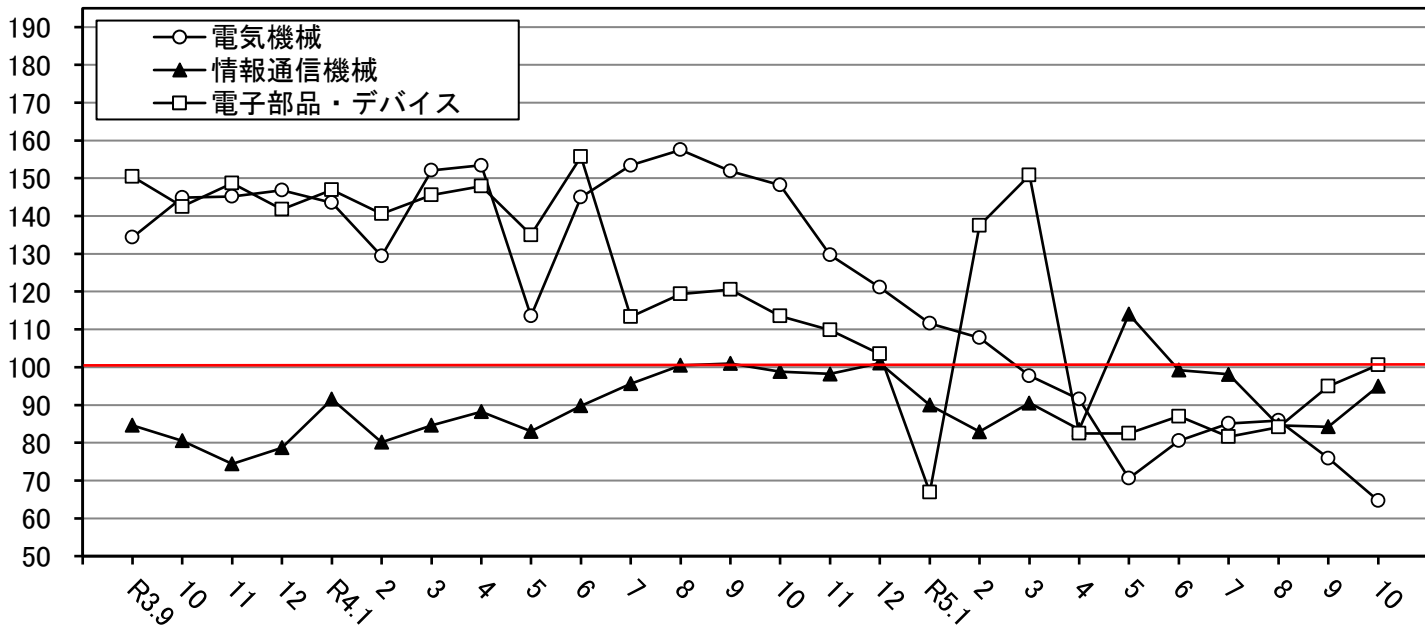
○汎用機械、業務用機械、生産用機械、輸送機械

平成27年(2015年) = 100



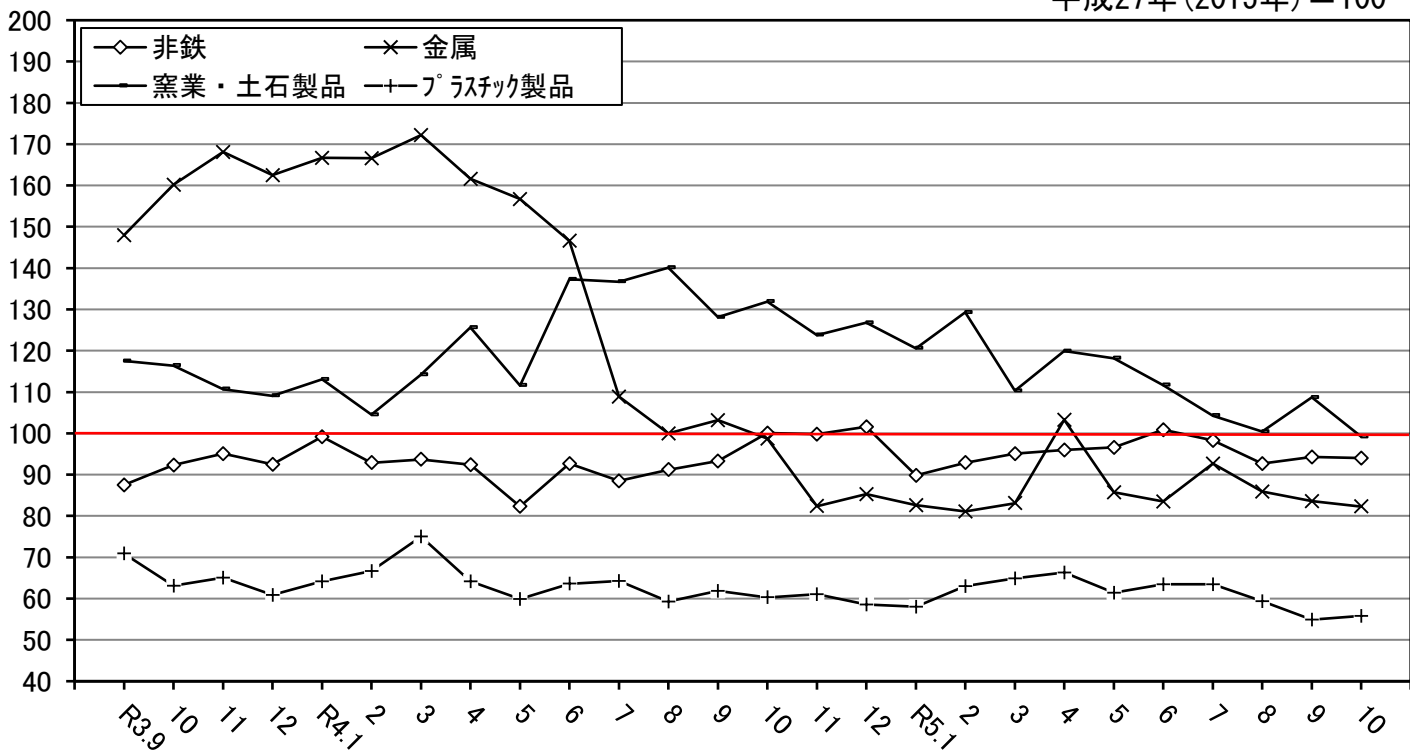
○電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス

平成27年(2015年) = 100



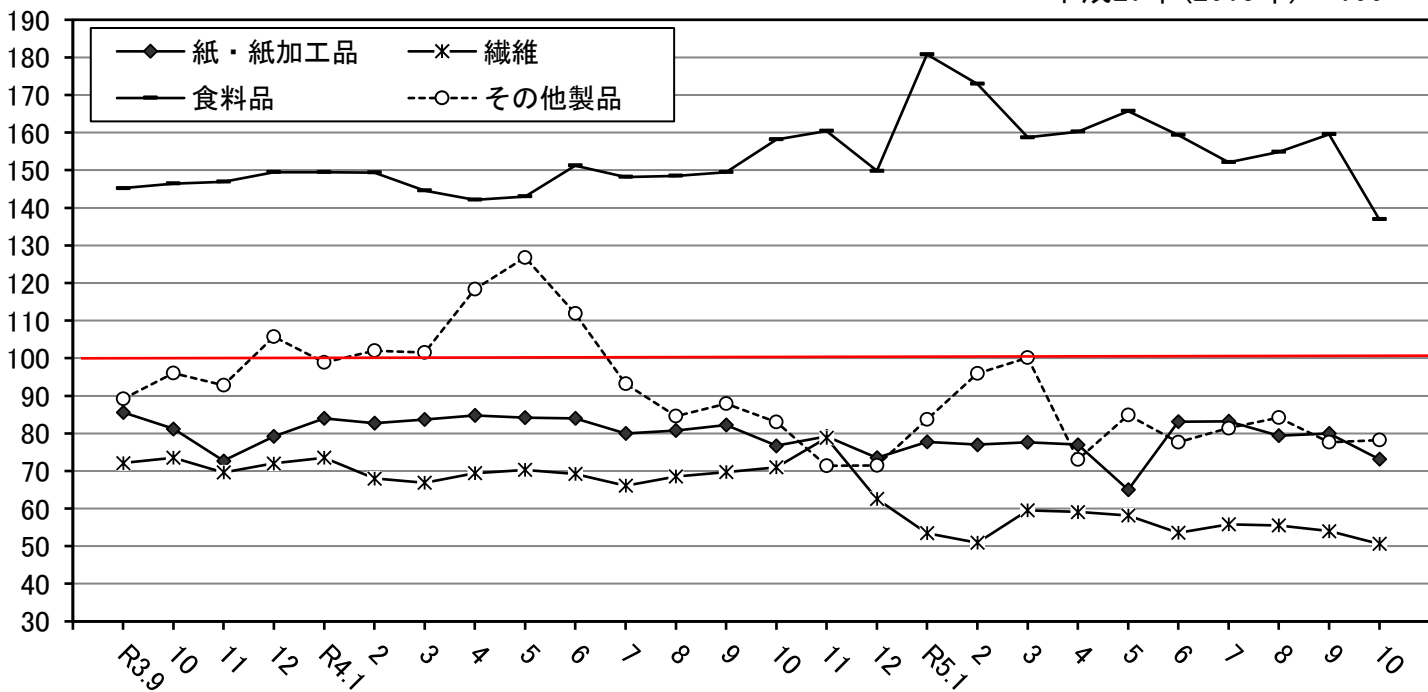
○非鉄、金属、窯業・土石製品、プラスチック製品

平成27年(2015年) = 100



○紙・紙加工品、繊維、食料品、その他製品

平成27年(2015年) = 100



(2) 出荷の動向

出荷指数は105.8で前月比△7.1%の低下、前年同月比△22.8%の低下

業種別にみると、電子部品・デバイス工業、プラスチック製品工業、情報通信機械工業等の7業種が上昇し、食料品工業、電気機械工業、生産用機械工業等の9業種が低下した。(秘匿を除く)

○上昇した主な業種

業 種	前 月 比 (%)	寄 与 度 (%ポ イント)	細 分 類 業 種
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス 工 業	3.1	0.34	半導体素子製造業 集積回路製造業 など
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 工 業	10.7	0.22	プラスチック継手製造業 発泡・強化プラスチック製品製造業 など
情 報 通 信 機 械 工 業	3.7	0.19	印刷装置製造業 電子計算機製造業

○低下した主な業種

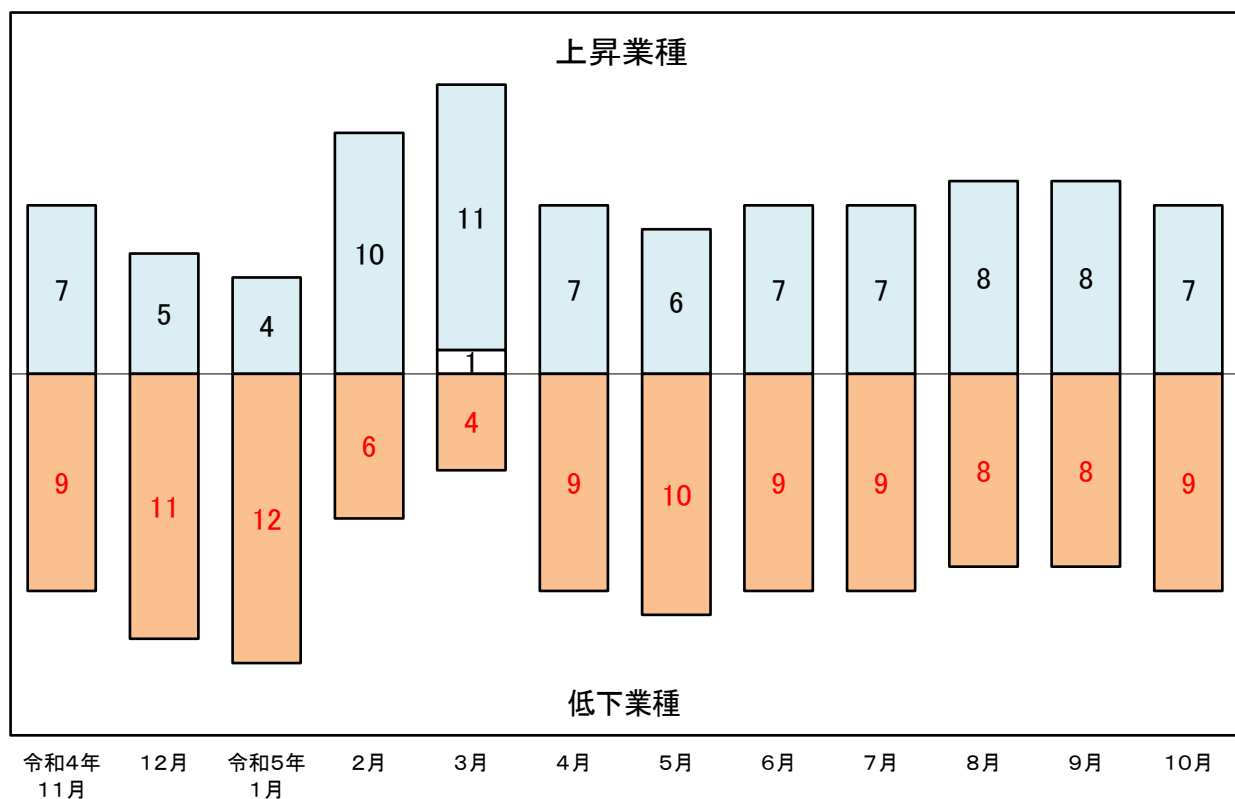
業 種	前 月 比 (%)	寄 与 度 (%ポ イント)	細 分 類 業 種
食 料 品 工 業	△ 17.4	△ 3.45	ビスケット類製造業 パン製造業 など
電 気 機 械 工 業	△ 23.5	△ 2.15	電気計測器製造業 発電器・電動機製造業 など
生 産 用 機 械 工 業	△ 4.2	△ 1.40	ロボット製造業 真空装置・真空機器製造業 など

◎対前月比の動向(出荷)

業種	令和4年		令和5年									
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
鉄鋼業	△ 14.8	11.5	△ 9.8	1.1	1.1	△ 7.3	5.2	△ 3.9	5.8	4.7	△ 7.2	0.1
非鉄金属工業	△ 0.1	1.8	△ 11.3	3.9	3.7	△ 1.2	1.8	3.4	△ 2.9	△ 5.2	1.6	1.1
金属製品工業	△ 15.6	2.2	△ 2.7	△ 1.3	2.4	26.5	△ 17.4	△ 2.3	9.6	△ 6.9	△ 3.5	△ 5.2
汎用機械工業	2.2	△ 8.7	△ 1.2	△ 6.0	10.8	10.6	△ 9.9	5.2	△ 4.1	△ 0.8	△ 3.9	△ 1.2
業務用機械工業	11.8	△ 21.4	15.9	14.7	20.9	△ 23.1	△ 3.9	12.0	△ 15.2	18.6	9.9	△ 7.7
生産用機械工業	△ 8.8	△ 1.1	△ 6.8	4.5	15.7	△ 12.3	△ 7.8	△ 1.4	3.3	△ 8.7	△ 7.6	△ 4.2
電子部品・デバイス工業	0.5	△ 15.7	△ 31.3	107.5	44.0	△ 45.8	△ 23.9	△ 4.7	0.8	2.1	31.0	3.1
電気機械工業	△ 12.7	△ 5.2	△ 14.9	1.8	1.1	△ 8.4	△ 20.9	9.7	6.0	△ 7.2	4.7	△ 23.5
情報通信機械工業	2.2	7.0	△ 10.9	11.0	△ 8.2	△ 7.4	23.4	6.5	△ 13.7	△ 14.7	3.3	3.7
輸送機械工業	△ 3.7	△ 3.5	△ 2.9	△ 13.5	4.5	3.2	△ 4.5	6.7	△ 7.3	21.3	9.1	△ 20.3
窯業・土石製品工業	△ 7.1	3.0	△ 5.0	7.9	△ 9.8	1.0	2.4	△ 8.0	△ 10.5	△ 2.9	11.4	△ 4.0
プラスチック製品工業	2.2	△ 0.3	△ 15.2	22.3	△ 1.5	3.8	△ 5.6	0.5	△ 1.5	1.7	△ 16.2	10.7
紙・紙加工品工業	2.5	△ 11.8	5.4	△ 2.3	0.0	1.0	△ 4.7	△ 3.3	9.5	0.2	△ 6.2	6.7
繊維工業	8.0	△ 8.7	△ 3.2	△ 17.4	8.4	1.4	15.5	△ 18.2	△ 18.8	26.0	△ 3.5	11.2
食料品工業	△ 4.6	△ 2.4	19.9	△ 0.5	△ 9.6	△ 4.1	3.8	△ 2.3	△ 1.0	△ 1.9	7.1	△ 17.4
その他製品工業	△ 11.5	△ 3.2	19.7	2.8	2.7	△ 17.1	△ 0.6	△ 3.0	6.4	11.6	△ 4.5	△ 9.3
前月比上昇の業種数	7	5	4	10	11	7	6	7	7	8	8	7
前月比低下の業種数	9	11	12	6	4	9	10	9	9	8	8	9
前月比横ばいの業種数					1							

○上昇業種数・低下業種数の状況

□横ばい □前月比上昇 □前月比低下



(3) 在庫の動向

在庫指数は193.4で前月比△0.6%の低下、前年同月比0.0%の横ばい

業種別にみると、電子部品・デバイス工業、金属製品工業、生産用機械工業等の7業種が上昇し、業務用機械工業、窯業・土石製品工業、紙・紙加工品工業等の3業種が低下した。(秘匿を除く)

○上昇した主な業種

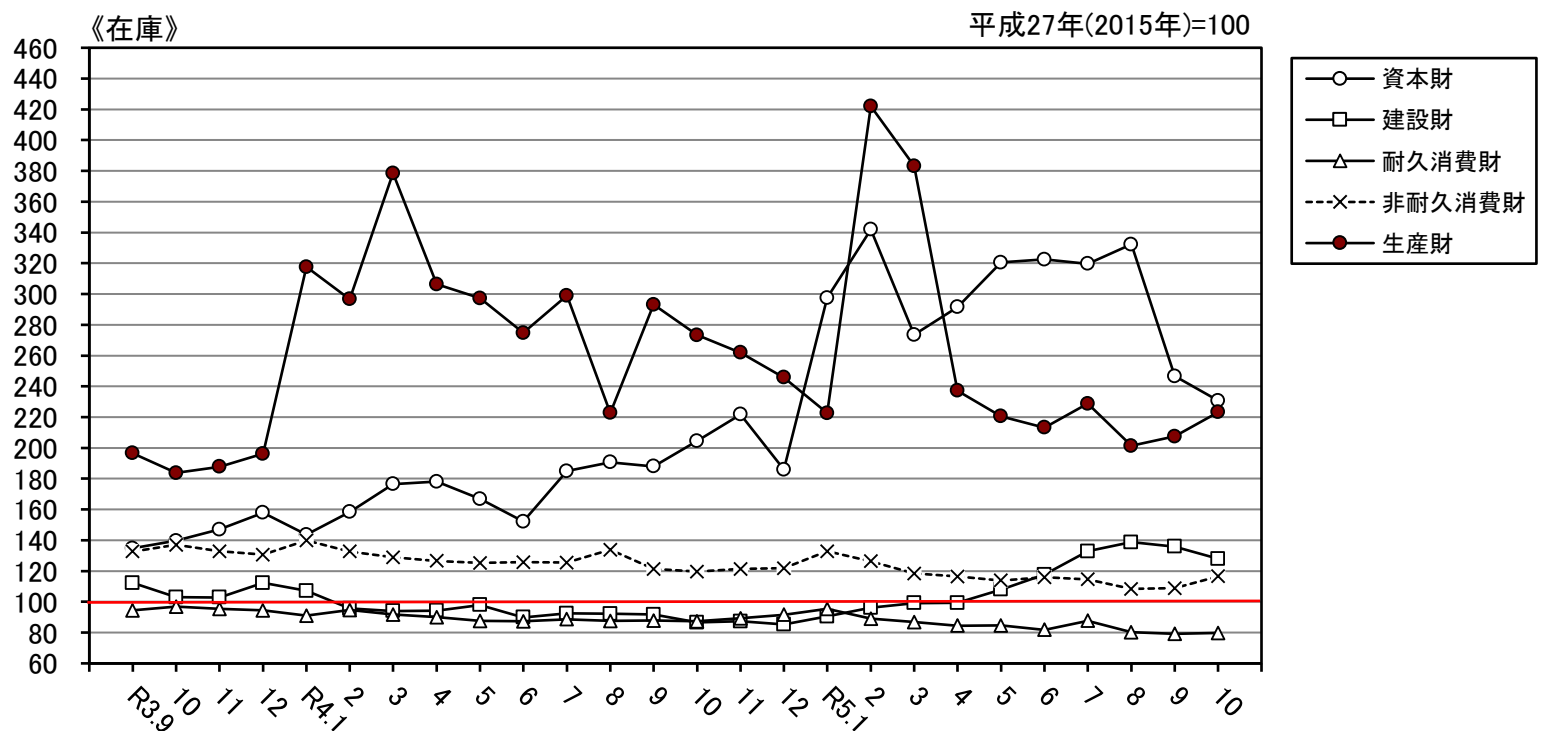
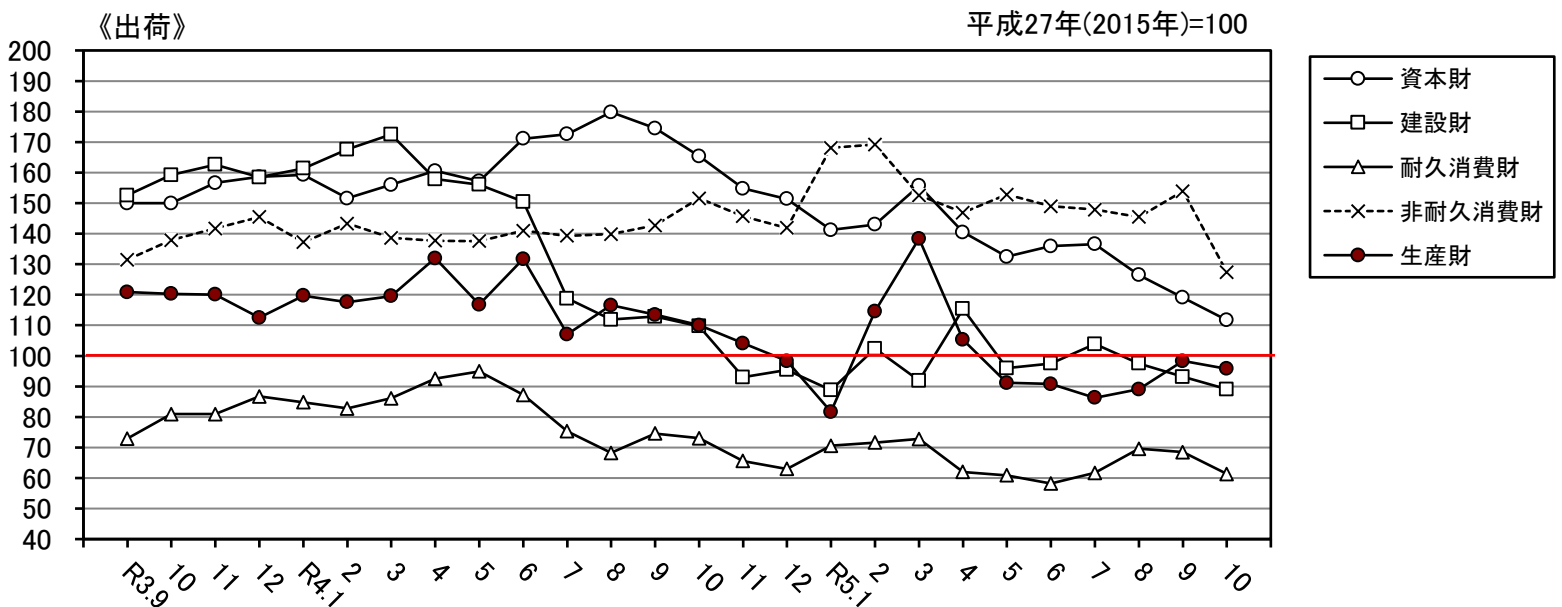
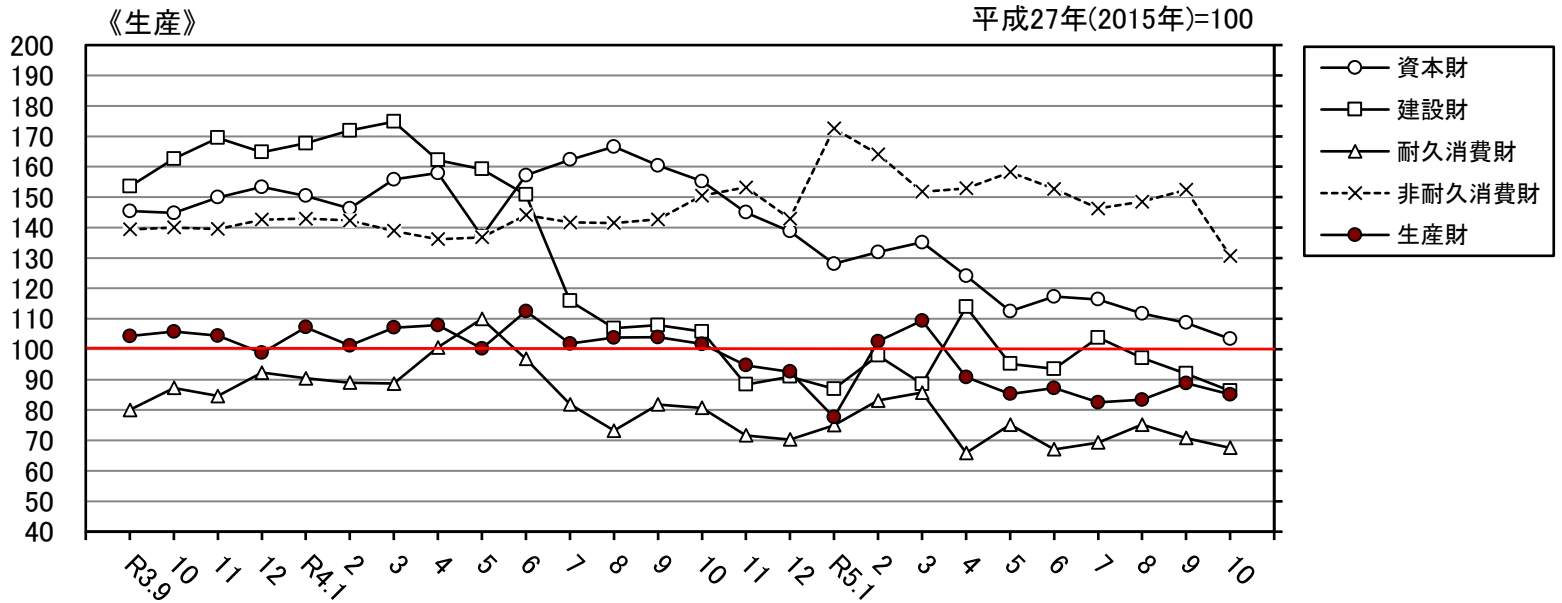
業 種	前 月 比 (%)	寄 与 度 (%ポイント)	細 分 類 業 種
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス 工 業	16.8	2.07	半導体素子製造業 集積回路製造業
金 属 製 品 工 業	23.0	1.45	製缶板金業 金属製スプリング製造業 など
生 産 用 機 械 工 業	6.1	0.86	半導体製造装置製造業 機械工具製造業 など

○低下した主な業種

業 種	前 月 比 (%)	寄 与 度 (%ポイント)	細 分 類 業 種
業 務 用 機 械 工 業	△ 40.9	△ 2.34	医療用機器製造業
窯 業 ・ 土 石 製 品 工 業	△ 3.4	△ 0.11	その他のガラス・同製品製造業 コンクリート製品製造業
紙 ・ 紙 加 工 品 工 業	△ 9.6	△ 0.02	日用紙製品製造業 機械すき和紙製造業 など

2. 特殊分類の推移

◎特殊分類【生産・出荷・在庫グラフ】（季節調整済指数）



3. 全国との比較

(1) 生産

年	月	山梨(2015年=100)				全国(2020年=100)			
		季節調整 済指数	前月比	原指数	前年 (同月)比	季節調整 済指数	前月比	原指数	前年 (同月)比
R2年	—	—	—	104.9	△ 3.9	—	—	100.0	△ 10.4
R3年	—	—	—	125.4	19.5	—	—	105.4	5.4
R4年	—	—	—	130.8	4.3	—	—	105.3	△ 0.1
R4年	9	133.3	△ 1.2	135.1	5.5	107.3	△ 0.5	112.1	8.7
	10	131.2	△ 1.6	132.2	1.6	105.5	△ 1.7	105.4	3.1
	11	124.1	△ 5.4	127.3	△ 7.1	105.5	0.0	108.6	△ 1.4
R5年	12	117.4	△ 5.4	120.8	△ 13.2	104.9	△ 0.6	107.6	△ 2.2
	1	112.4	△ 4.3	104.2	△ 15.2	100.8	△ 3.9	94.0	△ 2.8
	2	123.6	10.0	119.4	△ 4.1	104.5	3.7	100.8	△ 0.6
	3	124.4	0.6	137.6	△ 8.1	104.8	0.3	117.2	△ 0.8
	4	115.0	△ 7.6	114.9	△ 16.1	105.5	0.7	102.6	△ 0.7
	5	109.8	△ 4.5	104.1	△ 12.2	103.2	△ 2.2	96.7	4.2
	6	106.9	△ 2.6	112.1	△ 20.6	105.7	2.4	108.3	0.0
	7	107.9	0.9	107.8	△ 19.6	103.8	△ 1.8	105.4	△ 2.3
	8	105.5	△ 2.2	99.0	△ 21.8	103.1	△ 0.7	96.4	△ 4.4
	9	106.1	0.6	107.0	△ 20.8	103.6	0.5	107.2	△ 4.4
10	99.0	△ 6.7	101.4	△ 23.3	104.9	1.3	106.6	1.1	

(2) 出荷

年	月	山梨(2015年=100)				全国(2020年=100)			
		季節調整 済指数	前月比	原指数	前年 (同月)比	季節調整 済指数	前月比	原指数	前年 (同月)比
R2年	—	—	—	110.9	△ 1.5	—	—	100.0	△ 10.7
R3年	—	—	—	133.3	20.2	—	—	104.4	4.4
R4年	—	—	—	139.5	4.7	—	—	103.9	△ 0.5
R4年	9	143.6	△ 1.1	147.8	9.1	105.0	△ 0.7	110.5	9.6
	10	139.1	△ 3.1	141.2	2.0	104.4	△ 0.6	104.5	4.7
	11	129.6	△ 6.8	133.8	△ 7.3	104.0	△ 0.4	107.4	△ 0.8
R5年	12	124.6	△ 3.9	130.4	△ 12.2	102.8	△ 1.2	107.3	△ 3.1
	1	120.2	△ 3.5	109.5	△ 14.7	99.5	△ 3.2	92.2	△ 2.9
	2	133.2	10.8	124.4	△ 2.1	103.8	4.3	100.3	0.7
	3	145.6	9.3	157.8	2.6	104.7	0.9	118.0	0.0
	4	126.0	△ 13.5	129.9	△ 13.2	104.5	△ 0.2	100.1	△ 1.3
	5	120.2	△ 4.6	110.0	△ 13.5	103.3	△ 1.1	94.1	4.0
	6	116.2	△ 3.3	121.9	△ 20.8	105.0	1.6	107.4	0.8
	7	118.9	2.3	120.5	△ 16.1	103.1	△ 1.8	104.7	△ 1.7
	8	113.5	△ 4.5	107.4	△ 21.8	102.8	△ 0.3	96.8	△ 2.8
	9	113.9	0.4	117.0	△ 20.8	103.4	0.6	108.0	△ 2.3
10	105.8	△ 7.1	109.0	△ 22.8	103.8	0.4	105.7	1.1	

(3) 在庫

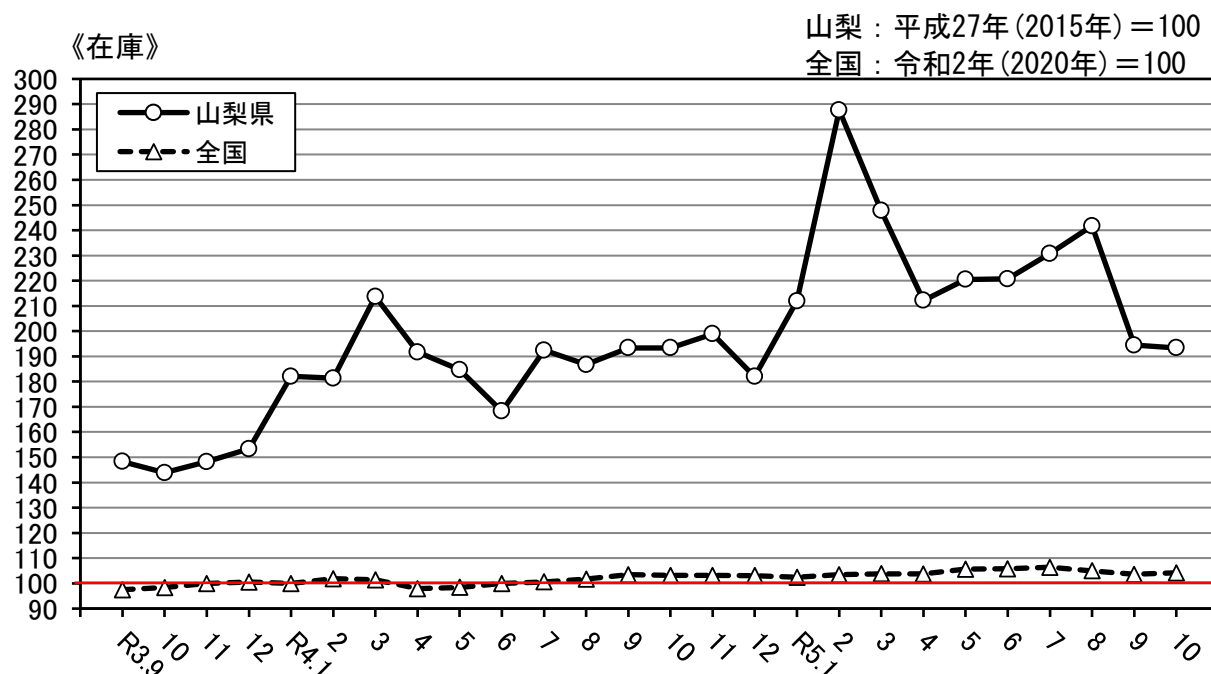
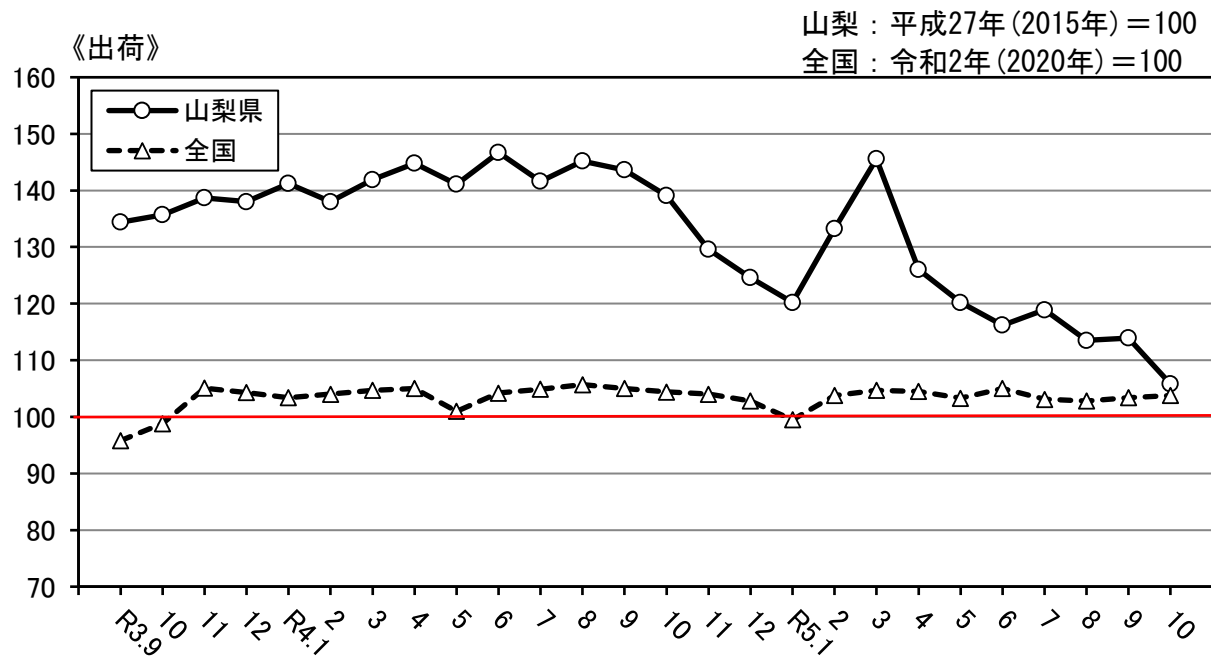
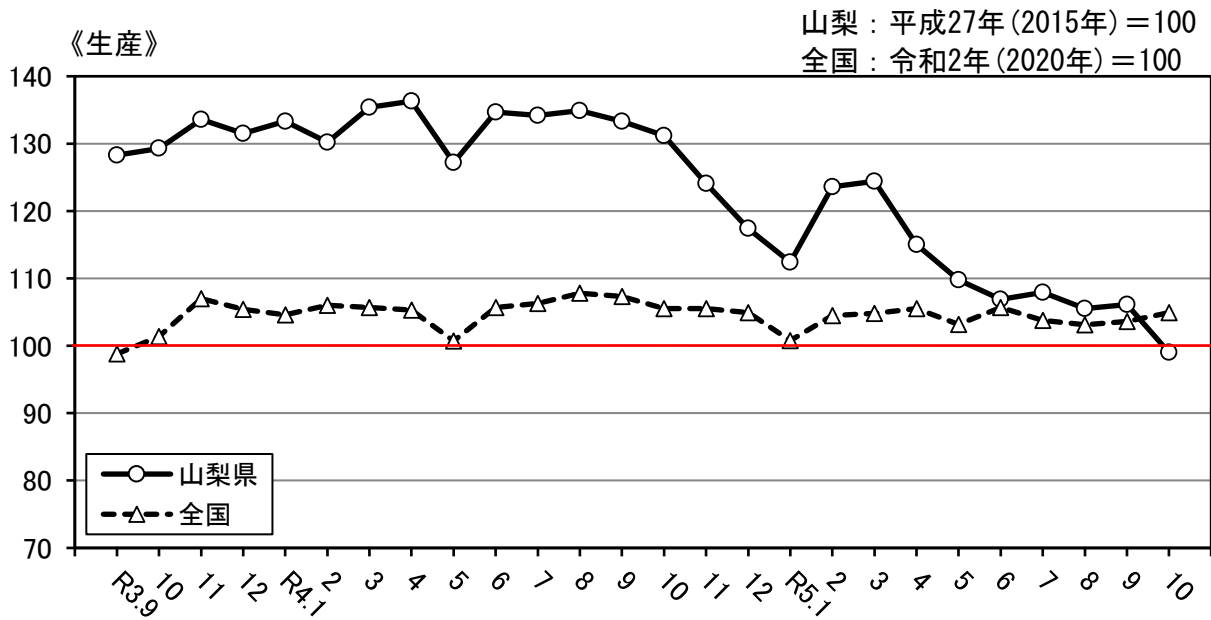
年	月	山梨(2015年=100)				全国(2020年=100)			
		季節調整 済指数	前月比	原指数	前年 (同月)比	季節調整 済指数	前月比	原指数	前年 (同月)比
R2年	—	—	—	143.4	17.3	—	—	92.6	△ 8.3
R3年	—	—	—	154.7	7.9	—	—	98.5	6.4
R4年	—	—	—	175.5	13.4	—	—	101.2	2.7
R4年	9	193.4	3.6	193.5	28.8	103.4	1.7	102.7	6.2
	10	193.4	0.0	201.7	31.7	103.2	△ 0.2	102.9	5.0
	11	198.9	2.8	211.0	34.2	103.2	0.0	104.4	3.5
R5年	12	182.0	△ 8.5	175.5	13.4	103.1	△ 0.1	101.2	2.7
	1	212.0	16.5	196.6	16.4	102.4	△ 0.7	103.9	2.4
	2	287.6	35.7	283.9	58.7	103.4	1.0	104.6	1.6
	3	247.8	△ 13.8	246.9	16.0	103.8	0.4	100.7	2.3
	4	212.2	△ 14.4	213.6	10.7	103.7	△ 0.1	103.2	6.0
	5	220.5	3.9	216.8	19.4	105.6	1.8	106.4	7.3
	6	220.7	0.1	228.9	31.2	105.8	0.2	106.5	5.9
	7	230.8	4.6	228.6	19.9	106.4	0.6	107.2	5.7
	8	241.7	4.7	241.1	29.4	105.0	△ 1.3	105.5	3.2
	9	194.5	△ 19.5	194.6	0.6	103.6	△ 1.3	102.9	0.2
10	193.4	△ 0.6	201.7	0.0	104.2	0.6	103.9	1.0	

①年別指数、前年比、前年同月比は原指数を用い、月別指数、前月比は季節調整済指数を用いている。

②在庫の年指数は年末値を用いている。

③全国の指数は、経済産業省大臣官房調査統計グループ「生産・出荷・在庫指数確報」による。

◎全国指数（季節調整済指数）のグラフ



1. 生産指数 (業種分類)

	鉱工業										
	鉄鋼業	非鉄金属工業	金属製品工業	汎用・業務用機械工業	汎用機械工業	業務用機械工業	生産用機械工業	電子部品・デバイス工業	電機工業	気機工業	情報通信機械工業
ウェイト	10000.0	36.5	170.9	451.0	891.1	498.4	392.7	2074.7	881.9	1696.3	582.6

(原指数)

R2年	104.9	77.8	96.8	141.5	98.7	114.2	79.0	108.0	141.1	93.6	81.1
R3年	125.4	83.0	96.4	159.7	98.6	113.8	79.3	158.6	152.4	127.2	79.0
R4年	130.8	88.1	94.0	128.3	94.9	114.5	70.0	181.8	128.8	141.5	92.8
R4 Ⅲ期	131.9	89.0	88.1	91.2	97.4	116.6	73.1	193.6	114.2	146.4	98.6
Ⅳ期	126.8	89.7	104.7	98.2	95.0	111.1	74.6	172.3	114.4	131.5	99.6
R5 Ⅰ期	120.4	82.9	94.6	92.4	94.3	108.5	76.3	165.2	119.4	111.0	87.2
Ⅱ期	110.4	77.6	95.0	78.8	99.1	117.8	75.3	159.9	81.4	82.5	100.2
Ⅲ期	104.6	77.9	92.0	75.0	94.8	107.8	78.4	142.0	84.7	77.6	90.2
R4 7	134.1	93.7	87.0	91.3	98.5	118.6	73.1	197.9	109.4	144.9	97.6
8	126.6	79.2	85.1	81.1	97.3	110.6	80.3	186.1	112.1	137.2	102.6
9	135.1	94.0	92.3	101.1	96.4	120.5	65.9	196.8	121.2	157.1	95.6
10	132.2	96.7	102.4	101.4	99.0	118.4	74.5	182.8	116.0	142.6	97.9
11	127.3	83.1	106.8	102.3	103.3	115.6	87.7	167.4	122.2	132.2	102.0
12	120.8	89.3	105.0	90.8	82.7	99.3	61.6	166.6	105.1	119.6	98.8
R5 1	104.2	75.8	88.6	87.6	82.0	102.2	56.4	138.7	69.5	102.0	88.0
2	119.4	80.9	92.7	86.7	89.3	100.6	74.9	161.0	121.5	115.3	80.5
3	137.6	92.1	102.5	103.0	111.6	122.8	97.5	195.8	167.3	115.7	93.1
4	114.9	76.7	94.3	82.2	95.3	113.9	71.7	172.0	87.1	89.3	92.6
5	104.1	74.2	92.5	73.6	92.5	112.0	67.7	146.9	75.0	71.8	115.7
6	112.1	81.9	98.1	80.6	109.5	127.6	86.5	160.7	82.2	86.5	92.4
7	107.8	81.3	96.6	77.7	97.4	113.1	77.6	148.5	78.8	80.4	100.1
8	99.0	74.0	86.5	69.7	88.4	103.0	69.9	132.8	79.0	74.8	86.4
9	107.0	78.3	93.0	77.7	98.5	107.2	87.6	144.6	96.3	77.7	84.1
10	101.4	84.2	97.6	87.1	97.2	109.0	82.3	135.3	104.1	64.3	92.1
前年同月比	△ 23.3	△ 12.9	△ 4.7	△ 14.1	△ 1.8	△ 7.9	10.5	△ 26.0	△ 10.3	△ 54.9	△ 5.9

(季節調整済指数)

R4 Ⅲ期	134.1	92.6	91.0	104.0	98.6	116.7	75.0	193.0	117.7	154.3	99.0
Ⅳ期	124.2	87.8	100.5	88.8	94.6	114.3	72.1	174.5	108.9	133.0	99.4
R5 Ⅰ期	120.1	81.5	92.6	82.3	93.3	106.9	78.4	168.1	118.4	105.7	87.8
Ⅱ期	110.6	77.3	97.8	90.8	99.0	116.2	73.3	155.1	84.0	80.9	98.9
Ⅲ期	106.5	80.8	95.1	87.4	96.7	109.3	80.8	141.6	86.9	82.3	89.0
R4 7	134.2	92.4	88.5	108.9	94.7	116.6	68.6	194.5	113.3	153.4	95.6
8	134.9	90.2	91.2	100.0	107.5	119.0	88.6	194.9	119.4	157.5	100.5
9	133.3	95.2	93.3	103.2	93.5	114.4	67.7	189.7	120.5	151.9	101.0
10	131.2	93.3	100.1	98.7	95.1	116.9	71.4	185.2	113.5	148.2	98.8
11	124.1	80.7	99.8	82.4	100.4	118.0	79.5	171.0	109.8	129.7	98.2
12	117.4	89.3	101.6	85.3	88.3	108.1	65.4	167.2	103.5	121.1	101.1
R5 1	112.4	81.0	89.8	82.6	87.0	107.8	60.4	152.3	66.9	111.6	90.0
2	123.6	81.0	92.9	81.1	91.0	101.1	78.2	169.3	137.5	107.8	82.9
3	124.4	82.6	95.1	83.1	102.0	111.7	96.7	182.7	150.8	97.7	90.5
4	115.0	75.8	96.0	103.3	98.0	122.1	65.9	165.9	82.5	91.5	83.5
5	109.8	79.4	96.6	85.7	96.2	110.9	74.9	149.3	82.5	70.6	114.0
6	106.9	76.7	100.9	83.5	102.9	115.7	79.1	150.0	87.0	80.5	99.2
7	107.9	80.1	98.3	92.7	93.7	111.2	72.9	145.9	81.6	85.1	98.1
8	105.5	84.3	92.7	85.9	97.7	110.8	77.2	139.1	84.1	85.9	84.6
9	106.1	78.1	94.3	83.6	98.7	105.9	92.4	139.8	94.9	75.9	84.2
10	99.0	79.6	94.0	82.3	91.2	105.5	76.6	135.5	100.6	64.7	94.9

前月比 △ 6.7 1.9 △ 0.3 △ 1.6 △ 7.6 △ 0.4 △ 17.1 △ 3.1 6.0 △ 14.8 12.7 96

平成27年(2015年) = 100

輸送 機械 工業	窯業・ 土石 製品 工業	プ ラ ス チ ッ ク 製 品 工 業	紙・紙 加工 工業	織 維 工 業	食料品 工業	その他 工業	参考			機 械 工 業	はん用・ 生産用・ 業務用・ 機械工業
							家 具 工 業	木材・ 木製品 工業	その他 製品 工業		
389.5	344.1	365.6	60.7	205.9	1400.2	449.0	63.7	46.5	338.8	6516.1	2965.8
76.5	134.8	58.5	87.5	62.0	124.3	74.5	×	×	75.0	103.2	105.2
70.9	119.2	64.3	84.5	69.2	141.5	87.6	×	×	92.7	129.0	140.6
69.9	124.8	63.2	81.3	69.5	149.2	90.2	×	×	95.4	137.6	155.7
72.0	136.4	61.6	86.4	61.9	150.9	85.4	×	×	88.5	141.7	164.7
78.1	134.6	63.4	72.3	81.7	158.5	78.3	×	×	78.7	131.1	149.1
61.7	116.3	58.5	75.1	54.2	164.2	91.1	×	×	93.4	122.0	143.9
56.7	112.4	64.4	77.3	53.2	161.8	72.6	×	×	76.4	109.3	141.6
68.0	105.9	58.5	86.1	49.7	157.5	78.1	×	×	81.5	102.0	127.8
80.9	142.0	63.6	83.3	58.7	160.8	85.5	×	×	87.7	142.6	168.1
64.2	137.8	54.4	84.8	57.1	146.9	73.6	×	×	74.3	136.5	159.4
70.9	129.4	66.9	91.1	70.0	144.9	97.0	×	×	103.6	145.9	166.6
81.0	140.1	63.4	73.1	80.9	157.3	93.3	×	×	98.5	138.2	157.6
78.2	132.7	67.4	76.8	90.4	156.3	71.8	×	×	69.9	132.2	148.2
75.0	130.9	59.4	67.1	73.8	162.0	69.9	×	×	67.7	123.0	141.4
64.3	116.2	50.8	66.5	52.0	145.9	79.9	×	×	79.5	103.0	121.7
57.3	118.4	58.7	74.0	49.0	165.7	92.2	×	×	96.2	120.5	139.4
63.5	114.2	66.0	84.9	61.7	181.0	101.3	×	×	104.6	142.5	170.5
61.5	120.7	68.9	79.4	57.3	164.1	71.5	×	×	75.5	114.8	148.9
48.4	107.6	56.6	66.0	50.9	159.5	72.3	×	×	76.9	101.5	130.5
60.2	108.9	67.7	86.5	51.5	161.8	74.0	×	×	76.7	111.6	145.3
62.5	108.3	62.8	86.6	49.6	165.1	73.2	×	×	76.6	104.9	133.2
62.0	98.8	54.5	83.3	46.3	153.2	72.5	×	×	74.0	96.0	119.5
79.5	110.6	58.1	88.4	53.2	154.3	88.6	×	×	94.0	105.1	130.8
67.8	105.0	60.3	71.8	57.8	137.9	87.6	×	×	94.5	99.5	123.9
△ 16.3	△ 25.1	△ 4.9	△ 1.8	△ 28.6	△ 12.3	△ 6.1	×	×	△ 4.1	△ 28.0	△ 21.4

72.7	135.0	61.8	81.0	68.1	148.7	84.4	×	×	88.6	143.7	163.9
71.3	127.5	60.0	76.5	70.8	156.1	74.5	×	×	75.3	130.6	150.1
61.1	120.1	62.0	77.4	54.6	170.8	91.3	×	×	93.2	121.6	145.8
62.6	116.6	63.7	75.0	57.0	161.7	76.5	×	×	78.5	107.6	138.5
68.9	104.5	59.3	80.9	55.1	155.5	77.1	×	×	81.1	103.4	127.5
73.7	136.7	64.3	80.0	66.1	148.2	88.7	×	×	93.2	143.1	164.0
74.1	140.1	59.3	80.8	68.5	148.5	80.8	×	×	84.6	145.1	167.1
70.4	128.1	61.9	82.2	69.7	149.5	83.7	×	×	87.9	142.8	160.7
74.6	131.9	60.3	76.7	71.0	158.2	81.5	×	×	83.0	138.7	157.7
70.7	123.8	61.1	79.2	78.8	160.4	71.4	×	×	71.4	129.3	149.1
68.7	126.8	58.6	73.5	62.6	149.8	70.5	×	×	71.5	123.9	143.6
67.3	120.6	58.0	77.7	53.5	180.8	84.8	×	×	83.7	110.7	132.9
57.1	129.3	63.0	77.0	50.9	172.9	94.0	×	×	95.9	124.5	145.3
59.0	110.3	64.9	77.6	59.5	158.7	95.1	×	×	100.1	129.7	159.2
63.5	119.9	66.3	77.0	59.1	160.2	72.5	×	×	73.0	112.5	145.6
59.9	118.2	61.4	65.0	58.2	165.7	83.0	×	×	84.9	104.6	133.2
64.4	111.7	63.5	83.1	53.6	159.3	74.1	×	×	77.6	105.7	136.6
56.9	104.3	63.5	83.2	55.8	152.1	75.9	×	×	81.4	105.3	130.0
71.6	100.4	59.4	79.4	55.5	154.8	79.6	×	×	84.2	102.0	125.2
78.3	108.7	54.9	80.0	54.0	159.5	75.7	×	×	77.6	103.0	127.2
61.8	99.2	55.8	73.1	50.6	136.9	75.1	×	×	78.2	98.3	122.1
△ 21.1	△ 8.7	1.6	△ 8.6	△ 6.3	△ 14.2	△ 0.8	×	×	0.8	△ 4.6	△ 4.0

2. 出荷指数 (業種分類)

	鉱工業										
	鉄鋼業	非鉄金属工業	金属製品工業	汎用・業務用機械工業	汎用機械工業	業務用機械工業	生産用機械工業	電子部品・デバイス工業	電気機械工業	情報通信機械工業	
ウェイト	10000.0	43.0	202.7	385.2	685.5	335.4	350.1	2658.8	907.8	1264.4	709.8
(原指数)											
R2年	110.9	73.1	101.8	131.4	99.9	112.5	87.9	116.5	195.2	90.4	79.6
R3年	133.3	78.1	103.9	150.4	96.9	112.5	82.0	168.2	215.9	121.8	72.8
R4年	139.5	82.3	102.1	123.5	92.1	112.8	72.3	196.9	174.7	134.2	85.4
R4 III期	142.9	82.9	95.9	90.1	94.6	115.2	74.8	214.9	152.6	140.4	93.4
IV期	135.1	83.8	113.2	99.5	91.0	109.4	73.4	187.7	152.8	122.4	93.9
R5 I期	130.6	77.2	103.6	91.3	94.0	105.8	82.7	180.1	170.1	107.9	86.3
II期	120.6	72.7	103.5	78.1	96.5	115.9	77.8	179.3	113.6	80.2	91.0
III期	115.0	73.8	99.6	73.8	93.6	106.1	81.6	158.4	115.3	79.6	85.6
R4 7	143.6	86.9	94.3	91.2	97.7	117.0	79.3	216.1	139.5	137.8	97.0
8	137.4	74.1	92.2	78.6	91.8	109.3	75.0	204.3	159.2	129.7	92.1
9	147.8	87.8	101.3	100.6	94.2	119.4	70.1	224.2	159.0	153.6	91.0
10	141.2	90.8	110.4	101.9	94.9	115.7	75.0	196.6	157.5	134.8	111.0
11	133.8	77.5	115.7	102.3	99.4	114.7	84.8	180.4	173.2	120.3	79.5
12	130.4	83.2	113.5	94.2	78.7	97.7	60.4	186.1	127.7	112.2	91.1
R5 1	109.5	70.3	96.3	87.1	81.9	98.9	65.6	153.1	84.5	93.7	94.7
2	124.4	76.2	101.1	86.4	89.1	98.2	80.4	169.8	150.8	107.4	79.9
3	157.8	85.2	113.5	100.5	111.0	120.2	102.1	217.3	275.1	122.5	84.2
4	129.9	72.1	102.6	82.3	93.5	112.1	75.6	194.4	143.6	85.6	103.5
5	110.0	69.5	101.5	72.5	89.8	109.8	70.6	161.0	98.6	70.1	77.9
6	121.9	76.6	106.4	79.4	106.2	125.8	87.3	182.5	98.7	84.8	91.6
7	120.5	77.1	104.3	75.6	94.0	111.3	77.4	174.8	102.6	80.8	103.5
8	107.4	70.1	92.8	69.1	89.8	101.0	79.0	147.4	102.1	70.9	76.6
9	117.0	74.1	101.6	76.7	97.0	106.0	88.5	153.0	141.3	87.0	76.6
10	109.0	78.4	106.9	84.5	99.8	107.4	92.5	135.1	150.0	62.8	103.1
前年同月比	△ 22.8	△ 13.7	△ 3.2	△ 17.1	5.2	△ 7.2	23.3	△ 31.3	△ 4.8	△ 53.4	△ 7.1

(季節調整済指数)

R4 III期	143.5	86.3	99.2	104.2	92.6	115.4	73.9	213.1	153.4	144.2	91.9
IV期	131.1	81.9	108.8	87.8	90.3	112.1	70.9	190.8	141.9	125.2	91.5
R5 I期	133.0	75.9	101.4	81.5	94.3	104.2	85.1	185.4	175.6	99.5	89.5
II期	120.8	72.6	106.4	91.5	98.0	114.7	78.1	171.0	116.6	81.8	95.7
III期	115.4	76.6	103.1	86.9	92.9	107.8	81.9	156.5	115.2	82.1	83.6
R4 7	141.6	85.7	96.0	111.2	91.9	115.4	72.1	210.5	140.0	144.9	85.9
8	145.2	84.2	100.0	97.6	95.8	117.9	79.3	215.6	163.9	144.1	94.0
9	143.6	88.9	101.6	103.8	90.2	112.9	70.2	213.3	156.2	143.6	95.7
10	139.1	87.7	108.2	97.3	91.1	113.8	71.0	203.5	149.3	139.1	88.1
11	129.6	74.7	108.1	82.1	96.6	116.3	79.4	185.5	150.0	121.4	90.0
12	124.6	83.3	110.0	83.9	83.1	106.2	62.4	183.4	126.5	115.1	96.3
R5 1	120.2	75.1	97.6	81.6	88.4	104.9	72.3	170.9	86.9	97.9	85.8
2	133.2	75.9	101.4	80.5	89.9	98.6	82.9	178.6	180.3	99.7	95.2
3	145.6	76.7	105.2	82.4	104.6	109.2	100.2	206.7	259.6	100.8	87.4
4	126.0	71.1	103.9	104.2	97.3	120.8	77.1	181.2	140.7	92.3	80.9
5	120.2	74.8	105.8	86.1	92.3	108.8	74.1	167.1	107.1	73.0	99.8
6	116.2	71.9	109.4	84.1	104.5	114.5	83.0	164.8	102.1	80.1	106.3
7	118.9	76.1	106.2	92.2	88.4	109.8	70.4	170.3	102.9	84.9	91.7
8	113.5	79.7	100.7	85.8	93.8	108.9	83.5	155.5	105.1	78.8	78.2
9	113.9	74.0	102.3	82.8	96.4	104.6	91.8	143.7	137.7	82.5	80.8
10	105.8	74.1	103.4	78.5	93.2	103.3	84.7	137.7	142.0	63.1	83.8

前月比 △ 7.1 0.1 1.1 △ 5.2 △ 3.3 △ 1.2 △ 7.7 △ 4.2 3.1 △ 23.5 3.7

平成27年(2015年) = 100

輸送 機械 工業	窯業・ 土石 製品 工業	プ ラ ス チ ック 製 品 工 業	紙・紙 加工 工業	織 維 工 業	食料品 工業	その他 工業	参考			機 械 工 業	参考 はん用・ 生産用・ 業務用・ 機械工業
							家 具 工 業	木材・ 木製品 工業	その他 製品 工業		
426.6	268.1	436.2	73.6	154.7	1389.1	394.5	41.1	31.7	321.7	6652.9	3344.3

76.5	133.0	57.5	88.9	56.9	123.2	72.9	×	×	73.1	114.1	113.1
70.8	119.1	65.8	86.5	59.8	141.0	85.0	×	×	88.4	142.1	153.6
69.9	127.0	65.9	87.3	57.8	148.1	86.7	×	×	89.2	151.1	175.4
71.7	138.2	64.7	91.2	50.7	152.1	79.5	×	×	80.0	157.7	190.2
77.6	130.4	67.4	84.0	71.0	158.0	77.7	×	×	77.4	143.5	167.9
62.2	113.8	58.6	75.3	47.7	160.5	82.0	×	×	81.6	138.6	162.4
55.9	110.3	66.5	76.4	45.6	157.7	65.6	×	×	66.6	125.6	162.3
68.0	102.2	61.1	84.7	40.4	160.1	72.5	×	×	74.2	117.3	145.2
78.2	145.3	67.7	92.7	45.4	157.6	81.3	×	×	81.4	157.0	191.8
64.6	132.4	58.8	92.6	45.5	152.5	69.2	×	×	68.3	151.5	181.3
72.4	137.0	67.5	88.3	61.3	146.2	88.0	×	×	90.3	164.5	197.6
79.3	133.0	65.6	85.8	70.0	155.3	89.6	×	×	91.9	152.4	175.7
79.0	128.5	71.1	90.7	76.9	152.5	73.0	×	×	71.3	142.4	163.8
74.4	129.7	65.4	75.5	66.2	166.3	70.5	×	×	68.9	135.7	164.1
63.8	107.8	48.9	69.1	52.2	138.5	76.2	×	×	75.2	113.2	138.5
57.4	114.7	60.2	69.4	42.2	157.9	81.7	×	×	82.2	130.2	153.3
65.4	118.9	66.7	87.5	48.6	185.2	88.2	×	×	87.5	172.3	195.5
59.3	116.5	72.3	82.6	47.0	159.7	68.8	×	×	71.5	138.0	173.7
48.8	106.5	57.9	68.5	47.2	154.3	62.3	×	×	63.9	111.8	146.4
59.5	108.0	69.3	78.2	42.6	159.0	65.8	×	×	64.4	127.0	166.9
63.4	102.0	65.5	87.5	35.3	167.0	67.7	×	×	67.8	124.0	158.3
61.1	93.7	60.3	88.0	38.8	157.8	66.3	×	×	68.4	107.6	135.6
79.5	111.0	57.4	78.5	47.2	155.6	83.6	×	×	86.3	120.2	141.6
67.3	104.8	63.6	83.5	64.2	132.7	79.6	×	×	82.4	112.0	127.9

△ 15.1 △ 21.2 △ 3.0 △ 2.7 △ 8.3 △ 14.6 △ 11.2 × × △ 10.3 △ 26.5 △ 27.2

72.9	134.0	64.3	85.4	54.8	147.6	80.8	×	×	82.7	157.7	188.5
71.2	124.6	64.1	83.4	58.5	154.0	71.6	×	×	71.0	141.9	169.9
61.5	119.8	62.4	80.1	49.5	172.5	82.7	×	×	81.9	139.9	165.8
61.6	114.5	65.9	76.9	51.3	156.8	68.8	×	×	68.7	124.4	156.7
69.2	99.3	61.0	79.5	44.1	156.3	73.2	×	×	75.8	117.0	143.6
72.4	139.1	66.0	85.8	49.0	146.0	84.1	×	×	85.9	154.3	186.2
75.3	134.0	63.3	85.5	56.3	146.6	78.6	×	×	79.7	161.1	191.4
71.0	128.8	63.6	84.9	59.0	150.3	79.8	×	×	82.5	157.6	187.8
73.8	129.5	63.2	85.4	57.2	160.2	77.6	×	×	77.7	150.2	179.1
71.1	120.3	64.6	87.5	61.8	152.8	69.6	×	×	68.8	140.7	167.3
68.6	123.9	64.4	77.2	56.4	149.1	67.6	×	×	66.6	134.7	163.3
66.6	117.7	54.6	81.4	54.6	178.8	80.3	×	×	79.7	121.8	154.1
57.6	127.0	66.8	79.5	45.1	177.9	83.2	×	×	81.9	138.0	160.5
60.2	114.6	65.8	79.5	48.9	160.8	84.6	×	×	84.1	159.8	182.9
62.1	115.8	68.3	80.3	49.6	154.2	69.0	×	×	69.7	131.8	164.7
59.3	118.6	64.5	76.5	57.3	160.0	70.0	×	×	69.3	121.2	151.3
63.3	109.1	64.8	74.0	46.9	156.3	67.4	×	×	67.2	120.3	154.1
58.7	97.6	63.8	81.0	38.1	154.7	70.0	×	×	71.5	121.9	153.7
71.2	94.8	64.9	81.2	48.0	151.7	75.3	×	×	79.8	114.4	143.2
77.7	105.6	54.4	76.2	46.3	162.5	74.3	×	×	76.2	114.7	134.0
61.9	101.4	60.2	81.3	51.5	134.2	68.2	×	×	69.1	108.8	128.0

△ 20.3 △ 4.0 10.7 6.7 11.2 △ 17.4 △ 8.2 × × △ 9.3 △ 5.1 △ 4.5

3. 在庫指数 (業種分類)

	鉱工業										
	非金工業	鉄工業	金属製品工業	汎用・業務用機械工業	汎用機械工業	業務用機械工業	生産用機械工業	電子部品・デバイス工業	電気機械工業	情報機械工業	輸送機械工業
ウェイト	10000.0	436.0	1269.5	791.1	26.3	764.8	1077.0	716.4	1483.8	292.1	309.3

(原指数)

R2年	143.4	×	54.1	61.7	×	61.5	112.0	217.2	×	×	×
R3年	154.7	×	76.5	72.7	×	72.6	159.9	282.2	×	×	×
R4年	175.5	×	116.8	111.0	×	112.8	229.3	386.0	×	×	×
R4 Ⅲ期	193.5	×	133.5	95.7	×	97.2	188.1	677.8	×	×	×
Ⅳ期	175.5	×	116.8	111.0	×	112.8	229.3	386.0	×	×	×
R5 Ⅰ期	246.9	×	140.5	109.5	×	109.8	221.6	1179.0	×	×	×
Ⅱ期	228.9	×	131.1	91.9	×	91.4	238.2	344.9	×	×	×
Ⅲ期	194.6	×	129.9	138.2	×	140.1	245.6	304.1	×	×	×
R4 7	190.6	×	91.9	83.3	×	82.1	186.6	655.4	×	×	×
8	186.3	×	116.2	118.6	×	119.0	176.9	480.9	×	×	×
9	193.5	×	133.5	95.7	×	97.2	188.1	677.8	×	×	×
10	201.7	×	127.8	106.0	×	106.3	189.8	539.5	×	×	×
11	211.0	×	135.6	112.9	×	114.4	229.1	492.0	×	×	×
12	175.5	×	116.8	111.0	×	112.8	229.3	386.0	×	×	×
R5 1	196.6	×	122.2	87.7	×	87.2	212.7	349.7	×	×	×
2	283.9	×	128.2	77.3	×	76.7	233.9	1171.3	×	×	×
3	246.9	×	140.5	109.5	×	109.8	221.6	1179.0	×	×	×
4	213.6	×	134.0	100.9	×	100.0	196.0	498.4	×	×	×
5	216.8	×	128.1	91.2	×	90.1	217.7	397.8	×	×	×
6	228.9	×	131.1	91.9	×	91.4	238.2	344.9	×	×	×
7	228.6	×	130.4	105.8	×	105.6	218.2	377.3	×	×	×
8	241.1	×	127.1	131.0	×	130.7	223.0	385.9	×	×	×
9	194.6	×	129.9	138.2	×	140.1	245.6	304.1	×	×	×
10	201.7	×	145.9	81.8	×	82.6	261.9	329.7	×	×	×
前年同月比	0.0	×	14.2	△ 22.8	×	△ 22.3	38.0	△ 38.9	×	×	×

(季節調整済指数)

R4 Ⅲ期	193.4	×	93.3	93.1	×	94.9	185.2	703.8	×	×	×
Ⅳ期	182.0	×	151.5	104.8	×	104.7	234.1	584.6	×	×	×
R5 Ⅰ期	247.8	×	204.8	112.6	×	113.3	209.5	904.3	×	×	×
Ⅱ期	220.7	×	122.7	98.4	×	98.6	252.0	363.2	×	×	×
Ⅲ期	194.5	×	90.8	134.5	×	136.8	241.8	315.8	×	×	×
R4 7	192.4	×	80.6	84.7	×	84.3	186.7	690.2	×	×	×
8	186.7	×	90.7	101.3	×	101.9	184.1	391.9	×	×	×
9	193.4	×	93.3	93.1	×	94.9	185.2	703.8	×	×	×
10	193.4	×	97.9	104.4	×	104.0	185.9	603.5	×	×	×
11	198.9	×	111.7	104.3	×	104.4	214.2	567.3	×	×	×
12	182.0	×	151.5	104.8	×	104.7	234.1	584.6	×	×	×
R5 1	212.0	×	172.1	93.7	×	93.3	229.8	376.0	×	×	×
2	287.6	×	193.1	84.5	×	83.8	232.7	1231.3	×	×	×
3	247.8	×	204.8	112.6	×	113.3	209.5	904.3	×	×	×
4	212.2	×	169.8	95.3	×	94.6	202.7	431.5	×	×	×
5	220.5	×	136.9	106.9	×	106.5	208.6	364.5	×	×	×
6	220.7	×	122.7	98.4	×	98.6	252.0	363.2	×	×	×
7	230.8	×	114.4	107.6	×	108.4	218.3	397.3	×	×	×
8	241.7	×	99.3	111.9	×	111.9	232.1	314.5	×	×	×
9	194.5	×	90.8	134.5	×	136.8	241.8	315.8	×	×	×
10	193.4	×	111.7	80.5	×	80.8	256.5	368.8	×	×	×

前月比 △ 0.6 × 23.0 △ 40.1 × △ 40.9 6.1 16.8 × × ×

平成27年(2015年) = 100

									参考	参考
窯業・土石製品工業	プラスチック製品工業	紙・紙加工品工業	繊維工業	食料品工業	その他工業				機械工業	はん用・生産用・業務用・機械工業
						家具工業	木材・木製品工業	その他製品工業		
411.5	383.4	133.0	424.5	1100.2	1172.2	72.0	35.7	1064.5	4669.7	1868.1
67.4	140.6	34.9	165.6	120.7	89.2	×	×	89.5	186.9	90.7
108.4	148.2	32.5	196.4	121.2	91.9	×	×	93.7	204.6	123.0
74.6	156.9	32.7	247.8	116.1	89.0	×	×	89.5	239.6	179.2
71.3	147.3	40.5	238.8	128.9	90.4	×	×	86.0	271.1	149.0
74.6	156.9	32.7	247.8	116.1	89.0	×	×	89.5	239.6	179.2
99.0	148.4	33.2	256.6	132.4	86.4	×	×	86.6	381.0	174.1
113.4	150.3	44.2	265.8	128.5	77.5	×	×	76.1	344.8	176.2
133.2	132.2	37.3	282.2	114.7	80.6	×	×	77.5	269.4	200.1
75.0	134.8	37.2	232.4	141.0	86.5	×	×	84.0	275.7	142.8
81.4	146.2	35.7	236.4	143.3	90.6	×	×	85.3	256.2	152.2
71.3	147.3	40.5	238.8	128.9	90.4	×	×	86.0	271.1	149.0
69.3	148.0	39.2	241.3	126.2	89.2	×	×	86.5	291.2	154.3
72.5	130.4	35.9	245.9	124.7	89.4	×	×	86.8	310.6	179.9
74.6	156.9	32.7	247.8	116.1	89.0	×	×	89.5	239.6	179.2
83.5	154.3	31.1	245.5	123.2	89.1	×	×	88.6	281.1	159.8
95.8	143.9	33.4	248.8	135.6	88.3	×	×	87.8	463.0	167.6
99.0	148.4	33.2	256.6	132.4	86.4	×	×	86.6	381.0	174.1
103.2	129.9	36.6	261.8	128.0	85.5	×	×	84.4	312.9	155.8
111.3	128.6	40.2	261.8	127.0	84.9	×	×	81.3	321.0	164.1
113.4	150.3	44.2	265.8	128.5	77.5	×	×	76.1	344.8	176.2
127.6	142.6	40.0	273.2	127.9	83.7	×	×	83.1	340.5	170.6
140.3	104.6	34.9	278.1	114.3	82.9	×	×	78.4	371.9	184.0
133.2	132.2	37.3	282.2	114.7	80.6	×	×	77.5	269.4	200.1
125.7	140.6	33.2	276.6	122.4	80.4	×	×	78.8	278.7	185.6
81.4	△ 5.0	△ 15.3	14.6	△ 3.0	△ 9.9	×	×	△ 8.9	△ 4.3	20.3
78.3	150.0	35.2	234.9	130.0	88.3	×	×	84.0	280.1	147.0
78.2	141.8	36.6	256.1	129.5	90.3	×	×	90.5	244.1	177.7
95.4	147.7	37.1	255.6	122.5	84.9	×	×	84.8	376.4	171.1
114.4	144.9	41.7	260.6	122.6	80.5	×	×	78.6	328.5	187.4
146.3	134.6	32.4	277.5	115.7	78.7	×	×	75.7	278.3	197.4
80.4	142.8	36.0	229.6	134.4	88.7	×	×	86.2	288.0	143.2
82.3	141.7	35.5	230.9	146.1	88.0	×	×	84.1	267.7	149.2
78.3	150.0	35.2	234.9	130.0	88.3	×	×	84.0	280.1	147.0
77.9	153.8	34.6	242.5	127.0	86.6	×	×	83.9	286.9	153.5
79.5	133.1	35.5	248.9	129.4	88.1	×	×	85.2	288.7	167.3
78.2	141.8	36.6	256.1	129.5	90.3	×	×	90.5	244.1	177.7
82.5	166.8	32.7	252.0	138.7	94.9	×	×	94.4	291.5	169.6
91.2	142.1	34.8	252.8	133.7	87.1	×	×	87.2	453.8	169.3
95.4	147.7	37.1	255.6	122.5	84.9	×	×	84.8	376.4	171.1
89.0	132.8	40.9	260.9	123.0	83.8	×	×	82.7	305.7	157.4
96.3	125.3	39.5	259.5	120.8	86.0	×	×	81.8	331.3	164.5
114.4	144.9	41.7	260.6	122.6	80.5	×	×	78.6	328.5	187.4
136.7	151.1	38.7	269.9	121.9	85.8	×	×	85.2	355.7	171.1
141.8	101.4	34.8	271.6	116.5	80.5	×	×	77.3	388.6	180.4
146.3	134.6	32.4	277.5	115.7	78.7	×	×	75.7	278.3	197.4
141.3	146.2	29.3	277.9	123.2	78.0	×	×	76.4	274.6	184.6
△ 3.4	8.6	△ 9.6	0.1	6.5	△ 0.9	×	×	0.9	△ 1.3	△ 6.5

1. 生産指数 (特殊分類)

平成27年(2015年) = 100

ウェイト	鉱工業								生産財
		最終 需要財	投資財	消費財		耐久 消費財	非耐久 消費財		
				資本財	建設財				
	10000.0	6763.3	4816.1	4335.5	480.6	1947.2	470.2	1477.0	3236.7

(原指数)

R2年	104.9	105.9	105.1	101.7	135.7	108.0	71.0	119.8	102.7
R3年	125.4	133.4	137.6	135.5	156.1	122.9	82.4	135.8	108.7
R4年	130.8	144.3	150.6	152.6	132.4	128.8	85.7	142.5	102.7
R4 Ⅲ期	131.9	146.4	153.8	159.8	99.3	128.0	78.2	143.8	101.8
Ⅳ期	126.8	139.4	141.4	145.5	104.7	134.4	81.3	151.3	100.4
R5 Ⅰ期	120.4	131.5	128.6	131.9	98.7	138.6	81.5	156.8	97.3
Ⅱ期	110.4	122.6	118.5	121.8	89.1	132.8	64.7	154.4	84.8
Ⅲ期	104.6	114.6	107.7	110.1	86.0	131.5	71.0	150.8	83.7
R4 7	134.1	149.6	155.7	161.8	100.4	134.4	75.2	153.2	101.9
8	126.6	141.3	149.2	155.8	89.3	121.8	65.9	139.6	96.0
9	135.1	148.3	156.6	161.9	108.3	127.8	93.4	138.7	107.5
10	132.2	145.1	148.3	152.6	109.5	137.3	97.3	150.0	105.0
11	127.3	139.9	143.4	147.3	108.2	131.3	75.1	149.3	101.0
12	120.8	133.1	132.6	136.6	96.4	134.5	71.5	154.6	95.1
R5 1	104.2	117.9	115.7	118.5	89.8	123.4	72.6	139.6	75.7
2	119.4	129.9	125.8	128.9	97.9	139.9	82.0	158.4	97.4
3	137.6	146.6	144.2	148.2	108.3	152.5	89.8	172.5	118.8
4	114.9	127.2	124.3	128.0	91.1	134.3	64.6	156.5	89.2
5	104.1	117.1	111.5	114.7	83.2	130.8	64.9	151.7	77.1
6	112.1	123.6	119.8	122.7	93.1	133.2	64.5	155.0	88.1
7	107.8	119.8	113.5	116.1	89.9	135.3	63.6	158.2	82.6
8	99.0	109.4	102.2	104.5	81.1	127.4	67.7	146.5	77.1
9	107.0	114.5	107.5	109.8	86.9	131.8	81.6	147.8	91.3
10	101.4	107.5	102.4	103.6	92.1	120.0	83.0	131.8	88.7

前年

同月比 △ 23.3 △ 25.9 △ 31.0 △ 32.1 △ 15.9 △ 12.6 △ 14.7 △ 12.1 △ 15.5

(季節調整済指数)

R4 Ⅲ期	134.1	148.8	157.7	163.1	110.2	127.4	79.0	142.0	103.2
Ⅳ期	124.2	137.6	140.3	146.3	95.1	130.8	74.2	148.9	96.3
R5 Ⅰ期	120.1	131.5	127.5	131.7	91.2	142.7	81.3	162.8	96.5
Ⅱ期	110.6	121.7	117.0	118.0	100.9	133.7	69.4	154.6	87.8
Ⅲ期	106.5	116.6	110.6	112.3	97.6	130.9	71.8	149.1	84.9
R4 7	134.2	149.2	158.5	162.3	115.9	128.1	81.9	141.7	101.8
8	134.9	150.7	159.7	166.6	106.9	126.0	73.2	141.5	103.8
9	133.3	146.6	154.9	160.4	107.9	128.1	81.8	142.7	103.9
10	131.2	145.1	150.1	155.2	105.8	133.7	80.7	150.5	101.7
11	124.1	136.9	137.9	145.0	88.4	133.1	71.7	153.2	94.7
12	117.4	130.7	132.8	138.8	91.0	125.5	70.3	142.9	92.6
R5 1	112.4	129.3	123.6	128.1	87.0	147.6	75.0	172.6	77.6
2	123.6	133.2	128.3	131.9	97.9	144.9	83.1	164.1	102.6
3	124.4	131.9	130.7	135.1	88.6	135.7	85.7	151.8	109.4
4	115.0	126.4	124.0	124.1	113.9	132.5	65.9	152.9	90.8
5	109.8	120.0	112.0	112.5	95.2	137.3	75.2	158.2	85.3
6	106.9	118.8	115.1	117.3	93.5	131.3	67.1	152.7	87.2
7	107.9	119.5	115.5	116.4	103.8	128.9	69.3	146.3	82.5
8	105.5	116.7	109.4	111.7	97.1	131.7	75.2	148.5	83.4
9	106.1	113.7	106.8	108.7	92.0	132.2	70.8	152.4	88.8
10	99.0	105.4	101.6	103.4	86.3	115.1	67.6	130.7	85.1

前月比 △ 6.7 △ 7.3 △ 4.9 △ 4.9 △ 6.2 △ 12.9 △ 4.5 △ 14.2 △ 4.2

2. 出荷指数 (特殊分類) 平成27年(2015年) = 100

ウエイト	鉱工業	出荷指数							生産財
		最終 需要財	投資財	資本財		消費財	消費財		
				建設財	耐久 消費財		非耐久 消費財		
	10000.0	6816.9	4914.4	4497.7	416.7	1902.5	432.7	1469.8	3183.1

(原指数)

R2年		110.9	108.1	108.6	107.0	126.0	106.9	68.4	118.2	116.9
R3年		133.3	136.5	142.4	141.7	149.7	121.3	76.4	134.6	126.6
R4年		139.5	150.9	160.1	162.7	132.8	127.0	78.5	141.2	115.2
R4	Ⅲ期	142.9	157.4	169.0	175.0	103.8	127.5	69.8	144.6	111.9
	Ⅳ期	135.1	146.9	152.0	155.9	110.1	133.8	75.4	150.9	109.8
R5	Ⅰ期	130.6	139.7	142.1	145.9	100.9	133.6	71.2	151.9	111.0
	Ⅱ期	120.6	134.0	136.0	140.1	91.6	128.7	56.6	149.9	92.0
	Ⅲ期	115.0	126.2	123.8	127.2	87.2	132.4	64.1	152.6	90.9
R4	7	143.6	159.7	170.4	176.5	103.7	132.0	69.4	150.5	109.2
	8	137.4	151.3	161.3	167.7	92.6	125.5	59.7	144.9	107.6
	9	147.8	161.3	175.3	180.8	115.2	125.1	80.2	138.3	118.9
	10	141.2	153.5	160.9	165.2	114.5	134.4	87.3	148.2	114.8
	11	133.8	143.2	148.7	151.9	114.1	129.0	71.2	146.0	113.6
	12	130.4	144.1	146.5	150.7	101.6	137.9	67.8	158.5	100.9
R5	1	109.5	124.2	127.1	130.5	90.7	116.4	67.4	130.9	78.1
	2	124.4	133.5	134.2	137.2	101.9	131.6	70.5	149.6	104.9
	3	157.8	161.5	164.9	170.0	110.1	152.7	75.7	175.3	150.0
	4	129.9	142.8	147.1	151.9	94.3	131.6	61.2	152.4	102.4
	5	110.0	123.0	122.1	125.7	83.4	125.4	54.2	146.3	82.2
	6	121.9	136.1	138.9	142.8	97.1	129.0	54.5	151.0	91.5
	7	120.5	135.7	135.5	139.6	90.7	136.4	56.9	159.8	88.0
	8	107.4	119.1	114.8	118.0	80.7	130.2	60.9	150.7	82.2
	9	117.0	123.8	121.2	124.0	90.1	130.6	74.4	147.2	102.5
	10	109.0	112.9	112.2	113.8	95.7	114.6	73.9	126.7	100.7
前年	同月比	△ 22.8	△ 26.4	△ 30.3	△ 31.1	△ 16.4	△ 14.7	△ 15.3	△ 14.5	△ 12.3

(季節調整済指数)

R4	Ⅲ期	143.5	157.1	170.2	175.6	114.5	125.4	72.7	140.6	112.4
	Ⅳ期	131.1	144.8	151.5	157.2	99.4	127.6	67.2	146.4	104.1
R5	Ⅰ期	133.0	142.2	142.4	146.6	94.4	142.4	71.7	163.3	111.6
	Ⅱ期	120.8	133.0	134.1	136.3	103.0	129.6	60.4	149.6	95.8
	Ⅲ期	115.4	126.0	124.7	127.4	98.2	130.7	66.6	149.1	91.2
R4	7	141.6	155.8	168.7	172.6	118.8	125.6	75.3	139.3	107.1
	8	145.2	158.5	172.9	179.8	111.9	124.0	68.2	139.9	116.6
	9	143.6	157.1	169.0	174.5	112.9	126.6	74.6	142.7	113.5
	10	139.1	152.4	160.4	165.4	109.7	132.9	73.0	151.6	110.0
	11	129.6	143.2	148.4	154.8	93.0	125.8	65.6	145.7	104.1
	12	124.6	138.7	145.6	151.4	95.4	124.1	63.0	141.9	98.3
R5	1	120.2	137.6	136.3	141.2	88.8	143.5	70.6	168.1	81.7
	2	133.2	141.1	139.5	143.0	102.4	146.2	71.6	169.2	114.6
	3	145.6	148.0	151.3	155.7	91.9	137.6	72.8	152.6	138.4
	4	126.0	136.7	139.3	140.5	115.4	127.6	62.0	146.9	105.3
	5	120.2	131.0	130.2	132.5	96.0	131.8	60.9	152.8	91.2
	6	116.2	131.2	132.7	135.9	97.5	129.4	58.2	149.0	90.8
	7	118.9	132.4	134.1	136.6	103.9	129.8	61.7	147.9	86.3
	8	113.5	124.8	123.1	126.5	97.5	128.6	69.6	145.5	89.1
	9	113.9	120.8	116.8	119.1	93.1	133.8	68.5	153.9	98.3
	10	105.8	110.0	109.6	111.7	89.1	111.5	61.3	127.4	95.8
前月比		△ 7.1	△ 8.9	△ 6.2	△ 6.2	△ 4.3	△ 16.7	△ 10.5	△ 17.2	△ 2.5

3. 在庫指数 (特殊分類) 平成27年(2015年) = 100

	鉱工業								
		最終 需要財	投資財	資本財		消費財	消費財		生産財
				建設財	耐久 消費財		非耐久 消費財		
ウェイト	10000.0	7171.4	4749.0	4162.2	586.8	2422.4	1171.8	1250.6	2828.6

(原指数)

R2年		143.4	129.3	144.2	151.9	89.6	100.0	89.1	110.3	179.2
R3年		154.7	141.9	161.4	168.4	111.3	103.8	92.1	114.8	187.1
R4年		175.5	157.8	187.4	201.6	86.6	100.0	90.9	108.5	220.2
R4	Ⅲ期	193.5	155.5	180.5	193.4	89.0	106.5	89.9	122.1	290.0
	Ⅳ期	175.5	157.8	187.4	201.6	86.6	100.0	90.9	108.5	220.2
R5	Ⅰ期	246.9	180.0	216.5	232.8	101.0	108.3	88.3	127.1	416.8
	Ⅱ期	228.9	234.4	302.3	329.1	112.0	101.2	79.5	121.6	215.2
	Ⅲ期	194.6	190.4	238.7	253.8	131.7	95.7	81.0	109.5	205.3
R4	7	190.6	152.1	173.7	186.8	80.7	109.9	86.7	131.7	287.9
	8	186.3	163.0	189.2	203.4	88.7	111.6	89.0	132.9	245.4
	9	193.5	155.5	180.5	193.4	89.0	106.5	89.9	122.1	290.0
	10	201.7	177.9	215.1	233.1	87.4	104.8	89.7	119.0	262.0
	11	211.0	196.5	243.6	265.7	86.8	104.1	90.6	116.8	247.8
	12	175.5	157.8	187.4	201.6	86.6	100.0	90.9	108.5	220.2
R5	1	196.6	190.3	234.3	253.7	96.8	104.0	90.2	117.0	212.6
	2	283.9	230.4	291.9	318.7	101.7	109.8	89.4	129.0	419.6
	3	246.9	180.0	216.5	232.8	101.0	108.3	88.3	127.1	416.8
	4	213.6	198.4	246.8	267.1	102.8	103.6	86.1	120.0	252.1
	5	216.8	214.0	271.0	293.2	113.4	102.3	84.2	119.3	223.9
	6	228.9	234.4	302.3	329.1	112.0	101.2	79.5	121.6	215.2
	7	228.6	231.9	297.3	322.9	116.0	103.6	85.7	120.3	220.2
	8	241.1	248.8	327.2	354.5	133.6	95.1	81.6	107.7	221.7
	9	194.6	190.4	238.7	253.8	131.7	95.7	81.0	109.5	205.3
	10	201.7	196.8	246.4	263.0	129.2	99.5	81.9	116.0	214.1
前年	同月比	0.0	10.6	14.6	12.8	47.8	△ 5.1	△ 8.7	△ 2.5	△ 18.3

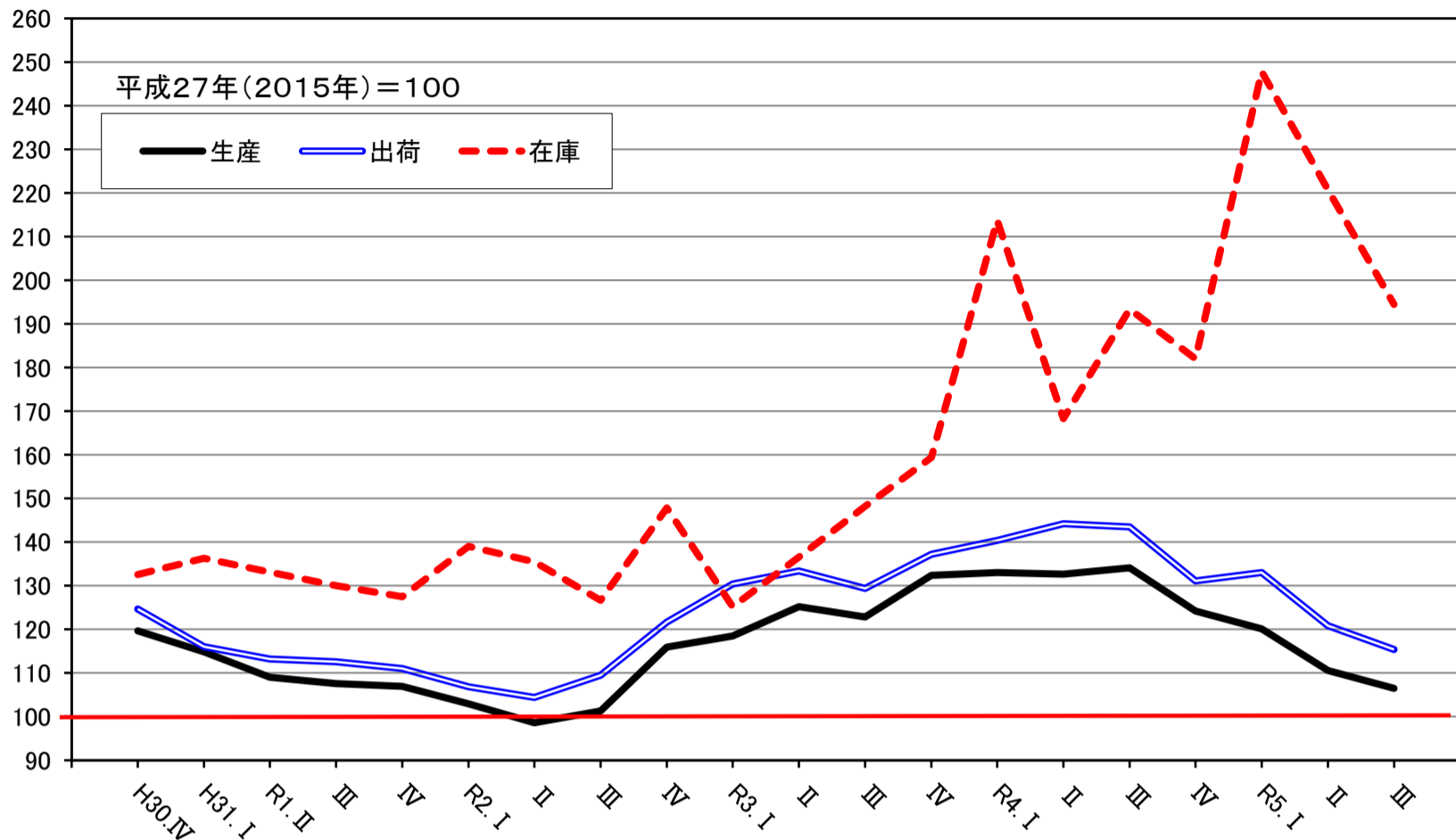
(季節調整済指数)

R4	Ⅲ期	193.4	153.1	176.1	188.0	91.8	105.4	87.9	121.4	293.1
	Ⅳ期	182.0	153.3	174.6	186.0	85.3	106.5	91.6	121.9	245.8
R5	Ⅰ期	247.8	194.3	249.4	273.5	99.2	103.0	86.8	118.4	383.1
	Ⅱ期	220.7	229.5	290.4	322.5	117.6	99.7	81.8	116.0	213.2
	Ⅲ期	194.5	187.4	232.9	246.7	135.9	94.7	79.2	108.9	207.5
R4	7	192.4	151.1	174.2	185.0	92.4	107.9	88.7	125.5	299.0
	8	186.7	155.1	178.4	190.7	92.2	111.2	87.6	133.8	222.8
	9	193.4	153.1	176.1	188.0	91.8	105.4	87.9	121.4	293.1
	10	193.4	162.2	190.7	204.5	86.6	104.4	87.4	119.6	273.3
	11	198.9	179.6	210.9	221.8	87.4	106.3	89.3	121.4	261.9
	12	182.0	153.3	174.6	186.0	85.3	106.5	91.6	121.9	245.8
R5	1	212.0	216.8	269.8	297.6	90.6	113.8	95.4	132.9	222.6
	2	287.6	237.1	309.3	341.9	96.2	108.1	89.0	126.4	422.0
	3	247.8	194.3	249.4	273.5	99.2	103.0	86.8	118.4	383.1
	4	212.2	206.7	266.4	291.5	99.4	101.4	84.5	116.4	237.2
	5	220.5	223.8	293.2	320.5	108.0	99.8	84.6	113.9	220.6
	6	220.7	229.5	290.4	322.5	117.6	99.7	81.8	116.0	213.2
	7	230.8	230.4	298.1	319.7	132.8	101.7	87.7	114.6	228.7
	8	241.7	236.7	308.4	332.3	138.8	94.8	80.3	108.4	201.3
	9	194.5	187.4	232.9	246.7	135.9	94.7	79.2	108.9	207.5
	10	193.4	179.4	218.5	230.7	128.0	99.1	79.8	116.6	223.3
前月比		△ 0.6	△ 4.3	△ 6.2	△ 6.5	△ 5.8	4.6	0.8	7.1	7.6

〈参考〉四半期データの推移

◎ 山梨県 生産・出荷・在庫の推移（季節調整済指数・四半期別）

生産・出荷・在庫の推移(季節調整済指数)



◎ 山梨県 時系列データ（四半期別）

年	期	生産				出荷				在庫			
		季節調整済指数	前期比	原指数	前年(同期)比	季節調整済指数	前期比	原指数	前年(同期)比	季節調整済指数	前期比	原指数	前年(同期)比
H30	IV	119.7	△ 1.9	119.0	△ 7.6	124.7	△ 1.2	124.9	△ 4.5	132.6	1.2	130.1	31.1
H31	I	114.8	△ 4.1	113.7	△ 8.7	116.0	△ 7.0	113.1	△ 10.5	136.3	2.8	125.2	19.9
R1	II	109.0	△ 5.1	108.5	△ 16.9	113.2	△ 2.4	111.1	△ 13.9	133.1	△ 2.3	136.3	7.2
	III	107.6	△ 1.3	108.2	△ 11.9	112.6	△ 0.5	113.6	△ 11.2	130.0	△ 2.3	136.3	△ 0.4
	IV	106.9	△ 0.7	106.3	△ 10.7	111.0	△ 1.4	112.7	△ 9.8	127.5	△ 1.9	122.3	△ 6.0
R2	I	102.9	△ 3.7	103.5	△ 9.0	106.8	△ 3.8	105.0	△ 7.2	139.0	9.0	133.3	6.5
	II	98.6	△ 4.2	97.6	△ 10.0	104.4	△ 2.2	102.5	△ 7.7	135.5	△ 2.5	141.7	4.0
	III	101.3	2.7	100.2	△ 7.4	109.5	4.9	109.2	△ 3.9	126.7	△ 6.5	128.4	△ 5.8
	IV	115.9	14.4	118.2	11.2	121.7	11.1	126.9	12.6	147.8	16.7	143.4	17.3
R3	I	118.1	1.9	118.5	14.5	129.6	6.5	127.5	21.4	124.6	△ 15.7	120.0	△ 10.0
	II	125.4	6.2	124.6	27.7	133.4	2.9	131.6	28.4	137.8	10.6	142.8	0.8
	III	126.3	0.7	123.0	22.8	132.8	△ 0.4	130.5	19.5	148.3	7.6	150.2	17.0
	IV	131.5	4.1	135.4	14.6	137.5	3.5	143.8	13.3	153.3	3.4	154.7	7.9
R4	I	133.0	1.1	132.4	11.7	140.4	2.1	136.4	7.0	213.7	39.4	212.9	77.4
	II	132.7	△ 0.2	132.3	6.2	144.2	2.7	143.6	9.1	168.3	△ 21.2	174.5	22.2
	III	134.1	1.1	131.9	7.2	143.5	△ 0.5	142.9	9.5	193.4	14.9	193.5	28.8
	IV	124.2	△ 7.4	126.8	△ 6.4	131.1	△ 8.6	135.1	△ 6.1	182.0	△ 5.9	175.5	13.4
R5	I	120.1	△ 3.3	120.4	△ 9.1	133.0	1.4	130.6	△ 4.3	247.8	36.2	246.9	16.0
	II	110.6	△ 7.9	110.4	△ 16.6	120.8	△ 9.2	120.6	△ 16.0	220.7	△ 10.9	228.9	31.2
	III	106.5	△ 3.7	104.6	△ 20.7	115.4	△ 4.5	115.0	△ 19.5	194.5	△ 11.9	194.6	0.6

利用に当たって

- 1 目的 本県鋳工業における生産・出荷・在庫の動向を迅速かつ総合的に把握することを目的とする。
- 2 基準時 平成27年（2015年）
平成31年1月分から基準年を平成27年（2015年）に改定した。
- 3 指数の分類 日本標準産業分類に準拠した「業種分類」と、品目の経済的用途に着目し財別に格付けした「特殊分類」の2分類による。
「特殊分類」については、次のとおりである。

	分類	定義
鋳工業 <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"> <div style="font-size: 2em;">{</div> <div style="text-align: left;"> 最終需要財 <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="font-size: 1.5em;">{</div> <div style="text-align: left;"> 投資財 <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="font-size: 1.2em;">{</div> <div style="text-align: left;"> 資本財 建設財 </div> </div> </div> </div> </div> </div>		

- 4 採用品目 生産指数 111品目 出荷指数 111品目
在庫指数 53品目
- 5 ウェイト 基準年における付加価値額、出荷額、在庫額それぞれについて、鋳工業全体を10000.0とした場合の各業種・品目の構成比である。

6 指数の算出

$$\text{個別指数} = \frac{\text{比較時数量}}{\text{基準時数量}} \times 100$$

$$\text{総合指数} = \frac{(\text{個別指数} \times \text{基準時ウェイト}) \text{の総和}}{\text{基準時ウェイトの総和}}$$

- 7 季節調整 平成27年基準における季節調整は、米国センサス局のX-12-ARIMAを用いている。
季節調整済指数は、季節要因に加え、曜日・祝祭日要因、うるう年要因によっても調整されている。（在庫については、季節要因のみ。）

- 8 寄与度 総合の増減比に対してその内訳である業種や品目の影響の度合いがどれだけあるかを示す。
- 9 資料 採用品目の月々の生産数量等は、経済産業省生産動態統計調査、厚生労働省薬事工業生産動態統計調査、山梨県鉱工業指数生産動態統計調査の資料を使用している。
- 10 年間補正 毎年、前年1年間の数値が確定した段階でさかのぼって原指数、季節調整済指数を再計算し、補正処理を行う。
- 11 留意事項
- ① 前月比は、季節調整済指数を使用し、前年同月比は、原指数を使用して計算している。
四半期の指数について、生産指数、出荷指数については四半期の平均値、在庫指数については期末値を使用している。
また、年指数について、生産指数、出荷指数については年平均値、在庫指数については年末値を使用している。
 - ② 前月比(%) = { (当月の値 - 前月の値) / (前月の値) } × 100
前年同月比(%) = { (当月の値 - 前年同月の値) / (前年同月の値) } × 100
前月比、前年同月比は、それぞれ、前月、前年同月の値との比較を行うため算出している。
 - ③ 業種分類による在庫指数のうち、「鉄鋼業」は指数系列として採用していない。
また、「家具工業」「木材・木製品工業」、在庫指数における、「非鉄金属工業」、「汎用機械工業」、「電気機械工業」、「情報通信機械工業」、「輸送機械工業」については、対象事業所が少数のため、指数値を秘匿としている。
 - ④ 本書で使用している略称、符号は次のとおりである。
「Ⅰ」：1～3月期
「Ⅱ」：4～6月期
「Ⅲ」：7～9月期
「Ⅳ」：10～12月期
「生産」：生産指数
「出荷」：出荷指数
「在庫」：在庫指数
「x」：秘匿（対象事業所数が1又は2の場合）
「△」：マイナス

令和5年（2023年）10月分山梨県鉱工業指数
山梨県県民生活部統計調査課 調査第二担当
TEL. 055-223-1345
FAX. 055-223-1347
https://www.pref.yamanashi.jp/toukei_2/index.html

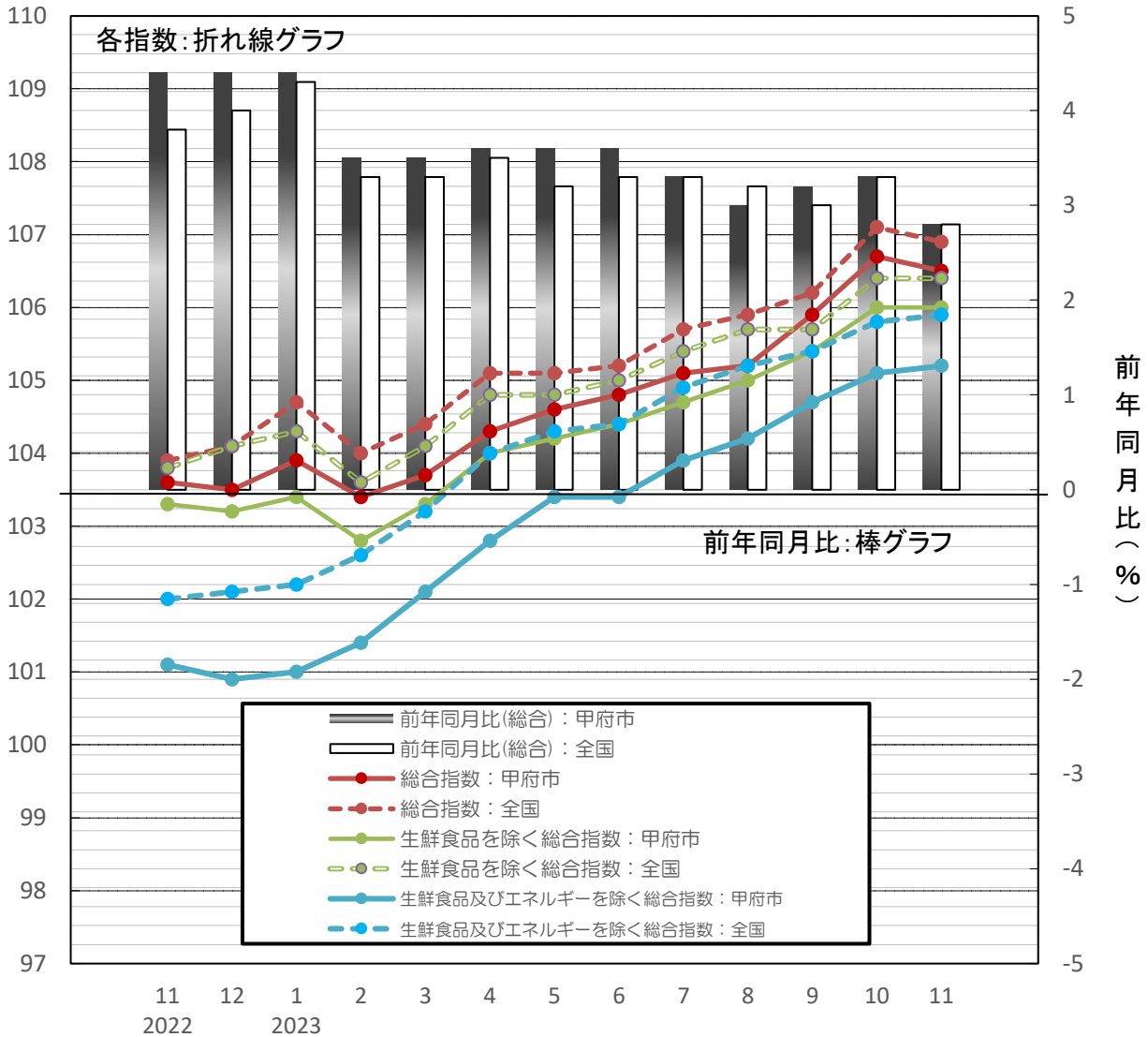


甲府市消費者物価指数

2023年(令和5年)11月分

指数

指数及び前年同月比の推移(2020年基準)



山梨県 県民生活部 統計調査課

<問い合わせ先>

調査第二担当

電話 :055-223-1345

FAX :055-223-1347

E-Mail: toukei@pref.yamanashi.lg.jp

HP: https://www.pref.yamanashi.jp/toukei_2/

目 次

	ページ
○10大費目の解説	1
○甲府市消費者物価指数(2020年基準)の概要	
1 指数の性格	2
2 指数の対象範囲	2
3 指数品目	2
4 価格	2
5 変化率	2
6 寄与度	2
○2023年(令和5年)11月分 甲府市消費者物価指数の動向	
1 概況	3
2 総合指数に寄与した主な項目	
(1)前年同月との比較	3
(2)前月との比較	3
(3)前年同月との比較(10大費目)	4
(4)前月との比較(10大費目)	5
3 消費者物価指数の推移	
(1)総合	6
(2)生鮮食品を除く総合	6
(3)生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数	7
○甲府市消費者物価指数(2023年(令和5年)11月分)	8
○甲府市消費者物価10大費目指数	10
○都市階級・地方・都道府県庁所在市別10大費目指数(2023年(令和5年)11月分)	12

10大費目の解説

10大費目	中分類	品目
食料	穀類	うるち米、食パン、ゆでうどん、小麦粉等
	魚介類	まぐろ、あじ、たらこ、ちくわ、かつお節等
	肉類	牛肉、豚肉、鶏肉、ハム、ソーセージ等
	乳卵類	牛乳、粉ミルク、ヨーグルト、鶏卵等
	野菜・海藻	キャベツ、ほうれんそう、はくさい、干しのり、豆腐、梅干し等
	果物	りんご、みかん、バナナ等
	油脂・調味料	食用油、マーガリン、食塩、しょうゆ、みそ等
	菓子類	ようかん、ケーキ、せんべい、落花生等
	調理食品	弁当、調理パン、サラダ、豚カツ等
	飲料	緑茶、インスタントコーヒー、果実ジュース等
住居	酒類	清酒、焼酎、ビール、ワイン等
	外食	うどん、中華そば、すし、ハンバーガー等
光熱・水道	家賃	民営家賃、公営家賃等
	設備修繕・維持	システムバス、給湯器、畳替え代、大工手間代等
家具・家事用品	電気代	電気代
	ガス代	都市ガス代、プロパンガス
	他の光熱	灯油
	上下水道料	水道料、下水道料
	家庭用耐久財	電子レンジ、電気冷蔵庫、ルームエアコン等
被服及び履物	室内装備品	照明器具、カーペット、カーテン、クッション
	寝具類	ベッド、布団、敷布等
	家事雑貨	茶わん、皿、なべ、スポンジたわし等
	家事用消耗品	ティッシュペーパー、トイレトペーパー、台所用洗剤、ラップ等
	家事サービス	家事代行料、浄化槽清掃代等
保健医療	衣料	婦人用着物、男子用洋服、婦人用洋服、子供用洋服
	シャツ・セーター・下着類	ワイシャツ、ブラウス、子供用Tシャツ、下着類等
	履物類	男子靴、婦人靴、子供靴、運動靴、スリッパ等
	他の被服	帽子、ネクタイ、マフラー、ベルト等
交通・通信	被服関連サービス	クリーニング代、履物修理代、被服賃借料
	医薬品・健康保持用摂取品	総合かぜ薬、ビタミン剤、はり薬、漢方薬等
	保健医療用品・器具	紙おむつ(乳幼児用、大人用)、眼鏡、コンタクトレンズ等
教育	保健医療サービス	診療代、人間ドッグ受診料、予防接種料等
	交通	鉄道運賃、高速バス代、航空運賃、有料道路料等
	自動車等関係費	普通乗用車、ガソリン、自動車タイヤ、自動車免許手数料等
教養娯楽	通信	はがき、固定・携帯電話通信料、携帯電話機等
	授業料等	PTA会費(小学校、中学校)、高等学校授業料、大学授業料等
	教科書・学習参考教材	教科書、学習参考教材
	補習教育	補習教育(小学校、中学校、高校・予備校)
諸雑費	教養娯楽用耐久財	テレビ、パソコン、カメラ、ピアノ等
	教養娯楽用品	ボールペン、ゴルフクラブ、家庭用ゲーム機、切り花等
	書籍・他の印刷物	新聞代、月刊誌、単行本等
情報通信関係費	教養娯楽サービス	宿泊料、外国パック旅行、月謝(英会話)、映画観覧料等
	理美容サービス	入浴料、理髪料、エステティック料金等
	理美容用品	電気かみそり、手洗い用石けん、整髪料、化粧水等
	身の回り用品	バッグ、指輪、腕時計、傘等
別掲項目	たばこ	たばこ(国産品、輸入品)
	他の諸雑費	傷害保険料、保育所保育料、振込手数料等

別掲項目	計算に用いる類又は品目
生鮮食品	生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物
エネルギー	電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン
教育関係費	教育の全品目、学校給食、男子学生服、女子学生服、通学定期、ボールペン等
情報通信関係費	固定電話通信料、携帯電話通信料、放送受信料、インターネット接続料等

甲府市消費者物価指数(2020年基準)の概要

1 指数の性格

甲府市消費者物価指数は、甲府市の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するものである。すなわち、家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によってどう変化するかを指数値で示したものである。したがって、世帯が購入する財とサービスの種類、品質及び購入数量の変化を伴った生計費の変化を測定するものではない。

2 指数の対象範囲

消費者物価指数は、世帯の消費生活に及ぼす物価の変動を測定するものであるから、家計の消費支出を対象としている。(ただし、信仰・祭祀費、寄付金、贈与金、他の負担費及び仕送り金は、対象から除外している。)

したがって、直接税や社会保険料などの非消費支出は指数品目に含まれない。また、有価証券の購入、土地・住宅の購入などの支出も指数の対象に含まれていない。

なお、持家の住宅費用については、「帰属家賃方式」により指数に組み入れている。

3 指数品目

指数計算に採用する品目は、世帯が購入する多数の財及びサービス全体の物価変動を代表できるように、家計の消費支出の中で重要度が高いこと、価格変動の面で代表性があること、さらに、継続調査が可能であること等の観点から選定した品目である。

4 価格

指数計算に採用する品目の価格は、原則として小売物価統計調査(基幹統計)によって得られた甲府市の品目別小売価格(実際に販売されている平常の小売価格)である。

この小売価格は、毎月の中旬(12日を含む週の水、木、金のいずれか1日)の値であるが、生鮮食品(生鮮魚介、生鮮野菜及び生鮮果物をいう。以下同じ。)及び切り花については、上旬(5日を含む週の水、木、金のいずれか1日)、中旬、下旬(22日を含む週の水、木、金のいずれか1日)の各調査日を含む前3日間の中値を単純平均したものである。

5 変化率

前月比、前年同月比、前年比などの変化率の計算式は、次のとおりである。

$$\text{変化率(\%)} = \frac{\text{当期の指数} - \text{前期の指数}}{\text{前期の指数}} \times 100 = \left[\frac{\text{当期の指数}}{\text{前期の指数}} - 1 \right] \times 100$$

6 寄与度

寄与度は、各項目の指数の変動が、総合指数の変化率のうち何ポイント寄与したかを示したものである。理論的には、各項目の寄与度を合計すると、総合指数の変化率に一致するが、実際は、四捨五入の関係で各項目の合計が総合指数の変化率に一致しない場合がある。

甲 府 市 消 費 者 物 価 指 数 の 動 向

1 概 況

2020 年基準 (2020=100)

(1) 総合指数	106.5	(前年同月比 2.8%) (前月比 -0.2%)	21か月連続プラス 9か月ぶりマイナス
全国	106.9	(前年同月比 2.8%) (前月比 -0.2%)	27か月連続プラス 9か月ぶりマイナス
(2) 生鮮食品を除く 総合指数	106.0	(前年同月比 2.6%) (前月比 0.0%)	20か月連続プラス 前月と同水準
全国	106.4	(前年同月比 2.5%) (前月比 0.0%)	27か月連続プラス 前月と同水準
(3) 生鮮食品及び エネルギーを除く 総合指数	105.2	(前年同月比 4.0%) (前月比 0.1%)	18か月連続プラス 5か月連続プラス
全国	105.9	(前年同月比 3.8%) (前月比 0.1%)	20か月連続プラス 5か月連続プラス

2 総合指数に寄与した主な項目

(1) 前年同月との比較



上昇

寄与度(前年同月比)



下落

寄与度(前年同月比)

○食料 1.78

・調理食品
〈からあげなど〉

○光熱・水道 -1.00

・電気代

○教養娯楽 0.78

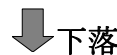
・教養娯楽サービス
〈宿泊料など〉

(2) 前月との比較



上昇

寄与度(前月比)



下落

寄与度(前月比)

○住居 0.07

・設備修繕・維持
〈塀工事費など〉

○食料 -0.09

・野菜・海藻(生鮮野菜)
〈ブロッコリー、だいこんなど〉

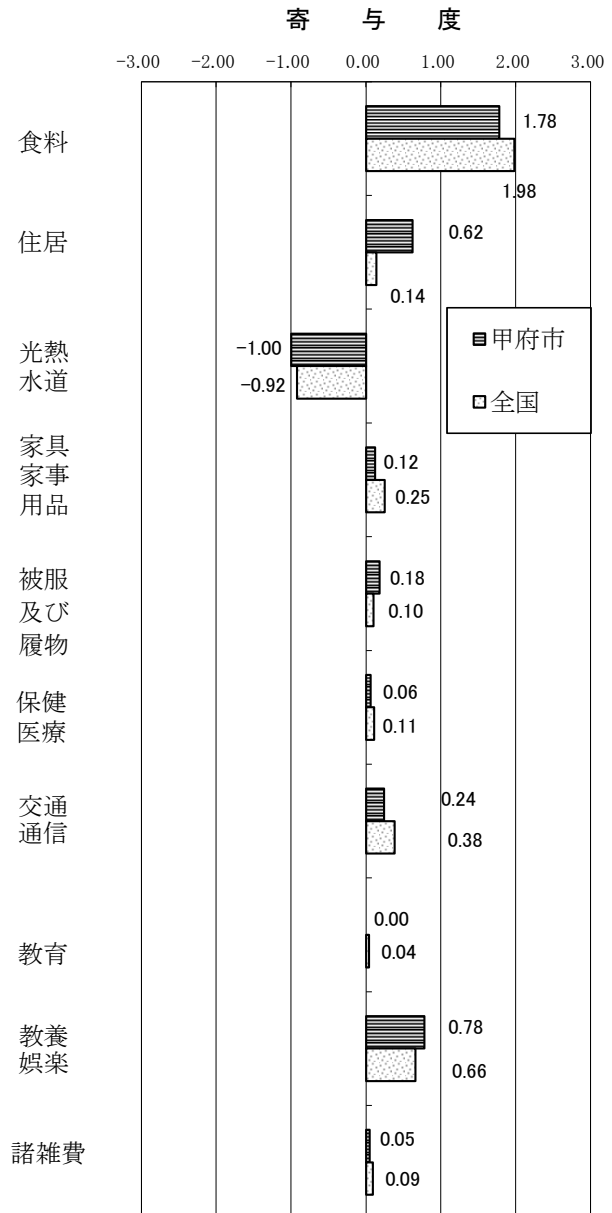
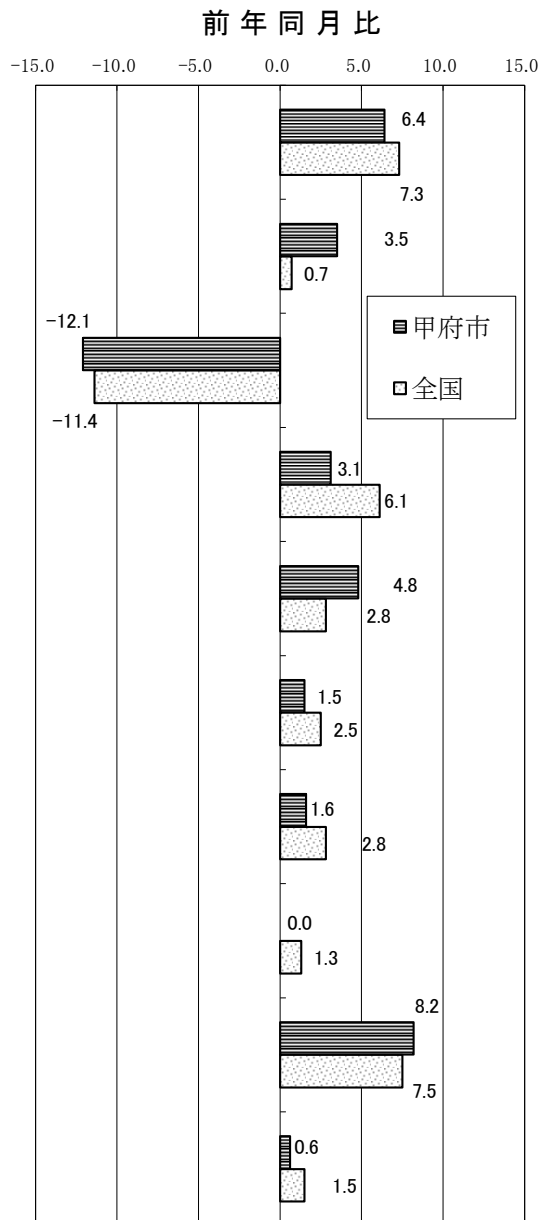
(3) 前年同月との比較（10大費目）

甲府市の総合指数の前年同月比が2.8%の上昇となった内訳を寄与度^{*}でみると、**食料、教養娯楽**などの上昇が要因となっている。

全国の総合指数の前年同月比が2.8%の上昇となった内訳を寄与度でみると、**食料、教養娯楽**などの上昇が要因となっている。

※P2参照

		総合	生鮮食品を除く総合	生鮮食品及びエネルギーを除く総合	食料	生鮮食品	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
ウエイト		10,000	9,611	8,854	2,673	389	1,828	698	361	366	443	1,697	233	977	726
指 数	甲府市	106.5	106.0	105.2	115.0	119.2	102.5	108.8	114.2	109.8	102.1	96.1	99.2	109.2	103.1
	全国	106.9	106.4	105.9	115.6	118.4	102.6	107.2	116.3	108.0	102.2	96.9	102.4	109.2	104.2
前年同月比 (%)	甲府市	2.8	2.6	4.0	6.4	7.7	3.5	-12.1	3.1	4.8	1.5	1.6	0.0	8.2	0.6
	全国	2.8	2.5	3.8	7.3	10.4	0.7	-11.4	6.1	2.8	2.5	2.8	1.3	7.5	1.5
寄与度	甲府市		2.50	0.17	1.78	0.32	0.62	-1.00	0.12	0.18	0.06	0.24	0.00	0.78	0.05
	全国		2.42	3.29	1.98	0.43	0.14	-0.92	0.25	0.10	0.11	0.38	0.04	0.66	0.09



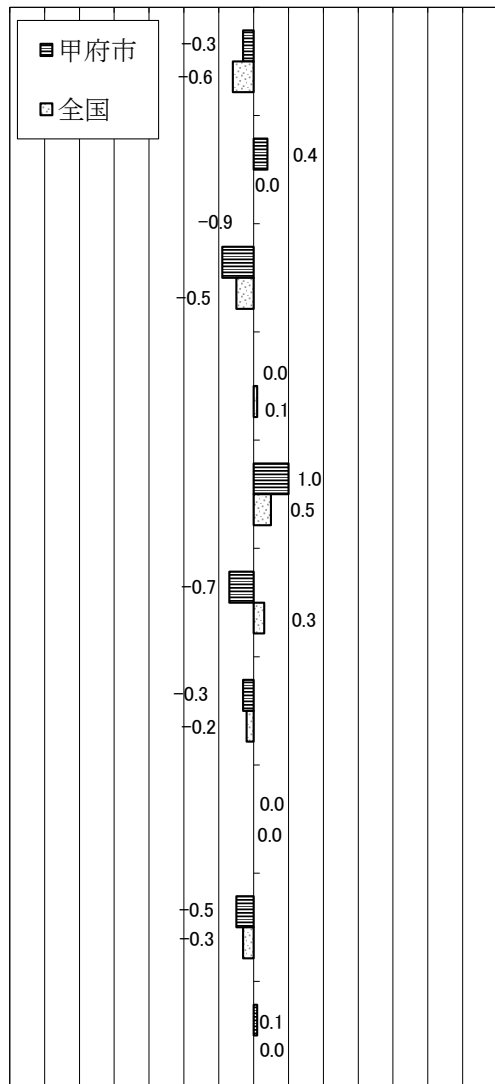
(4) 前月との比較（10大費目）

甲府市の総合指数の前月比が0.2%の下落となった内訳を寄与度でみると、**食料、光熱・水道**などの下落が要因となっている。

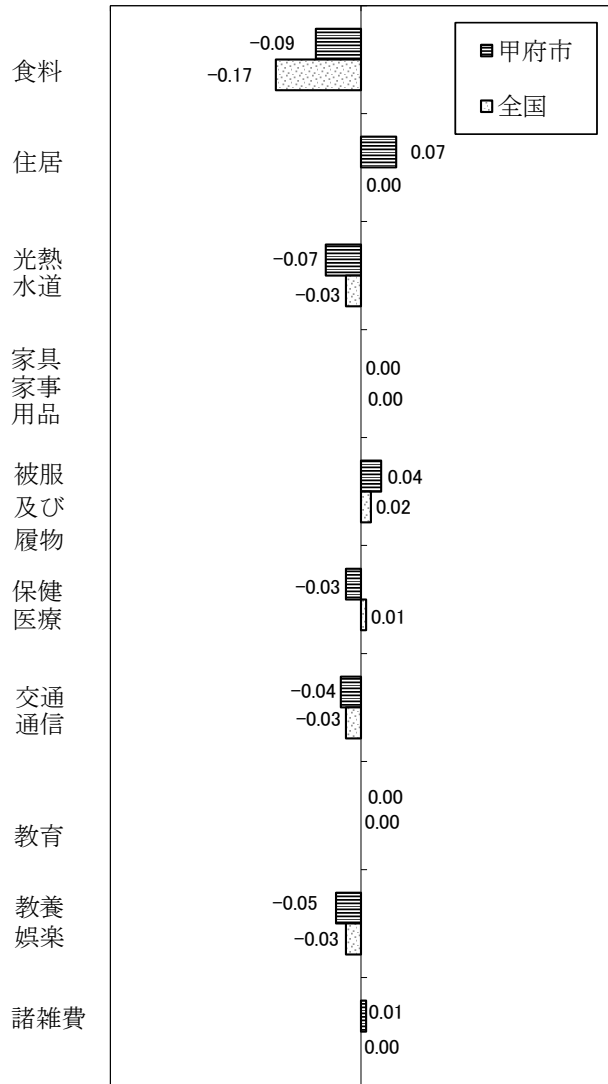
全国の総合指数の前月比が0.2%の下落となった内訳を寄与度でみると、**食料、光熱・水道、交通通信、教養娯楽**などの下落が要因となっている。

	総合	食料		住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費			
		生鮮食品を除く総合	生鮮食品及びエネルギーを除く総合												
ウエイト	10,000	9,611	8,854	2,673	389	1,828	698	361	366	443	1,697	233	977	726	
指数	甲府市	106.5	106.0	105.2	115.0	119.2	102.5	108.8	114.2	109.8	102.1	96.1	99.2	109.2	103.1
	全国	106.9	106.4	105.9	115.6	118.4	102.6	107.2	116.3	108.0	102.2	96.9	102.4	109.2	104.2
前月比 (%)	甲府市	-0.2	0.0	0.1	-0.3	-3.0	0.4	-0.9	0.0	1.0	-0.7	-0.3	0.0	-0.5	0.1
	全国	-0.2	0.0	0.1	-0.6	-5.3	0.0	-0.5	0.1	0.5	0.3	-0.2	0.0	-0.3	0.0
寄与度	甲府市		-0.03	0.00	-0.09	-0.13	0.07	-0.07	0.00	0.04	-0.03	-0.04	0.00	-0.05	0.01
	全国		0.03	0.09	-0.17	-0.25	0.00	-0.03	0.00	0.02	0.01	-0.03	0.00	-0.03	0.00

前月比



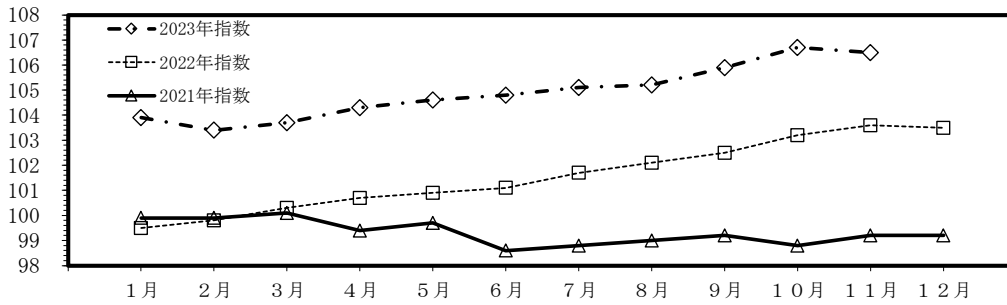
寄与度



3 消費者物価指数の推移

(1) 総合

2020年=100



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2023年指数	103.9	103.4	103.7	104.3	104.6	104.8	105.1	105.2	105.9	106.7	106.5	
2022年指数	99.5	99.8	100.3	100.7	100.9	101.1	101.7	102.1	102.5	103.2	103.6	103.5
2021年指数	99.9	99.9	100.1	99.4	99.7	98.6	98.8	99.0	99.2	98.8	99.2	99.2

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年同月比	4.4	3.5	3.4	3.6	3.6	3.6	3.3	3.0	3.2	3.3	2.8	
前月比	0.4	-0.5	0.4	0.6	0.2	0.2	0.3	0.1	0.6	0.7	-0.2	

<参考：全国>

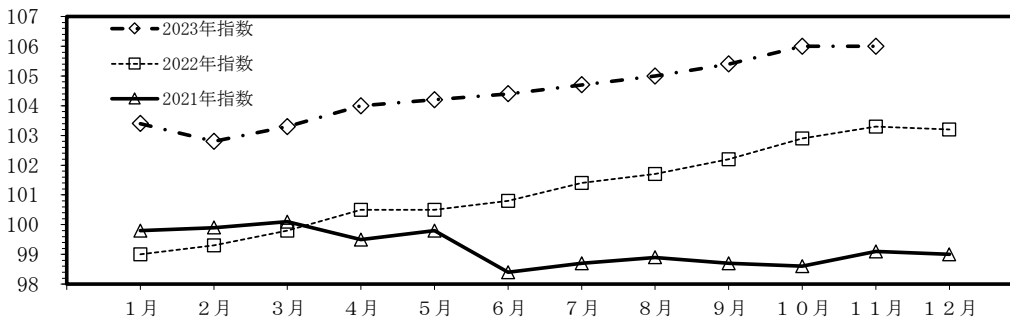
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2023年指数	104.7	104.0	104.4	105.1	105.1	105.2	105.7	105.9	106.2	107.1	106.9	
2022年指数	100.3	100.7	101.1	101.5	101.8	101.8	102.3	102.7	103.1	103.7	103.9	104.1
2021年指数	99.8	99.8	99.9	99.1	99.4	99.5	99.7	99.7	100.1	99.9	100.1	100.1

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年同月比	4.3	3.3	3.2	3.5	3.2	3.3	3.3	3.2	3.0	3.3	2.8	
前月比	0.5	-0.6	0.4	0.6	0.1	0.1	0.5	0.3	0.3	0.9	-0.2	

※指数と前月比等は端数処理の関係で一致しない場合がある。以下同じ。

(2) 生鮮食品を除く総合

2020年=100



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2023年指数	103.4	102.8	103.3	104.0	104.2	104.4	104.7	105.0	105.4	106.0	106.0	
2022年指数	99.0	99.3	99.8	100.5	100.5	100.8	101.4	101.7	102.2	102.9	103.3	103.2
2021年指数	99.8	99.9	100.1	99.5	99.8	98.4	98.7	98.9	98.7	98.6	99.1	99.0

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年同月比	4.4	3.5	3.5	3.5	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.0	2.6	
前月比	0.2	-0.6	0.5	0.6	0.2	0.2	0.4	0.2	0.4	0.5	0.0	

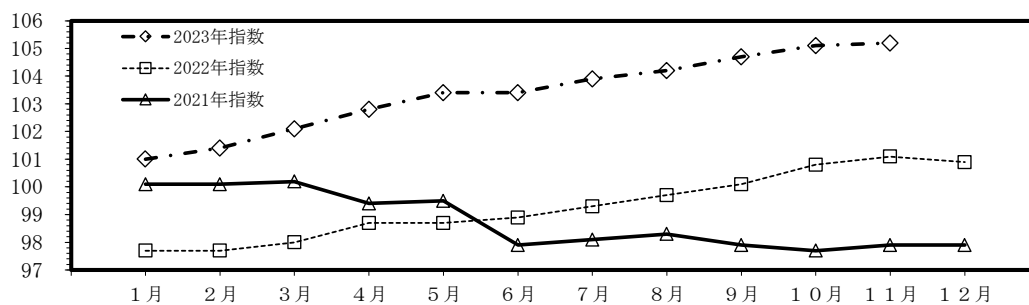
<参考：全国>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2023年指数	104.3	103.6	104.1	104.8	104.8	105.0	105.4	105.7	105.7	106.4	106.4	
2022年指数	100.1	100.5	100.9	101.4	101.6	101.7	102.2	102.5	102.9	103.4	103.8	104.1
2021年指数	99.8	99.9	100.1	99.3	99.5	99.5	99.8	99.8	99.8	99.9	100.1	100.0

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年同月比	4.2	3.1	3.1	3.4	3.2	3.3	3.1	3.1	2.8	2.9	2.5	
前月比	0.2	-0.6	0.5	0.7	0.0	0.2	0.4	0.2	0.0	0.7	0.0	

(3) 生鮮食品及びエネルギーを除く総合

2020年=100



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2023年指数	101.0	101.4	102.1	102.8	103.4	103.4	103.9	104.2	104.7	105.1	105.2	
2022年指数	97.7	97.7	98.0	98.7	98.7	98.9	99.3	99.7	100.1	100.8	101.1	100.9
2021年指数	100.1	100.1	100.2	99.4	99.5	97.9	98.1	98.3	97.9	97.7	97.9	97.9

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年同月比	3.4	3.8	4.2	4.2	4.7	4.5	4.6	4.5	4.6	4.2	4.0	
前月比	0.1	0.4	0.7	0.8	0.5	0.0	0.5	0.3	0.5	0.3	0.1	

<参考：全国>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2023年指数	102.2	102.6	103.2	104.0	104.3	104.4	104.9	105.2	105.4	105.8	105.9	
2022年指数	99.0	99.2	99.5	99.9	100.1	100.1	100.6	100.9	101.1	101.7	102.0	102.1
2021年指数	100.2	100.1	100.2	99.1	99.3	99.2	99.4	99.3	99.3	99.2	99.2	99.1

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
前年同月比	3.2	3.5	3.8	4.1	4.3	4.2	4.3	4.3	4.2	4.0	3.8	
前月比	0.1	0.4	0.6	0.7	0.3	0.0	0.5	0.3	0.1	0.4	0.1	

甲府市消費者物価指数 (2023年(令和5年)11月分)

2020年=100

大	分		ウエイト	全国 当月 指数	甲 府 市				
	中	分			当月 指数	前月 指数	前年同 月指数	前月比 (%)	前年 同月比 (%)
		小							
総 合			10,000	106.9	106.5	106.7	103.6	-0.2	2.8
生 鮮 食 品 を 除 く 総 合			9,611	106.4	106.0	106.0	103.3	0.0	2.6
生 鮮 食 品 及 び エ ネ ル ギ ー を 除 く 総 合			8,854	105.9	105.2	105.1	101.1	0.1	4.0
食 料			2,673	115.6	115.0	115.4	108.1	-0.3	6.4
生 鮮 食 品			389	118.4	119.2	122.8	110.7	-3.0	7.7
生 鮮 食 品 を 除 く 食 料			2,283	115.2	114.3	114.1	107.7	0.2	6.1
	穀	類	208	115.4	118.4	117.6	112.4	0.6	5.3
	魚	介 類	197	126.9	129.5	125.6	123.5	3.1	4.9
		生 鮮 魚 介	102	126.9	138.5	130.9	136.7	5.8	1.4
	肉	類	231	112.9	109.5	108.3	107.2	1.1	2.1
	乳	卵 類	122	122.6	123.2	123.8	104.7	-0.5	17.7
	野 菜 ・ 海 藻		277	113.9	116.9	121.4	104.4	-3.7	12.0
		生 鮮 野 菜	188	114.5	117.7	124.4	104.4	-5.3	12.8
	果	物	108	114.5	101.4	110.3	95.7	-8.0	6.0
		生 鮮 果 物	100	116.0	102.1	111.8	95.9	-8.7	6.5
	油 脂 ・ 調 味 料		117	118.5	120.4	121.4	113.4	-0.8	6.2
	菓 子	類	237	120.7	117.5	117.5	109.9	0.0	6.9
	調 理 食 品		393	116.6	117.6	117.2	108.7	0.3	8.2
	飲 料		165	112.9	110.7	110.5	110.1	0.2	0.6
	酒	類	134	109.4	109.6	110.2	103.4	-0.5	5.9
	外 食		483	110.4	108.5	108.3	104.3	0.2	4.1
住 居			1,828	102.6	102.5	102.1	99.0	0.4	3.5
	家 賃		1,467	100.3	92.5	92.5	93.4	0.0	-1.0
	設 備 修 繕 ・ 維 持		360	115.8	142.9	141.1	121.6	1.3	17.6
光 熱 ・ 水 道			698	107.2	108.8	109.8	123.7	-0.9	-12.1
	電 気 代		334	104.0	107.1	108.0	134.0	-0.8	-20.1
	ガ ス 代		156	110.9	114.8	114.3	123.8	0.4	-7.3
	他 の 光 熱		35	139.7	140.6	154.7	140.6	-9.1	0.0
	上 下 水 道 料		172	102.8	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0
家 具 ・ 家 事 用 品			361	116.3	114.2	114.1	110.8	0.0	3.1
	家 庭 用 耐 久 財		111	117.0	111.2	112.3	117.2	-1.0	-5.1
	室 内 装 備 品		26	115.6	120.1	119.2	111.2	0.7	7.9
	寝 具 類		18	108.8	127.0	127.1	103.7	-0.1	22.4
	家 事 雑 貨		76	115.9	122.3	123.7	120.0	-1.1	1.9
	家 事 用 消 耗 品		112	121.2	110.0	108.0	100.4	1.9	9.6
	家 事 サ ー ビ ス		17	102.6	102.5	102.5	102.5	0.0	0.0

大	分 類		ウエイト	全国 当月 指数	甲 府 市				
	中	分 類			当月 指数	前月 指数	前年同 月指数	前月比 (%)	前年 同月比 (%)
	被 服 及 び 履 物		366	108.0	109.8	108.7	104.7	1.0	4.8
	衣 料		162	108.4	105.2	104.4	104.1	0.8	1.0
		和 服	8	103.5	101.5	101.5	98.0	0.0	3.6
		洋 服	154	108.5	105.4	104.5	104.4	0.8	0.9
	シャツ・セーター・下着類		112	108.4	115.3	116.0	106.5	-0.6	8.3
		シャツ・セーター類	75	107.4	114.0	115.0	104.7	-0.9	8.9
		下 着 類	37	110.4	117.9	117.9	110.0	0.0	7.1
	履 物 類		47	106.2	116.2	110.9	102.7	4.8	13.2
	他 の 被 服		32	105.9	105.2	103.1	105.9	2.1	-0.7
	被服関連サービス		14	111.0	107.8	105.1	102.1	2.5	5.6
	保 健 医 療		443	102.2	102.1	102.9	100.6	-0.7	1.5
	医薬品・健康保持用摂取品		115	106.3	105.9	106.7	102.1	-0.8	3.7
	保健医療用品・器具		89	107.6	107.9	110.6	103.5	-2.4	4.2
	保健医療サービス		239	98.3	98.1	98.1	98.8	0.0	-0.7
	交 通 ・ 通 信		1,697	96.9	96.1	96.3	94.6	-0.3	1.6
	交 通		98	104.3	103.3	103.4	100.2	-0.1	3.0
	自動車等関係費		1,136	106.7	104.3	104.6	103.7	-0.3	0.5
	通 信		462	74.5	74.4	74.5	71.0	-0.1	4.9
	教 育		233	102.4	99.2	99.2	99.2	0.0	0.0
	授 業 料 等		169	100.4	98.3	98.3	98.4	0.0	-0.1
	教科書・学習参考教材		5	104.8	103.7	103.7	103.5	0.0	0.1
	補 習 教 育		59	107.3	101.4	101.4	101.1	0.0	0.2
	教 養 娛 楽		977	109.2	109.2	109.7	101.0	-0.5	8.2
	教養娯楽用耐久財		78	104.4	104.6	104.7	104.0	-0.1	0.6
	教養娯楽用品		225	107.5	102.3	104.2	98.2	-1.8	4.2
	書籍・他の印刷物		113	110.5	112.3	112.3	103.0	0.0	9.1
	教養娯楽サービス		561	110.3	112.0	112.1	101.3	-0.1	10.6
	諸 雑 費		726	104.2	103.1	103.0	102.5	0.1	0.6
	理美容サービス		115	104.1	103.0	103.0	102.5	0.0	0.4
	理 美 容 用 品		161	101.4	100.8	100.3	100.5	0.5	0.4
	身 の 回 り 用 品		67	115.1	108.9	108.9	103.7	0.0	5.0
	た ば こ		48	114.4	114.4	114.4	114.2	0.0	0.2
	他 の 諸 雑 費		335	101.6	101.5	101.5	101.5	0.0	0.0
	《別掲》								
	エ ネ ル ギ ー		756	113.3	115.3	116.6	128.4	-1.1	-10.2
	教 育 関 係 費		312	102.3	101.1	101.1	98.8	0.0	2.3
	教養娯楽関係費		1,008	108.7	108.7	109.2	101.0	-0.5	7.6
	情 報 通 信 関 係 費		539	74.4	75.6	75.6	72.3	0.0	4.6

甲府市消費者物価10大費目指数

費目	総合			生鮮食品を除く総合			生鮮食品及びエネルギーを除く総合			食料		住居		光熱・水道	
ウエイ卜	10,000			9,611			8,854			2,673		1,828		698	
年	指数	前年比		指数	前年比		指数	前年比		指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比
		%		指数	%			%			%		%		%
2011年	94.4	-0.5		95.1	-0.4		-	-		87.4	-1.4	100.2	-0.8	89.2	3.2
2012年	94.6	0.1		95.2	0.1		-	-		87.6	0.2	99.3	-0.9	93.8	5.2
2013年	95.1	0.6		95.8	0.7		-	-		87.6	0.1	98.9	-0.4	99.1	5.7
2014年	97.7	2.7		98.2	2.5		-	-		90.7	3.4	99.8	0.9	104.4	5.3
2015年	98.4	0.7		98.7	0.5		98.4	-		94.0	3.7	99.2	-0.6	101.1	-3.1
2016年	98.0	-0.4		98.1	-0.6		98.7	0.3		95.6	1.6	99.2	0.0	93.3	-7.7
2017年	98.3	0.3		98.3	0.3		98.5	-0.2		96.4	0.9	98.4	-0.8	96.0	2.9
2018年	99.8	1.5		99.7	1.4		99.4	0.9		98.4	2.0	98.8	0.4	100.2	4.4
2019年	100.5	0.7		100.5	0.8		100.1	0.7		99.0	0.6	99.0	0.3	103.2	3.0
2020年	100.0	-0.5		100.0	-0.5		100.0	-0.1		100.0	1.0	100.0	1.0	100.0	-3.1
2021年	99.3	-0.7		99.2	-0.8		98.8	-1.2		100.0	0.0	98.3	-1.7	100.3	0.3
2022年	101.6	2.3		101.2	2.0		99.3	0.6		104.8	4.9	97.3	-1.0	117.4	17.1
年・月	指数	前月比	前年同月比	指数	前月比	前年同月比	指数	前月比	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比
		%	%	指数	%	%		%	%	指数	%		%		%
2022年12月分	103.5	0	4.4	103.2	0	4.3	100.9	-0.2	3.1	108.2	7	99.0	3.2	125.0	17.5
2023年1月分	103.9	0.4	4.4	103.4	0.2	4.4	101	0.1	3.4	109.2	6.3	99.1	3.5	126.2	17.4
2023年2月分	103.4	-0.5	3.5	102.8	-0.6	3.5	101.4	0.4	3.8	109.8	6.9	99.5	3.7	112.8	2.1
2023年3月分	103.7	0.4	3.4	103.3	0.5	3.5	102.1	0.7	4.2	110.1	6.5	100.3	4.5	111.8	-1.3
2023年4月分	104.3	0.6	3.6	104.0	0.6	3.5	102.8	0.8	4.2	111.2	7.9	100.6	4.3	111.1	-2.6
2023年5月分	104.6	0.2	3.6	104.2	0.2	3.6	103.4	0.5	4.7	112.1	8.0	100.8	4.7	107.1	-7.2
2023年6月分	104.8	0.2	3.6	104.4	0.2	3.6	103.4	0.0	4.5	113.1	9.1	100.6	3.4	110.1	-5.4
2023年7月分	105.1	0.3	3.3	104.7	0.4	3.3	103.9	0.5	4.6	113.5	8.7	100.6	3.1	107.9	-9.2
2023年8月分	105.2	0.1	3.0	105.0	0.2	3.2	104.2	0.3	4.5	113.3	8.0	100.6	3.0	105.5	-12.5
2023年9月分	105.9	0.6	3.2	105.4	0.4	3.2	104.7	0.5	4.6	114.7	8.7	102.4	4.7	104.0	-14.5
2023年10月分	106.7	0.7	3.3	106.0	0.5	3.0	105.1	0.3	4.2	115.4	7.4	102.1	3.5	109.8	-10.4
2023年11月分	106.5	-0.2	2.8	106.0	0.0	2.6	105.2	0.1	4.0	115.0	6.4	102.5	3.5	108.8	-12.1

2020年=100

家具・家事用品		被服及び履物		保健医療		交通・通信		教育		教養娯楽		諸雑費		費目
361		366		443		1,697		233		977		726		ウエイト
指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	指数	前年比	年
	%		%		%		%		%		%		%	
94.1	-2.2	93.1	-1.0	95.9	0.1	100.0	1.8	104.0	-3.0	94.1	-2.7	103.2	3.1	2011年
90.9	-3.4	94.7	1.7	95.5	-0.4	101.1	1.1	104.7	0.7	92.1	-2.1	102.8	-0.4	2012年
89.1	-1.9	94.4	-0.3	94.4	-1.1	103.2	2.1	104.5	-0.2	92.3	0.2	103.7	0.9	2013年
93.2	4.6	96.0	1.7	95.0	0.7	105.8	2.5	106.9	2.4	94.5	2.3	107.1	3.3	2014年
95.7	2.7	98.5	2.7	95.4	0.4	102.4	-3.2	109.4	2.3	96.2	1.8	107.1	0.0	2015年
93.4	-2.4	97.6	-1.0	96.3	1.0	100.3	-2.1	110.5	1.0	96.7	0.5	107.6	0.5	2016年
92.6	-0.9	96.7	-0.8	97.6	1.3	99.9	-0.4	111.2	0.6	97.1	0.4	107.9	0.2	2017年
92.7	0.1	97.3	0.5	99.4	1.9	101.7	1.8	111.4	0.2	98.7	1.6	108.4	0.4	2018年
95.3	2.8	98.5	1.3	100.2	0.7	101.3	-0.4	109.4	-1.7	100.7	2.0	106.7	-1.5	2019年
100.0	4.9	100.0	1.5	100.0	-0.2	100.0	-1.3	100.0	-8.6	100.0	-0.7	100.0	-6.3	2020年
102.6	2.6	100.3	0.3	100.4	0.4	95.8	-4.2	99.4	-0.6	101.2	1.2	101.3	1.3	2021年
106.0	3.3	101.4	1.1	100.0	-0.3	94.1	-1.8	99.4	-0.1	101.5	0.3	102.5	1.2	2022年
指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	指数	前年同月比	年・月
	%		%		%		%		%		%		%	
109.8	7.4	103.2	2.9	100.2	0.3	94.8	1.7	99.2	-0.2	100.4	-0.9	102.4	0.3	2022年12月分
109.0	6.4	103.1	3.2	100.4	0.5	94.8	1.4	99.2	-0.2	100.5	1.3	102.6	0.2	2023年1月分
110.8	9.3	102.2	4.8	101.3	1.1	94.9	1.1	99.2	-0.2	100.9	0.7	102.9	0.6	2023年2月分
112.7	10.7	102.9	3.8	101.5	1.3	94.7	0.8	99.3	-0.2	102.6	2.0	102.6	0.2	2023年3月分
113.5	8.1	105.9	4.6	101.4	1.8	94.3	0.4	99.5	-0.7	105.0	2.9	102.6	0.2	2023年4月分
115.0	9.6	106.4	5.1	101.6	2.1	94.5	1.3	99.2	-0.3	106.3	3.4	102.7	0.3	2023年5月分
112.4	6.3	107.0	5.7	101.7	1.8	94.5	1.3	99.2	0.0	104.6	2.5	102.7	0.2	2023年6月分
114.3	8.2	105.7	5.0	101.9	1.9	95.6	0.9	99.2	0.0	106.1	4.6	102.4	-0.3	2023年7月分
112.7	6.4	105.8	6.5	102.0	2.3	96.8	2.3	99.2	0.0	108.0	4.8	102.8	-1.0	2023年8月分
112.4	2.3	108.9	4.5	102.2	2.3	96.8	2.8	99.2	0.0	107.0	3.9	103.1	0.7	2023年9月分
114.1	5.0	108.7	4.1	102.9	2.4	96.3	2.1	99.2	0.0	109.7	7.1	103.0	0.6	2023年10月分
114.2	3.1	109.8	4.8	102.1	1.5	96.1	1.6	99.2	0.0	109.2	8.2	103.1	0.6	2023年11月分

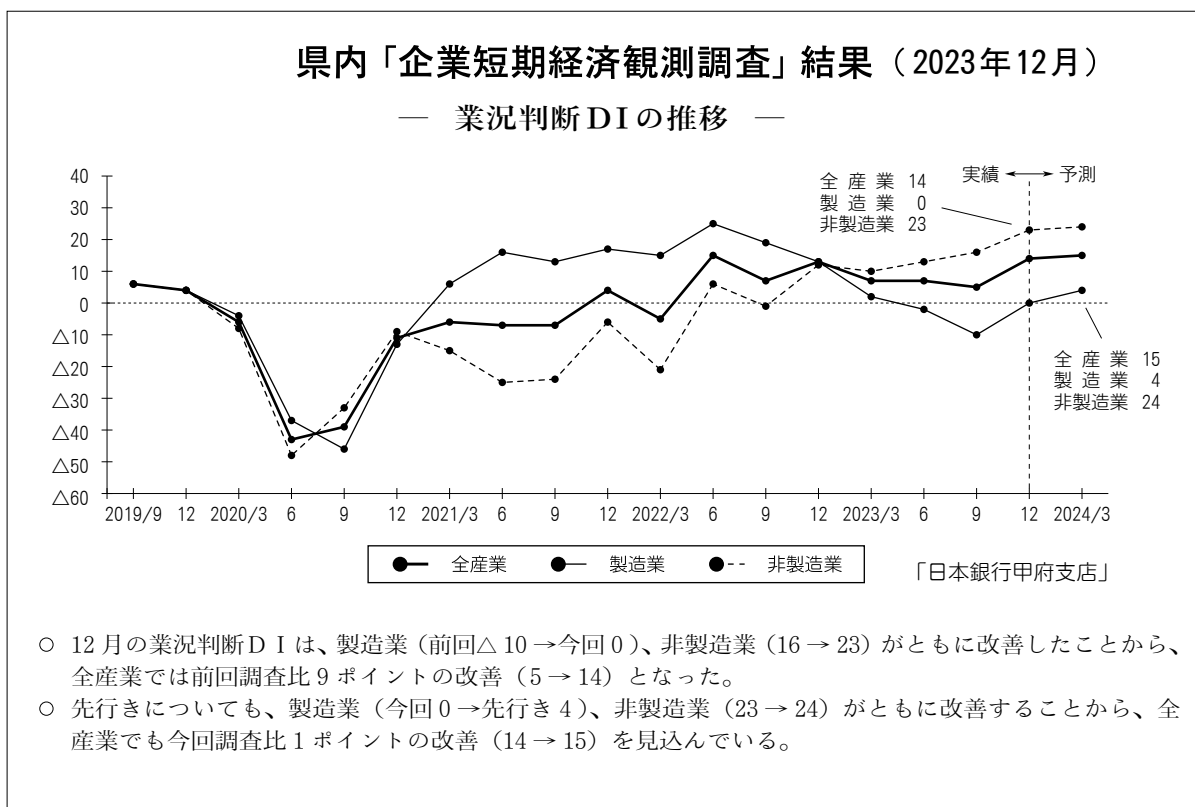
2024. **1**
No. **552**

調査月報

県内経済の動向	1
県内主要業界の動向	4
県内経済トピックス	10
主要経済指標	11
駐在員レポート	15

県内経済の動向

グラフでみる県内景気



概況

最近の県内景気（11月～12月）は、緩やかな持ち直しの動きが一服している。需要面においては、個人消費が持ち直している一方、設備投資は力強さを欠いている。生産面においては、海外経済の減速等を背景に機械工業が弱い動きとなっている。

需要：個人消費は、家電品の一部が弱含んでいるものの、衣料品や化粧品が堅調に推移するなど、全体としては持ち直している。設備投資は、慎重姿勢が根強いなかで、力強さを欠いている。

生産：機械工業は、在庫調整の長期化により半導体製造装置が停滞しているほか、コンピュータ数値制御装置や電子部品・デバイスなども減少傾向にあるなど、全体として弱い動きがみられる。地場産業関連は、国内需要の縮小や原材料価格の上昇など厳しい局面が続いているが、一部に回復の動きもみられる。

消費動向

11月～12月の商況をみると、家電品の一部が弱含んでいるものの、衣料品や化粧品が堅調に推移するなど、全体としては持ち直し。

11月の乗用車販売は、前年同月比18.7%増（普通車30.2%増、小型車0.6%増）と、11か月連続の前年比増加。

秋の行楽シーズン最盛期を迎えた11月の県内観光は、好天に恵まれ、各地で前年を上回る入込み。

建設動向

住宅建設：新設住宅着工戸数（11月）は、前年同月比3.2%増と5か月ぶりの増加。利用関係別でみると、持家（前年同月比20.7%減）が7か月連続の減少、貸家（同46.0%増）が2か月ぶりの増加、分譲住宅（同28.6%減）が5か月連続の減少。

公共工事：公共工事保証請負額（11月：東日本建設業保証(株)）は98億20百万円で、前年同月比14.4%の増加。発注者別にみると、国が前年同月比471.4%増加、県が同12.8%増加、市町村が同31.0%減少。

雇用情勢

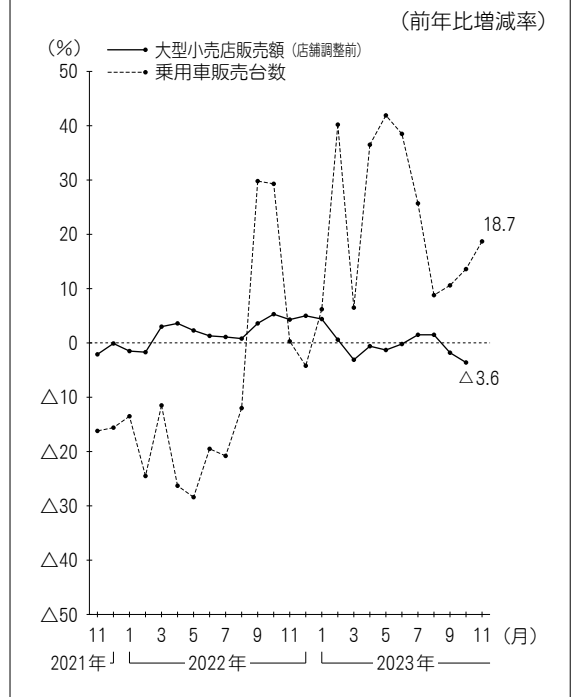
11月の有効求人倍率は1.22倍で、前月と比べて0.03ポイント上昇。

新規求人数は、前年同月比0.6%減と7か月連続の減少。産業別では、情報通信業、運輸業・郵便業、学術研究・専門・技術サービス業、医療・福祉、サービス業等は増加、建設業、製造業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業等は減少。

企業倒産

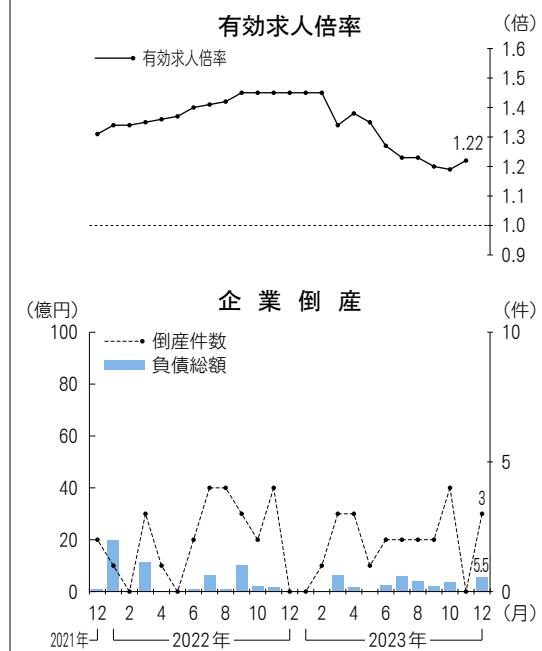
12月の企業倒産（負債総額1千万円以上）は3件、負債総額は5億46百万円（東京商工リサーチ調べ）。前月と比べて件数は3件増加、負債総額も5億46百万円増加。

大型小売店販売額・乗用車販売台数推移



「経済産業省・山梨県自動車販売店協会」

雇用情勢・企業倒産の推移

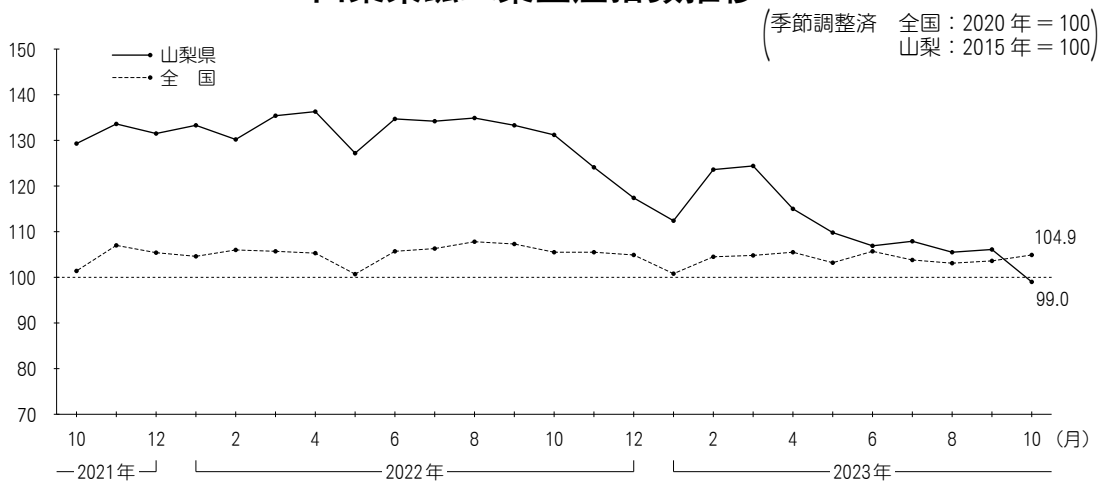


「山梨労働局職業安定部・東京商工リサーチ甲府支店」

生産・出荷動向

- 食品：**ワインは、出荷が堅調に推移。飲食店や宿泊事業者向けが大きく伸長しているほか、新酒販売の出足も好調。ミネラルウォーターは、生産・出荷が高水準を維持。即席麺や乾麺等の麺類は、受注が堅調で高稼働が続く。
- ニット：**受注面をみると、総じて横ばい圏の推移。秋冬物の動向は、外出機会の増加を背景に受注が回復し、累計生産量は前年を上回ったが、追加受注の伸び悩みから増加幅は小幅。生産面をみると、秋冬物対応が終了し稼働率は低下。
- 織物：**ネクタイ地は、受注・生産に持ち直しの動き。紳士服裏地は、受注・生産が横ばい圏で推移。ビジネススーツ需要は持ち直しているが、原材料の入手難がボトルネックに。マフラー・ストール類は、受注・生産が弱い動き。
- 宝飾：**受注・生産は、納入先や取扱製品によりばらつきがみられるものの、全体としては持ち直しの動き。価格面をみると、10金などの低価格素材の動きが活発。特に、リング、ピアス・イヤリング等では低価格帯の製品の動きが良好。
- 電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイス：**コンピュータ数値制御装置関連は、工作機械需要の落ち込みを背景に、受注・生産が減少。水晶振動子およびコネクタは、受注・生産が低調。IC部品は、情報通信向けの受注・生産が低迷している一方、車載向けは堅調。
- 生産用機械：**半導体製造装置は、受注・生産が横ばい圏で推移。一部に受注改善の動きもみられるが、全体としては力強さを欠く。産業用ロボットおよび関連部品は、中国経済の減速等を背景に、受注・生産が減少傾向で推移。
- 輸送機械：**自動車部品は、取扱車種や納入先等によるばらつきがみられるものの、半導体不足の影響がほぼ解消されるなかで、受注・生産は持ち直し傾向で推移。車種別にみると、海外向けを中心にトラック向け部品が増加。
- 汎用・業務用機械：**医療機器は、全体としては受注・生産が安定的に推移。光学レンズ関連は、工作機械向けの受注・生産が前年を下回る水準で推移。業務用プリンタ部品は、中国経済減速の影響で、受注・生産が軟調。

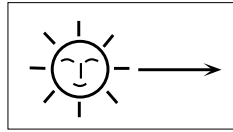
山梨県鉱工業生産指数推移



- 10月の鉱工業生産指数は99.0で前月比6.7%の低下。
- 前年比(原数値)では23.3%の低下となり、12か月連続の低下。
- 業種別にみると、情報通信機械工業、電子部品・デバイス工業、プラスチック製品工業等の5業種が上昇、食料品工業、電気機械工業、生産用機械工業等の11業種が低下。

県内主要業界の動向

食品



即席麺や乾麺等の麺類は高稼働が続く

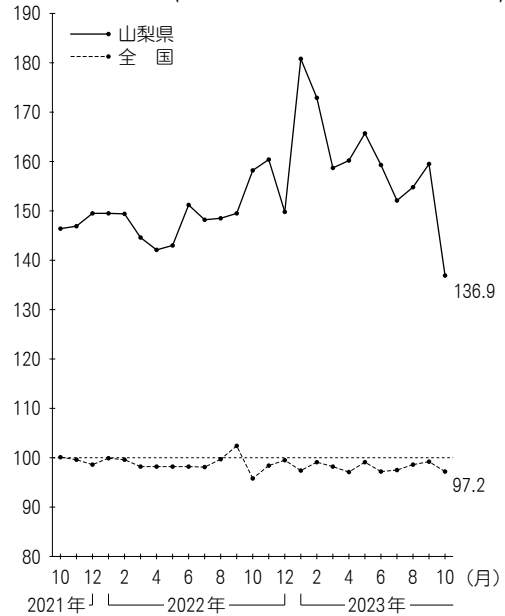
ワインは、出荷が堅調に推移している。年末の需要期を迎えて、飲食店や宿泊事業者向けが大きく伸ばしているほか、新酒販売の出足も好調に推移している。

ミネラルウォーターは、家庭での日常飲料として定着するなか、生産・出荷が高水準を維持している。また、爽快感を持ち味に場面を選ばない飲料として炭酸水等が定番化しており、県内メーカーでは増産を図る動きがみられる。

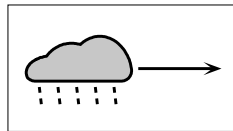
即席麺や乾麺等の麺類は、受注が堅調であり高稼働が続いている。なお、消費者の健康意識が高まるなか、ジャンクフードのイメージを刷新し、大好評となっている製品も。

食料品工業生産指数推移

(季節調整済 全国：2020年 = 100)
山梨：2015年 = 100)



ニット



秋冬物の対応が終了し稼働率が低下

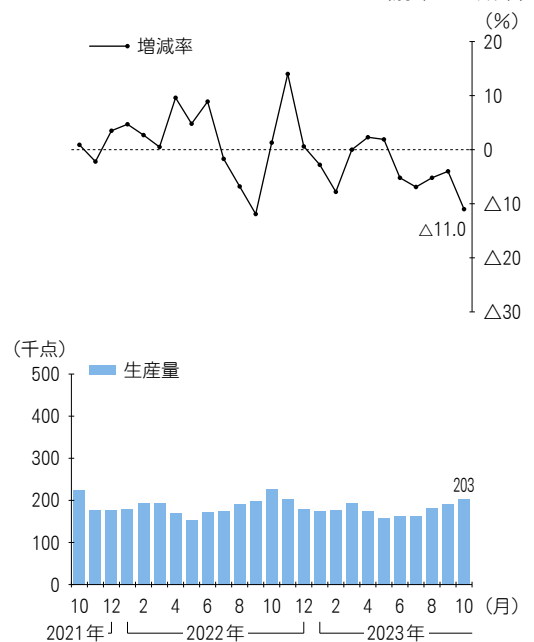
秋冬物の生産・出荷が終盤を迎えており、一部では春夏物の受注・生産を開始している。

受注面をみると、総じて横ばい圏の推移となっている。秋冬物の動向について、外出機会の増加などを背景として、受注に回復がみられたことから、累計生産量は前年を上回った模様。ただし、シーズン前半の店頭での販売不振が影響し、追加受注が伸び悩んだことから、増加幅は小幅にとどまっている。なお、春夏物の受注は、秋冬物の店頭販売の弱さなども影響し、やや低調な動きとなっている。

生産面をみると、秋冬物の対応が終了し稼働率は低下している。

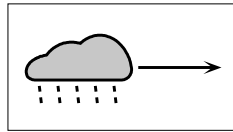
全国ニット製セーター・カーディガン・ベスト類生産推移

(前年比増減率)



「繊維統計月報」

■ 織物



マフラー・ストール類は受注・生産が弱い動き

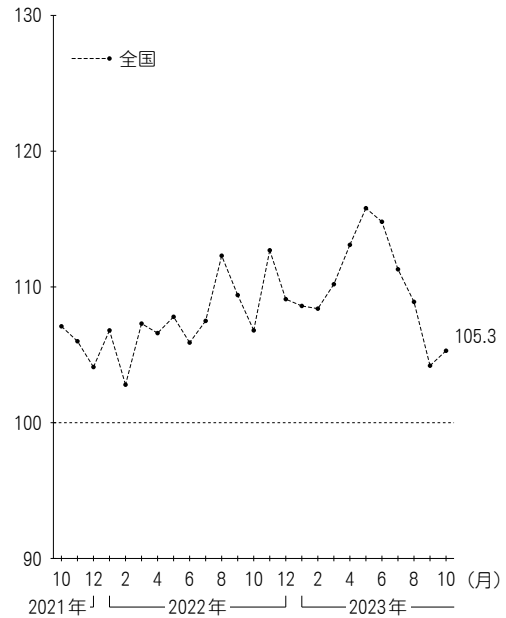
ネクタイ地は、受注・生産に持ち直しの動きがみられる。ビジネスカジュアルの進展に伴い受注環境は厳しいものの、ファッション性やデザイン性の高いネクタイを求める顧客向けの受注を取り込むことで、業績を回復している事業者も。

紳士服裏地は、受注・生産が横ばい圏で推移している。ビジネススーツ需要は持ち直しているものの、原材料の入手困難な状況が続いており、受注・生産のボトルネックになっている。

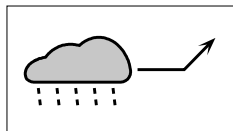
マフラー・ストール類は、初冬に気温が高い日が続いたことから、受注・生産が弱い動きとなっている。

織物工業生産指数推移

(2020年=100、季節調整済)



■ 宝飾



低価格素材の動きが活発化

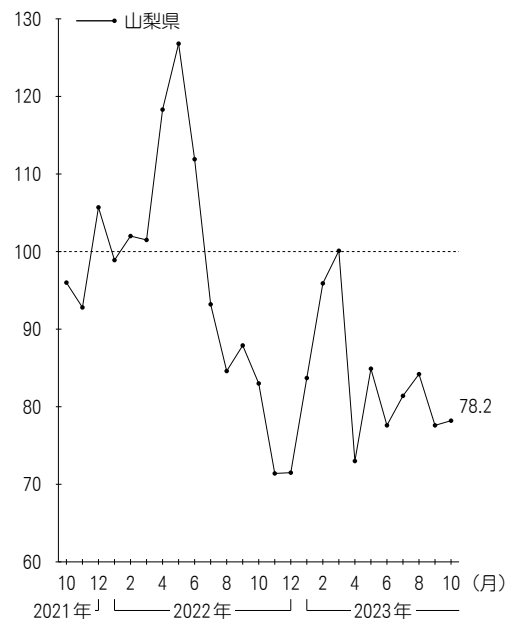
受注・生産は、納入先や取扱製品によりばらつきがみられるものの、全体としては持ち直しの動きが続いている。クリスマスおよび年末商戦向けの受注が堅調に推移し、前年を上回る水準にあるほか、年明け後の催事や展示会向けの引き合いも強い状況となっている。

価格面をみると、地金価格高騰の影響を受け、10金やシルバー、真鍮などの低価格素材の動きが活発になっている。特に、リング、ピアス・イヤリング等では低価格帯の製品の動きが良好。

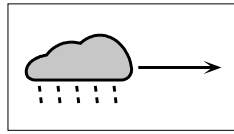
なお、県内メーカーでは、OEMの比率を下げ、自社ブランド製品に注力することにより、受注拡大や採算改善への取り組みを強化する動きも。

貴金属製品工業生産指数推移

(2015年=100、季節調整済)



**電気機械
情報通信機械
電子部品・デバイス**



水晶振動子およびコネクタの受注・生産は低調

コンピュータ数値制御装置関連は、国内外における工作機械需要の落ち込みを背景に、受注・生産が減少している。

家電部品は、白物家電向けの受注・生産に一部動きがみられる一方、パソコンなど情報通信機器向けは前年を下回る水準で推移している。

水晶振動子は、スマートフォン需要が停滞するなか、受注・生産が低調な推移となっている。

コネクタは、在庫調整の長期化により受注・生産が低調に推移している。先行きについて、本格的な回復は夏以降との声が聞かれる。

IC 部品は、情報通信向けの受注・生産が低迷している一方、車載向けは堅調に推移している。

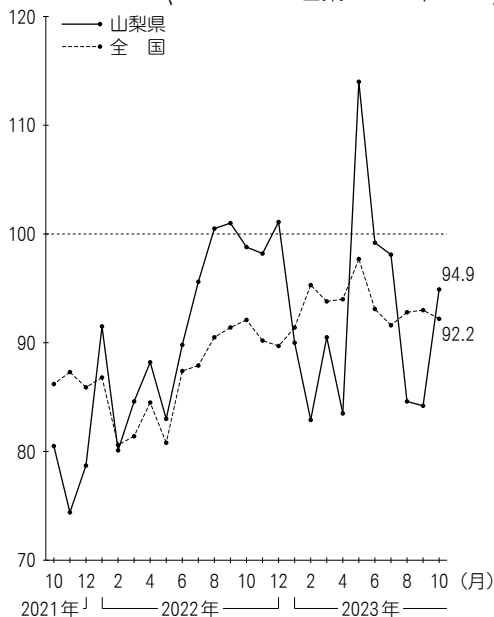
電気機械工業生産指数推移

(季節調整済 全国：2020年 = 100
山梨：2015年 = 100)



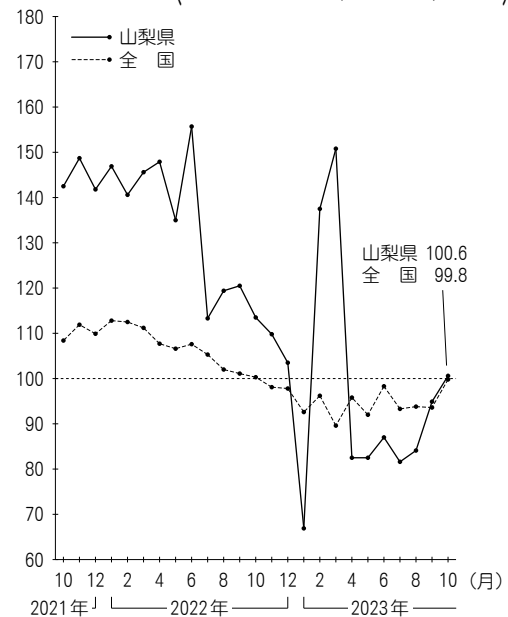
情報通信機械工業生産指数推移

(季節調整済 全国：2020年 = 100
山梨：2015年 = 100)

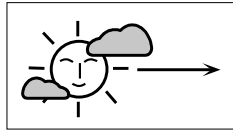


電子部品・デバイス工業生産指数推移

(季節調整済 全国：2020年 = 100
山梨：2015年 = 100)



生産用機械



半導体製造装置の受注・生産は横ばい圏

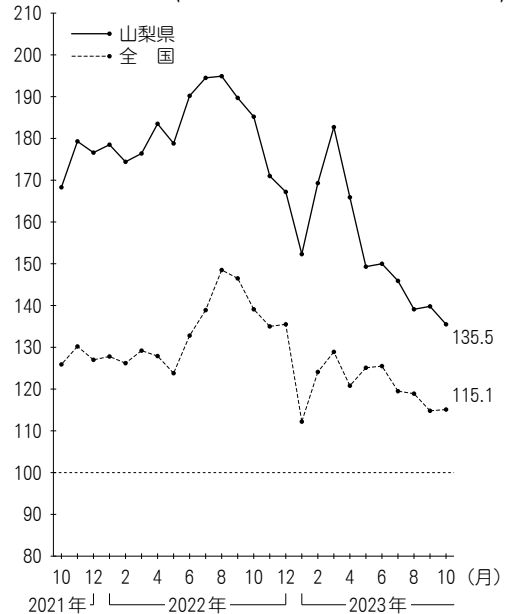
半導体製造装置は、受注・生産が横ばい圏で推移している。一部に受注改善の動きもみられるなど底打ち感が窺われるものの、全体としては力強さを欠いている。先行きについては、今春以降の回復を期待する声が聞かれる一方で、夏場までは厳しい水準が続くとの見方も。

産業用ロボットおよび関連部品は、中国経済の減速等を背景に、受注・生産が減少傾向で推移している。

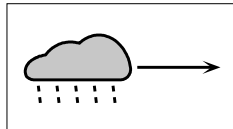
表面実装機は、海外向けで一部に堅調な動きがみられるものの、半導体や電子部品の在庫調整が続くなかで、全体としては受注・生産が軟調に推移している。

生産用機械工業生産指数推移

(季節調整済 全国：2020年 = 100)
山梨：2015年 = 100)



輸送機械



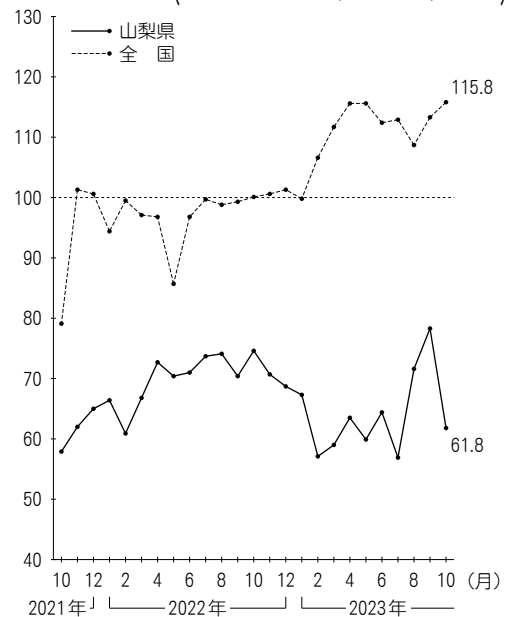
受注・生産は持ち直し傾向で推移

10月の全国の四輪車生産台数は、前年同月比17.9%増と10か月連続で前年を上回り、車種別では、乗用車が22.5%増、トラックが6.5%減、バスが13.3%増となった。なお、二輪車生産台数は8.2%減となり、4か月連続で前年を下回った。

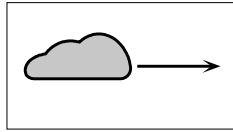
自動車部品は、取扱車種や納入先等によるばらつきがみられるものの、半導体不足の影響がほぼ解消されるなかで、受注・生産は持ち直し傾向で推移している。車種別にみると、海外向けを中心にトラック向け部品が増加しているほか、旅行需要の回復に伴いバス向け部品も改善傾向にある。

輸送機械工業生産指数推移

(季節調整済 全国：2020年 = 100)
山梨：2015年 = 100)



■ 汎用・業務用機械



業務用プリンタ部品の受注・生産は軟調

医療機器は、納入先や取扱製品によりばらつきがみられるものの、全体としては受注・生産が安定的に推移している。

光学レンズ関連は、工作機械向けの受注・生産が前年を下回る水準で推移している。

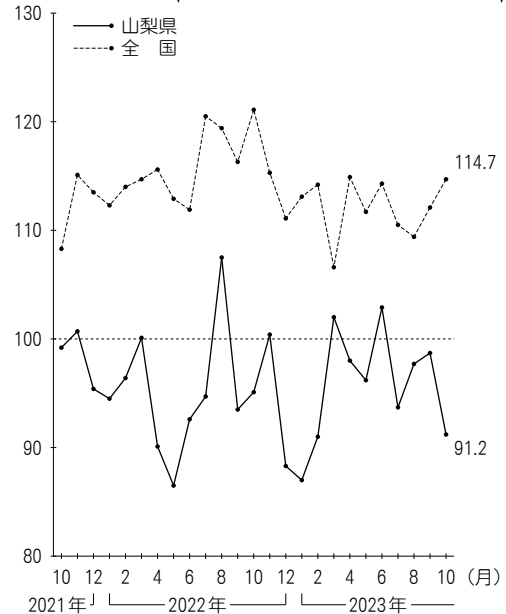
業務用プリンタ部品は、中国経済減速の影響で、受注・生産が軟調に推移している。先行きも、当面弱含みで推移する見通しにある。

計測機器は、研究開発機関向けに一定の受注を確保している先がみられる。

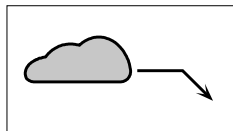
カード販売機や両替機などのサービス用機器関連は、今夏に発行予定の新紙幣対応で、受注・生産が増加傾向にある。

汎用・業務用機械工業生産指数推移

(季節調整済 全国：2020年＝100)
山梨：2015年＝100)



■ 建設



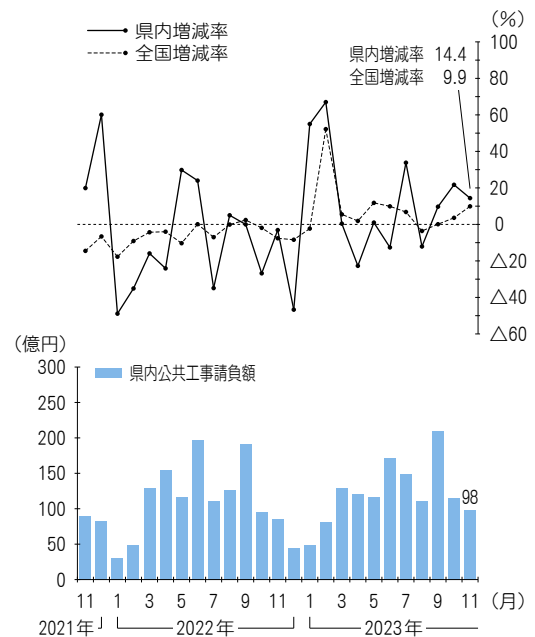
設備投資への慎重姿勢が続く

11月の公共工事保証請負額（東日本建設業保証㈱）は98億20百万円、前年同月比14.4%増と、3か月連続の増加。発注者別では、国（前年同月比471.4%増）、県（同12.8%増）が増加した一方、市町村（同31.0%減）は減少した。2023年度の累計（2023年4月～11月）は1,092億79百万円で、前年度を1.4%上回っている。

民間工事は、大型工場の新設など一部に動きがみられるものの、建築価格の高止まりなどの影響により、全体としては設備投資への慎重姿勢が続いている。なお、2024年4月に開始予定の時間外労働の上限規制に向けて、体制整備を急ぐ事業者もみられる。

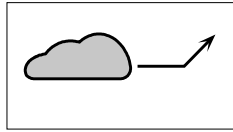
公共工事保証請負額推移

(前年比増減率)



「東日本建設業保証㈱」

■ 商業



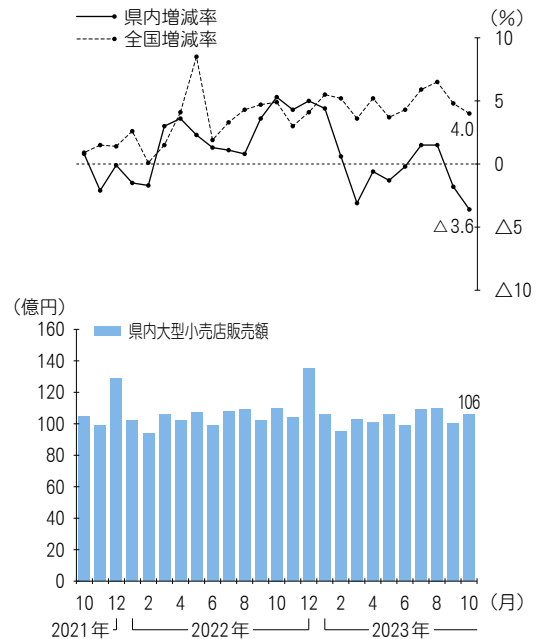
クリスマスケーキやおせちの予約が活発化

11月～12月の商況をみると、家電品の一部が弱含んでいるものの、衣料品や化粧品が堅調に推移するなど、全体としては持ち直している。

品目別にみると、衣料品は、気温の低下に伴い、コートなど重衣料の需要が拡大。食料品は、総体では堅調に推移。節約志向がみられる一方、クリスマスケーキやおせちの予約・販売が活発化するなど、イベント時の消費意欲は旺盛。歳暮は、送付件数、金額ともにやや前年を下回る水準で推移。家電品は、エアコンなど暖房器具に良好な動きがみられる一方、テレビやパソコンは鈍い動き。その他の品目は、化粧品が海外ブランドを中心に堅調を維持。

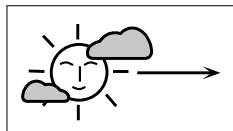
大型小売店販売額推移

(店舗調整前・前年比増減率)



「経済産業省」

■ 観光



秋の行楽シーズン最盛期に各地で賑わい

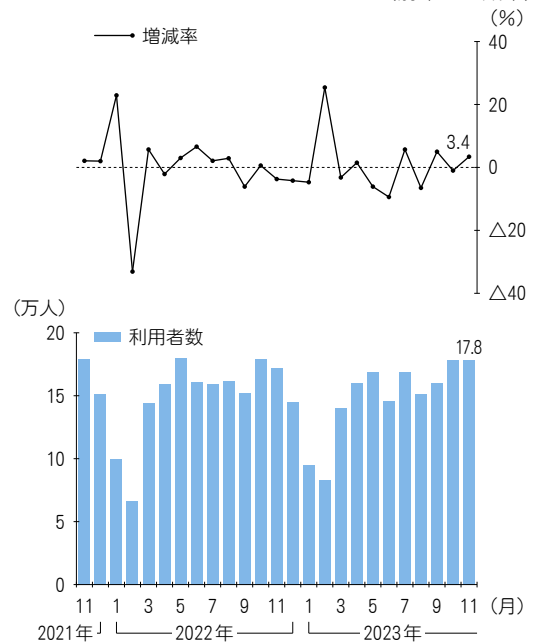
秋の行楽シーズン最盛期を迎えた11月の県内観光は、好天に恵まれ、各地で前年を上回る入込みとなった。

地域別にみると、湯村温泉は、昇仙峡周辺を訪れる個人客やツアー客が伸長。下部温泉は、前年の全国旅行支援の反動があったものの、総体の入込みは前年並みを確保。富士北麓は、国内外からの観光客で紅葉まつりが盛況となり、宿泊施設の稼働率も高水準を維持。八ヶ岳南麓は、例年より温かい気温が続き、家族客などで前年を上回る賑わい。

なお、年末年始の予約状況は各地とも概ね例年並みとなっている模様。

県内ゴルフ場利用者数推移

(前年比増減率)



「県税務課」

県内経済トピックス

(12月を中心として)

■ 甲斐市、公民連携推進デスクを設置

甲斐市は、1日、民間事業者からの相談を受け付ける窓口として、公民連携推進デスク「OPEN CITY KAI」を設置した。

市によると、同デスクは民間事業者からの連携に関する相談を受けるワンストップ窓口機能や、庁内から民間事業者への提案を調整するコーディネート機能を兼ね備えている。今後は、分かりにくかった市の窓口を一本化し、スピーディーな対応を行うなか、関連部局との連携事業を実施していくとしている。

■ 県内水稻作況、4年ぶりに「平年並み」

農林水産省は、12日、2023年産の水稻の収穫量を公表した。

これによると、山梨県内の作況指数は100で、4年ぶりに「平年並み」となった。10aあたりの収量は542kgで、前年と比較して10kg増加し、収穫量も25,700tと前年から200t増加した。

なお、全国の収穫量は716万5千tと前年の726万9千tを下回ったが、作況指数は101で前年同様「平年並み」となった。

■ Uターン就職率が上昇

山梨県は、18日、山梨県出身学生のUターン就職率の調査結果を公表した。

調査は、2023年3月に卒業した東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県の大學生等を対象に実施。山梨県出身の就職者のうち、県内に就職した割合を示すUターン就職率は27.7%と前年に比べて1.0ポイント上昇した。

業種別のUターン就職者数は、公務が最も多く、次いで、医療・福祉、製造業、教育・学習支援業などとなっている。

■ 甲府市、プレミアム付き商品券を発行

甲府市は、20日、プレミアム付き商品券を発行した。

プレミアム付き商品券は、物価高騰の影響を受けている市内事業者の支援および市民の家計負担の軽減を図るために発行された。紙商品券では6,500円分を5,000円で、デジタル商品券は7,000円分を5,000円で、1人どちらか5セットまで購入できる。発行総額は13億7,500万円、使用期間は2024年2月29日までで、市HP掲載の店舗で使用可能となっている。

■ 2050年、人口減少と高齢化が進む

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は、22日、2050年までの地域別将来推計人口を公表した。

これによると、山梨県の人口は2020年の809,974人から2050年には611,586人と、198,388人(24.5%)減少する推計となっている。市町村別で見ると、昭和町を除く26市町村で減少が見込まれる。また、65歳以上が人口に占める高齢化率は41.7%と10.9ポイント上昇し、全国平均の37.1%を上回っている。

■ 富士スバルラインのマイカー規制、68日間に

富士スバルラインの適正利用と北麓観光振興検討委員会は、22日、2024年夏の同有料道路のマイカー規制期間を7月5日～9月10日を実施する方針を決めた。

これによると、2023年の規制期間外に渋滞が発生したことなどを考慮し、2024年は9日間延長し、68日間での実施となる。規制期間は今後、県公安委員会が正式決定する。

なお、吉田口登山道は、7月1日～9月10日の72日間で開山する方針となった。

駐在員レポート

深圳を訪問して

新型コロナウイルス感染拡大以降、中国は厳しい入境規制を敷いてきました。コロナ禍からの脱却が進むにつれ、徐々にその規制も緩和されてきていますが、日本人に対しては依然ビザ免除の措置は停止されており、まだ気軽に訪中できるまでには至っていません。

先日、深圳が特別地域シングルエントリービザの対象地域となったことから、観光で5日間まで滞在可能なビザ「特区旅遊 (E) ビザ (S.E.Z.VISA)」を取得して訪問してきました。今回はわずかな滞在時間でしたが、深圳訪問時に印象に残った二つのことを紹介します。

一つ目は、自動車のEVシフトです。深圳市では、私用車だけでなくバス、タクシー、バイクまでも、その多くが電動となっており、街中では日本で見たこともない新興メーカーの電気自動車が多く走っています。そのため、交通量が多い地域でも街の静けさを肌で感じました。2022年の日本国内のEV販売台数は10万台と、新車販売台数の2%となっているのに対し、中国のEV販売台数は590万台と、新車販売台数の29%を占めており、日本とはかけ離れています。

二つ目は、キャッシュレスの浸透です。お店では注文から決済まで、スマートフォンでの対応が一般的であり、現金は不可のケースも多くみられました。これは深圳に限ったことではなく、中国全土に共通するようです。前述の自動車のEV化と合わせ、ICTやIoTを活用したスマートシティの現場を見ることができました。

香港・中国華南地区では、徐々に行動制限が緩和され、イベントなども開催され始めていますので、今後も有益な情報を還元していきます。

深圳の街並み①



深圳の街並み②



EV車①



EV車②



※丸印のナンバープレート : EV車
丸印以外のナンバープレート : ガソリン車

(出所：筆者撮影)

発行 山梨中央銀行
編集 山梨中銀経営コンサルティング

〒400-0031 甲府市丸の内一丁目20番8号
☎ (055) 224-1032
山梨中央銀行 URL:
<https://www.yamanashibank.co.jp/>

山梨地方労働審議会
参 考 資 料

令和5年度第1回家内労働部会
(山梨県婦人服製造業最低工賃)

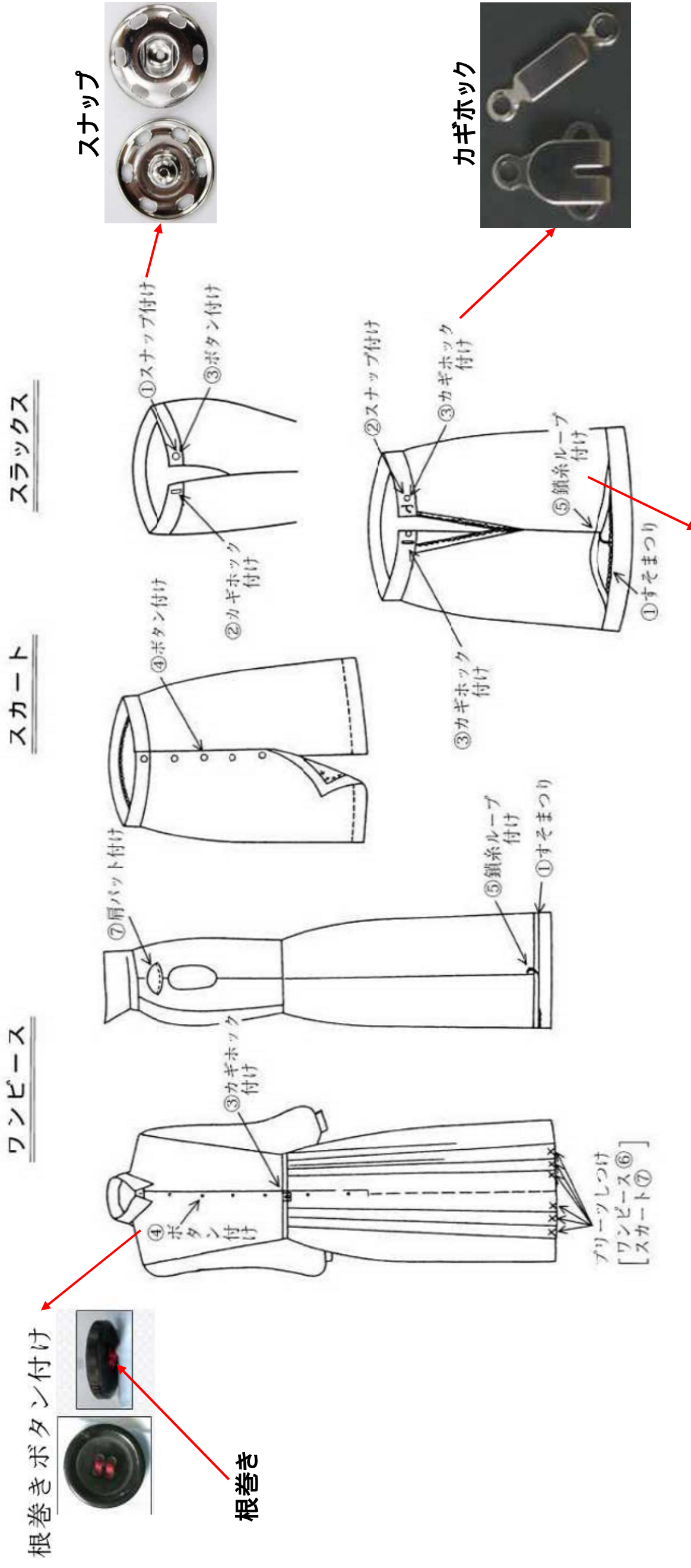
令和6年1月19日

令和5年度第1回家内労働部会（山梨県婦人服製造業最低工賃）

参考資料目次

1	婦人既製服まとめ作業工程解説図	1
2	ニット製品の生産工程図	5
3	他県の近似最低工賃の状況	9
	青森	11
	岩手	15
	宮城	17
	秋田	18
	山形	20
	福島	24
	茨城	26
	栃木	27
	群馬	28
	埼玉	30
	千葉	32
	東京	33
	新潟	34
	福井	37
	長野	38
	岐阜	39
	鳥取	40
	島根	41
	広島	42
	福岡	43
	佐賀	45
	長崎	48
	熊本	49
	大分	50

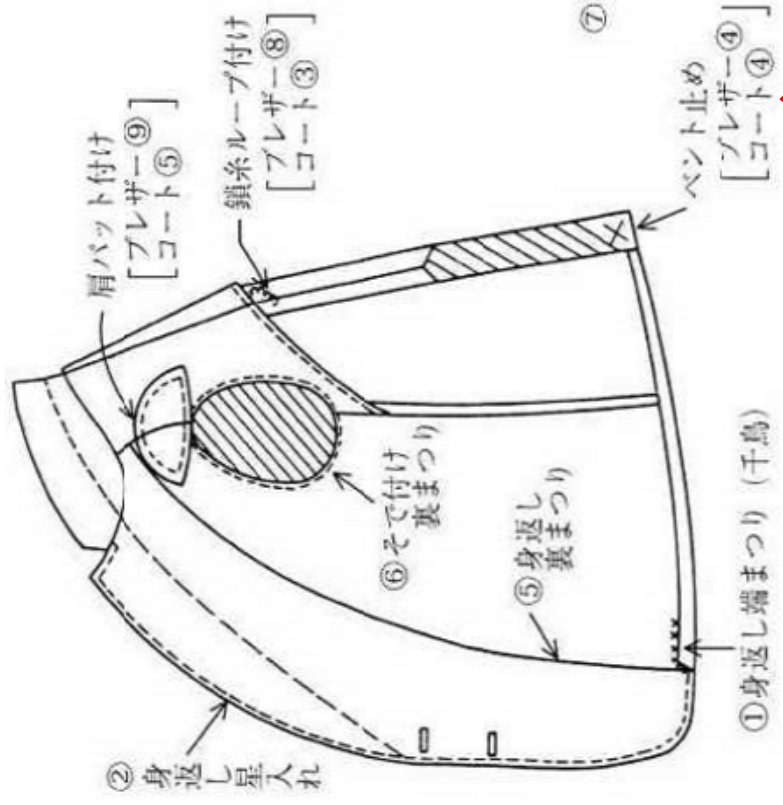
婦人既製服まとめ作業工程解説図 1



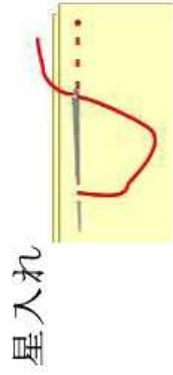
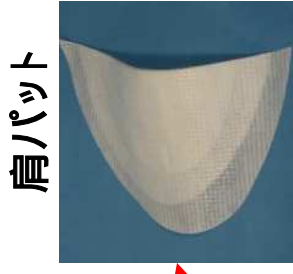
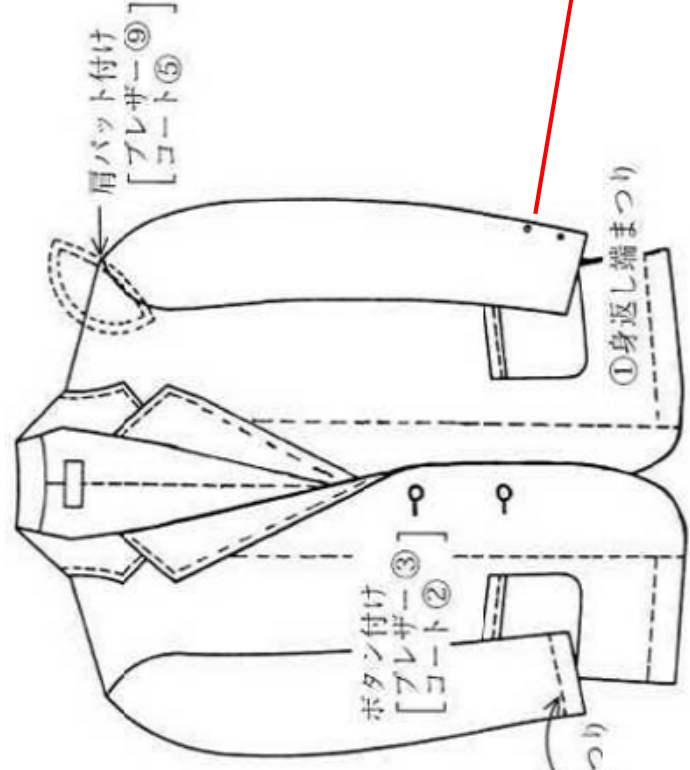
婦人既製服まとめ作業工程解説図 2

+

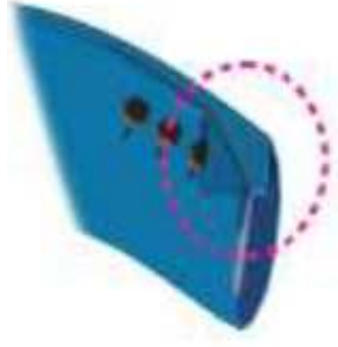
ブレザーコート 裏面



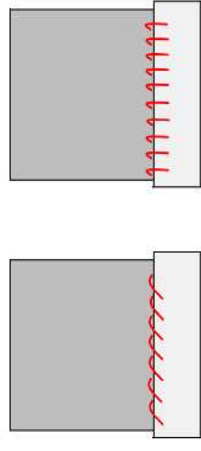
ブレザーコート 表面



そで口あきませまつり

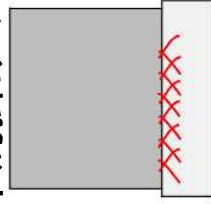


まつり縫いの例



千鳥掛け

千鳥掛けの例



ニット製品の生産工程図 1

編立



パソコンにニットのパターンを入力
横編機で自動で編み立てる。

一次検査

編立に不具合が
ないか検査

裁断



パソコンに入力されたパターンにより型紙を制作



型紙に合わせてニット製品の裁断を行う。

縫製



オーバーロックミシン



オーバーロックミシンで肩、そで及びわきを縫製したセーター

リンクグ

「リンクグ」とは…編み上げたパーツを組み合わせていく工程で、ループ(編み目)とループ(編み目)を同じ目刺しでかがり縫いするもの。リンクグミシンによる場合と手かがりがある。



フラットリンクグミシンでセーターの
衿を取り付けているところ



ダイヤルリンクグ機



衿を取り付けたセーター

「ゲージ」とは…編機の針の密度を表す単位で、1インチ(2.54cm)の間に編み針が何本あるかを表す。ゲージが大きければニットの編み目(ループ)の大きさは小さくなる。

ニット製品の生産工程図 2

仕上げ・プレス



ボタン付け



ラベルの取付け



アイロンがけ

二次検査

製品に不具合がないか検査



包装



金属探知機により針が残っていないか検査

他県の近似最低工賃の状況

青森県男子・婦人既製服製造業最低工賃

効力発生の日 令和4年4月1日

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

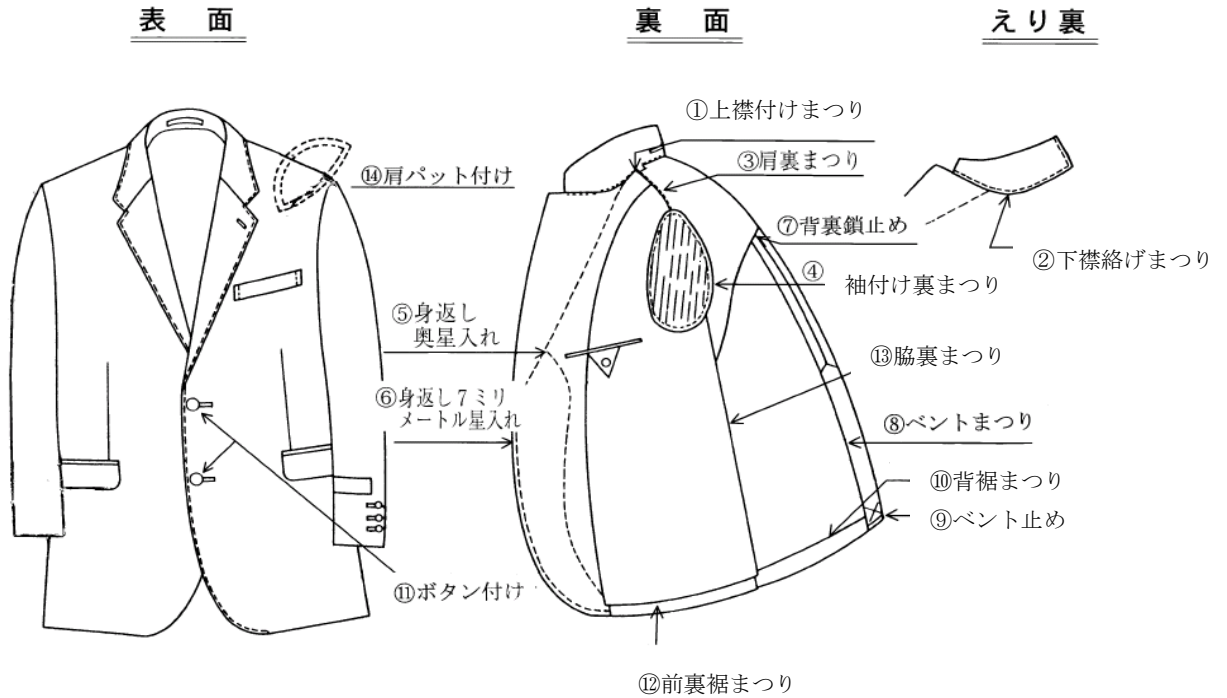
1 男子既製服製造業に係るまとめの業務

品目	工程	規格	金額
背 広 上 衣	① 上襟付けまつり	針目が3センチメートル間隔に	1枚(30センチメートル)につき 46円
	② 下襟絡げまつり	6針以上	1枚(10センチメートル)につき 39円
	③ 肩裏まつり	針目が3センチメートル間隔に	1枚(17センチメートル×2)につき 39円
	④ 袖付け裏まつり	9針以上	1枚(60センチメートル×2)につき 157円
	⑤ 身返し奥星入れ	針目が3センチメートル間隔に	1枚(70センチメートル×2)につき 107円
	⑥ 身返し7mm星入れ	4針以上	1枚(45センチメートル×2)につき 63円
	⑦ 背裏鎖止め	鎖糸ループ付け	1枚につき 15円
	⑧ ベントまつり	針目が3センチメートル間隔に 6針以上	1か所(10センチメートル)につき 19円
	⑨ ベント止め	2本糸を×印の仕付け止め	1か所につき 10円
	⑩ 背裾まつり	針目が3センチメートル間隔に 6針以上	1枚(20センチメートル×2)につき 66円
	⑪ ボタン付け	中ボタン(4つ穴)、根巻き4回 以上	1個につき 15円
	⑫ 前裏裾まつり	針目が3センチメートル間隔に	1枚(30センチメートル×2)につき 59円
	⑬ 脇裏まつり	5針以上	1枚(55センチメートル×2)につき 59円
	⑭ 肩パット付け		1組につき 39円
	⑮ 糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき 39円
ズ ボ ン	① 腰裏かんぬき止め	12か所	1本につき 44円
	② 腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に 10針以上	1本につき 13円
	③ 前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に	1本につき 13円
	④ 天ぐ裏まつり	6針以上	1本につき 13円
	⑤ シックまつり		1本につき 13円
	⑥ 小股千鳥		1本につき 25円
	⑦ 内股千鳥		1本につき 25円
	⑧ 腰裏奥まつり	針目が3センチメートル間隔に 5針以上	1本につき 39円
	⑨ ボタン付け	小ボタン、根巻き4回以上	1個につき 10円
	⑩ 糸始末(糸くず取りを含む。)		1本につき 30円

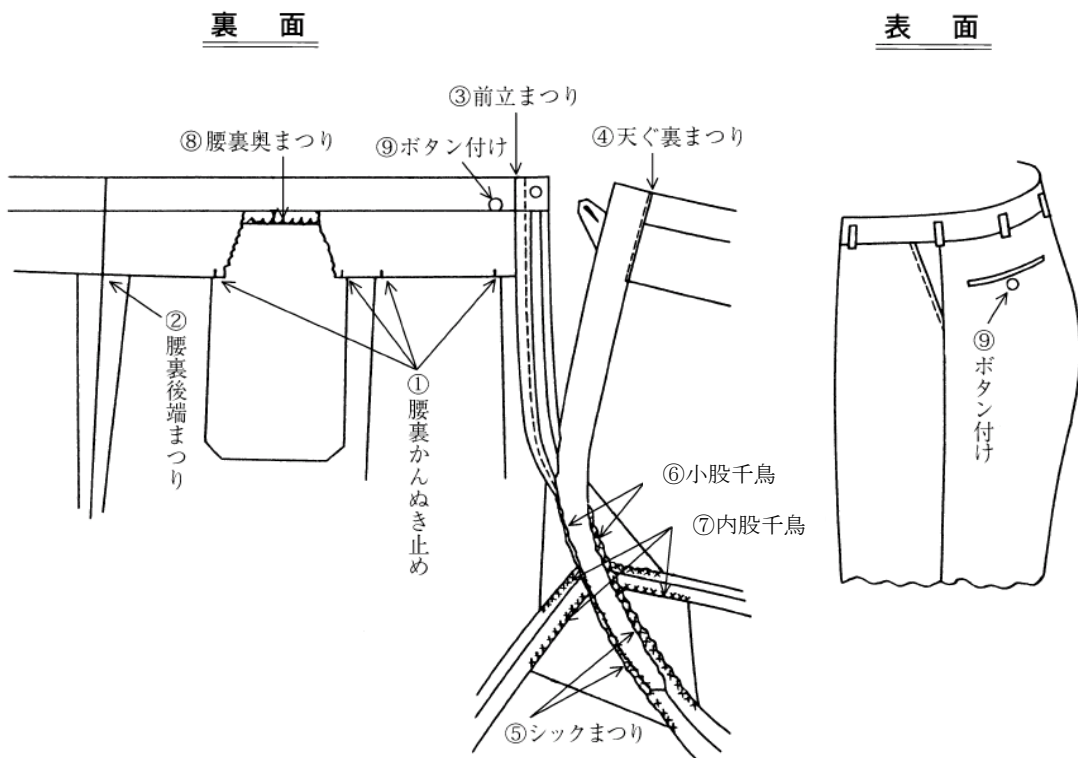
※ 最低工賃に関するご相談・お問い合わせは

青森労働局 労働基準部 賃金室（☎017-734-4114）又は最寄りの労働基準監督署まで

男子既製服上衣まとめ作業工程解説図



男子既製服ズボンまとめ作業工程解説図



2 婦人既製服製造業に係るまとめの業務

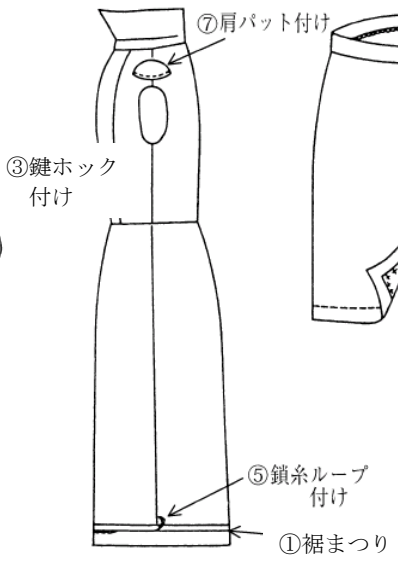
品目	工 程	規 格	金 額
ワンピース	① 裾まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 17円
	② スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 17円
	③ 鍵ホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 22円
	④ ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 13円
		飾りボタン付け	1個につき 10円
	⑤ 鎖系ループ付け		1か所につき 13円
	⑥ プリーツ仕付け	×印の仕付け止め	1か所につき 10円
	⑦ 肩パット付け		1組につき 39円
⑧ 糸始末(糸くず取りを含む。)			1枚につき 25円
ブルーズ	① 身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 13円
	② 身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 22円
	③ ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 13円
	④ ベント止め	×印の仕付け止め	1か所につき 10円
	⑤ 身返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 15円
	⑥ 袖付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき 22円
	⑦ 袖口裏まつり		10センチメートルにつき 22円
	⑧ 鎖系ループ付け		1か所につき 22円
	⑨ 肩パット付け		1組につき 39円
	⑩ 糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき 22円
コート	① スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 17円
	② ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 13円
		カボタン付け	1個につき 17円
	③ 鎖系ループ付け		1か所につき 17円
	④ ベント止め	×印の仕付け止め	1か所につき 10円
	⑤ 肩パット付け		1組につき 39円
⑥ 糸始末(糸くず取りを含む。)			1枚につき 26円
スカート	① 裾まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 17円
	② スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 22円
	③ 鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 22円
	④ ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 10円
	⑤ 鎖系ループ付け		1か所につき 14円
	⑥ ベント止め	×印の仕付け止め	1か所につき 10円
		⑦ プリーツ仕付け	
	⑧ 糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき 18円
スラックス	① スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 17円
	② 鍵ホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 20円
	③ ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 13円
		飾りボタン付け	1個につき 10円
④ 糸始末(糸くず取りを含む。)		1枚につき 22円	

※ 最低工賃に関するご相談・お問い合わせは

青森労働局 労働基準部 賃金室 (TEL 017-734-4114) 又は最寄りの労働基準監督署まで

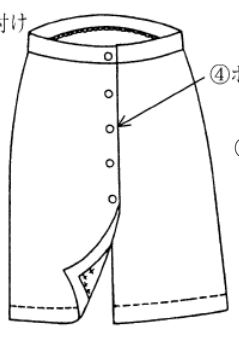
婦人既製服まとめ作業工程解説図

ワンピース

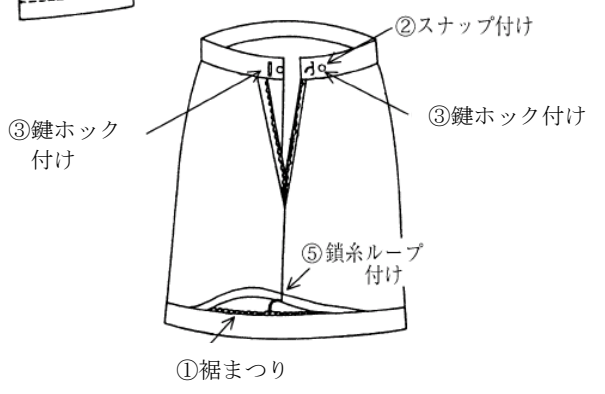
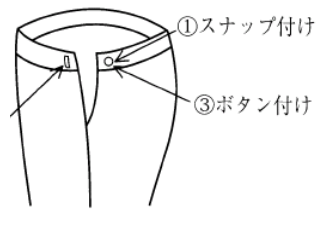


プリーツ仕付け
[ワンピース⑥ スカート⑦]

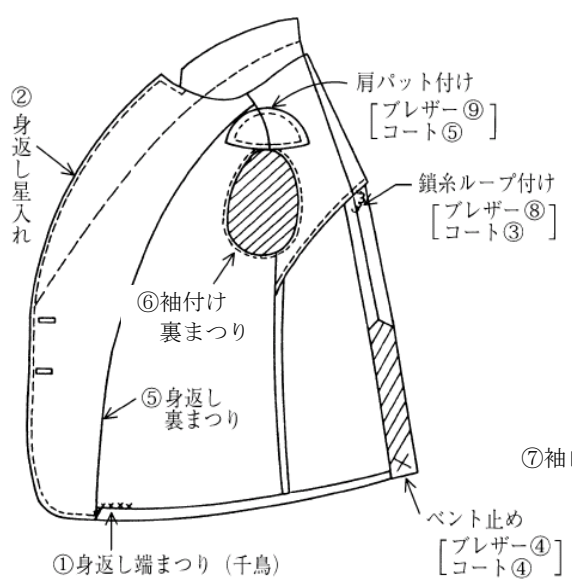
スカート



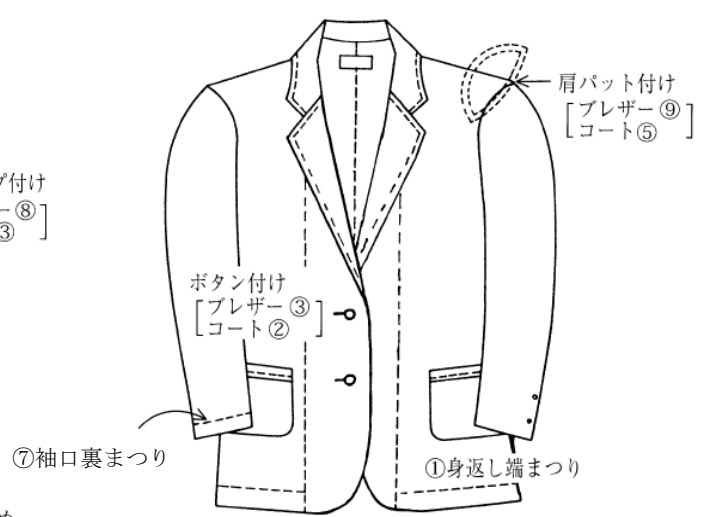
スラックス



ブレザーコート 裏面



ブレザーコート 表面



岩手県既製洋服製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 岩手県の区域内で女子・男子既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1)女子既製洋服製造業に係るまとめの業務

次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工程	規格	金額			
		単位	ワンピース 又は ブラウス	ジャケット 又は コート	スカート 又は スラックス
千鳥がけ	長さが3cm間に6個以上	1か所につき	10円	11円	10円
星入れ	長さが3cm間に3針以上	10cmにつき	16円	16円	
まつり	長さが3cm間に4針以上	10cmにつき	10円	10円	9円
スナップ付け	スナップの大きさ共通	1組につき	23円	23円	23円
かぎホック付け	前かん、大きさ共通	1組につき	21円	21円	21円
	スプリングホック、大きさ共通	1組につき	23円	23円	23円
玉縁ボタンホール	見返しまつり3.5cm以内	1個につき	15円	15円	
かんぬき止め	スリット、箱ポケット	1か所につき	7円		
ボタン付け	根巻きなし	1個につき	8円	11円	7円
	根巻きあり	1個につき	10円	12円	9円
	カボタン付き、根巻きあり	1個につき	12円	13円	12円
鎖系ループ付け	系ループの長さ共通	1か所につき	6円	6円	6円
ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき	8円	8円	8円
セツパ止め	3針以上	1か所につき	4円	4円	4円
腰裏タッキング止め	3針以上	1か所につき			5円
ブリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき	8円	8円	8円
肩パット付け	3か所以上、ループ止め	1組につき	31円	31円	
糸くず取り		1枚につき	25円	25円	17円

(2)男子既製洋服製造業に係るまとめの業務

次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工 程	規 格	金 額			
		単 位	背広上衣 又は ジャケット	コート	スラックス
上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(30cm)につき	42円		
そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(60cm×2)につき	176円		
前裏すそまつり	針目が3cm間隔に5針以上	1枚(30cm×2)につき	65円		
見返し7mm星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(45cm×2)につき	101円		
そで口裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(32cm×2)につき	75円		
背裏鎖止め	鎖糸ループの長さ1cm	1枚につき	15円	19円	
ベントまつり	針目が3cm間隔に6針以上	10cmにつき	20円	25円	
ベント止め	2本糸で×印しつけ止め	1か所につき	10円	9円	
ボタン付け	大・中ボタン(4つ穴)、糸足つき根巻きあり	1個につき		16円	
	中ボタン(4つ穴)、根巻きあり	1個につき	12円		
	小ボタン(4つ穴)、根巻きなし	1個につき	10円	14円	
	小ボタン、糸足つき根巻きあり	1個につき			12円
腰裏タッキング止め	3針以上	1か所につき			3円
腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に10針以上	1本につき			11円
前立てまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき			14円
天ぐ裏まつり		1本につき			14円
シックまつり		1本につき			26円
小またちどり		1本につき			16円
内またちどり		1本につき			20円
尻縫目ちどり		1本につき			15円
糸くず取り			1枚につき	32円	92円

発効年月日 令和4年6月1日

宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃

男子服・婦人服製造業に従事する家内労働者の最低工賃が改正されました。

平成29年5月4日から宮城県全域に適用

- 適用する家内労働者……宮城県の区域内で、男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまよめの業務又は婦人服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまよめの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者……前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 男子服製造業に係るまよめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額
背広上衣	下襟からげまつり(すみまつり)	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1枚(10センチメートル)につき 30円
	肩裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上	1枚(17センチメートル×2)につき 37円
	そで付け裏まつり		1枚(60センチメートル×2)につき 126円
	前裏すそまつり	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚(30センチメートル×2)につき 42円
	見返し奥星入れ	針目が3センチメートル間隔に4針以上	1枚(70センチメートル×2)につき 85円
	見返し7ミリメートル星入れ		1枚(45センチメートル×2)につき 58円
	そで口裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上	1枚(32センチメートル×2)につき 66円
	背裏鎖止め(鎖止め)	鎖糸ループ長さ1センチメートル	1枚につき 15円
	ベントまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1枚(10センチメートル)につき 16円
	背すそまつり		1枚(20センチメートル×2)につき 53円
	糸くず取り		1枚につき 36円
	ズボン	腰裏かんぬき止め	8か所
腰裏後端まつり		針目が3センチメートル間隔に10針以上	1本につき 11円
前立てまつり		針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき 11円
天ぐ裏まつり			1本につき 11円
シックまつり			1本につき 32円
小またちどり			1本につき 18円
内またちどり			1本につき 25円
ボタン付け		小ボタン、糸足つき根巻4回以上	1個につき 12円
糸くず取り			1本につき 29円

(2) 婦人服製造業に係るまよめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

ただし、金額欄の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額
ワンピース	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 13円
	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 12円
	スナップ付け	1センチメートル以上型	1組につき 16円
		1センチメートル未満型	1組につき 17円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 22円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 10円
	鎖糸ループ付け		1か所につき 14円
	ブリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 9円
	見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 29円
	肩パット付け		1組につき 36円
	糸くず取り		1枚につき 30円

品目	工程	規格	金額
ブレザー	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 16円
	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 34円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 11円
		20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 13円
	カボタン付きボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 13円
		20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 15円
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 10円
	肩パット付け		1組につき 35円
	糸くず取り		1枚につき 27円
	コート	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上
スナップ付け		1センチメートル型	1組につき 16円
ボタン付け		18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 11円
		20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 12円
カボタン付きボタン付け		18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 14円
		20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 15円
ベント止め		×印しつけ止め	1か所につき 9円
ブリーツしつけ			1か所につき 9円
肩パット付け			1組につき 33円
糸くず取り			1枚につき 26円
スカート	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 11円
	スナップ付け	1センチメートル以上型	1組につき 16円
		1センチメートル未満型	1組につき 17円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 22円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 10円
		20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 11円
	鎖糸ループ付け		1か所につき 14円
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 9円
	ブリーツしつけ		1か所につき 8円
	ウエスト裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	20センチメートルにつき 32円
糸くず取り		1枚につき 22円	
3段前かん		1組につき 22円	
スラックス	スナップ付け	1センチメートル以上型	1組につき 16円
		1センチメートル未満型	1組につき 18円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 22円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 11円
		20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 13円
	糸くず取り		1枚につき 22円
	3段前かん		1組につき 20円

◎ 最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは、次のことにご注意願います。

- 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなくてはなりません。最低工賃額に達しない工賃の支払いを定める契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払いの定めをしたものとみなされます。
- 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などをその都度、記入しなければなりません。

最低工賃についてのご照会、ご相談は、宮城労働局労働基準部賃金室（仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎 TEL022-299-8841）

または、最寄りの労働基準監督署へご連絡下さい。

仙台労働基準監督署 022-299-9075

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112

宮城労働局

秋田県男子服・婦人服・子供服製造業 最低工賃額が改正されました

令和3年4月2日発効

1 適用する 家内労働者

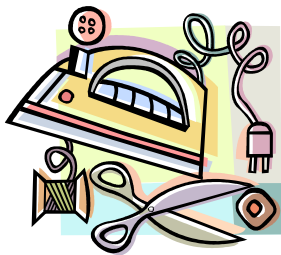
秋田県の区域内で男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまよめの業務、婦人服製造業に係るワンピース、上衣、スカート、ズボン若しくはブラウスのまよめの業務又は子供服製造業に係るワンピース、上衣、スカート若しくはズボンのまよめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 最低工賃額

次の表に掲げる品目、
工程及び規格の区分
に応じ、金額欄に掲げ
る金額



品目	工程	規格	金額	
男子服 背広上衣 ズボン	奥まつり	針目が3cm間隔に7針以上	1枚6cmにつき 9円	
	逆まつり	針目が3cm間隔に7針以上	1枚12cmにつき 16円	
	端まつり	針目が3cm間隔に7針以上	1枚6cmにつき 9円	
	千鳥まつり	針目が4cm間隔に5針以上	1枚4cmにつき 11円	
	星入れ	針目が7cm間隔に10針以上	1枚12cmにつき 16円	
	ボタン付け	根巻き付きカボタン	1個につき	19円
		根巻き付き	1個につき	14円
		根巻き無し	1個につき	8円
	ループ止め	2cm以上4cm以下	1か所につき	11円
	×印しつけ	3cm以上4cm以下	1か所につき	8円
	糸くず取り	上衣	1枚につき	31円
		ズボン	1本につき	14円
	かんぬき止め	ズボン8か所	1本につき	31円
婦人服 ワンピース 上衣 スカート ズボン ブラウス	裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	1枚6cmにつき 9円	
	千鳥まつり	針目が4cm間隔に5針以上	1枚4cmにつき 11円	
	星入れ	針目が7cm間隔に10針以上	1枚12cmにつき 16円	
	ボタン付け	根巻き付きカボタン	1個につき	19円
		根巻き付き	1個につき	14円
		根巻き無し	1個につき	8円
	かぎホック付け	花芯	1組につき	23円
	スナップ付け	花芯	1組につき	27円
	糸ループ付け	3cm以上4cm以下	1か所につき	10円
	×印しつけ	3cm以上4cm以下	1か所につき	8円
	糸くず取り	上衣	1枚につき	28円
		スカート	1枚につき	19円
	肩パット付け		1組につき	27円
子供服 ワンピース 上衣 スカート ズボン	ボタン付け		1個につき 8円	
	かぎホック付け	花芯	1組につき 23円	
	スナップ付け	花芯	1組につき 27円	
	糸ループ付け	2cm以上3cm以下	1か所につき 8円	
	糸くず取り		1枚につき 21円	

※金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、1cm単位で換算した金額とし、1cm未満の長さは切り上げるものとする。

最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは次のことにご注意願います。

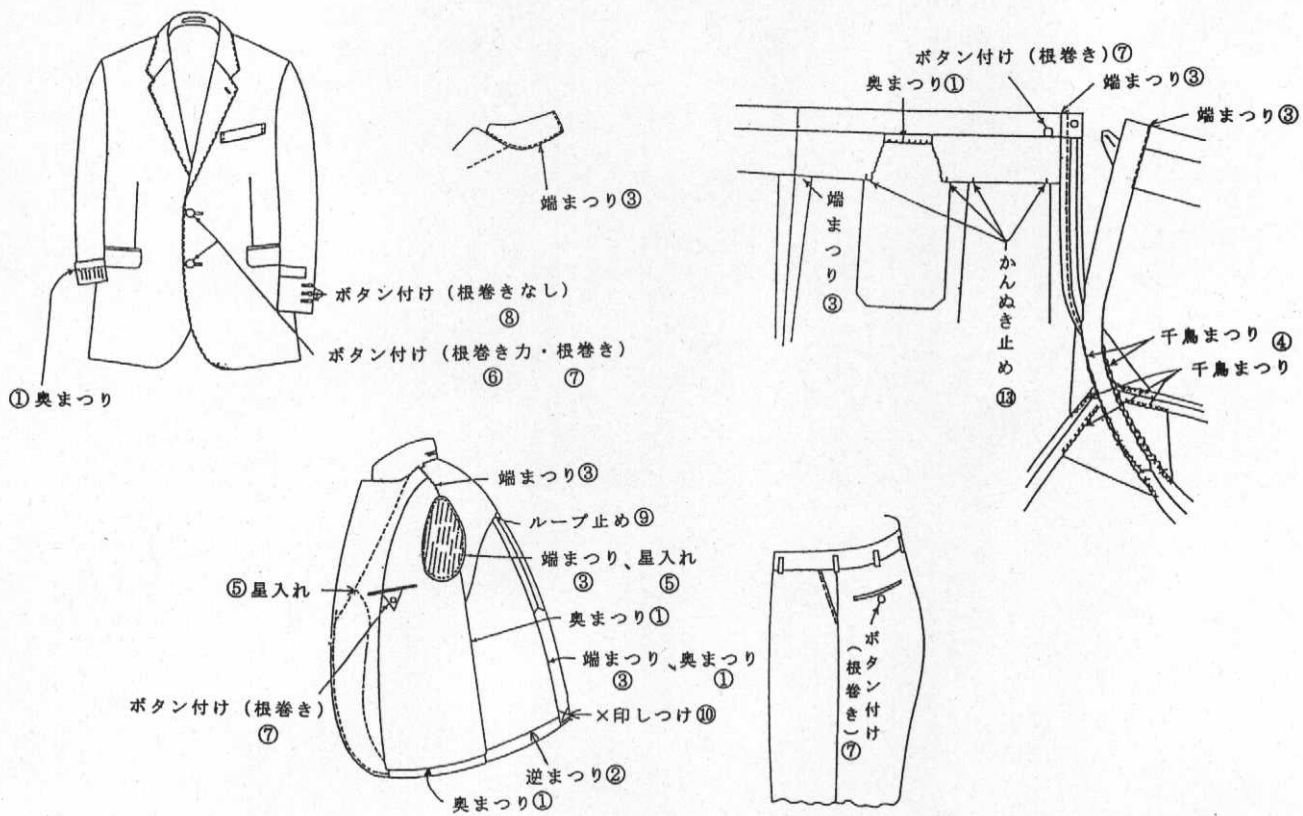
- 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、最低工賃額に達しない工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払の定めをしたものとみなされます。
- 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃の単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などそのつど記入しなければなりません。

※ 危害防止のため、委託者は「作業心得」などの書面を交付し、家内労働者は交付された書面を見やすい場所へ掲示するなどの措置を講じなければなりません。

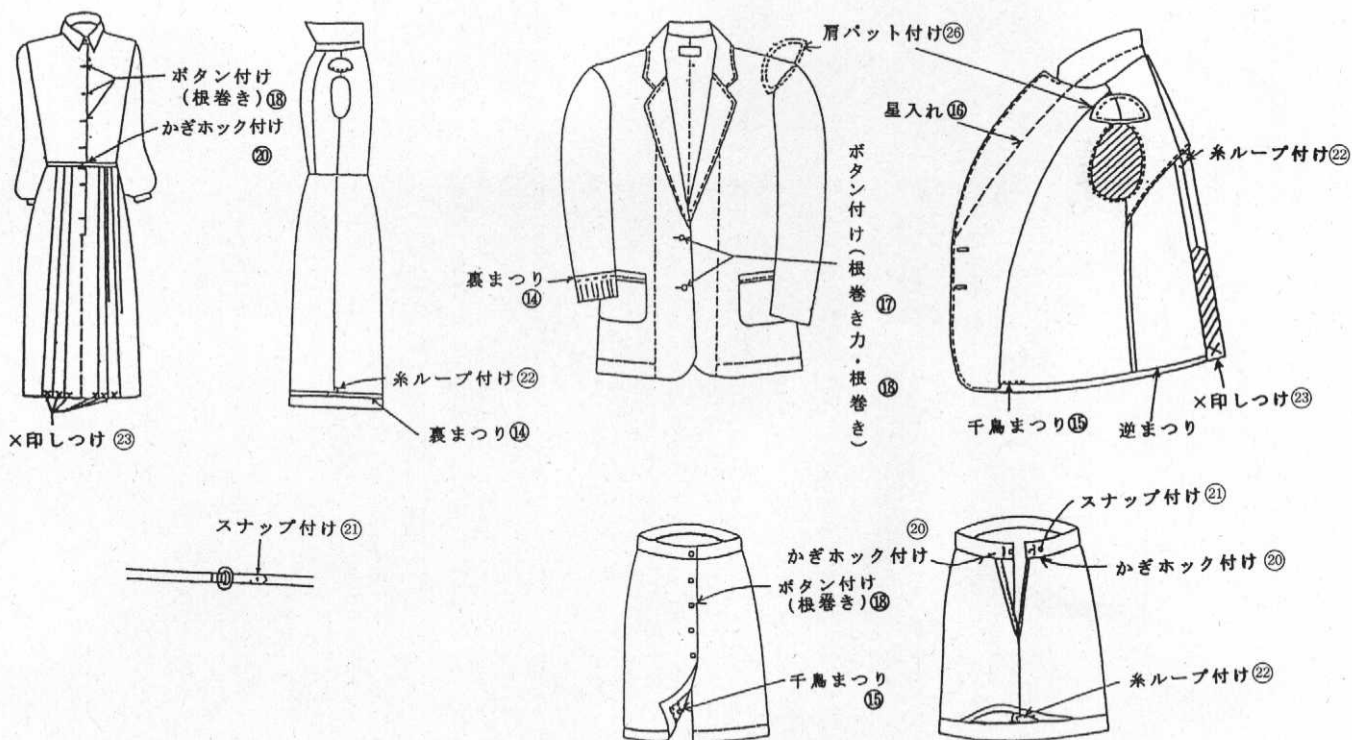
詳しくは、秋田労働局賃金室 (TEL018-883-4266) 又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

まとめ作業工程解説図

男子服



婦人服



山形県男子・婦人既製服製造業最低工賃

【発効日：平成30年4月6日】

- ◎ 男子・婦人既製服製造業の最低工賃は、平成30年4月6日から改正されています。
委託者は家内労働者に対し、最低工賃額以上の工賃を支払う義務があります。
この最低工賃は、次の業務に従事する県内全ての家内労働者（内職者）に適用されます。
- ◎ 家内労働（内職）中の災害防止や健康管理に心掛けましょう。

最低工賃についての照会、ご相談は下記へ連絡ください。

山形労働局 労働基準部 賃金室

〒990-8567 山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階
TEL (023) 624-8224



山形労働基準監督署 TEL (023) 624-6211
山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎

米沢労働基準監督署 TEL (0238) 23-7120
米沢市金池3-1-39 米沢地方合同庁舎

庄内労働基準監督署 TEL (0235) 22-0714
鶴岡市大塚町17-27 鶴岡合同庁舎

新庄労働基準監督署 TEL (0233) 22-0227
新庄市東谷地田町6-4 新庄合同庁舎

村山労働基準監督署 TEL (0237) 55-2815
村山市楯岡楯2-28 村山合同庁舎

(1) 男子既製服製造業に係るまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品 目	工 程	規 格	金 額
背広上衣	1	上襟付けまつり	針目が3センチメートル間隔に 6針以上 1枚(30センチメートル)につき 37 円
	2	肩裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 9針以上 1枚(17センチメートル×2)につき 42 円
	3	そで付け裏まつり	1枚(60センチメートル×2)につき 138 円
	4	そで口裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 9針以上 1枚(32センチメートル×2)につき 69 円
	5	ベントまつり	針目が3センチメートル間隔に 6針以上 1枚(10センチメートル)につき 17 円
	6	ベント止め	2本糸で×印のしつけ止め 1枚につき 10 円
	7	背すそまつり	針目が3センチメートル間隔に 6針以上 1枚(20センチメートル×2)につき 52 円
	8	ボタン付け	根巻きあり カボタンあり (4つ穴) 1個につき 21 円
			根巻きあり カボタンなし (4つ穴) 1個につき 17 円
根巻きなし カボタンなし (4つ穴) 1個につき 11 円			
9	糸くず取り	1枚につき 40 円	
ズボン	1	腰裏かんぬき止め	8カ所 1本につき 28 円
	2	腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に 10針以上 1本につき 11 円
	3	前立てまつり	1本につき 11 円
	4	天ぐ裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 6針以上 1本につき 11 円
	5	シックまつり	1本につき 13 円
	6	ボタン付け	根巻きあり カボタンあり (4つ穴) 1個につき 11 円
			根巻きあり カボタンなし (4つ穴) 1個につき 9 円
根巻きなし カボタンなし (4つ穴) 1個につき 9 円			
7	糸くず取り	1本につき 29 円	

(2) 婦人既製服製造業に係るまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、

1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額	
ワンピース	1	スナップ付け	1センチメートル型 1組につき 19 円	
	2	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴 1組につき 20 円	
	3	ボタン付け	根巻きあり カボタンあり (2つ穴)	1個につき 12 円
			根巻きあり カボタンあり (4つ穴)	1個につき 13 円
			根巻きあり カボタンなし (2つ穴)	1個につき 10 円
			根巻きあり カボタンなし (4つ穴)	1個につき 11 円
			根巻きなし カボタンなし (2つ穴)	1個につき 10 円
			根巻きなし カボタンなし (4つ穴)	1個につき 11 円
	4	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル 1カ所につき 12 円	
5	プリーツしつけ	×印のしつけ止め 1カ所につき 8 円		
6	肩パット付け	1組につき 33 円		
7	糸くず取り	1枚につき 18 円		
ブレザー	1	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上 1カ所につき 13 円	
	2	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に 3針以上 10センチメートルにつき 20 円	
	3	ボタン付け	根巻きあり カボタンあり (2つ穴)	1個につき 14 円
			根巻きあり カボタンあり (4つ穴)	1個につき 15 円
			根巻きあり カボタンなし (2つ穴)	1個につき 11 円
			根巻きあり カボタンなし (4つ穴)	1個につき 11 円
			根巻きなし カボタンなし (2つ穴)	1個につき 11 円
			根巻きなし カボタンなし (4つ穴)	1個につき 11 円
	4	ベント止め	×印のしつけ止め 1カ所につき 9 円	
5	見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 4針以上 10センチメートルにつき 12 円		
6	肩パット付け	1組につき 34 円		
7	糸くず取り	1枚につき 20 円		
コート	1	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上 1カ所につき 12 円	
	2	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に 3針以上 10センチメートルにつき 19 円	
	3	スナップ付け	1センチメートル型 1組につき 19 円	

品目	工程	規格	金額	
コート	4	ボタン付け	根巻きあり カボタンあり (2つ穴) 1個につき 13 円	
			根巻きあり カボタンあり (4つ穴) 1個につき 15 円	
			根巻きあり カボタンなし (2つ穴) 1個につき 10 円	
			根巻きあり カボタンなし (4つ穴) 1個につき 12 円	
			根巻きなし カボタンなし (2つ穴) 1個につき 10 円	
			根巻きなし カボタンなし (4つ穴) 1個につき 12 円	
	5	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1カ所につき 12 円
	6	ベント止め	×印のしつけ止め	1カ所につき 10 円
	7	プリーツしつけ	×印のしつけ止め	1カ所につき 9 円
	8	見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 4針以上	10センチメートルにつき 19 円
9	肩パット付け		1組につき 33 円	
10	糸くず取り		1枚につき 23 円	
スカート	1	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 19 円
	2	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 22 円
	3	ボタン付け	根巻きあり カボタンあり (2つ穴) 1個につき 11 円	
			根巻きあり カボタンあり (4つ穴) 1個につき 13 円	
			根巻きあり カボタンなし (2つ穴) 1個につき 9 円	
			根巻きあり カボタンなし (4つ穴) 1個につき 11 円	
			根巻きなし カボタンなし (2つ穴) 1個につき 9 円	
			根巻きなし カボタンなし (4つ穴) 1個につき 11 円	
4	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1カ所につき 12 円	
5	ベント止め	×印のしつけ止め	1カ所につき 9 円	
6	プリーツしつけ	×印のしつけ止め	1カ所につき 8 円	
スラックス	1	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 19 円
	2	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 23 円
	3	ボタン付け	根巻きあり カボタンあり (2つ穴) 1個につき 11 円	
			根巻きあり カボタンあり (4つ穴) 1個につき 13 円	
			根巻きあり カボタンなし (2つ穴) 1個につき 9 円	
			根巻きあり カボタンなし (4つ穴) 1個につき 11 円	
			根巻きなし カボタンなし (2つ穴) 1個につき 9 円	
			根巻きなし カボタンなし (4つ穴) 1個につき 11 円	
4	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1カ所につき 9 円	
5	ベント止め	×印のしつけ止め	1カ所につき 9 円	
6	プリーツしつけ	×印のしつけ止め	1カ所につき 8 円	

福島県横編ニット製造業最低工賃

福島県内で、横編ニット製造業に従事する家内労働者（内職者）に仕事を委託する者は、**令和4年5月1日以降**下記の金額以上の工賃を支払わなくてはなりません。

① 手動編機による編み立ての業務

次の表の品目欄及び規格欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品 目		規 格					金 額	
		そ で		編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数		サイズ
		長 さ	種 類					
婦人用	丸首無地プルオーバー	半そで	普通	平編み	メリヤス系（そ毛糸）	7	M	684円
		長そで						815円
	丸首無地カーディガン	半そで						813円
		長そで						955円

② リンキングマシンによるかがりの業務

次の表の品目欄、規格欄及び作業部位欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品 目		規 格					作業部位	金 額	
		そ で		編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数			サイズ
		長 さ	種 類						
婦人用	丸首無地プルオーバー	半そで	普通	平編み	メリヤス系（そ毛糸）	7	M	襟、肩、そで及びわき	245円
		長そで							271円
	丸首無地カーディガン	半そで							387円
		長そで							429円

③ オーバーロックマシンによる縫製の業務

次の表の品目欄、規格欄及び作業部位欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品 目		規 格					作業部位	金 額	
		そ で		編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針の本数			サイズ
		長 さ	種 類						
婦人用	丸首無地プルオーバー	半そで	普通	平編み	メリヤス系（そ毛糸）	7	M	肩、そで、わき及びそで口（襟を除く）	80円
		長そで							92円
	丸首無地カーディガン	半そで							102円
		長そで							114円

④ 手かがり（糸始末を含む）の業務

次の表の品目欄、規格欄及び作業部位欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

品 目		規 格		作業部位	金 額
		2.54センチメートル当たりの針の本数			
婦人用	丸首無地プルオーバー又は丸首無地カーディガン	7		襟、そで及びすそ	145円

福島県外衣・シャツ製造業最低工賃

1. 適用する家内労働者

福島県の区域内で外衣製造業またはシャツ製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる品目および中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品 目		工 程	金 額	品 目		工 程	金 額
男 子 既 製 洋 服	上 衣	そで裏まつり	10センチメートルにつき 21 円	婦 人 服	上 衣	そで裏まつり	10センチメートルにつき 16 円
		そでまつり星入れ	10センチメートルにつき 14 円			えり付けまつり	10センチメートルにつき 17 円
		そで口裏まつり	10センチメートルにつき 14 円		スカーツ	すそ奥まつり	10センチメートルにつき 11 円
		見返し星入れ	10センチメートルにつき 13 円			スラックス	2つ穴のボタンを付けるもの
		前身端星入れ	10センチメートルにつき 10 円		コ ー ツ		裏穴のボタンを付けるもの
		えり付けまつり	10センチメートルにつき 17 円			ワンピース	4つ穴のボタンを付けるもの
		下えりからげまつり	10センチメートルにつき 18 円		ブラウス		玉縁ボタンホール
		肩裏まつり	10センチメートルにつき 16 円			かぎホック付け	1組につき 21 円
		背わき(わき裏)まつり	10センチメートルにつき 17 円			スナップ付け	1組につき 21 円
		背鎖止め(本鎖のもの)	3センチメートルにつき 24 円			糸ループ付け(本鎖のもの)	3センチメートルにつき 18 円
		パンツまつり	10センチメートルにつき 21 円			パンツ止め(×印に限る)	1か所につき 7 円
		パンツ止め(×印に限る)	1か所につき 7 円			鎖止め(本鎖のもの)	2センチメートルにつき 14 円
	背すそ奥まつり (背ぬきのものに限る)	10センチメートルにつき 14 円	糸くず取り	上衣・裏なしのものについて行うもの		1枚につき 25 円	
	前裏すそ奥まつり及び 背ぬき以外の背すそ奥まつり	10センチメートルにつき 12 円		上衣・縫裏のものについて行うもの		1枚につき 16 円	
	小ボタンのボタン付け	1個につき 12 円		上衣・半裏のものについて行うもの		1枚につき 22 円	
		糸くず取り		接着芯縫製のもの		1枚につき 29 円	カト又はミツグスについて行うもの
	毛芯縫製のもの			1枚につき 118 円	コートについて行うもの	1枚につき 25 円	
	ズ ボ ン	腰裏まつり		10センチメートルにつき 13 円	ワンピースについて行うもの	1枚につき 19 円	
		腰裏かんぬき止め	1か所につき 6 円	ブラウスについて行うもの	1枚につき 13 円		
		小またちどり	10センチメートルにつき 40 円	プリーツ止め(×印に限る)	1か所につき 7 円		
天ぐまつり		3センチメートルにつき 6 円	スカーツ スラックス	小またちどり	10センチメートルにつき 16 円		
前立てまつり		3センチメートルにつき 7 円		シックまつり	10センチメートルにつき 14 円		
後中央まつり		3センチメートルにつき 8 円	ウエストまつり	10センチメートルにつき 10 円			
小ボタンのボタン付け		1個につき 12 円	ワンピース ブラウス	バット付け	1組につき 45 円		
糸くず取り		1本につき 37 円		ワイシャツ	半そでについて行うもの	1枚につき 22 円	
		毛羽取り	長そでについて行うもの		1枚につき 28 円		

備考(1) 金額欄に表示されている単位の長さ以外で委託する場合の工賃額については、1センチメートル当りに換算した額とする。
この場合、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、切り上げるものとする。

(2) 糸くず取りについては、委託者が当該工程を行わず、家内労働者に当該工程のすべてを委託する場合に限る。

4. 効力発生の日 **令和3年5月1日**

◎ 最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは次のことにご注意願います。

- 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。また、最低工賃額に達しない工賃の支払いを定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払いの定めをしたものとみなされます。
- 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃の単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などその都度記入しなければなりません。

最低工賃、家内労働についてのご照会、ご相談は下記へお問い合わせ下さい。

福島労働局 賃金室 (福島市霞町1-46 TEL024-536-4604)

福島労働基準監督署 024(536)4611

郡山労働基準監督署 024(922)1370

いわき労働基準監督署 0246(23)2255

会津労働基準監督署 0242(26)6494

須賀川労働基準監督署 0248(75)3519

白河労働基準監督署 0248(24)1391

喜多方労働基準監督署 0241(22)4211

相馬労働基準監督署 0244(36)4175

富岡労働基準監督署 0240(22)3003

茨城県婦人・子供既製服製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 茨城県の区域内で婦人・子供服既製服製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程の区分に応じ、右欄に掲げる金額

品目	工 程		金 額	
ワンピース 又は上衣 (ブラウスを除く)	そで裏まつり(針目が3センチメートルの間に9針以上のもの)		10センチメートルにつき 17円	
	すそまつり		10センチメートル(10センチメートル未満の端数は10センチメートルとみなす。)につき 14円	
	ボタン付け	飾りボタンを付けるもの	1個につき	10円
		根巻きをするもの	カボタンを付けないもの	1個につき 11円
			カボタンを付けるもの	1個につき 16円
	かぎホック付け		1組につき 20円	
	スナップ付け		1組につき 19円	
	糸ループ付け(糸ループの長さが2センチメートル以上のもの)		1か所につき 11円	
	糸くず取り		1枚分につき 19円	
	×印しつけ		1か所につき 9円	
	肩パット付け(3か所以上ループ止めするもの)	上衣につけるもの	1組につき 32円	
		ワンピースにつけるもの	1組につき 42円	
	ベルト通しループ付け		2か所につき 23円	
	身返し端千鳥掛け		3センチメートルにつき 11円	
スカート	千鳥掛け		5センチメートルにつき 11円	
	ボタン付け	飾りボタンを付けるもの	1個につき 10円	
		根巻きをするもの	カボタンを付けないもの	1個につき 12円
			カボタンを付けるもの	1個につき 16円
	ウエスト用かぎホック付け		1組につき 29円	
	スナップ付け		1組につき 18円	
	糸ループ付け(糸ループの長さが2センチメートル以上のもの)		1か所につき 11円	
	糸くず取り		1枚分につき 18円	
×印しつけ		1か所につき 9円		
ズボン	ボタン付け(根巻きをするもの)		1個につき 12円	
	ウエスト用かぎホック付け		1組につき 29円	
	スナップ付け		1組につき 18円	
	糸くず取り		1枚分につき 24円	

4 効力発生の日 平成17年4月1日

栃木県の最低工賃

栃木県衣服製造業最低工賃

【効力発生の日 令和4年4月21日】

1 適用する家内労働者および委託者の範囲

栃木県の区域内で男子既製洋服製造業、婦人・子供既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者およびこれらの業務を委託する委託者

2 最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄の()内の長さは、1枚分の標準的な作業を行う長さであるが、この長さ以外の場合は、1cm単位で換算した額とする。1cm未満の長さは切上げ、1円未満の金額は四捨五入とする。

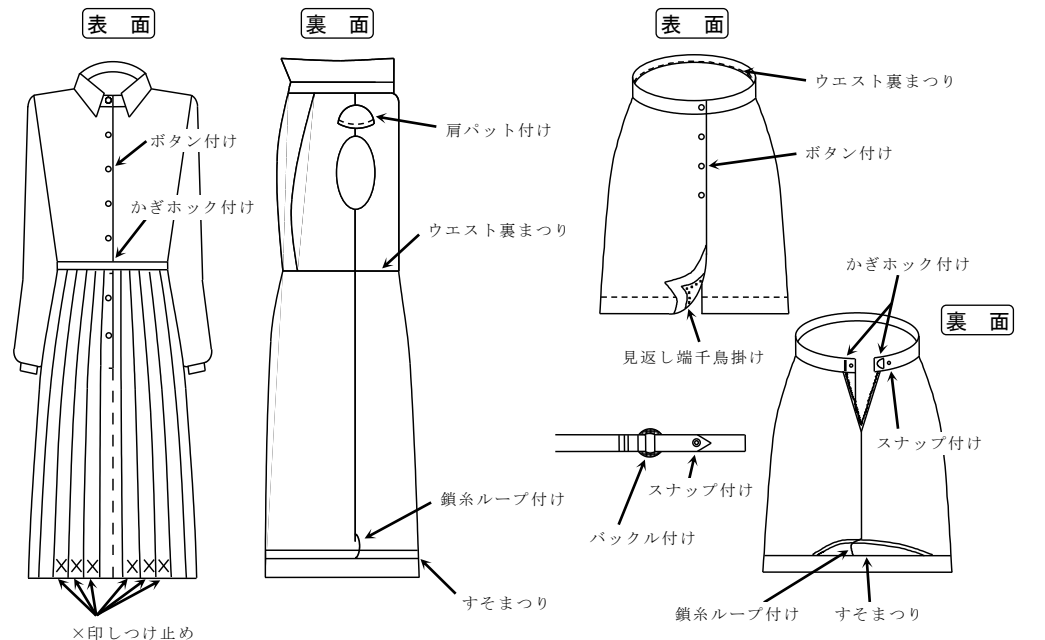
品目	工程	規格	金額
男子既製洋服	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(60cm×2)につき 202円
	そで口裏まつり		1枚(32cm×2)につき 83円
	ボタン付け	中ボタン(4つ穴)糸足つき 根巻き3回以上	1個につき 22円
			小ボタン(4つ穴)根巻きなし
	肩裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(17cm×2)につき 41円
	上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(30cm)につき 54円
	下襟からげまつり		1枚(10cm)につき 51円
	わき裏まつり (わきの一部分について行うものに限る。)	針目が3cm間隔に5針以上	1枚につき 46円
	見返し奥星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(70cm×2)につき 118円
	見返し7mm星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(45cm×2)につき 86円
	背すそまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(20cm×2)につき 62円
	背裏鎖止め	鎖系ループの長さが1cm	1枚につき 15円
	すそ裏まつり (すそ裏の一部分について行うものに限る。)	針目が3cm間隔に5針以上	1枚につき 44円
	パンツまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚につき 28円
	パンツ止め	2本糸で×印しつけ止め	1か所につき 7円
	アウトポケット裏まつり		1枚につき 20円
	糸くず取り及び仕上げ		1枚につき 63円
	ズボン	腰裏かんぬき止め	12か所
天ぐまつり及び前立てまつり		針目が3cm間隔に6針以上	1本につき 25円
ボタン付け		小ボタン、糸足つき 根巻き3回以上	1個につき 20円
糸くず取り及び仕上げ			1本につき 31円

品目	工程	規格	金額
婦人・子供既製洋服	見返し端千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上	1か所につき 16円
	見返し裏まつり	針目が3cm間隔に4針以上	10cmにつき 16円
	見返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき 17円
	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき 24円
	そで口裏まつり		10cmにつき 21円
	すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき 19円
	スナップ付け	1cm型	1組につき 23円
			かぎホック付け
			ウエスト用以外、小、2つ穴 1組につき 23円
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、糸足つき、 根巻き3回以上	1個につき 14円
			20mm以上、4つ穴、糸足つき、 根巻き3回以上
	鎖系ループ付け	鎖系ループ長さ2cm以上	1か所につき 14円
	肩パット付け	2個1組	1組につき 34円
	×印しつけ止め		1か所につき 11円
	ウエスト裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	20cmにつき 23円
	バックル付け		1個につき 16円
	糸くず取り		1着につき 23円

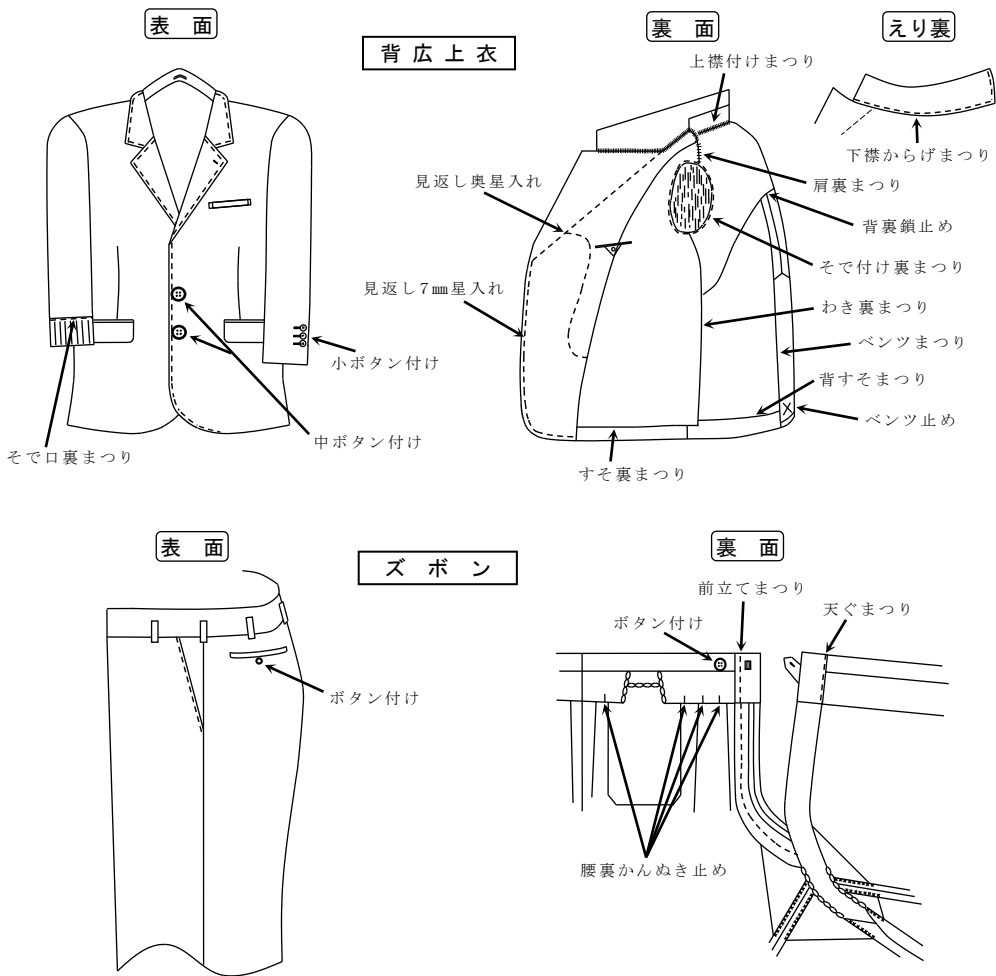
婦人・子供既製洋服のまとめ業務工程解説図

ワンピース

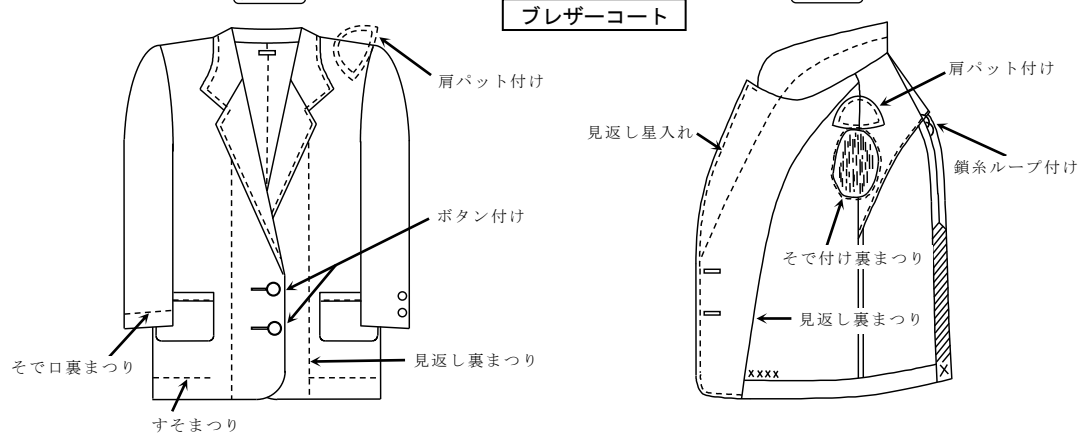
スカート



男子既製洋服のまとめ業務工程解説図



ブレザーコート



栃木県電気機械器具製造業最低工賃

【効力発生の日 令和3年4月20日】

電気機械器具製造業の業務工程解説図

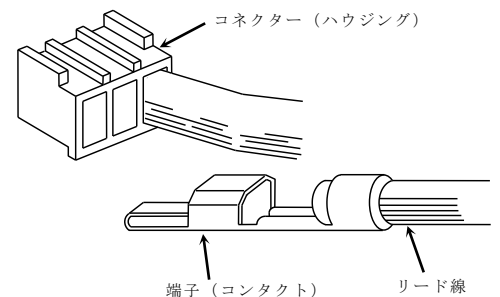
1 適用する家内労働者および委託者の範囲

栃木県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者およびこれらの業務を委託する委託者

2 最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

品目	工程	規格	金額
コネクタ	差し(電線の末端に取付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。)	リード線について行うもの	1ピンにつき 46銭



詳しくは、栃木労働局 賃金室 TEL 028-634-9109 又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

宇都宮労働基準監督署 TEL 028-633-4251
 栃木労働基準監督署 TEL 0282-24-7766
 大田原労働基準監督署 TEL 0287-22-2279
 真岡労働基準監督署 TEL 0285-82-4443

足利労働基準監督署 TEL 0284-41-1188
 鹿沼労働基準監督署 TEL 0289-64-3215
 日光労働基準監督署 TEL 0288-22-0273

群馬県の最低工賃

委託者が家内労働者に仕事(いわゆる内職)を委託するときには、あらかじめ工賃などの委託条件をはっきりさせておかないと、後日、当事者間で問題が生じることがあります。
このようなことが無いように、家内労働法では、委託者が家内労働者に家内労働手帳を交付し、記入すべきことを定めています。

群馬県では、「横編ニット製造業」「電気機械器具製造業」「婦人服製造業」の一定の業務について、最低工賃が決まっていますので、最低工賃額以上の工賃を支払いましょう。

横編ニット製造業

(1) リンキングミシンによるかかりの業務(ダブル襟のものに限る。)

品 目	規 格				作業部位	金 額
	編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針数	サイズ		
婦人用丸首又はVネックセーター	平編	毛糸、アクリル糸又は混紡糸	7	M	襟	65円
			12			76円

(2) ロックミシンによる縫製の業務(裁断済のものに限る。)

品 目	規 格				作業部位	金 額
	編み方	糸の種類	サイズ	そでの種類		
婦人用セーター	平編又は柄物(柄合せの必要のないものに限る。)	毛糸、アクリル糸又は混紡糸	M	長そで	肩、そで下、わき及びそで付け	73円
				半そで		65円

(3) 手かがりの業務(3センチメートルのダブル襟のものに限る。)

品 目	規 格				作業部位	金 額
	編み方	糸の種類	2.54センチメートル当たりの針数	サイズ		
婦人用丸首又はVネックセーター	平編	毛糸、アクリル糸又は混紡糸	7	M	襟	24円
			12			26円

発効年月日
H16.4.30

電気機械器具製造業

品 目	工 程	規 格	金 額
シールド線	両端末加工 (絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の両端について、アース線をより分け、よじり、かつ、アース線及びしん線の両端末をはんだ付けすることをいう。)	2しんで、かつ、6センチメートル以上の長さのもの	1本につき 4円72銭
	チューブ挿入 (アース線に耐熱チューブを通した後、シールド線の端末部分に固定用ヒシチューブを挿入し、加熱して密着させることをいう。)	6センチメートル以上の長さのもの	1端につき 1円28銭
磁器コンデンサー用部品	素地の外観選別 (二次選別済みもの)	直径が1.6ミリメートル未満で、長さが6ミリメートル未満、かつ、円筒型のもの	100個につき 33銭
コネクタ	差し (コネクタの色別指定の位置にリード線又はシールド線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	2ピン以上10ピン以下のもの	1ピンにつき 58銭
コイル	仕上げ (下巻テープを1回巻き、リード線2本をはんだ付けし、かつ、外装テープを1回巻くものに限る。)		1個につき 12円56銭

発効年月日
H25.5.15

婦人服製造業

工 程	規 格	金 額	発効年月日
見返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 13円	H18.5.6
見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 14円	
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 19円	
スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 18円	
かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 25円	
	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 18円	
ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき、根巻き4回以上	1個につき 9円	
鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき 12円	
ベ ン ツ 止 め	×印しつけ止め	1か所につき 9円	
プリーツしつけ		1か所につき 9円	
見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 14円	
そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき 22円	
そで口裏まつり		10センチメートルにつき 20円	
ファスナー裏まつり		10センチメートルにつき 16円	
襟付けまつり		10センチメートルにつき 14円	
ウエスト裏まつり		20センチメートルにつき 19円	
肩パット付け			
カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1枚につき 48円	
襟 付 け	襟カバーまつり、かんぬき止め	1枚につき 27円	
糸くず取り		1枚につき 16円	

(備考) 金額欄中表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たりで換算した額とする。
この場合、長さ1センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。

問合せ先 群馬労働局 労働基準部 賃金室 電話027-896-4737 または最寄りの労働基準監督署 まで

埼玉県縫製業最低工賃

適用する家内労働者

埼玉県の区域内で衣服縫製業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額

(効力発生日:令和5年5月5日)

工程	規格	金額
身返し端千鳥掛け	千鳥の間隔が6ミリメートル以下のもの	1か所につき 17円
身返し裏まつり	針目の間隔が8ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 16円
身返し星入れ	針目の間隔が10ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 16円
そで付け裏まつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 20円
そで口裏まつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 19円
ファスナー裏まつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 16円
襟付けまつり	針目の間隔が5ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 19円
すそまつり	針目の間隔が8ミリメートル以下のもの	10センチメートルにつき 13円
ウエストまつり		10センチメートルにつき 12円
スナップ付け	2本糸で2度掛けを行うもの	1組につき 24円
カギホック付け	ウエスト用カギホックを付けるもの	1組につき 27円
	ウエスト用以外のカギホックを付けるもの	1組につき 24円
根巻きボタン付け(2本糸 2回通して根巻き3回以上 のもの)	2つ穴又は4つ穴のボタンで、かつ、カボタンを付けるもの	1個につき 22円
	2つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 15円
	4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 16円

ボタン付け(根巻きボタン付けを除く。)	2つ穴又は4つ穴のボタンを付けるもの	1個につき 12円
すそうかし止め	糸ループの長さが3センチメートルのもの	1か所につき 12円
ベルト用糸ループ付け	糸ループの長さが5センチメートル以下のもの	1か所につき 18円
肩パット付け	ワンピース用の肩パットを付けるもの	1着分につき 36円
ベンツ×印しつけ		1か所につき 11円
プリーツ×印しつけ		1か所につき 10円

備考 上記金額は、縫い糸代、ミシンの維持及び使用に要する経費並びに電力費を除くものとする。

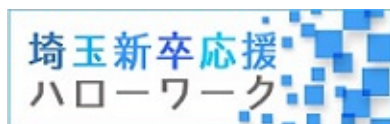
その他関連情報



[Safe work](#)

公共職業安定所
(ハローワーク一覧)

[公共職業安定所
\(ハローワーク
一覧\)](#)



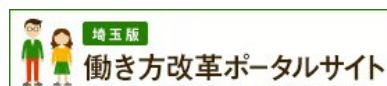
[埼玉新卒応援ハ
ローワーク](#)



[雇用調整助成金](#)



[埼玉県ホームペ
ージ](#)



[埼玉県働き方
改革ポータルサ
イト](#)

[リンク一覧](#)



PDFファイルを見るためには、[Adobe Reader](#)というソフトが必要です。[Adobe Reader](#)は無料で配布されていますので、[こちらからダウンロードしてください。](#)

情報配信サービス

[厚生労働省人
事労務マガジ
ン](#)

千葉県婦人既製洋服製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

千葉県の区域内で婦人既製洋服製造業に係る上衣、ワンピース、コート、スカート又はスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者にかかる最低工賃額

下表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、右欄に掲げる金額。ただし、金額欄中に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たり換算した額とする。この場合、1センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。

工 程	規 格	金 額
身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	3センチメートルにつき 9円
身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 12円
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 10円
スナップ付け		1組につき 12円
かぎホック付け	ウエスト用	1組につき 21円
	ウエスト用以外	1組につき 16円
ボタン付け	根巻きあり カボタンあり	1個につき 14円
	根巻きあり カボタンなし	1個につき 9円
	根巻きなし カボタンなし	1個につき 6円
鎖系ループ付け	鎖系ループ作りを含む	1か所につき 9円
	鎖系ループを含まない	1か所につき 3円
ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 10円
ベントまつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき 12円
ブリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 13円
見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 18円
そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき 12円
そで口裏まつり		10センチメートルにつき 16円
ファスナー裏まつり		10センチメートルにつき 10円
襟付けまつり		10センチメートルにつき 8円
ウエスト裏まつり		20センチメートルにつき 21円
肩パット付け		1組につき 23円
カフス付け		カフスカバーまつりかんぬき止め
襟付け	えりカバーまつりかんぬき止め	1枚につき 25円
襟づくり止め		1枚につき 9円
糸くず取り		1枚につき 18円

4 効力発生の日

平成21年5月27日

2.東京都婦人既製洋服製造業最低工資

効力発生の日
平成21年4月1日

適用対象者

東京都内において、婦人既製洋服製造業に係るワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ(スラックス)のまよめの業務に従事する家内労働者及びその委託者

品 目	ワンピース、ジャケット、コート、スカート又はパンツ(スラックス)
-----	----------------------------------

工程	規格	金額	
身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1ヶ所につき	13円
身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき	15円
すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき	16円
スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	17円
かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	22円
	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき	19円
ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻き2~3回	1個につき	8円
	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻き4回以上	1個につき	10円
	20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻き2~3回	1個につき	9円
	20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻き4回以上	1個につき	11円
	2つ穴、カボタンつき	1個につき	14円
縞糸ループ付け	糸ループの長さ3センチメートル	1ヶ所につき	8円
	糸ループの長さ5センチメートル	1ヶ所につき	12円
ベント止め又はブリーツしつけ	×印しつけ止め	1ヶ所につき	9円
そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき	16円
そで口裏まつり		10センチメートルにつき	15円
ファスナー裏まつり		10センチメートルにつき	15円
襟付けまつり		10センチメートルにつき	14円
ウエスト裏まつり		20センチメートルにつき	18円
肩パット付け		内パット	1組(1着分)につき
	外パット	1組(1着分)につき	40円
カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1着分につき	48円
襟付け	襟カバーまつり、かんぬき止め	1枚につき	24円
バックル付け	ベルトの幅が5センチメートルのもの	1個につき	12円

新潟県男子・婦人既製洋服製造業最低賃金

- 1 適用する家内労働者
新潟県の区域内で男子既製洋服製造業に係る背広上衣、ズボン若しくはコートのまとめの業務又は婦人既製洋服製造業に係るワンピース、ジャケット、ブラウス、コート、スカート若しくはスワックスのまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低賃額

(1) 男子既製洋服製造業に係るまとめの業務				
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額				
(背広上衣)				
工 程	規 格	金 額		
そで付け裏まつり	針目の間隔が3cmの間に9針以上	1枚(60cm×2)につき	130	円
そで口裏まつり		1枚(32cm×2)につき	55	円
身返し星入れ	針目の間隔が3cmの間に4針以上	1枚(30cm以上)につき	79	円
7ミリ星入れ(身返し)		1枚(30cm未満)につき	50	円
		1枚(45cm×2)につき	70	円
パンツまつり	針目の間隔が3cmの間に6針以上	1枚(19cm)につき	15	円
すそまつり(前身頃)	針目の間隔が3cmの間に5針以上	1枚(30cm×2)につき	42	円
中ボタン付け	糸足付きで根巻きが4回	1個につき	15	円
小ボタン付け	根巻きなし	1個につき	8	円
そでボタンのせっぱ	針目の間隔が2cmの間に4針以上	1枚(4個)につき	35	円
襟裏まつり(上襟)	針目の間隔が3cmの間に6針以上	1枚(30cm)につき	34	円
下襟からげ、まつり		1枚(10cm)につき	15	円
すそ裏まつり(後身頃)		1枚(20cm×2)につき	37	円
背裏鎖止め	鎖糸のループの長さ1cm	1枚につき	17	円
肩裏まつり	針目の間隔が3cmの間に9針以上	1枚(17cm×2)につき	35	円
糸くず取り		1枚につき	33	円
(コート)				
工 程	規 格	金 額		
見返し星入れ	針目の間隔が3cmの間に4針以上	1枚(30cm以上)につき	76	円
		1枚(30cm未満)につき	50	円
パンツまつり	針目の間隔が3cmの間に6針以上	1枚(19cm)につき	19	円
すそまつり(前身頃)	針目の間隔が3cmの間に5針以上	1枚(30cm以上×2)につき	65	円
大ボタン付け	糸足付きで根巻きが4回	1個につき	13	円
小ボタン付け	根巻きが4回	1個につき	11	円
襟裏まつり(上襟)	針目の間隔が3cmの間に6針以上	1枚(30cm)につき	37	円
すそ裏まつり(後身頃)		1枚(20cm以上×2)につき	50	円
背裏鎖止め	鎖糸のループの長さ1cm	1枚につき	16	円
糸くず取り		1枚につき	38	円
(ズボン)				
工 程	規 格	金 額		
前立てまつり	針目の間隔が3cmの間に6針以上	1本につき	15	円
天ぐまつり		1本につき	14	円
腰裏かんぬき止め	8ヵ所	1本につき	18	円
後ろ中心腰裏まつり	針目の間隔が3cmの間に6針以上	1本につき	14	円
小ボタン付け	糸足付きで根巻きが4回	1個につき	11	円
糸くず取り		1本につき	22	円

(2) 婦人既製洋服製造業に係るまとめの業務				
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額				
(ワンピース、ジャケット、ブラウス、コート、スカート、スラックス)				
工 程	規 格	金 額		
見返し端千鳥がけ	千鳥の間隔が6mmのもの	1か所につき	16円	
見返し裏まつり	針目の間隔が6mm以上8mm以下のもの	10cmにつき	14円	
見返し星入れ	針目の間隔が10mmのもの	10cmにつき	19円	
そで付け裏まつり	針目の間隔が4mm以上5mm以下のもの	1枚につき	130円	
そで口裏まつり		1枚につき	58円	
ファスナー裏まつり		10cmにつき	17円	
襟付けまつり		10cmにつき	17円	
すそまつり		針目の間隔が7mm以上8mm以下のもの	20cmにつき	20円
ウエスト裏まつり	針目の間隔が4mm以上5mm以下のもの	20cmにつき	18円	
スナップ付け		1組につき	20円	
ウエスト用カギホック付け		1組につき	20円	
ウエスト用以外カギホック付け		1組につき	20円	
カボタン付き根巻きボタン付け (裏穴ボタン又は2つ穴ボタンを使用するものに 限る。)		1個につき	13円	
根巻きボタン付け (裏穴ボタン又は2つ穴ボタンを使用するもの で、かつ、カボタン付きのものを除く。)		1個につき	10円	
根巻きボタン付け以外のボタン付け (裏穴ボタン又は2つ穴ボタンを使用するもの に限る。)		1個につき	9円	
カボタン付き根巻きボタン付け (4つ穴ボタンを使用するものに限る。)		1個につき	14円	
根巻きボタン付け (4つ穴ボタンを使用するもので、かつ、カボ タン付きのものを除く。)		1個につき	10円	
根巻きボタン付け以外のボタン付け (4つ穴ボタンを使用するものに限る。)		1個につき	10円	
玉縁ボタンホールまとめ		ボタンホールの長さが3.5cmのもの	1か所につき	31円
すそ糸ループ付け		糸ループの長さが3cmのもの	1か所につき	11円
ベルト用糸ループ付け		糸ループの長さが5cmのもの	1か所につき	11円
バックル付け			1個につき	15円
肩パット付け			1枚につき	38円
カフス付け	取り外し可能なもの	1枚につき	50円	
ペンツ×印しつけ		1か所につき	10円	
ブリーツ×印しつけ		1か所につき	10円	
糸くず取り		1枚につき	20円	

効力発生日 平成12年4月6日

新潟県横編ニット製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
新潟県の区域内で横編ニット製造業に係る紳士・婦人用の丸首セーター又は紳士・婦人用の丸首カーディガンのオーバーロックミシン及び本縫いミシンによる縫製又はリンクミシンによるかがりの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、規格欄の区分に応じ、1枚につき、金額欄に掲げる金額

(1) オーバーロックミシン及び本縫いミシンによる縫製の業務

品目	規格			金額
	サイズ	作業部位	そでの種類	
紳士・婦人用丸首無地セーター又はカーディガン	M	肩、そで、そで口及びわき	半そで	80円
紳士・婦人用丸首柄物セーター又はカーディガン				80円

(2) リンキングミシンによるかがりの業務

品目	サイズ	作業部位	規格	
			2.54cm当たりの針の本数	金額
紳士・婦人用丸首無地セーター	M	襟	7又は8	67円
			12又は14	76円
襟及び前立て		7又は8	163円	
		12又は14	188円	
紳士・婦人用丸首柄物セーター		襟	7又は8	68円
			12又は14	77円
紳士・婦人用丸首柄物カーディガン		襟及び前立て	7又は8	165円
			12又は14	189円

効力発生日 平成12年4月15日

福井県衣服製造業最低工賃改正のお知らせ

効力発生の日 **令和4年4月22日**



- I** 適用される家内労働者、及び委託者の範囲
福井県の区域内で婦人服製造業、スポーツ服製造業又は下着製造業に係る業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者
- II** 最低工賃額 次に掲げる品目及び工程区分に応じ金額欄に掲げる金額

1 婦人服製造業			
品目	工程	規格	金額
スカート 又は スラックス	糸くず取り		1枚につき 22円
	かぎホック付け		1組につき 34円
	糸ループ付け	手編みに限る	1枚につき 25円
	スナップ付け		1組につき 26円
	ボタン付け	根巻きに限る	1個につき 14円
		根巻き以外のもの	1個につき 11円
×印しつけ止め		1か所につき 7円	

2 スポーツ服製造業			
品目	工程	規格	金額
トレーニング シャツ	糸くず取り		1枚につき 16円
	オープンファスナー 付け	ステッチ入れを含む	1枚につき 96円
トレーニング パンツ	糸くず取り		1枚につき 13円
	腰ひも通し	両端結びを含む	1枚につき 9円
	ファスナー付け		1枚につき 60円

3 下着製造業			
品目	工程	規格	金額
スリッパ	カットワーク	上下2か所以上カットワークするもの	1枚につき 25円
	糸くず取り	18か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 16円
スリーマー	糸くず取り	11か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 11円
ショーツ	糸くず取り	9か所以上のもの (1cm四方内に糸が複数ある場合も1か所と数える。)	1枚につき 10円

お問い合わせは

福井労働局 賃金室 ☎0776(22)2691

または

福井労働基準監督署

武生労働基準監督署

敦賀労働基準監督署

大野労働基準監督署

☎:0776(54)7722

☎:0778(23)1440

☎:0770(22)0745

☎:0779(66)3838

長野県の最低工賃

1 長野県電気機械器具製造業最低工賃

品目	工程	規格	金額
電解コンデンサー	外観選別	バラ状のもので、かつ、直径25ミリメートル以上で選別項目が5～6項目のもの	1個につき 38銭
コイル	からげ (手作業で行うものに限る)	線径0.05ミリメートル以上0.2ミリメートル以下のもの2回以上からげるもの	1個につき 1円61銭
プリント基板	差し (手作業で行うものに限る)	リード線が2本のもので、かつ、フォーミング加工されていないもの	1個につき 63銭
自動車用ワイヤーハーネス	コネクター差し (電線の末端に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう)	長さが50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1ピンにつき 46銭
	チューブ通し (電線の被覆を保護するため丸チューブを電線の端から差し入れることをいう)	長さが50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 59銭

効力発生日 平成19年9月28日

2 長野県外衣・シャツ製造業最低工賃

品目	工程	規格	金額	
作業服	糸くず取り		1枚につき	21円
			1本につき	20円
ワイシャツ	糸くず取り (自動糸切機のもの)		1枚につき	15円
男子既製洋服	背広上衣	そで付け裏まつり	針目が3センチメートルの間に9針以上のもの	1枚(60センチメートル×2か所)につき 170円
			針目が3センチメートルの間に5針以上のもの	1枚(30センチメートル×2か所)につき 51円
婦人既製洋服		そで口裏まつり	針目が3センチメートルの間に7針以上のもの	1枚につき 33円
		すそまつり		20センチメートルにつき 22円
		見返し星入れ		1枚につき 50円
		千鳥がけ	針目が3センチメートルの間に4針以上のもの	1か所につき 14円
		バット付け		1枚(2か所)につき 58円
		糸ループ付け	糸ループの長さが3センチメートル以上のもの	1か所につき 13円
		かぎホック付け		1組につき 28円
		スナップ付け		1組につき 26円
		ボタン付け	18ミリメートル以下のものであって糸足つきで根巻きが3回以上のもの	1個につき 13円
		ワピース又は上衣	糸くず取り	しつけ糸の無いものに限る
スカート又はズボン	1枚につき	19円		

効力発生日 平成14年3月31日

岐阜県で適用する最低工賃一覧

男子既製洋服製造業

効力発生の日 平成7年3月31日

業務	品目	工程	金額
縫製	背広上衣	身返し	1枚分につき 145円
		そで作り	1枚分につき 145円
		ポケット作り（雨ふた付き切りポケットのものに限る。）	1枚分につき 200円
	ズボン	縫いっぱなし	1本につき 340円
ポケット作り（4個の中袋について行うものに限る。）		1枚分につき 44円	
ま と め	背広上衣	そでまつり	1枚につき 95円
		そで口まつり	1枚につき 40円
		身返し星入れ	1枚につき 36円
		ベントまつり	1枚につき 13円
		すそまつり	1枚につき 17円
		ボタン付け及びせっぱ	1枚につき 41円
		すそ裏まつり	1枚につき 41円
		背鎖止め	1枚につき 10円
	ズボン	腰裏かんぬき止め（12個のものに限る。）	1本につき 18円
		前立てまつり	1本につき 6円
		ボタン付け（2個のボタンを付けるものに限る。）	1本につき 10円

婦人服製造業

効力発生の日 平成7年3月31日

業務	品目	工程	規格	金額
縫製	ワンピース	丸縫い	長そでで、かつ、裏地つきのもの	1枚につき 730円
		そで縫い	一枚そでで、かつ、長そでのもの	1枚分につき 88円
		身ごろ表縫い		1枚分につき 115円
		身ごろ裏縫い	身返しの無しのもの	1枚分につき 85円
	上衣 (ブラウスを除く)	そで作	長そでで、かつ、裏地及びせっぱ無しのもの	1枚分につき 101円
		身ごろ表縫い		1枚分につき 115円
		身ごろ裏縫い		1枚分につき 105円
スカート (タイトスカートを除く)	丸縫い		1枚につき 350円	

業務	品目	工程	金額
ま と め	ワンピース	飾りボタン付け	1個につき 5円
		かぎホック付け	1組につき 10円
		スナップ付け	1組につき 10円
		系ループ付け	1か所につき 7円
	上衣 (ブラウスを除く)	そで裏まつり	1枚につき 60円
		身返し千鳥掛け	1枚につき 11円
		飾りボタン付け	1個につき 5円
		カボタン付き根巻きボタン付け	1個につき 10円
		根巻きボタン付け（カボタン付きのものを除く。）	1個につき 8円
	スカート	飾りボタン付け	1個につき 5円
		カボタン付き根巻きボタン付け	1個につき 8円
		根巻きボタン付け（カボタン付きのものを除く。）	1個につき 7円
		かぎホック付け	1組につき 10円
	スナップ付け	1組につき 10円	
	系ループ付け	1か所につき 6円	

陶磁器上絵付業（転写業務1個につき、次の表に掲げる金額）

効力発生の日 平成9年3月31日

品目	規格		転写の業務			金額	
	寸法	形状	転写紙の面積	転写位置	転写紙の枚数		
和食器	飯茶わん (ふたなし)	径が11センチメートル以上 12センチメートル未満のもの	丸形及び平形	側面積の4分の1 以上4分の3以下	側面	1枚	3円50銭
	湯呑茶わん (ふたなし)	径が5センチメートル以上 8センチメートル未満のもの	円筒形				3円50銭
	小皿	径が11センチメートル以上 12センチメートル未満のもの	丸形	平面積の4分の1 以上2分の1以下	平面	3円50銭	
洋食器	マグカップ	径が7センチメートル以上 9センチメートル未満のもの	円筒形	側面積の4分の1 以上4分の3以下	側面	4円05銭	
	ケーキ皿	径が17.5センチメートル以上 19.5センチメートル未満のもの	丸形でリム形	みこみ面積の 2分の1以上	みこみ	4円20銭	

※給水せん製造業最低工賃は平成26年3月31日限りで廃止となりました。

鳥取県の最低工賃

鳥取労働局

この最低工賃は、鳥取県内で行う家内労働に適用され、委託者は最低工賃額以上の工賃を支払わなければなりません。

◎鳥取県男子服・婦人服製造業最低工賃 【平成27年5月21日発効】

(1)男子既製洋服のまとめの業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる工程に応じ、右欄に掲げる金額。
ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	金額
背広上衣	そで付け裏まつり	1枚につき 115円
	そで口裏まつり	1枚(28センチメートル×2)につき 58円
	見返し7ミリメートル星入れ	75センチメートルにつき 51円
	ベンツまつり	1か所(6センチメートル)につき 11円
	背すそまつり	1枚につき 36円
	そであきまつり	1枚につき 15円
	えり折り返し裏まつり	1枚につき 15円
	背裏鎮止め	1か所につき 15円
	肩裏まつり	1枚につき 36円
	そで裏星入れ	1枚につき 29円
	ベンツ止め	1か所につき 4円
	カード付け	カード1枚につき 8円
	糸くず取り	1枚につき 58円
	ズボン	小また千鳥掛け 後身内また上部について行うもの
わたり部について行うもの		1本につき 22円
ボタン付け		1個につき 8円
腰裏後端まつり		1本につき 8円
	糸くず取り	1本につき 22円

※ 男子既製洋服については、背広上衣の「見返し奥星入れ」、「小ボタンのボタン付け」、「前裏すそまつり」、「背わきまつり」及び「ネーム付け」の5工程が廃止、残り18工程の金額が平成27年5月21日に改正されます。

(2)婦人既製洋服のまとめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。
ただし、金額欄中表示されている長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額	
ワンピース	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 10円	
	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 15円	
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 18円	
	かざりホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 20円	
	ボタン付け	18センチメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 7円	
	鎖糸ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル(ヘル通しループを除く)	1か所につき 10円	
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 5円	
	肩パット付け	部分止め	1組につき 25円	
	カフス付け	カフスカバーまつり、かんぬき止め	1枚につき 33円	
	糸くず取り		1枚につき 15円	
	スカート	千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 10円
		すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 15円
		スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 18円
		かざりホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 21円
ボタン付け		18センチメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 7円	
鎖糸ループ付け		糸ループの長さ5センチメートル(ヘル通しループを除く)	1か所につき 7円	
プリーツしつけ		×印しつけ止め	1か所につき 5円	
糸くず取り			1枚につき 15円	
ブラウス		千鳥掛け	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 10円
		ボタン付け	18センチメートル以下、2つ穴、根巻き4回以上	1個につき 7円
		糸くず取り		1枚につき 14円

※ 婦人既製洋服については、ワンピースの「すそまつり」、「プリーツしつけ」及び「カフス付け」、スカートの「すそまつり」及び「プリーツしつけ」、ブラウスの「ボタン付け」の6工程の金額が平成27年5月21日に改正されます。

◎鳥取県和服裁縫業最低工賃【平成26年5月21日発効】

仕立ての業務

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚(帯にあっては1本)につき、右欄に掲げる金額。

品目	生地	規格	金額
		仕立て方	
振りそで	絹	あわせ	24,500円
留めそで	絹	あわせ(比翼・グシ付き)	27,700円
訪問着	絹	あわせ	20,000円
付け下げ	絹	あわせ	17,100円
長着	絹	あわせ	15,300円
	ウール	ひとえ	7,200円
羽織	絹	あわせ	11,000円
7分コート又は雨コート	絹	あわせ又はひとえ	14,000円
長じゆばん	絹	無双ひとえ	8,700円
	合成繊維	無双ひとえ	7,000円
名古屋帯	絹	8寸まつり	4,000円
		9寸しん入り	4,900円
袋帯	絹	しん入り	4,600円
ゆかた	綿	ひとえ	6,300円

※ 和服裁縫業については、付け下げの絹「あわせ」、長着の絹の「あわせ」の金額が平成26年5月21日に改正されました。

- * 最低工賃に達しない工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払の定めをしたものとみなされます。
- * 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、委託業務内容、工賃の単価、納品の時期、工賃支払期日、受領した物品の数量、支払った工賃総額などをその都度記入しなければなりません。
- * 工賃は、現金で全額を1か月以内に支払わなければなりません。

最低工賃

島根県外衣・シャツ製造業最低工賃

(効力発生の日・平成15年6月25日～)

品目	工程	金額	
男子用背広上衣	そで付け裏まつり	1枚につき	114円
	身返し奥星入れ	1枚につき	77円
	そで口裏まつり	1枚につき	58円
	背裏鎖止め	1枚につき	15円
	ベントまつり	1ヶ所につき	11円
	ベント止め	1ヶ所につき	4円
	背すそまつり	1枚につき	35円
	糸くず取り	1枚につき	53円
男子用長ズボン	腰裏かんぬき止め	1ヶ所につき	3円
	腰裏後端まつり	1本につき	8円
	シックまつり	1本につき	8円
	ボタン付け	1個につき	8円
	糸くず取り	1本につき	23円
婦人用 ブラウス/スラックス/スカート	まつり	長さ3cmにつき	5円
	スナップ付け	1組につき	16円
	糸切り	1枚につき	16円
カッターシャツ	糸切り(糸くず取りを含む) (長そでのものに限る)	1枚につき	17円
	マーク付け	1枚につき	4円
トレーニングウェア(上衣)	そで口フライス(リブ)づくり (継縫い、切離し、折りを含む)	1個につき	2円
	糸きり(糸くず取りを含む)	1枚につき	6円
トレーニングウェア(ズボン)	糸きり(糸くず取りを含む)	1枚につき	5円

広島県既製服縫製業最低工賃

1 適用する家内労働者

広島県の区域内で既製服縫製業に係る縫製及びまよめの業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 作業服の縫製の業務

次の表の品目欄及び工程欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工 程	金 額
ジャンパー	雨ぶた作り	1着につき 19円
	胸ポケット作り(パッチ型)	1着につき 15円
	わきポケット作り(タマブチ型)	1着につき 48円
	カフス作り	1着につき 18円
	襟作り	1個につき 24円
	身返し作り	1着につき 13円
	糸くず取り(糸きり装置付き)	1枚につき 16円
	糸くず取り(糸きり装置なし)	1枚につき 20円
	丸縫い(裁断、仕上げ及びノーホークを除き、腰帯及び比翼付き)	1枚につき 677円
ズボン	ピスポケット(後ポケット)作り及びピスポケット付け	1着につき 32円
	わきポケット作り及びわきポケット付け	1着につき 25円
	前立て作り及び前立て付け	1個につき 20円
	天ぐ作り及び天ぐ付け	1個につき 17円
	糸くず取り(糸きり装置付き)	1本につき 16円
	糸くず取り(糸きり装置なし)	1本につき 20円
	丸縫い(裁断及び仕上げを除く)	1本につき 522円

(2) 男子既製洋服のまよめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工 程	規 格	金 額
ズボン	前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき 10円
	天ぐ裏まつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき 10円
	ボタン付け	小ボタン、糸足つき、根巻き4回以上	1個につき 9円
	糸くず取り	糸きり装置付き	1本につき 16円
	糸くず取り	糸きり装置なし	1本につき 22円

(3) 婦人既製洋服のまよめの業務(モンスラを除く。)

次の表の工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工 程	規 格	金 額
身返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 6円
すそまつり(手作業に限る)	針目が3センチメートル間隔に4針以上	1着につき 72円
肩パット付け	部分止め	1着につき 30円
ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 5円
プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 5円
スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 18円
かぎホック付け	ウエスト用	1組につき 18円
ボタン付け	糸足つき、根巻き4回以上	1個につき 8円
鎖系ループ付け	糸ループの長さ5センチメートル	1か所につき 8円
糸くず取り	糸きり装置付き	1枚(本)につき 12円
糸くず取り	糸きり装置なし	1枚(本)につき 12円
丸縫い	裁断及び仕上げを除く	1枚(本)につき 564円

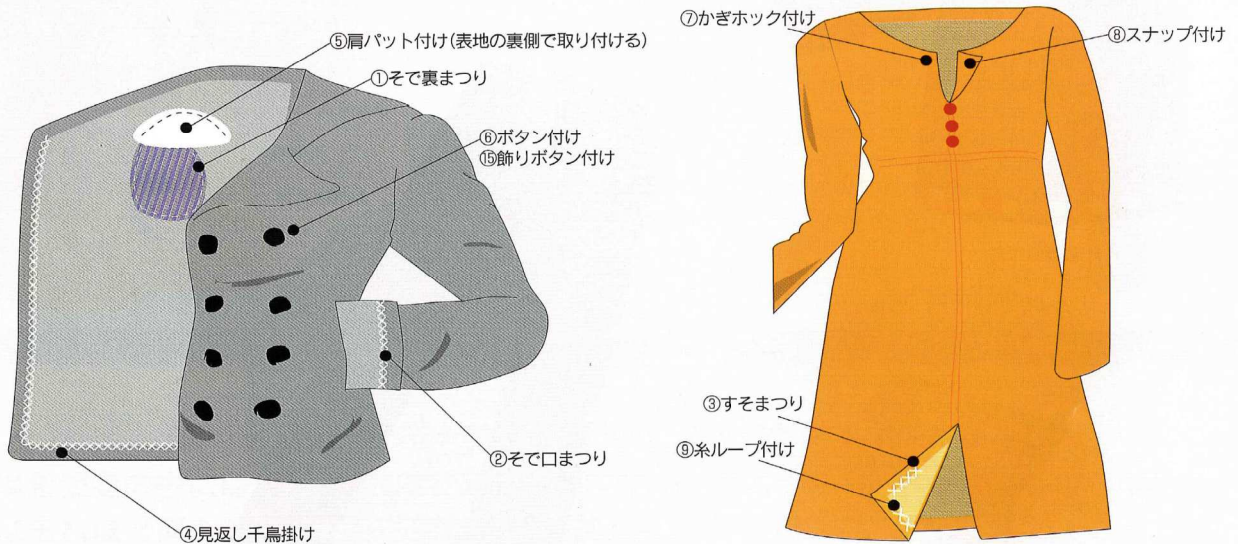
4 効力発生の日

令和5年8月12日

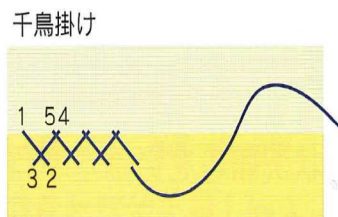
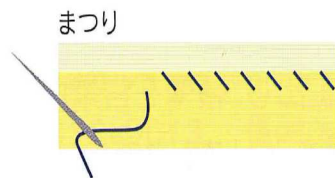
福岡県婦人服製造業最低工賃(1) (平成 27 年 4 月 17 日から)

ワンピース、上衣又はコート

工 程		金 額	
そで裏まつり		10センチメートルにつき15円	
そで口まつり		10センチメートルにつき15円	
すそまつり		20センチメートルにつき17円	
見返し千鳥掛け		1か所につき 13円	
肩パット付け		1枚分につき 32円	
ボタン 付 け	飾りボタン付け	1個につき 9円	
	根巻きボタ ン付 け	カボタンを付けるもの	1個につき 13円
		カボタンを付けないもの	1個につき 10円
かぎホック付け		1組につき 17円	
スナップ付け		1組につき 15円	
糸ループ付け		1か所につき 13円	
糸くず 取 り	裏地のあるものについて行うもの	1枚分につき 16円	
	裏地のないものについて行うもの	1枚分につき 19円	



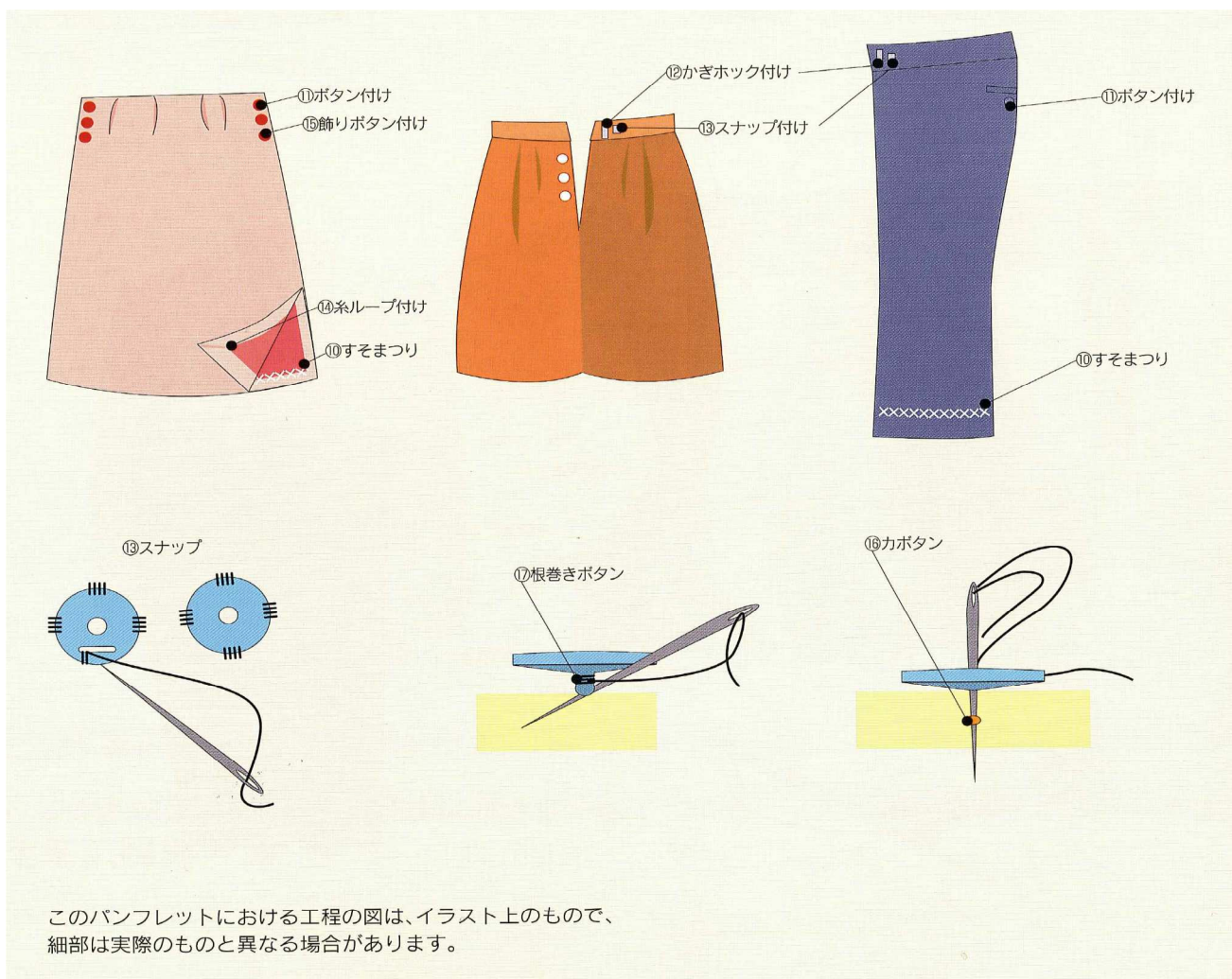
作業工程部分図



福岡県婦人服製造業最低工賃(2) (平成 27 年 4 月 17 日から)

スカート又はスラックス

工 程		金 額	
すそまつり		20センチメートルにつき 17円	
ボタン 付 け	飾りボタン付け	1個につき 9円	
	根巻きボタ ン付け	カボタンを付けるもの	1個につき 13円
		カボタンを付けないもの	1個につき 10円
かぎホック付け		1組につき 17円	
スナップ付け		1組につき 15円	
糸ループ付け		1か所につき 13円	
糸くず 取 り	裏地のあるものについて行うもの	1枚分につき 15円	
	裏地のないものについて行うもの	1枚分につき 19円	



佐賀県の最低工賃

発効4年4月24日

適用者

佐賀県内で婦人既製服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者と、その家内労働者に業務を委託する委託者



婦人既製服製造業に係るまとめの業務

工 程	規 格	金 額			
			(旧)	(新)	
身返し端まつり(千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	1か所につき	8円	10円	
身返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき	8円	9円	
裾まつり	針目が3cm間隔に4針以上	15cmにつき	7円	9円	
スナップ付け	1cm型	1組につき	11円	13円	
鍵ホック付け	ウエスト用前かん	1組につき	18円	20円	
	ウエスト用以外	1組につき	13円	14円	
ボタ ン 付 け	飾りボタン	1個につき	5円	6円	
	根巻きボタン	カボタン付き	1個につき	9円	11円
		カボタン無し	1個につき	7円	8円
鎖系ループ付け	糸ループ作り付け	1か所につき	8円	9円	
	既製ループ付け	1か所につき	4円	5円	
ベント止め	×印仕付け止め	1か所につき	5円	6円	
プリーツ仕付け	×印仕付け止め	1か所につき	5円	6円	
袖付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき	9円	11円	
袖口裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき	10円	12円	
肩パット付け	部分止め	1組につき	22円	24円	
	肩線止め	1組につき	9円	10円	
糸くず取り		1枚につき	14円	15円	

【注意】

金額欄に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1cmあたりに換算した金額とする。この場合、1cm未満の長さは1cmに切り上げる。

【その他】

委託契約にあたっては、家内労働手帳を交付し、必要事項の取り決めをしましょう。
家内労働災害の防止を図りましょう。
いわゆる「インチキ内職」に注意しましょう。

【問い合わせ先】

佐賀労働局又は最寄りの労働基準監督署へ
佐賀労働局労働基準部賃金室 ☎ 0952 - 32 - 7179
佐賀労働基準監督署 ☎ 0952 - 32 - 7133 唐津労働基準監督署 ☎ 0955 - 73 - 2179
武雄労働基準監督署 ☎ 0954 - 22 - 2165 伊万里労働基準監督署 ☎ 0955 - 23 - 4155



厚生労働省
家内労働のしおり



佐賀労働局
家内労働関連

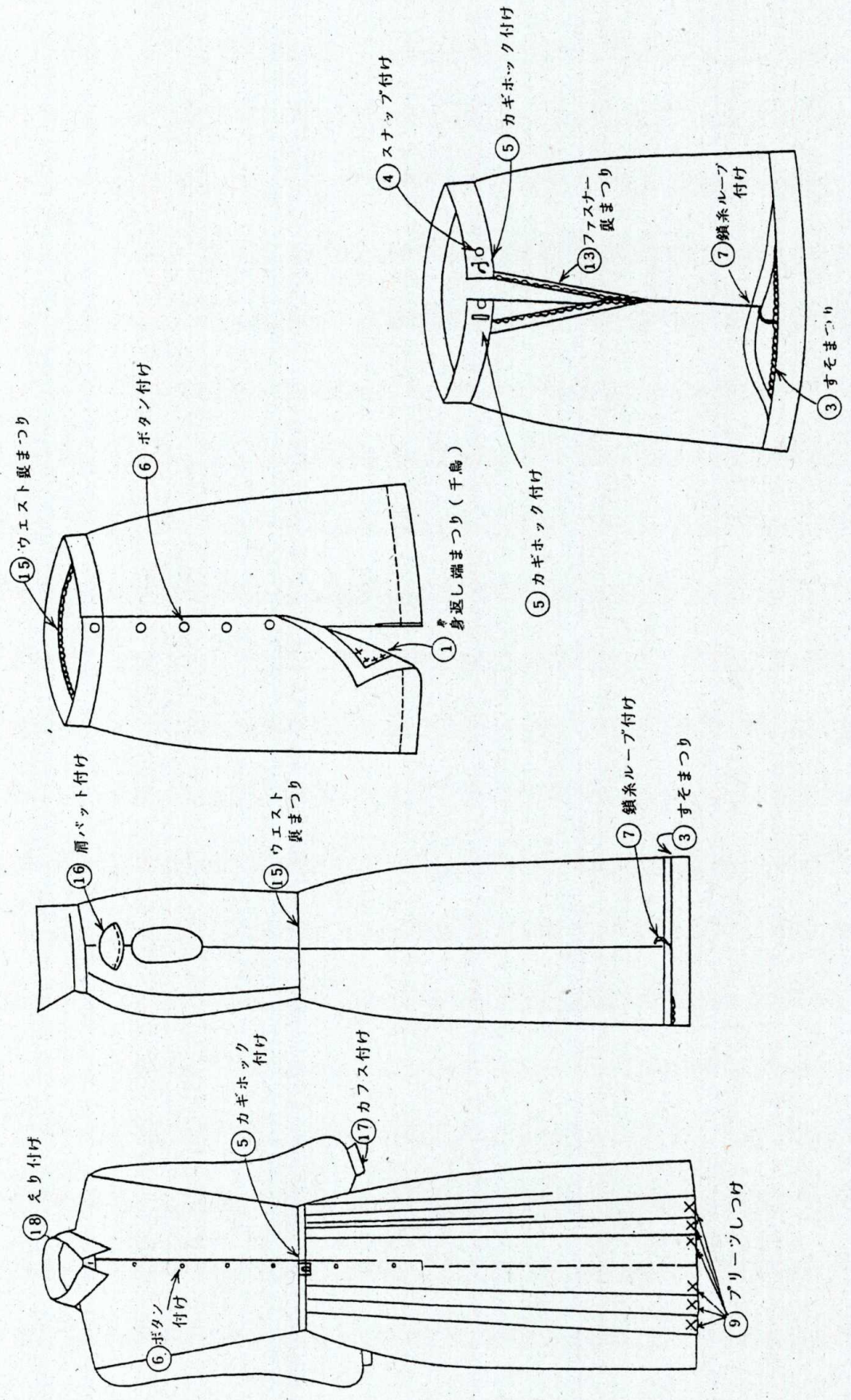


佐賀労働局
<https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/home.html>

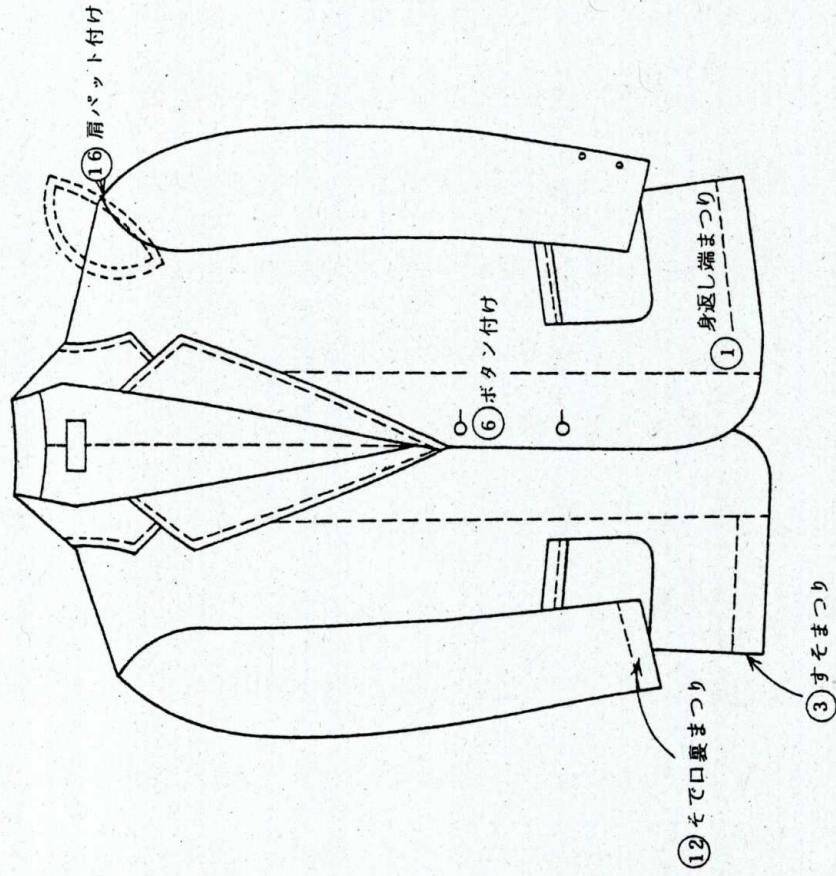
婦人既製洋服まとめ作業工程解説図

ワンピース

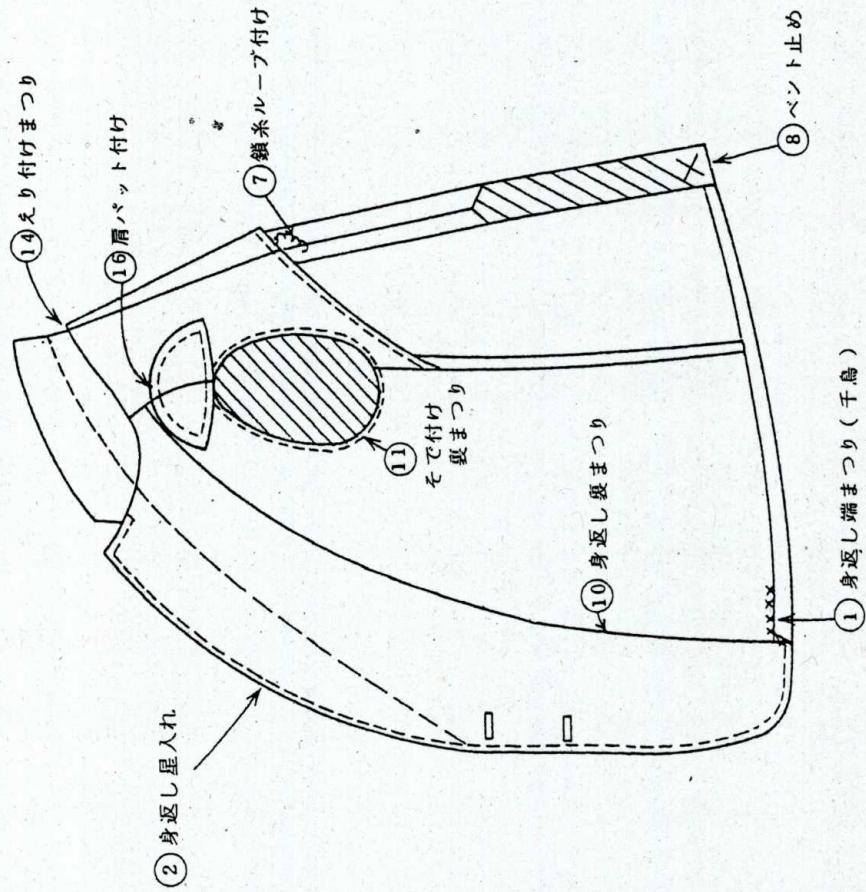
スカート



ブレザーコート 表面



ブレザーコート 裏面



3 長崎県婦人既製洋服製造業最低工賃

(1) 適用する家内労働者

長崎県の区域内で婦人既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者

(2) 適用する委託者

(1)の家内労働者に(1)の業務を委託する委託者

(3) (1)の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

ただし、金額欄に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、1センチメートル当たり換算した金額とする。この場合、1センチメートル未満の長さは1センチメートルに切り上げるものとする。

(4) 効力発生の日 平成13年4月1日

品目	工程	規格	金額	
上 衣	身返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上のもの	1か所につき 10円	
	身返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に 3針以上のもの	10センチメートル につき 11円	
	ボタン付け	飾りボタン		1個につき 8円
		根巻きボタン	力ボタン付き	1個につき 13円
			力ボタンなし	1個につき 10円
	鎖系ループ付け	糸ループ作り付け		1か所につき 9円
		既製ループ付け		1か所につき 5円
	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に 7針以上のもの	10センチメートル につき 12円	
	そで口裏まつり		10センチメートル につき 11円	
	肩パット付け	部分止め		1組につき 21円
肩線止め			1組につき 11円	
糸くず取り		1枚につき 16円		
ブラウス	身返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上のもの	1か所につき 7円	
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 13円	
	ボタン付け	飾りボタン	1個につき 8円	
	肩パット付け		1組につき 13円	
	糸くず取り		1枚につき 13円	
スカート 及び スラックス	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 15円	
	かぎホック付け	ウエスト用前かん	1組につき 20円	
	ボタン付け	飾りボタン		1個につき 8円
		根巻きボタン	力ボタン付き	1個につき 10円
			力ボタンなし	1個につき 8円
	鎖系ループ付け	糸ループ作り付け		1か所につき 9円
	ベント止め	×印しつけ止め		1か所につき 6円
	プリーツしつけ		1か所につき 6円	
糸くず取り		1枚につき 14円		

熊本県縫製業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
熊本県の区域内で婦人既製洋服製造業に係るまとめの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄に表示されている単位と異なる長さの作業を行う場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは1センチメートルに切り上げるものとする。

品目	工 程	規 格	金 額	
ワンピース、ブレザー及びコート	身返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所(3センチメートル)につき 10円	
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 15円	
	ボタン付け	2つ穴、糸足つき根巻き 4回以上	1個につき	8円
		4つ穴、糸足つき根巻き 4回以上	1個につき	10円
	鎖糸ループ付け	糸ループ作り付け 長さ5センチメートル	1か所につき	10円
	身返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき	10円
	そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき	11円
	そで口裏まつり		10センチメートルにつき	11円
	肩パット付け		1組につき	33円
	糸くず取り		1枚につき	15円
スカート及びブラスacks	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	20センチメートルにつき 12円	
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき 14円	
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 23円	
	ボタン付け	2つ穴、糸足つき根巻き 4回以上	1個につき	8円
		4つ穴、糸足つき根巻き 4回以上	1個につき	10円
	鎖糸ループ付け	糸ループ作り付け 長さ5センチメートル	1か所につき	10円
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき	6円
	プリーツしつけ		1か所につき	6円
	ファスナー裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	10センチメートルにつき	11円
	ウエスト裏まつり		20センチメートルにつき	16円
糸くず取り		1枚又は1本につき	15円	

- 4 効力発生の日
平成16年4月25日

大分県における最低工賃

大分県衣服製造業最低工賃（効力発生日 平成13年9月6日）

大分県内で衣服製造業における婦人用既製スカート、上衣若しくはワンピース又は男子用既製ワイシャツのまどめの業務に従事する家内労働者に対しては、次の表の品目、工程、規格毎に定められた金額以上の工賃を支払わなければなりません。

品目	行程	規格	金額
婦人用既製スカート、 上衣、ワンピース	スナップ付け	5ミリメートル以上の型のもの	1組につき 15円
	ボタン付け	13ミリメートル以上の型（4つ穴）、 糸足つき根巻き3回以上	1個につき 8円
	鎖糸ループ作り付け	糸ループの長さ3センチメートル以上 のもの	1か所につ き 7円
	糸切り （糸くず取りを含 む。）	—	1枚につき 11円
男子用既製ワイ シャツ	糸切り （糸くず取りを含 む。）	半袖	1枚につき 13枚
		長袖	1枚につき 14円

沖縄県縫製業最低工賃

1. 適用する家内労働者

沖縄県の区域内で男子服製造業、婦人・子供服製造業、学校服製造業、シャツ製造業、寝具製品製造業若しくはニット製品製造業に係る縫製又はまよめの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の品目欄及び業務欄及び工程欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

		品目	業務	工程	金額		
男子服	作業用ズボン		縫製	丸縫い(裾上げ無し)	1本につき	605 円 0 銭	
				裾上げ	1本につき	126 円 0 銭	
婦人服・子供服	婦人用ワンピース(ノースリーブ、裏地・襟無し)	ブラウス・シャツ	縫製	丸縫い	1枚につき	1,575 円 0 銭	
				丸縫い	1枚につき	630 円 0 銭	
				丸縫い	1枚につき	630 円 0 銭	
				丸縫い	1本につき	567 円 0 銭	
	上記共通		まとめ	糸くず取り	1枚・本につき	20 円 0 銭	
	子供用ムーニー		縫製	丸縫い	1枚につき	265 円 0 銭	
	ジュニアシャツブラウス				1枚につき	474 円 0 銭	
学 校 服	男子服	上衣(白シャツ)	縫製	丸縫い(半袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	403 円 0 銭	
				丸縫い(長袖:芯地張り・ボタン付け・穴かがり別)	1枚につき	605 円 0 銭	
			まとめ	ボタン付け	1個につき	13 円 0 銭	
				穴かがり	1個につき	13 円 0 銭	
	上衣		まとめ	糸くず取り、まつり及びボタン付け	1枚につき	170 円 0 銭	
	セーラー服	夏物	縫製	丸縫い	1枚につき	428 円 0 銭	
				丸縫い	1枚につき	542 円 0 銭	
		上記共通		まとめ	ボタン付け(スナップ付け)	1個につき	13 円 0 銭
					糸くず取り	1枚につき	25 円 0 銭
		ブレザー		まとめ	糸くず取り及びまつり	1枚につき	81 円 0 銭
		ボタン付け(スナップ付け)	1個につき		13 円 0 銭		
ひだスカート		縫製	丸縫い	1枚につき	630 円 0 銭		
シ ャ ツ	シヤロツハ	大人用	縫製	丸縫い及びパッチポケット付け	1枚につき	441 円 0 銭	
		子供用			1枚につき	252 円 0 銭	
	かりゆしウェア	男性用開襟タイプ	縫製	丸縫い(ボタン付け・穴かがり・芯地張り無し)	1枚につき	441 円 0 銭	
		女性用開襟タイプ			1枚につき	365 円 0 銭	
		男女共通(シャツカラー・ボタンドウン・スタンドカラータイプ)			1枚につき	504 円 0 銭	
	子供用開襟タイプ	1枚につき			252 円 0 銭		
上記共通		まとめ	糸くず取り	1枚につき	25 円 0 銭		
寝 具 製 品	ピロケース		縫製	側縫い	1枚につき	103 円 0 銭	
	羽根枕中袋	裏地の付いているもの			1枚につき	57 円 0 銭	
		裏地の付いていないもの			1枚につき	44 円 0 銭	

(効力発生日 令和5年4月28日)

(案)

令和6年1月19日

山梨地方労働審議会
会長 小澤 義彦 殿

山梨地方労働審議会
家内労働部会
部会長 落合 圭子

山梨県婦人服製造業最低工賃の改正決定の必要性の
有無について（報告）

当部会は、標記について慎重に審議した結果、山梨県婦人服製造業最低工賃について、全会一致により改正決定することが必要であるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

落合 圭子

今井 幸一

岡 松 恵

家内労働者代表委員

小 林 恵

岡本 昌也

白倉 範人

委託者代表委員

遠藤 浩行

鈴木 康児

山岸 正宜

山梨県婦人服製造業最低工賃改正に係る審議経過概要

区分	回	開催年月日	調査審議事項
家内労働部会	1	6. 1. 19	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長の選出及び部会長代理の指名 2 家内労働部会運営規程及び専決事項について 3 家内労働の現状及び第 14 次最低工賃改正計画について 4 婦人服製造業家内労働実態調査の結果について 5 山梨県婦人服製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について

区分	回	開催年月日	調査審議事項
本審	1	5. 11. 21	<ol style="list-style-type: none"> 1 山梨県婦人服製造業最低工賃の改正等及び関連部会の設置について了承 2 家内労働部会委員及び最低工賃専門部会委員の指名について了承 3 家内労働部会等の決議をもって本審決議とする専決決議について了承

【意見聴取項目(案)】

1 委託者用

○事業概要

事業場の規模、主要生産又は取扱品目

○現在の景況・生産状況

○業界を取り巻く状況(家内労働に関連する事項)

○委託先件数(家内労働者数)及び委託内容

○委託業務の設定工賃額

○最低工賃未満の工賃を設定し、支払っている場合、その理由

○工賃を設定する際の基準

○工賃の改定状況(令和元年度以後)

○委託業務に係る歩留まり(どの程度不良品が発生するか)

○家内労働者に対する機械・工具等の貸与状況

○家内労働者への委託量の変化(3年前と比較、また、今後の見込みは)

○家内労働者によって、作業能率は異なるか。どのような理由があるか。

○現状の最低工賃設定業務に係る意見(不要なもの、追加すべきもの等)

○最低工賃制度又は最低工賃額に対する意見

2 家内労働者用

○受託内容(家内労働の作業内容)

○経験年数

○所有機械(機械の名称・経費)

○貸与されている機械

○最低工賃設定業務に係る自身の設定工賃額

○1日及び1か月当たりの作業時間

○最低工賃設定業務に係る時間当たりの作業量

○1か月当たりの工賃収入金額

○1か月当たりの経費

○工賃の改定状況(令和元年度以後)

○受託量(作業量)の変化(令和元年度以降)

○現状の最低工賃設定業務に係る意見(不要なもの、追加すべきもの等)

○現在設定されている工賃額に対する意見

○最低工賃制度又は最低工賃額に対する意見